

平成27年度原子爆弾被爆者実態調査報告

厚生労働省健康局

平成27年度原子爆弾被爆者実態調査報告

厚生労働省

はじめに

平成27年度原子爆弾被爆者実態調査は、昭和20年8月広島・長崎に投下された原子爆弾による被爆者の生活、健康等の現状を総合的に把握するとともに、被爆体験などを後世に語り継ぐことを目的として実施したものである。

この調査は、生存者に関する調査及び被爆体験に関する調査で構成されるが、本調査報告はこのうち生存者に関する調査結果について取りまとめたものである。

生存者に関する実態調査としては、昭和40年度、昭和50年度、昭和60年度、平成7年度及び平成17年度の調査に引き続くものである。

本調査報告の取りまとめにあたっては、生存被爆者の生活、健康面の項目ごとに回答の集計結果を示すとともに、必要に応じては過去の実態調査及び国勢調査等との比較を行った。しかしながら、これらの比較は、それぞれの調査方法や対象集団の構成の違いなどから必ずしも厳密なものではないため、参考として理解すべきものであることに留意する必要がある。

<目 次>

第1章 調査の概要	1
1. 調査の目的	1
2. 調査の種類及び対象者	1
3. 調査基準日	1
4. 調査の内容	1
5. 調査機関	1
6. 調査方法	1
7. 調査の実施状況	2
第2章 調査の結果 【国内調査編】	3
1. 調査の回答状況	3
2. 性・年齢構成	6
3. 被爆状況	8
4. 世帯の状況	11
5. 住居の状況	15
6. 収入を伴う仕事の有無	18
7. 所得の状況	21
8. 公的年金・恩給の受給状況	23
9. 生活保護の状況	26
10. 被爆者援護法による手当の受給状況	27
11. 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持状況	33
12. 受療の状況	36
13. 被爆者健康診断の受診状況	42
14. 介護等の状況	52
15. 介護保険制度の認定等状況	70
16. 苦労、心配していることの状況	82

第3章 調査の結果 【国外調査編】 86

1. 被爆者の地域別内訳	86
2. 性・年齢構成	87
3. 被爆状況	89
4. 世帯の状況	93
5. 収入を伴う仕事の有無	97
6. 在外被爆者支援施策の周知および利用の状況	99
7. 民間医療保険の加入状況	113
8. 受療の状況	115
9. 介護等の状況	120
10. 苦勞、心配していることの状況	138

第4章 参考資料 141

1. 平成27年度原爆被爆者対策の概要	141
2. 他の主要統計調査の実施概要	144
3. 用語解説	148
4. 平成27年度原子爆弾被爆者実態調査調査票	149
(1) 国内用	149
(2) 国外用	160
(3) 南米用	171

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者健康手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の生活、健康等の現状などを把握することを目的とする。

2. 調査の種類及び対象者

(1) 国内調査

国内に居住している被爆者（平成27年9月1日現在）のうち、抽出率30%で無作為に抽出した者とする。

(2) 国外調査

国外に居住している被爆者及び平成27年度在外被爆者支援事業実施要綱3の（2）の①のオに基づく被爆時状況確認証の交付を受けている者（以下「被爆時状況確認証交付者」という。）とする（いずれも平成27年9月1日現在）。

3. 調査基準日

平成27年11月1日（日）とする。

4. 調査の内容

(1) 国内調査

第4章 参考資料 4.（1）の調査票（国内用）のとおりとする。

(2) 国外調査

第4章 参考資料 4.（2）の調査票（国外用）及び（3）の調査票（南米用）のとおりとする。

5. 調査機関

厚生労働省が各都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長に委託し、それぞれの原爆被爆者対策主管部（局）（以下「主管部（局）」という。）が調査票の送付及び回収を行う。

6. 調査方法

主管部（局）が調査対象者に調査票を郵送する。調査対象者がこれに記入して主管部（局）に返送し、主管部（局）が厚生労働省（健康局総務課）に提出する。

7. 調査の実施状況

(1) 国内調査

無作為抽出による調査対象者 53,049 人のうち死亡、海外滞在等の長期不在及び所在不明の事実が判明したものを除いた被爆者 52,823 人に対し「原子爆弾被爆者実態調査 調査票」を郵送して調査を実施した。回答のあった被爆者は 38,653 人であり、回収率は 73.2%であった。

(2) 国外調査

国外に居住している、平成 27 年 9 月 1 日現在の被爆者及び被爆時状況確認証交付者 3,426 人のうち死亡、海外滞在等の長期不在及び所在不明の事実が判明したものを除いた被爆者 3,406 人に対し「原子爆弾被爆者実態調査 調査票」を郵送して調査を実施した。回答のあった被爆者は 2,758 人（被爆時状況確認証交付者は 0 人）であり、回収率は 81.0%であった。

以下の報告は、調査に回答のあった国内調査 38,653 人、国外調査 2,758 人についてとりまとめたものである。

第2章 調査の結果【国内調査編】

1. 調査の回答状況

(1) 被爆者の性別、年齢階級別内訳

表2-1-1 性別、年齢階級別内訳

性別	年齢	被爆者数	調査対象者数	回答者数	回収率
男	70歳以下	7,392	2,240	1,535	68.5%
	71歳～80歳	32,011	9,601	7,586	79.0%
	81歳～90歳	26,784	7,998	6,054	75.7%
	91歳以上	2,741	849	587	69.1%
	小計	68,928	20,688	15,762	76.2%
女	70歳以下	8,206	2,483	1,679	67.6%
	71歳～80歳	41,029	12,270	9,323	76.0%
	81歳～90歳	45,997	13,768	9,496	69.0%
	91歳以上	12,094	3,614	2,393	66.2%
	小計	107,326	32,135	22,891	71.2%
	合計	176,254	52,823	38,653	73.2%

(2) 被爆者の地域別内訳

回答した被爆者38,653人についての地域別内訳は表2-1-2のとおりであり、広島市(12,263人)、長崎市(7,119人)、広島県(5,157人)、長崎県(3,137人)に居住する者が27,676人で回答者の71.6%を占め、次いで大阪府(1,396人)、福岡県(1,236人)、東京都(1,094人)、神奈川県(1,027人)、兵庫県(743人)、山口県(694人)、の順で分布しており、これら10都府県市で87.6%を占めている。

表2-1-2 原爆被爆者実態調査の地域別内訳

	平成7年度調査			平成17年度調査			▶平成27年度調査		
	被爆者数	回答者数	回収率	調査対象者数	回答者数	回収率	調査対象者数	回答者数	回収率
北海道	644	492	76.4%	136	97	71.3%	108	73	67.6%
青森県	111	105	94.6%	25	25	100.0%	20	20	100.0%
岩手県	116	85	73.3%	23	17	73.9%	14	9	64.3%
宮城県	276	208	75.4%	63	49	77.8%	49	46	93.9%
秋田県	73	72	98.6%	13	11	84.6%	10	8	80.0%
山形県	99	76	76.8%	21	17	81.0%	10	9	90.0%
福島県	168	155	92.3%	36	24	66.7%	24	15	62.5%
茨城県	592	471	79.6%	133	88	66.2%	113	80	70.8%
栃木県	359	246	68.5%	75	60	80.0%	64	54	84.4%
群馬県	269	206	76.6%	56	42	75.0%	46	33	71.7%
埼玉県	2,544	1,687	66.3%	612	402	65.7%	571	361	63.2%
千葉県	3,704	2,548	68.8%	833	574	68.9%	739	496	67.1%
東京都	9,782	6,188	63.3%	2,052	1,381	67.3%	1,756	1,094	62.3%
神奈川県	6,144	4,566	74.3%	1,400	913	65.2%	1,306	1,027	78.6%
新潟県	229	209	91.3%	47	33	70.2%	36	25	69.4%
富山県	139	107	77.0%	31	25	80.6%	23	21	91.3%
石川県	192	118	61.5%	39	29	74.4%	29	24	82.8%
福井県	164	152	92.7%	35	28	80.0%	19	17	89.5%
山梨県	130	83	63.8%	32	30	93.8%	27	22	81.5%
長野県	227	191	84.1%	50	40	80.0%	42	33	78.6%
岐阜県	719	561	78.0%	163	118	72.4%	128	96	75.0%
静岡県	1,043	800	76.7%	220	187	85.0%	183	162	88.5%
愛知県	3,592	2,339	65.1%	787	587	74.6%	647	465	71.9%
三重県	798	620	77.7%	166	125	75.3%	121	101	83.5%
滋賀県	530	418	78.9%	126	88	69.8%	105	92	87.6%
京都府	1,702	1,242	73.0%	410	340	82.9%	315	242	76.8%
大阪府	11,145	6,731	60.4%	2,010	1,527	76.0%	1,737	1,396	80.4%
兵庫県	6,093	4,426	72.6%	1,301	982	75.5%	1,108	743	67.1%
奈良県	982	658	67.0%	220	165	75.0%	192	138	71.9%
和歌山県	514	373	72.6%	108	73	67.6%	81	66	81.5%
鳥取県	781	591	75.7%	147	122	83.0%	99	63	63.6%
島根県	2,625	2,151	81.9%	510	390	76.5%	355	242	68.2%
岡山県	3,436	2,368	68.9%	671	460	68.6%	517	364	70.4%
広島県*	50,998	42,528	83.4%	9,413	7,166	76.1%	6,996	5,157	73.7%
山口県	6,463	4,778	73.9%	1,268	961	75.8%	940	694	73.8%
徳島県	517	332	64.2%	90	79	87.8%	59	37	62.7%
香川県	801	642	80.1%	156	137	87.8%	111	95	85.6%
愛媛県	1,598	1,215	76.0%	341	258	75.7%	255	173	67.8%
高知県	396	286	72.2%	79	62	78.5%	54	45	83.3%
福岡県	10,576	6,549	61.9%	2,302	1,249	54.3%	1,963	1,236	63.0%
佐賀県	2,207	1,817	82.3%	450	345	76.7%	339	278	82.0%
長崎県**	27,316	18,490	67.7%	5,120	4,079	79.7%	3,964	3,137	79.1%
熊本県	2,374	1,840	77.5%	488	371	76.0%	364	289	79.4%
大分県	1,231	998	81.1%	259	186	71.8%	200	140	70.0%
宮崎県	1,032	821	79.6%	211	167	79.1%	151	129	85.4%
鹿児島県	1,752	1,402	80.0%	349	254	72.8%	243	181	74.5%
沖縄県	335	190	56.7%	65	42	64.6%	54	43	79.6%
広島市	97,556	76,313	78.2%	19,953	14,297	71.7%	16,645	12,263	73.7%
長崎市	58,998	49,109	83.2%	12,014	9,987	83.1%	9,891	7,119	72.0%
(再掲) 広島・長崎分	234,868	186,440	79.4%	46,500	35,529	76.4%	37,496	27,676	73.8%
合計	324,072	248,553	76.7%	65,109	48,689	74.8%	52,823	38,653	73.2%

注1) * は広島市を除く、**は長崎市を除く。

2) 被爆者数は、被爆者健康手帳交付者数から死亡、長期出張、所在不明の者を除いた数。

また、昭和60年、平成7年、17年、27年度調査の回答者の割合の推移は表2-1-3に示すとおりであり、広島、長崎両県市以外の他の都道府県の割合が高くなっている。

表2-1-3 回答者の全国に占める割合の推移

	昭和60年度調査	平成7年度調査	平成17年度調査	▶平成27年度調査
広島県	17.3%	17.1%	14.7%	13.3%
広島市	31.1%	30.7%	29.4%	31.7%
長崎県	9.0%	7.4%	8.4%	8.1%
長崎市	20.7%	19.8%	20.5%	18.4%
広島・長崎両県市	78.1%	75.0%	73.0%	71.6%
その他の都道府県	21.9%	25.0%	27.0%	28.4%

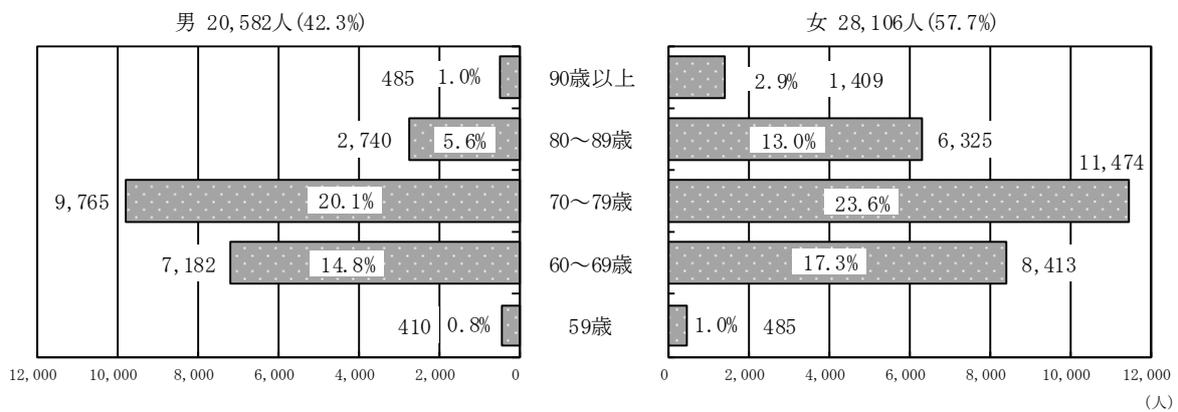
2. 性・年齢構成

性別についてみると、男性15,762人(40.8%)、女性22,891人(59.2%)で女性が多く、平成17年度調査(男性42.3%、女性57.7%)の性別割合と大きな差はない。

回答者の平均年齢は80.1歳(男性79.0歳、女性80.9歳。年齢不詳を除く)となっており、平成17年度調査の73.5歳(男性72.5歳、女性74.3歳)と比較して6.6歳年齢が高くなっている。

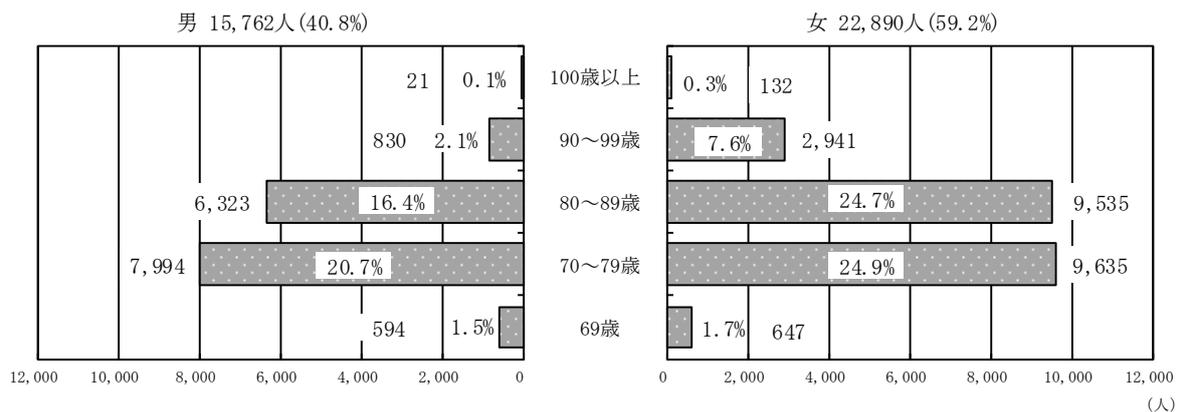
年齢構成を10歳階級別にみると図2-2-1のとおりであり、男性、女性とも70~79歳の者が最も多く、次いで80~89歳、90~99歳等の順となっている。また、回答者の年齢構成は図2-2-2のとおりである。

(平成17年度調査)



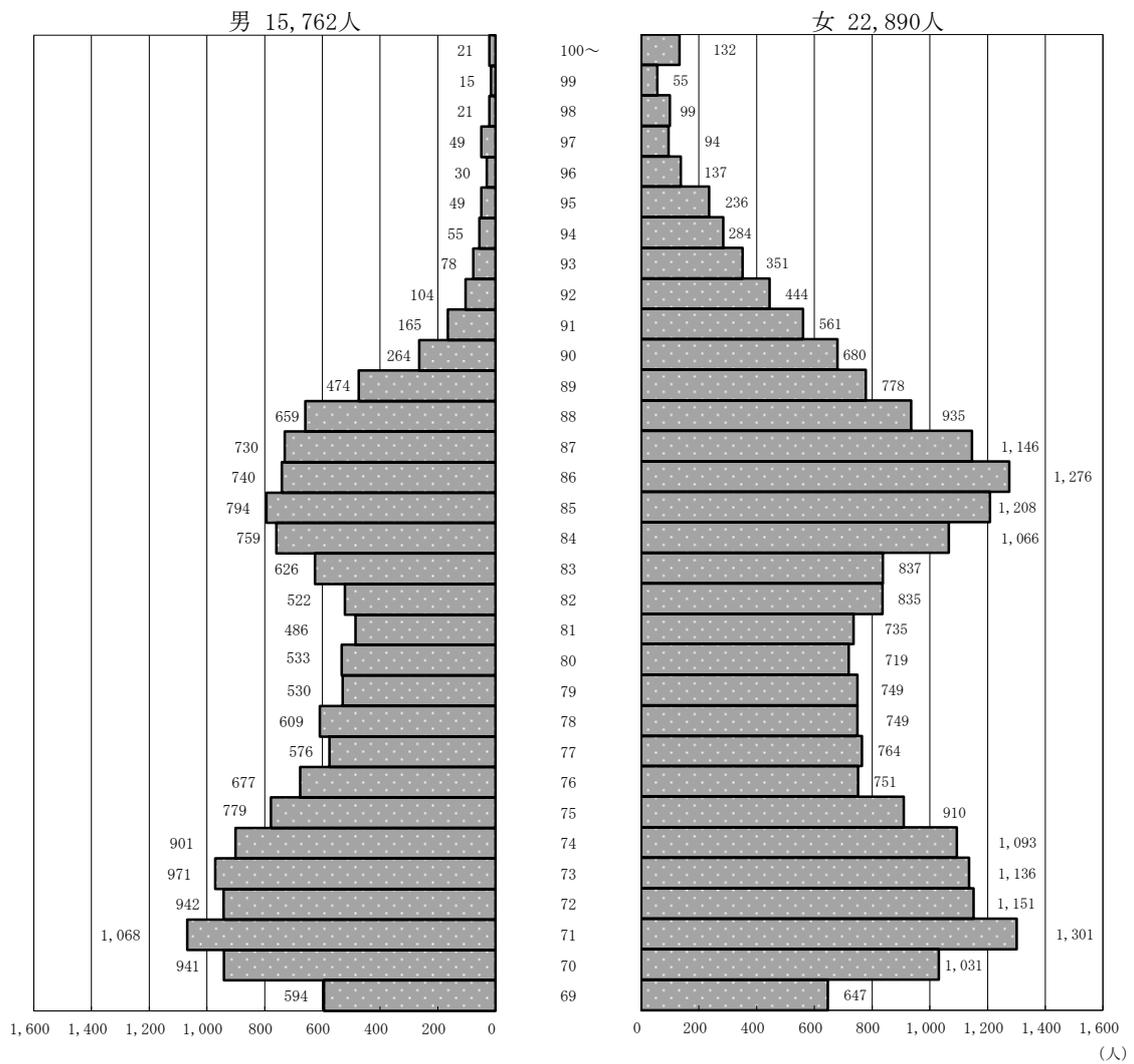
※上記の図では、性別不詳を除く。

➤ (平成27年度調査)



※上記の図では、年齢不詳を除く。

図2-2-1 回答者の性・年齢構成



※上記の図では、年齢不詳を除く。

図2-2-2 回答者の性・年齢構成 (各歳)

3. 被爆状況

被爆地別にみると、広島で被爆した者は23,334人、60.4%（平成17年度調査29,089人、59.7%）、長崎で被爆した者は15,311人、39.6%（平成17年度調査19,597人、40.3%）、二重被爆者は6人、0.0%、被爆地不詳の者は2人、0.0%である（図2-3-1）。

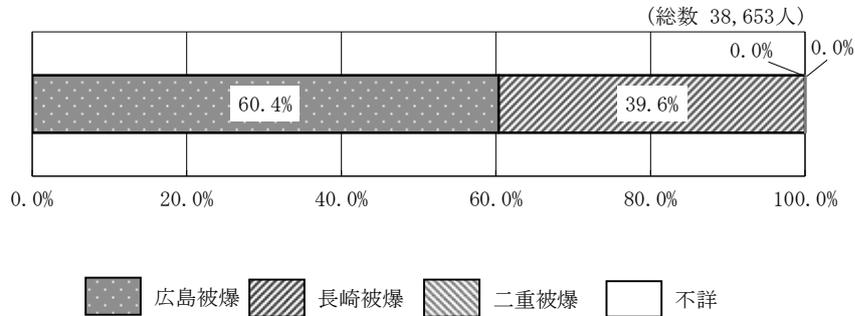


図2-3-1 被爆地別、回答者の割合

被爆区分別にみると1号被爆者（原子爆弾が投下された際、当時の広島・長崎市内又は一定の隣接地域内において直接被爆した者をいう。以下同じ。）は、23,941人（61.9%）、2号被爆者（原子爆弾が投下されてから2週間以内に爆心地から約2kmの区域内に立ち入った者をいう。以下同じ。）は、8,820人（22.8%）、3号被爆者（被爆者の救護等に従事したなど身体に放射線の影響を受けるような事情の下にあった者をいう。以下同じ。）は、4,243人（11.0%）、4号被爆者（1号被爆者、2号被爆者及び3号被爆者の胎児であった者をいう。以下同じ。）は、1,643人（4.3%）となっている（図2-3-2）。なお、平成17年度調査における被爆区分別の割合は、1号被爆者62.5%、2号被爆者24.9%、3号被爆者10.1%、4号被爆者2.4%であった。

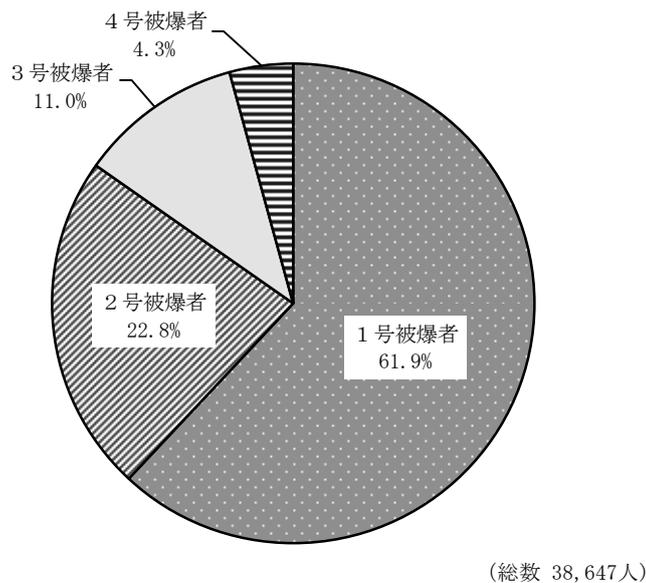


図2-3-2 被爆区分別、回答者の割合

被爆区分の割合を性別にみると、男性15,759人では1号被爆者63.0%、2号被爆者23.0%、3号被爆者9.1%、4号被爆者4.9%であり、女性22,888人では1号被爆者61.2%、2号被爆者22.7%、3号被爆者12.3%、4号被爆者3.8%である（図2-3-3）。

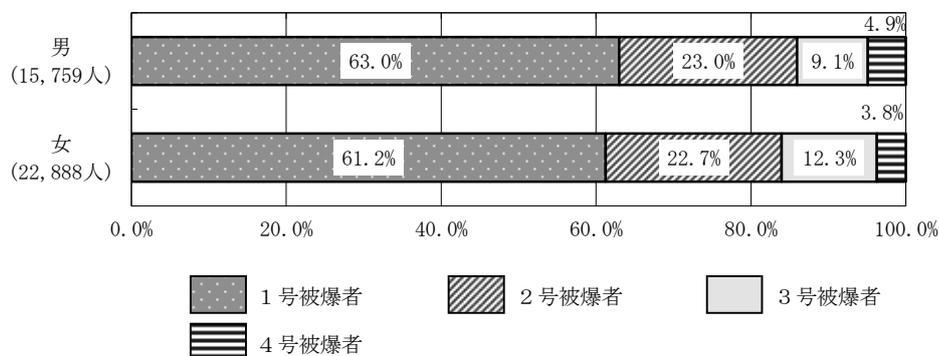
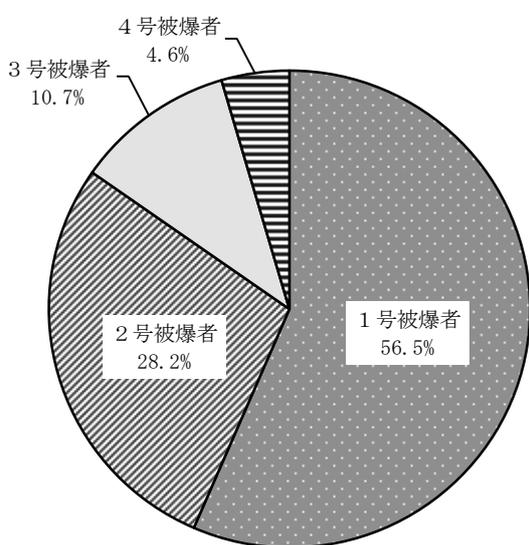
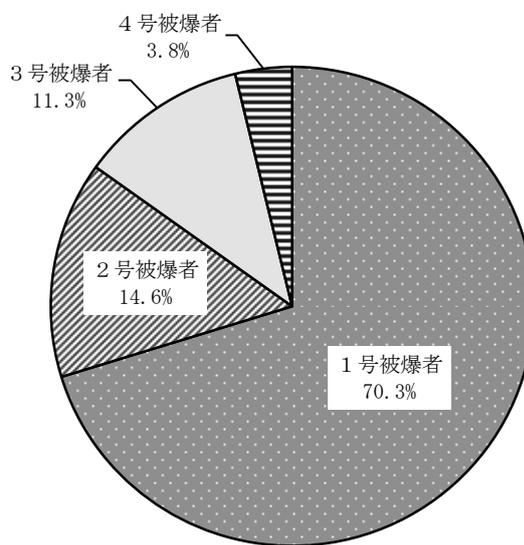


図2-3-3 性・被爆区分別、回答者の割合

被爆地別に被爆区分の割合をみると、広島被爆23,334人では、1号被爆者56.5%、2号被爆者28.2%、3号被爆者10.7%、4号被爆者4.6%であり、長崎被爆15,311人では、1号被爆者70.3%、2号被爆者14.6%、3号被爆者11.3%、4号被爆者3.8%である（図2-3-4、図2-3-5）。



(広島被爆 23,334人)



(長崎被爆 15,311人)

図2-3-4 被爆区分別、回答者の割合
(広島被爆)

図2-3-5 被爆区分別、回答者の割合
(長崎被爆)

また、1号被爆者23,941人について被爆距離別の割合を被爆地別にみると、広島被爆では1.6～2.0km(24.9%)が最も多く、次いで3.6km以上(23.4%)となっているが、長崎被爆では3.6km以上(39.9%)が最も多くなっている(図2-3-6)。

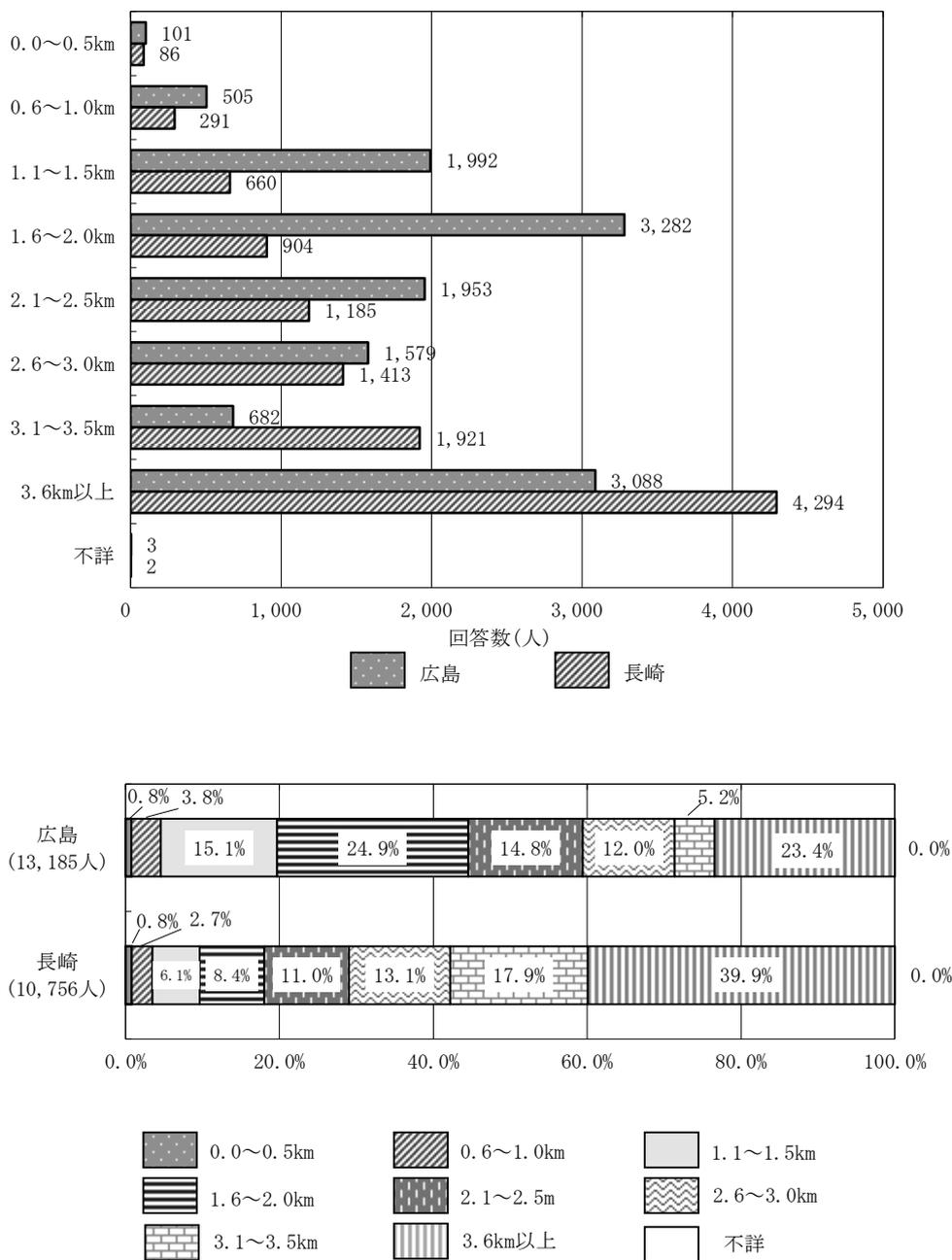
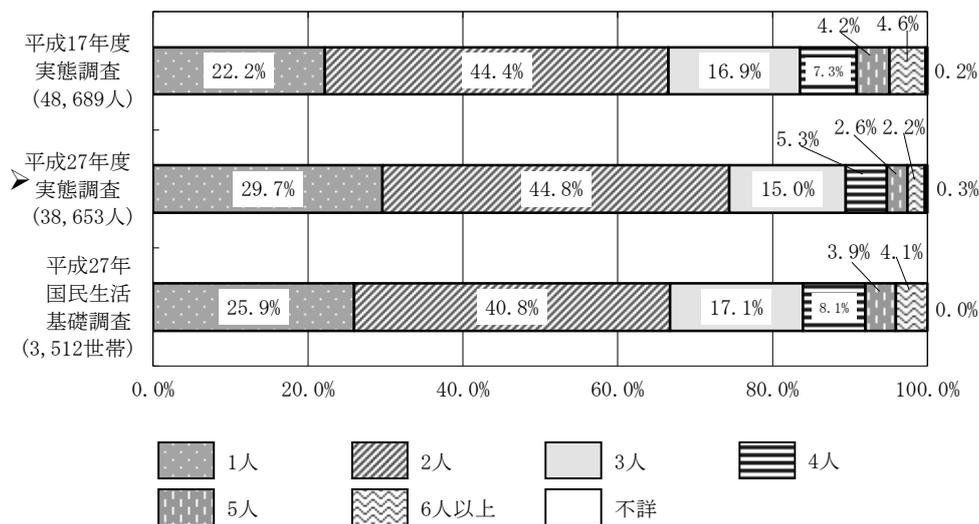


図2-3-6 被爆地・被爆距離別、回答者数とその割合(1号被爆者)

4. 世帯の状況

世帯人員の構成割合についてみると2人世帯(44.8%)が最も多く、次いで1人世帯(29.7%)、3人世帯(15.0%)等の順となっている(図2-4-1)。平成17年度調査と比べて1人世帯(7.5%増)と2人世帯(0.4%増)が増え、その他の世帯については減っている。



※平成27年国民生活基礎調査は、65歳以上の者のいる世帯に占める割合である。

図2-4-1 世帯人員数の構成割合

また、1人世帯の回答者 11,462 人の年齢階級別割合は図 2-4-2 のとおりであり、80 歳以上の者が 7,456 人で 1人世帯の者の 65.0%を占めている。平均世帯人員数は 2.15 人で、昭和 60 年度調査 3.24 人、平成 7 年度調査 2.70 人、平成 17 年度調査 2.45 人と比べ、次第に減少している。ちなみに、平成 27 年国勢調査による一般世帯の年齢階級別 1人世帯の状況は図 2-4-3 のとおりであり、平均人員数は 2.33 人である。

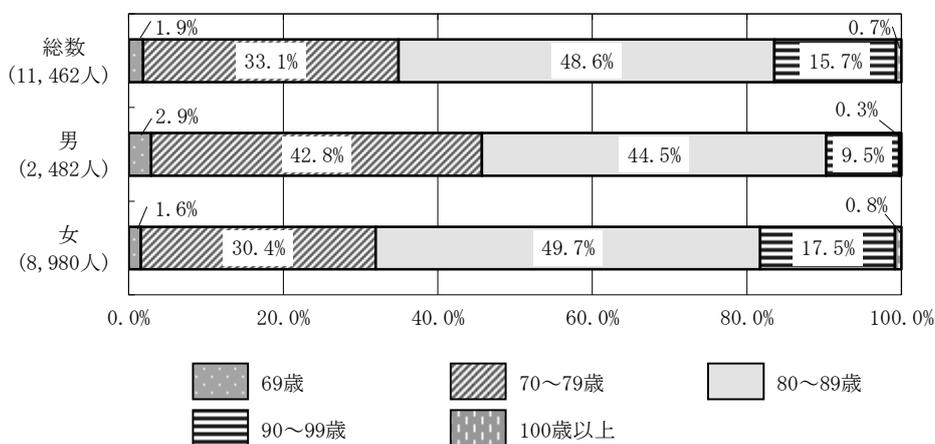


図 2-4-2 性・年齢階級別、1人世帯の状況

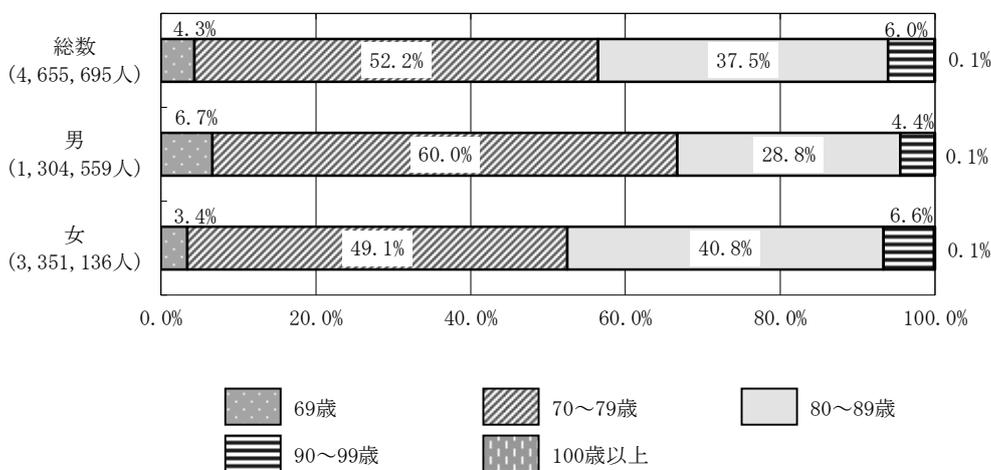
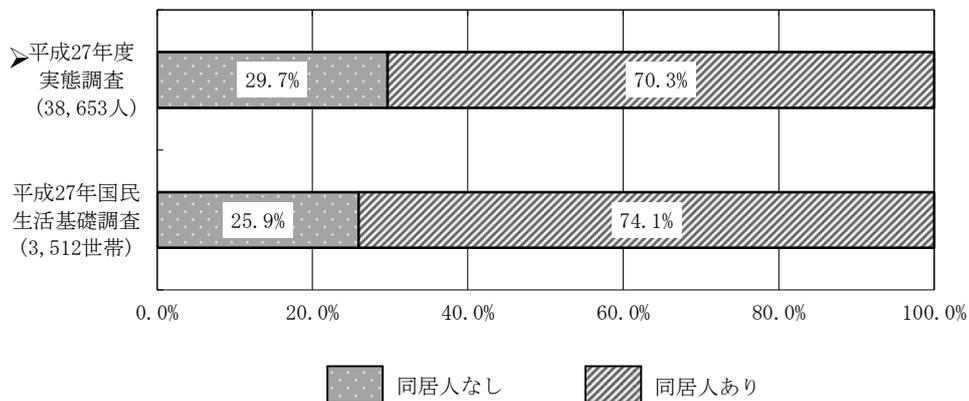


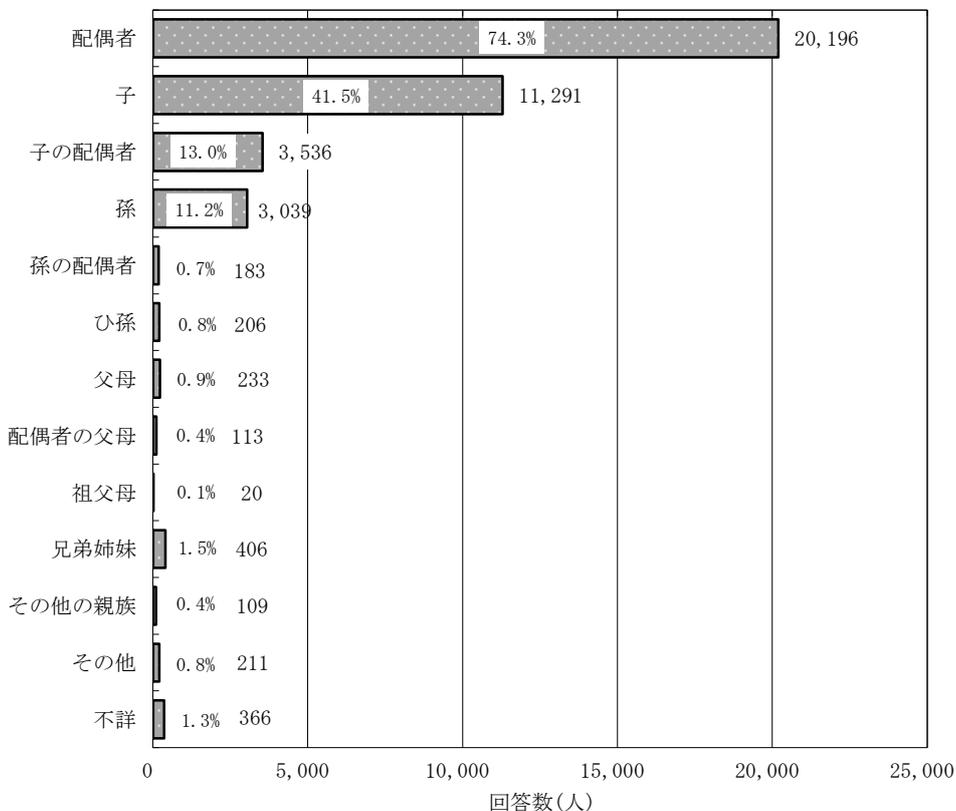
図 2-4-3 性・年齢階級別、1人世帯の状況 (平成 27 年国勢調査より)

また、同居の有無についてみると、回答者の27,191人(70.3%)が配偶者等と同居しており、その続柄の種別は、配偶者が20,196人(74.3%)、子供が11,291人(41.5%)、子供の配偶者が3,536人(13.0%)、孫3,039人(11.2%)、兄弟姉妹が406人(1.5%) (図2-4-4、図2-4-5)等となっている。なお、ここでは、1人世帯の者を「同居人なし」、それ以外の者を「同居人あり」としている。



※平成27年国民生活基礎調査は、65歳以上の者のいる世帯に占める割合である。

図2-4-4 同居人の有無



※複数回答あり。割合は、「同居人あり」27,191人に対する割合である。

図2-4-5 同居人の続柄

本人を含む世帯内の被爆者健康手帳交付人数の構成割合についてみると、1人世帯（本人のみ）33,258人（86.0%）が最も多く、次いで2人世帯5,104人（13.2%）となっており、99.2%が2人以下の世帯となっている（図2-4-6）。

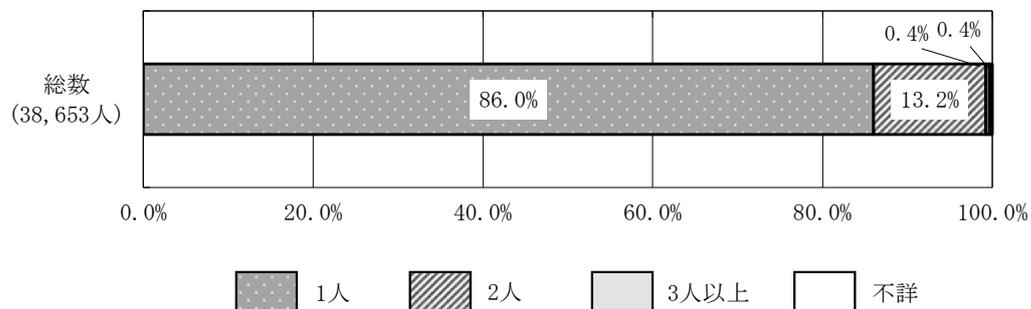


図2-4-6 世帯内の被爆者健康手帳交付人数の構成割合

5. 住居の状況

回答者が居住している住宅を種類別にみると、持ち家が75.9%で最も多く、次いで民間賃貸住宅8.0%、老人ホーム6.5%、公営公団住宅等5.3%等の順となっている（図2-5-1）。なお、参考までに70歳以上に限定して平成27年国勢調査¹⁾と比較すると、図2-5-2のとおりである。

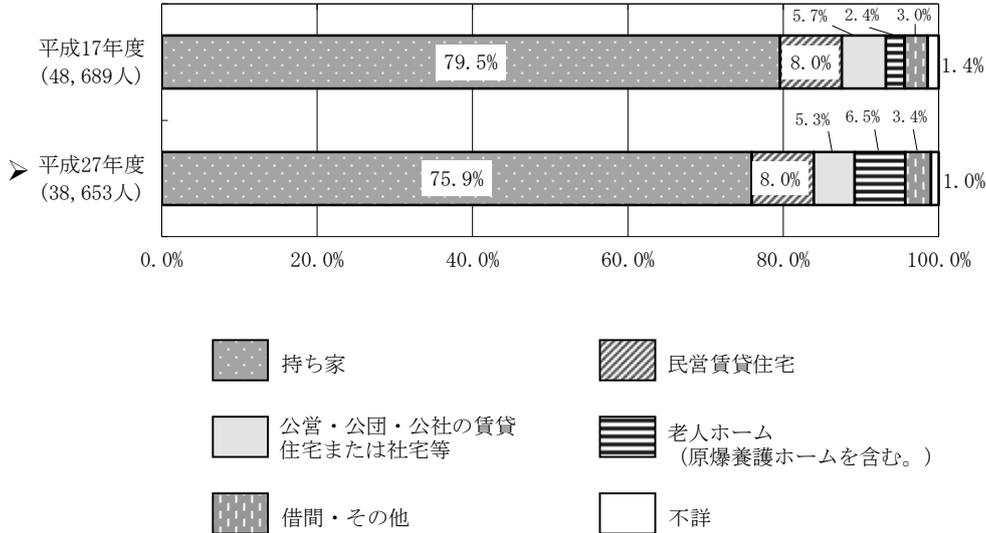


図2-5-1 住宅の種類別、住居の状況

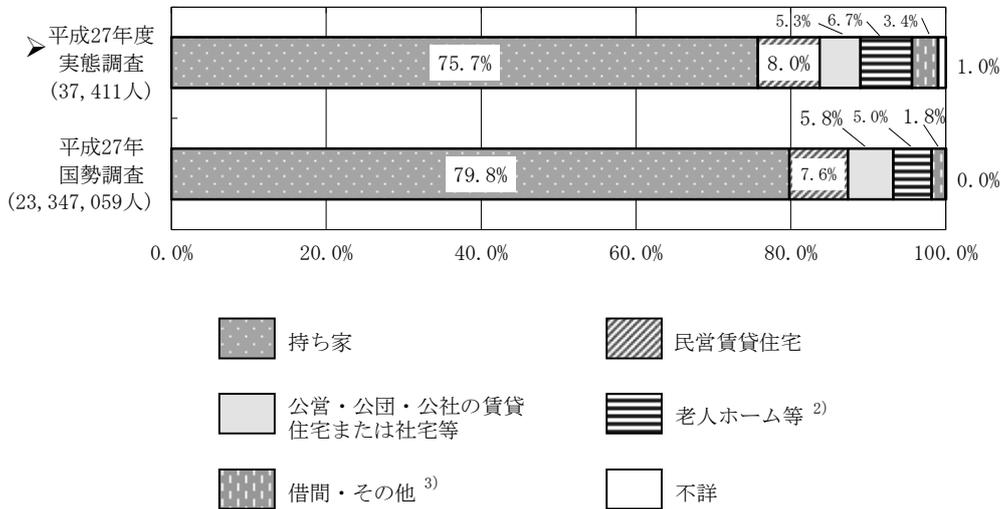


図2-5-2 住宅の種類別、住居の状況（平成27年国勢調査との比較、70歳以上）

注1) 国勢調査における「住宅の種類別、住居の状況」は、「一般世帯」の住居の種類及び所有の関係と、「施設等の世帯」の種類から求めている。
 注2) 実態調査は、原爆養護ホームを含む。また、国勢調査では、施設等の世帯における「社会施設の入所者」を「老人ホーム等」としている。
 注3) 国勢調査では、「住宅以外に住む一般世帯人員」及び、施設等の世帯のうち「社会施設の入所者」を除いた者を「借間・その他」としている。

年齢階級別の住居の状況は図2-5-3のとおりである。持ち家の割合をみると69～74歳（79.4%）が最も多く、次いで80～84歳（78.0%）、75～79歳（77.3%）等の順となっており、100歳以上（40.5%）が最も低い割合を示している。また、老人ホーム（原爆養護ホームを含む。）に入居している者は2,505人（男性489人、女性2,016人）である。

ちなみに、平成27年国勢調査による年齢階級別の住居の状況は、図2-5-4のとおりである。

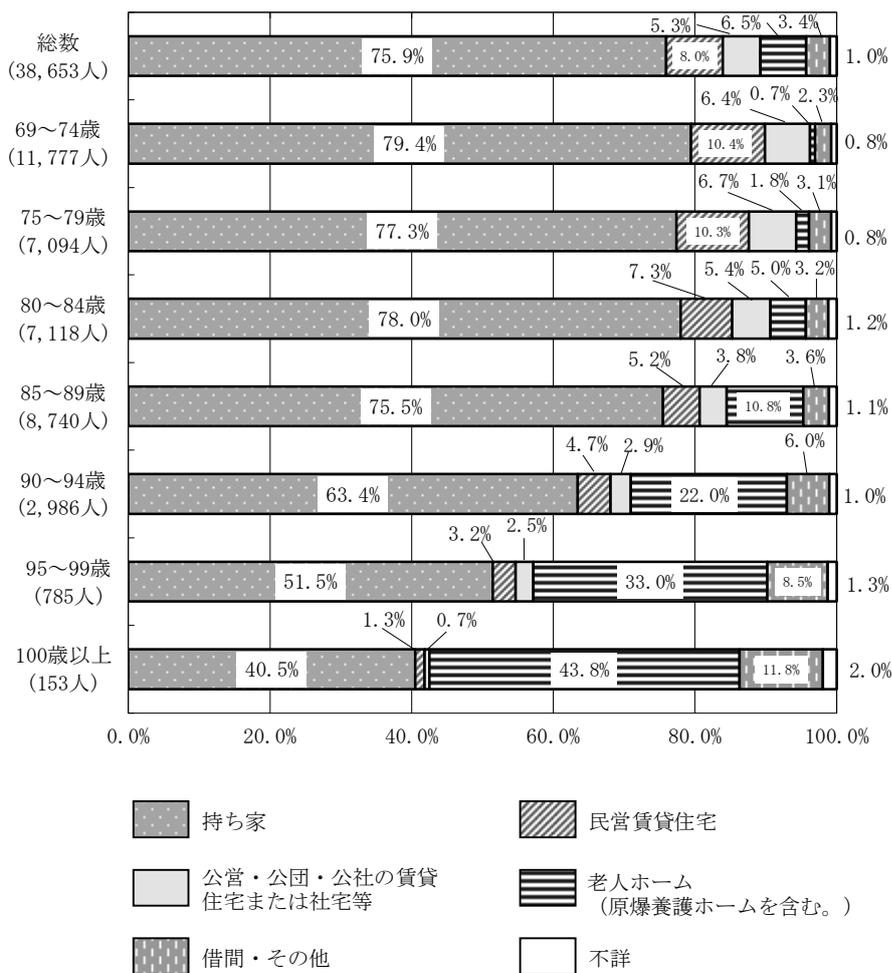
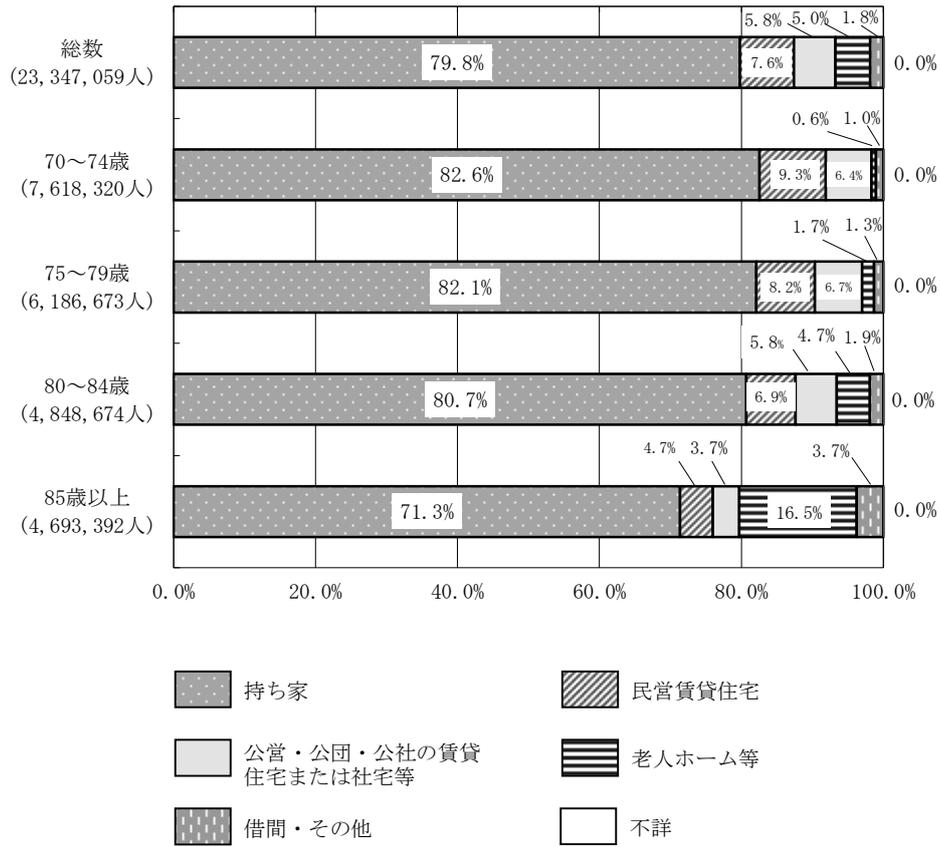


図2-5-3 年齢階級別、住居の状況



※「老人ホーム等」「借間・その他」については、15ページの脚注参照。

図2-5-4 年齢階級別、住居の状況（平成27年国勢調査より）

6. 収入を伴う仕事の有無

平成27年10月中に少しでも収入を伴う仕事（自営業、常雇者及び臨時的な仕事⁴⁾）をした回答者は4,761人でその割合は12.3%（男性15,762人のうち18.7%、女性22,891人のうち7.9%）であり、平成17年度調査（20.3%）と比較すると8.0%減少している（図2-6-1）。なお、参考までに平成27年国勢調査(速報値)と比較すると、70～79歳、80歳以上ともに被曝者の方が「仕事あり」が少ない（図2-6-2）。

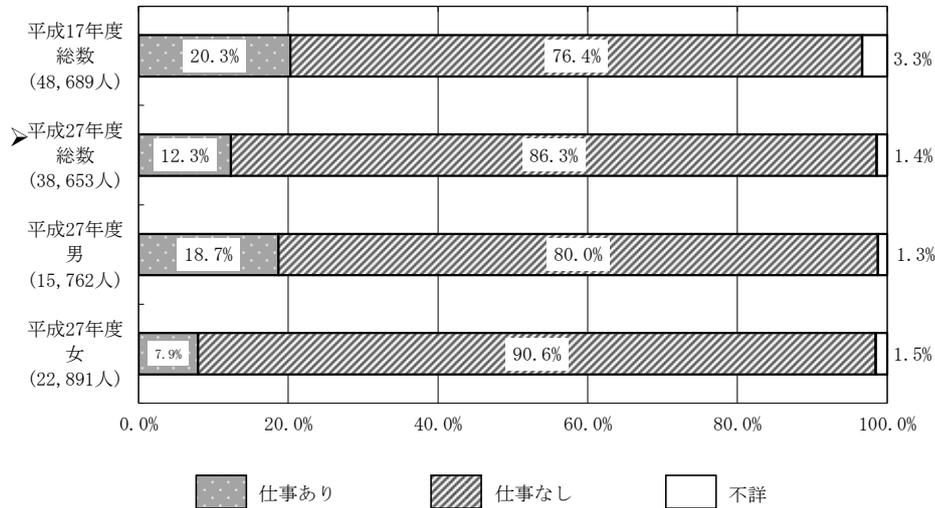
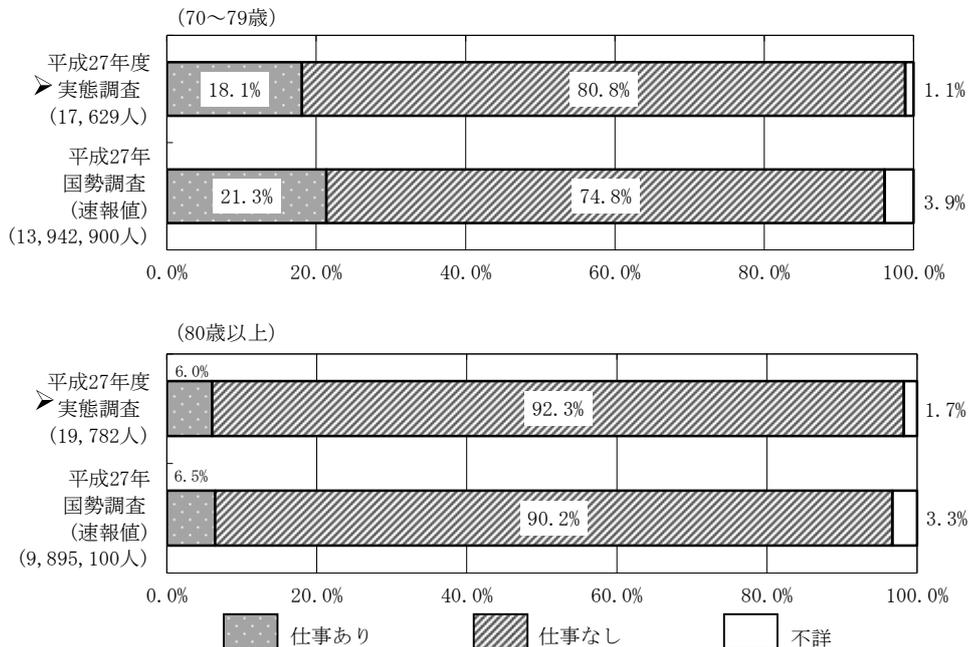


図2-6-1 収入を伴う仕事の有無



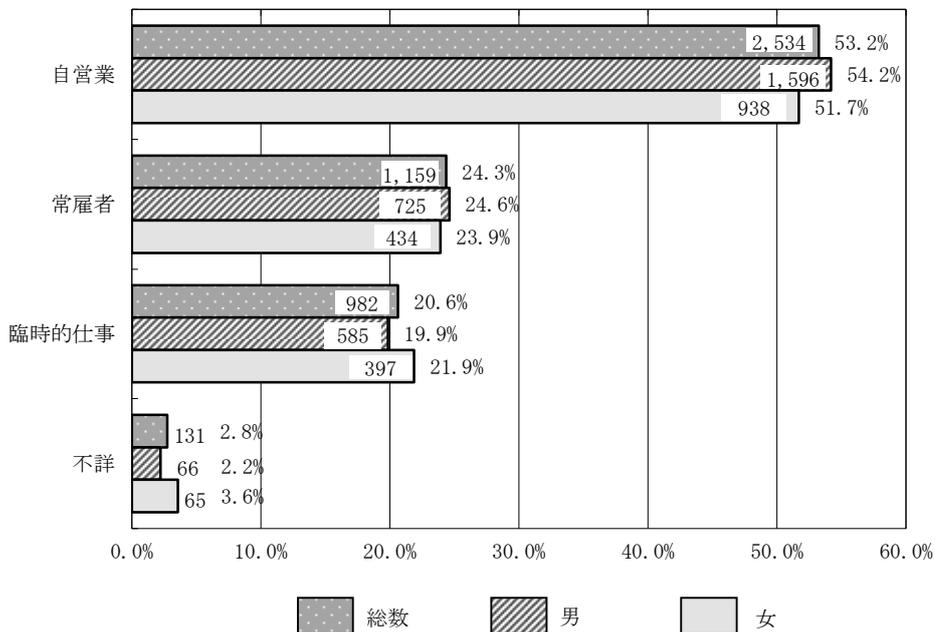
※平成27年度実態調査については年齢不詳を除く。

※平成27年国勢調査(速報値)は、平成28年6月29日に公表された数値を使用している。

図2-6-2 収入を伴う仕事の有無（平成27年国勢調査(速報値)との比較）

注4) 「自営業」とは、商店主、工場主、農場主など一定の店舗、工場、事務所などにおいて、事業を行っている者をいう。「常雇者」とは、雇用契約期間が1年以上の者または雇用契約期間に定めのない者（役員を含む。正社員・パートなどの形態は問わない）をいう。また、「臨時的な仕事」とは、雇用契約期間が1年未満のものや内職などをいう。

仕事ありと回答した4,761人のうち就業状態等からみると自営業(53.2%)が最も多く、次いで常雇者(24.3%)、臨時的仕事(20.6%)の順となっている(図2-6-3、図2-6-4)。



※複数回答あり。

図2-6-3 性・就業状態別、仕事をした者の状況(延べ数)

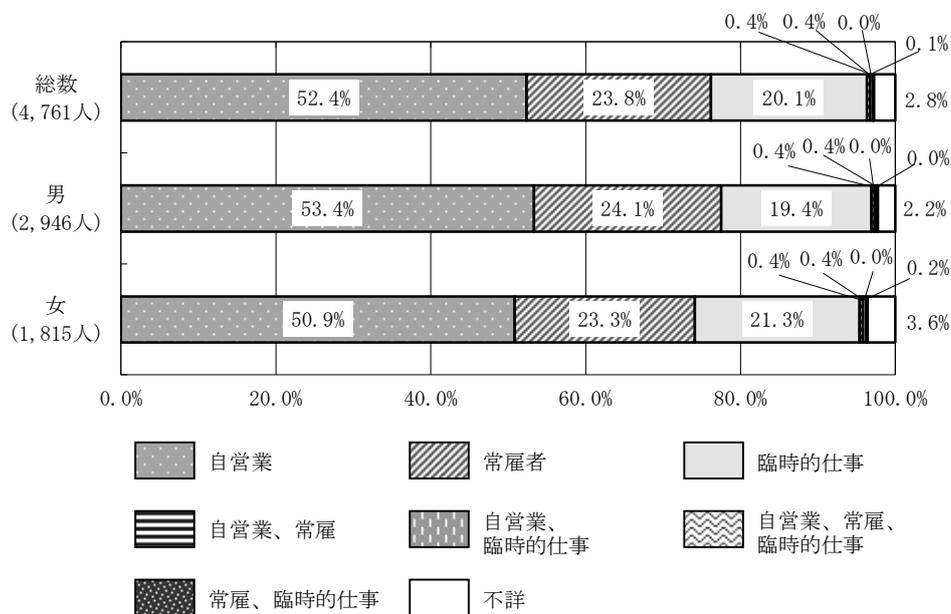


図2-6-4 性・就業状態別、仕事をした者の状況(内訳)

仕事をした者4,761人の割合を性別、年齢階級別にみると、高齢になるに従い割合が低下しており、いずれも男性、女性の差が大きい(図2-6-5)。なお、参考までに平成27年国勢調査(速報値)と比較すると、図2-6-6のとおりである。

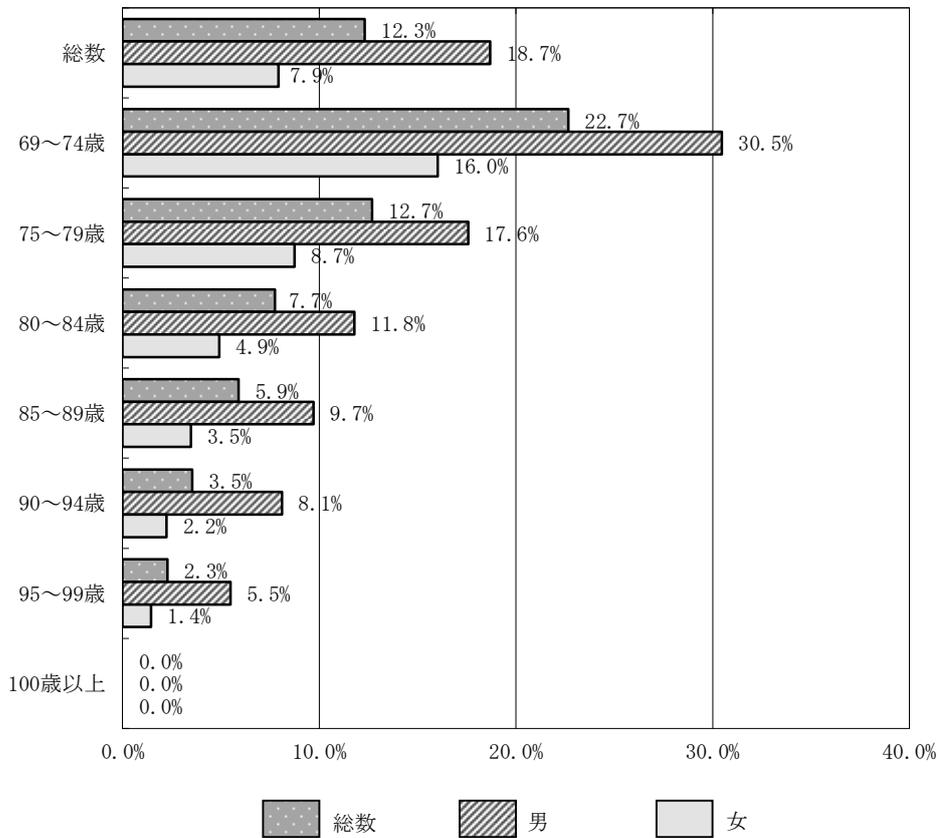
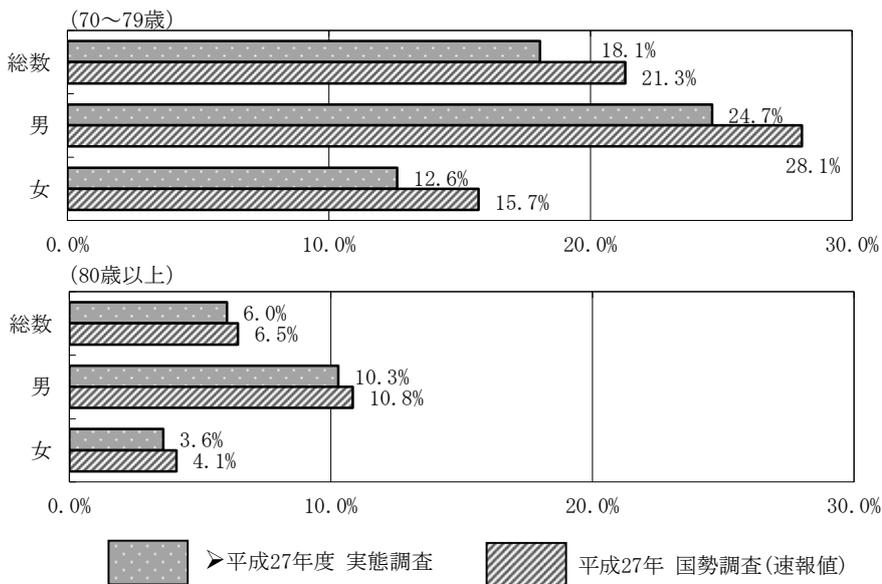


図2-6-5 性・年齢階級別、仕事をした者の状況



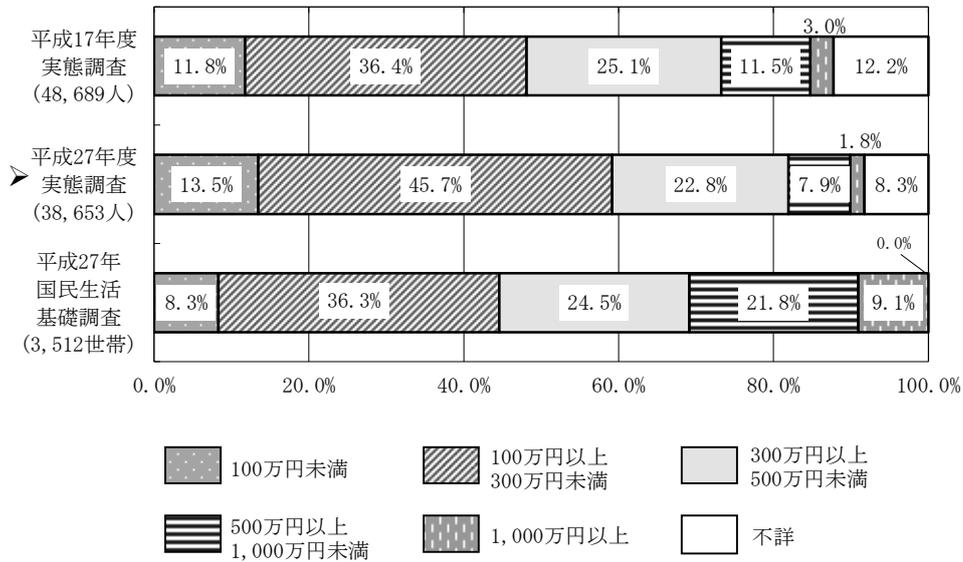
※平成27年度実態調査については年齢不詳を除く。

※平成27年国勢調査(速報値)は、平成28年6月29日に公表された数値を使用している。

図2-6-6 仕事をした者の状況(平成27年国勢調査(速報値)との比較)

7. 所得の状況

平成26年の1年間における回答者世帯の税込み所得額は、不詳(8.3%)を除けば100万~300万円の世帯(45.7%)が最も多く、次いで300万~500万円(22.8%)、100万円未満(13.5%)等の順となっており、平成17年度調査と比較すると、300万円未満の世帯の割合が高くなっている(図2-7-1)。



※平成27年国民生活基礎調査は、65歳以上の者のいる世帯に占める割合である。

図2-7-1 回答者世帯の所得の状況

回答者の所得状況について年齢階級別にみると図2-7-2のとおりであり、100万円未満の所得階級の割合は、高齢になるに従って高くなる傾向となっている。

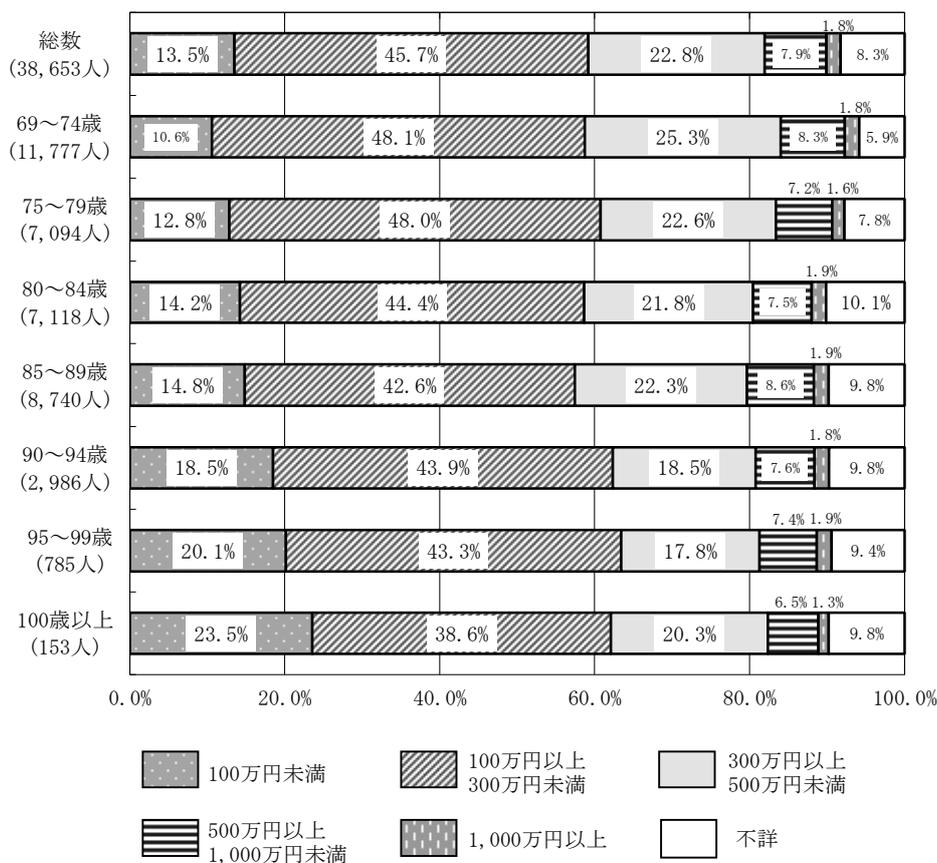


図2-7-2 年齢階級別、所得の状況

所得階級別に仕事の有無をみると、図2-7-3のとおりであり、100万円未満を除き、所得が多くなるに従って、仕事をしている者の割合も高くなっている。

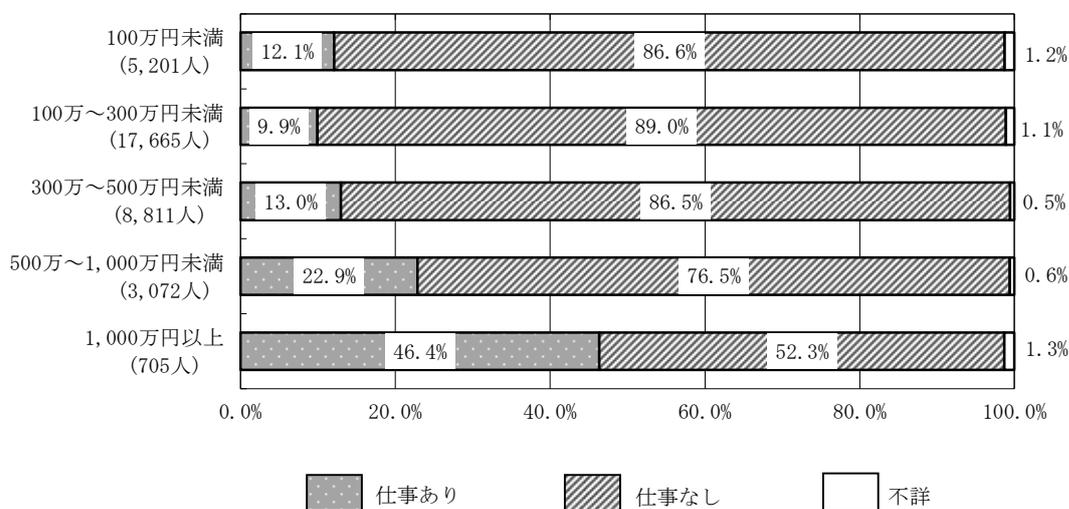
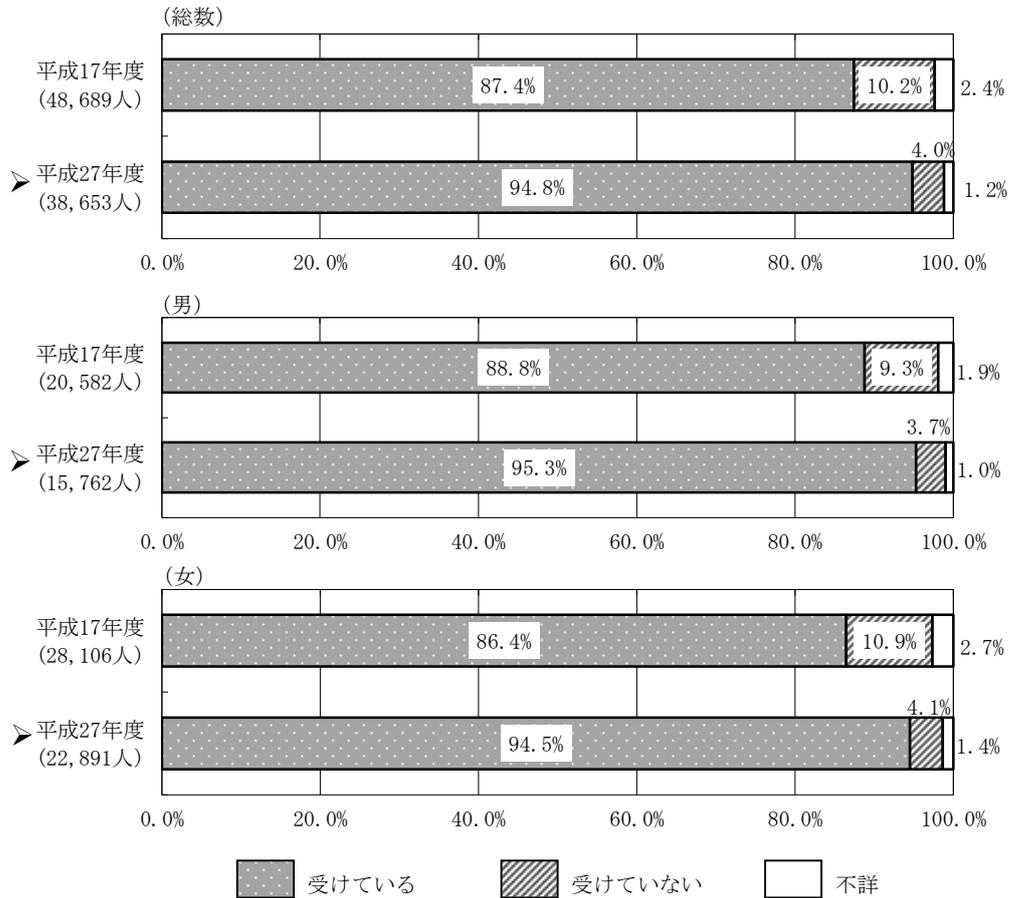


図2-7-3 所得階級別、仕事の有無

8. 公的年金・恩給の受給状況

公的年金（国民年金、厚生年金、共済年金）・恩給を受給している者は36,648人で、その割合は94.8%（男性15,762人のうち95.3%、女性22,891人のうち94.5%）であり、平成17年度調査（87.4%）と比べ7.4%増えている（図2-8-1）。



※平成17年度の総数には性別不詳を含む。

図2-8-1 公的年金・恩給の受給割合

公的年金・恩給を受給している者 36,648 人を年齢階級別にみると、100 歳以上 (97.4%) が最も高く、次いで 95～99 歳 (97.3%)、90～94 歳 (96.0%) の順となっている (図 2-8-2)。なお、参考までに平成 27 年国民生活基礎調査における 65 歳以上の受給状況と比較すると、図 2-8-3 のとおりである。

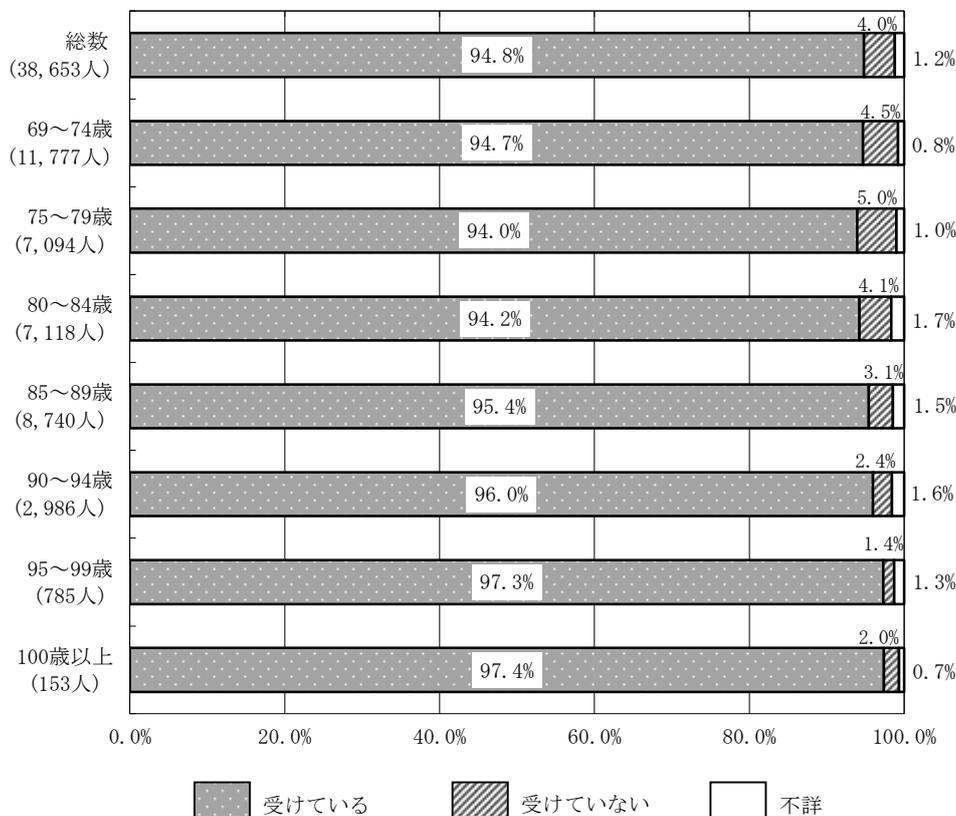
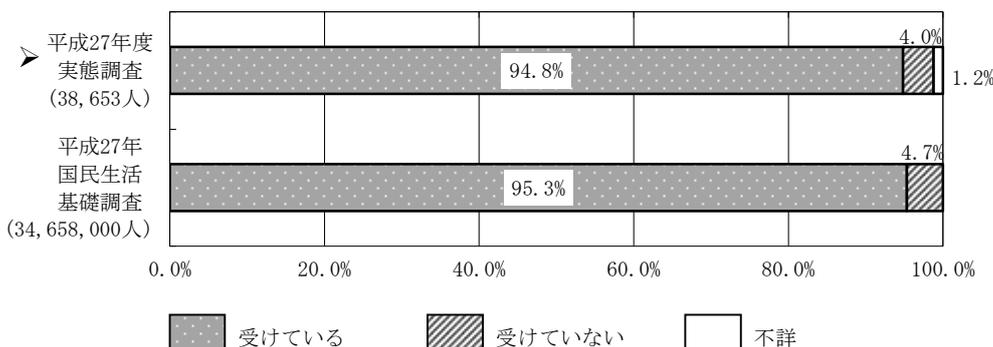


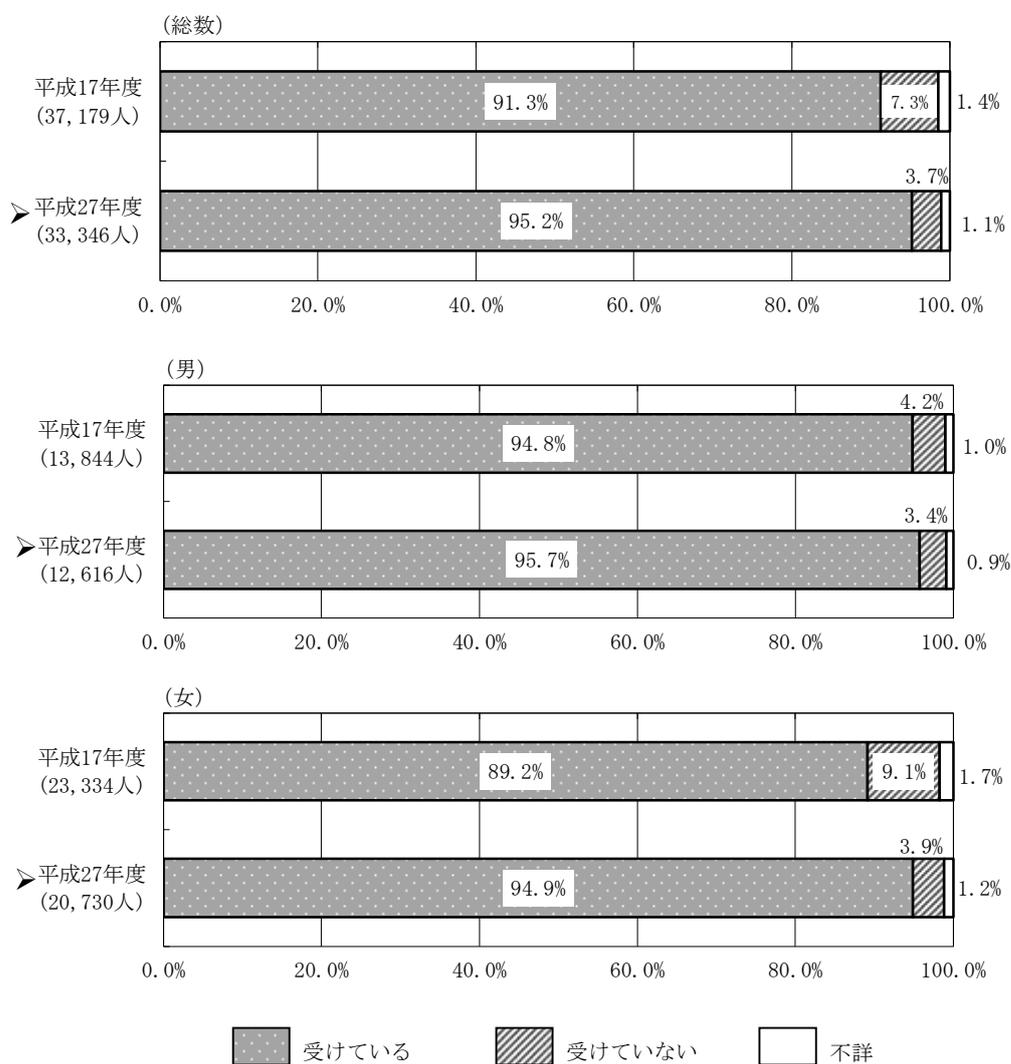
図 2-8-2 年齢階級別、公的年金・恩給の受給状況



※平成 27 年国民生活基礎調査における「受けていない」には、受給の有無不詳を含む。

図 2-8-3 公的年金・恩給の受給比較

仕事をしなかった者 33,346 人の公的年金・恩給の受給状況を見ると、95.2%（男性 12,616 人の 95.7%、女性 20,730 人の 94.9%）の者が何らかの公的年金・恩給を受けている（図 2-8-4）。



※平成17年度の総数には性別不詳を含む。

図 2-8-4 仕事をしなかった者の公的年金・恩給受給状況

9. 生活保護の状況

生活保護法による扶助を受けていると回答した者は、810人である。生活保護を受給している者の割合は2.1%（昭和60年度調査1.9%、平成7年度調査1.4%、平成17年度調査1.7%）である（図2-9-1）。ちなみに、平成26年度の全国の平均保護率は1.7%となっており、70歳以上では、2.8%となっている（平成26年度被保護者調査報告書より）。

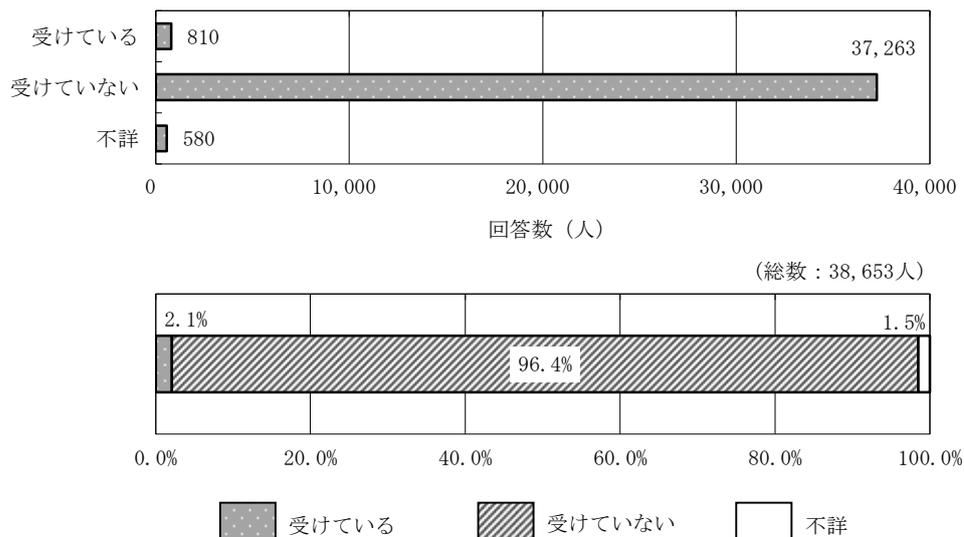
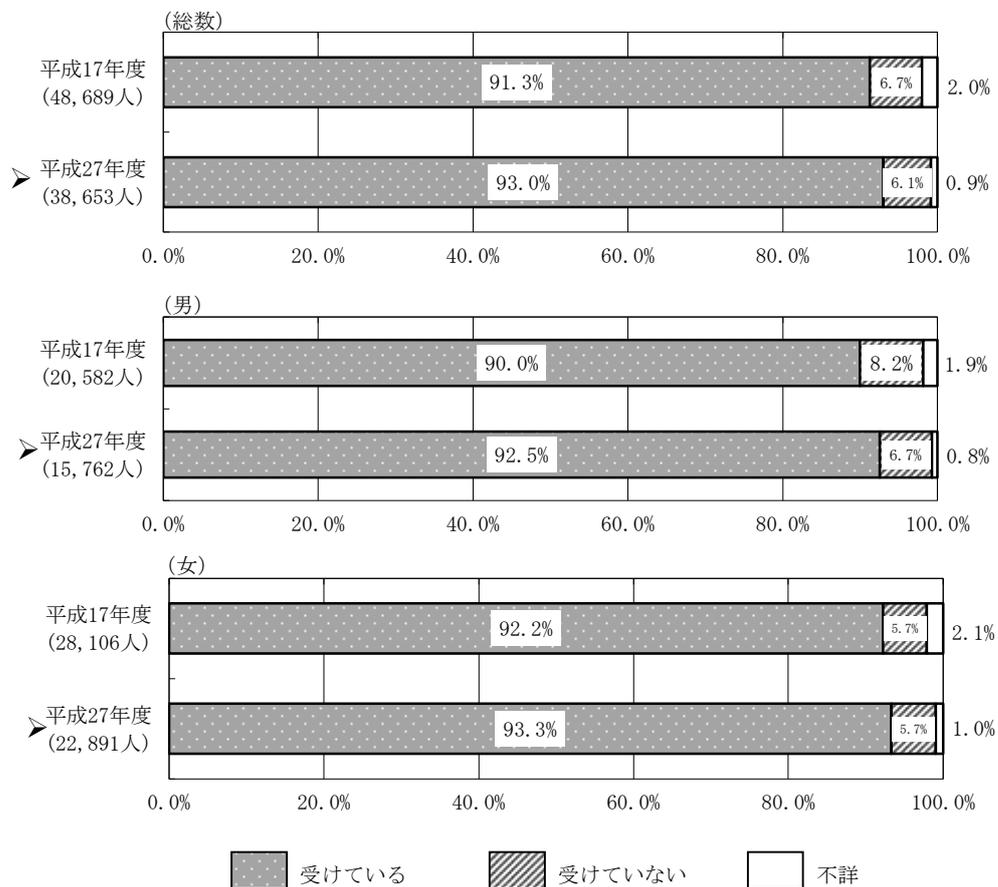


図2-9-1 生活保護受給者数とその割合

10. 被爆者援護法による手当の受給状況

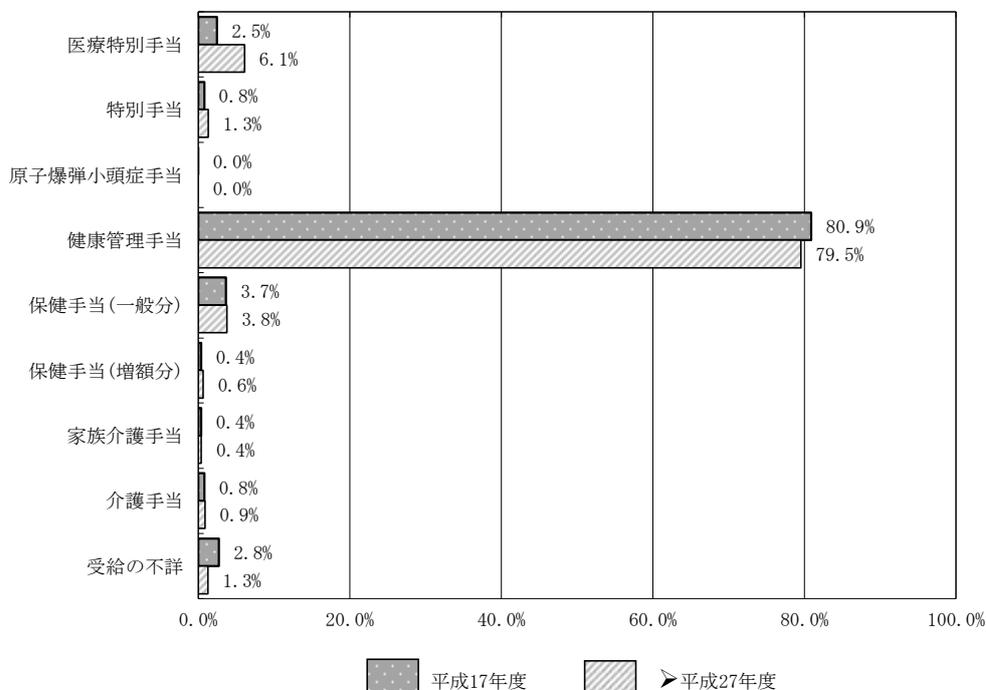
平成27年10月現在、被爆者援護法による手当を受けている者35,940人の割合は、93.0%（男性15,762人のうち92.5%、女性22,891人のうち93.3%）であり平成17年度調査（91.3%）と比べて受給率が1.7%上がっている（図2-10-1）。



※平成17年度の総数には性別不詳を含む。

図2-10-1 被爆者援護法による手当の受給状況

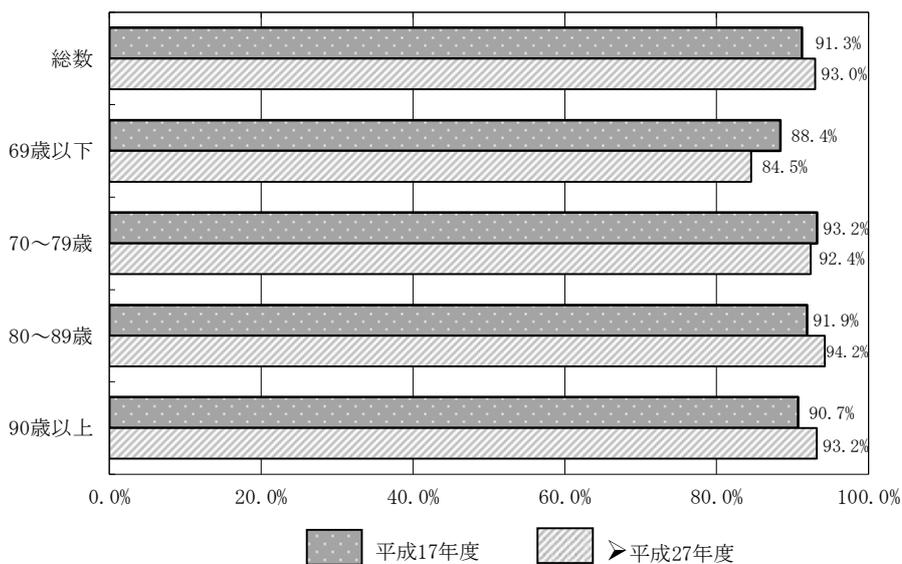
これを被爆者援護法による手当の種類別にみると、最も多いのは健康管理手当（79.5%）であり、次いで医療特別手当（6.1%）、保健手当（一般分）（3.8%）等の順となっており、平成17年度と比べると医療特別手当の受給率が上昇し、それ以外は同程度の割合となっている（図2-10-2）。また、年齢階級別手当の受給状況は図2-10-3のとおりである。なお、各都道府県市別に各種手当を受けている被爆者の割合は表2-10-1のとおりである。



※上の図はそれぞれ、平成17年度48,689人、平成27年度38,653人に対する割合。

※複数回答あり。

図2-10-2 被爆者援護法による手当の種類別、受給状況



※平成27年度の総数には年齢不詳を含む。

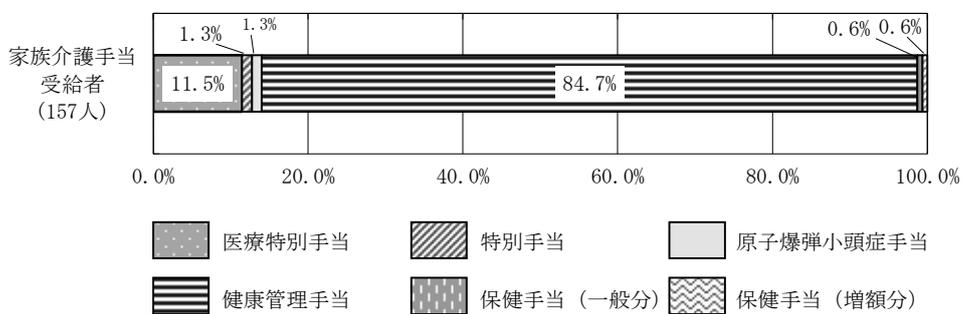
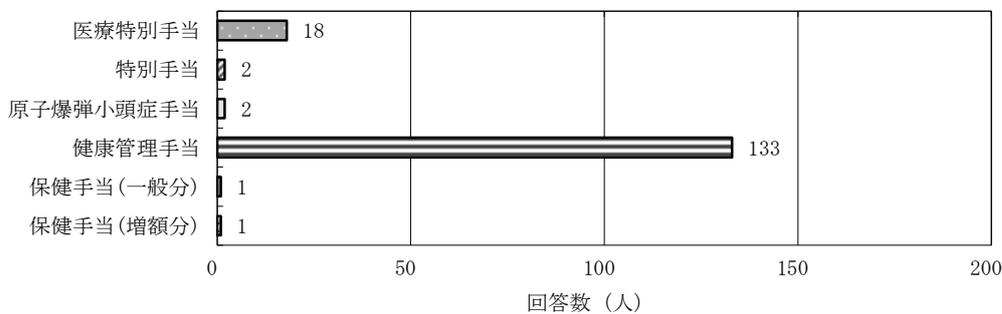
図2-10-3 年齢階級別、被爆者援護法による手当の受給状況

表2-10-1 各都道府県市別、被爆者援護法による手当受給者数とその割合

都道府県(市)	回答者数	受給者数	受給率(%)	(参考) 平成17年度 受給率(%)
全 国	38,653	35,940	93.0	91.3
北海道	73	69	94.5	90.7
青森県	20	20	100.0	96.0
岩手県	9	8	88.9	100.0
宮城県	46	34	73.9	81.6
秋田県	8	8	100.0	100.0
山形県	9	8	88.9	94.1
福島県	15	11	73.3	83.3
茨城県	80	69	86.3	85.2
栃木県	54	49	90.7	85.0
群馬県	33	30	90.9	95.2
埼玉県	361	307	85.0	76.9
千葉県	496	428	86.3	81.9
東京都	1,094	931	85.1	83.9
神奈川県	1,027	885	86.2	84.6
新潟県	25	21	84.0	78.8
富山県	21	18	85.7	88.0
石川県	24	24	100.0	96.6
福井県	17	15	88.2	89.3
山梨県	22	18	81.8	83.3
長野県	33	30	90.9	85.0
岐阜県	96	89	92.7	83.9
静岡県	162	143	88.3	87.7
愛知県	465	412	88.6	83.8
三重県	101	96	95.0	89.6
滋賀県	92	82	89.1	78.4
京都府	242	223	92.1	90.0
大阪府	1,396	1,281	91.8	92.1
兵庫県	743	671	90.3	89.3
奈良県	138	97	70.3	75.2
和歌山県	66	59	89.4	89.0
鳥取県	63	59	93.7	91.0
島根県	242	217	89.7	90.0
岡山県	364	314	86.3	82.8
広島県*	5,157	4,786	92.8	90.1
山口県	694	616	88.8	86.2
徳島県	37	36	97.3	96.2
香川県	95	88	92.6	88.3
愛媛県	173	140	80.9	81.4
高知県	45	39	86.7	95.2
福岡県	1,236	1,155	93.4	92.6
佐賀県	278	256	92.1	90.1
長崎県**	3,137	2,868	91.4	93.2
熊本県	289	262	90.7	85.7
大分県	140	109	77.9	76.9
宮崎県	129	122	94.6	90.4
鹿児島県	181	168	92.8	91.7
沖縄県	43	38	88.4	81.0
広島市	12,263	11,679	95.2	92.3
長崎市	7,119	6,852	96.2	95.4

注) * は広島市を除く、**は長崎市を除く。

また、被爆者援護法による手当の併給状況をみると、各種手当を受給している回答者 35,940 人のうち、157 人 (0.4%) が家族介護手当を受給しており、270 人 (0.8%) が介護手当を受給している (図 2-10-4、図 2-10-5)。



※原子爆弾小頭症手当受給者 2 名は医療特別手当も併給している。

図 2-10-4 家族介護手当との併給者数とその割合

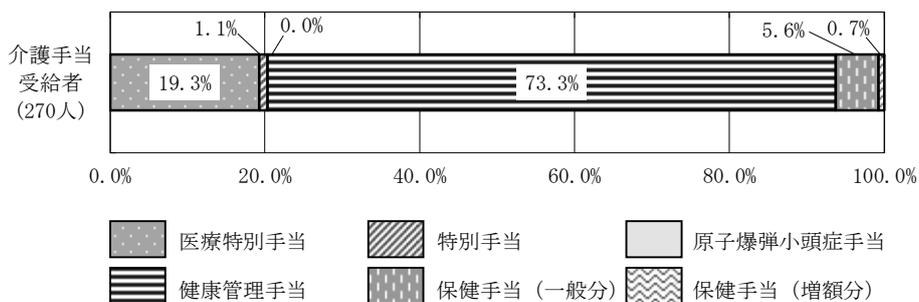
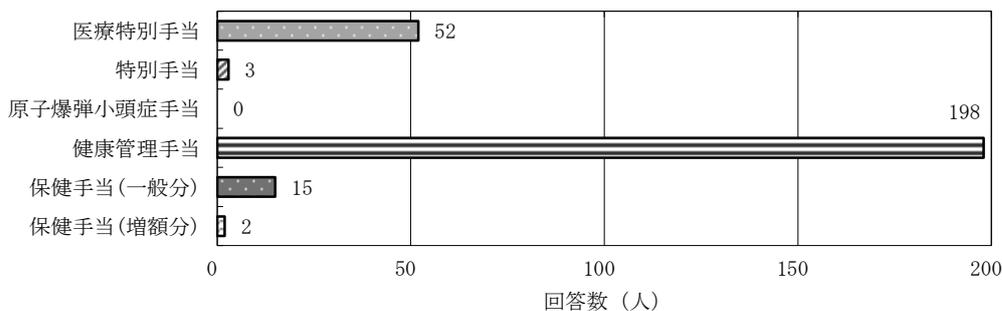


図 2-10-5 介護手当との併給者数とその割合

仕事をしなかった者33,346人の被爆者援護法による手当受給状況を見ると、93.4%(男性12,616人の93.1%、女性20,730人の93.6%)が何らかの手当を受けている(図2-10-6)。

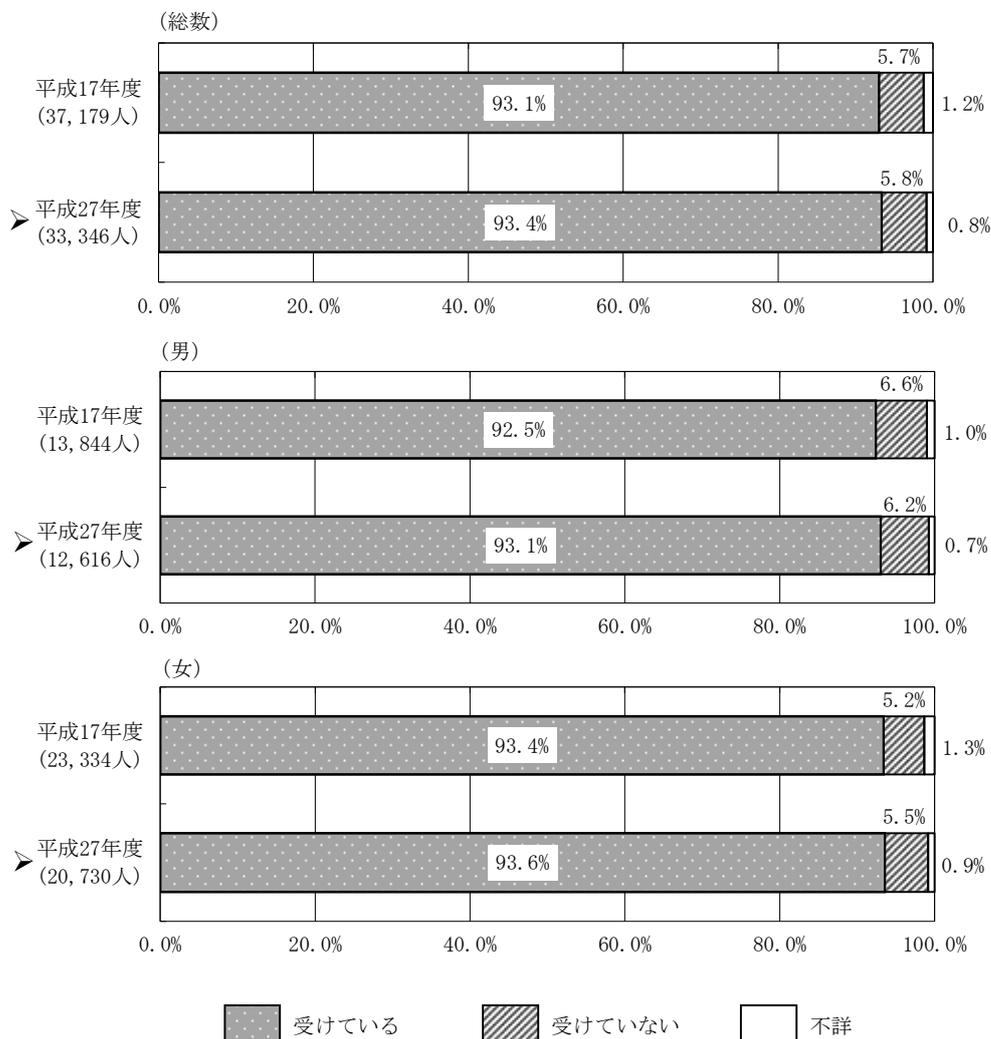


図2-10-6 仕事をしなかった者の被爆者援護法による手当受給状況

所得階級別に被爆者援護法による手当の受給状況を見ると、100万円未満の者の94.3%が手当を受けており、所得が低いほど手当を受けている者の割合が高くなっている（図2-10-7）。

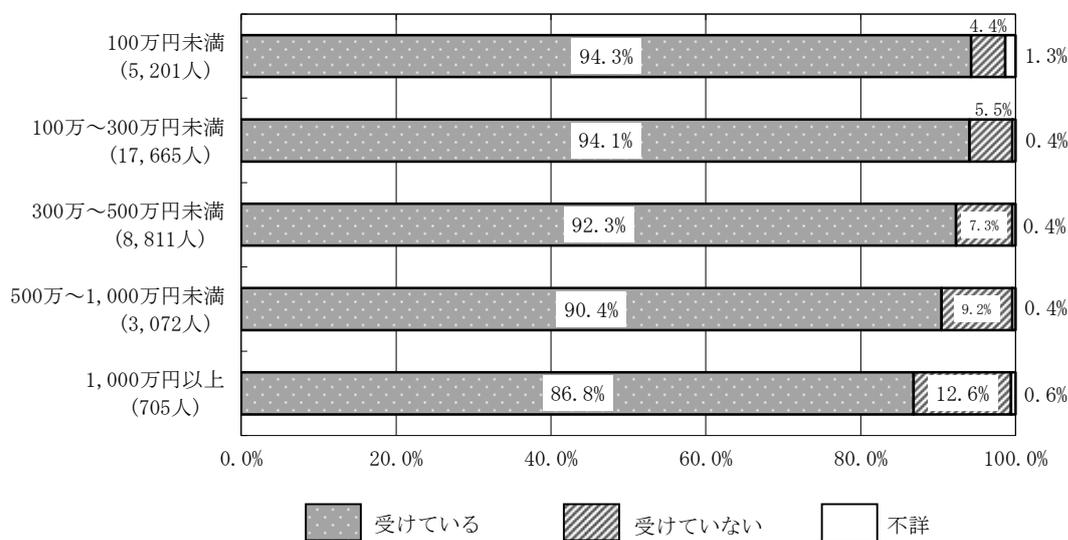
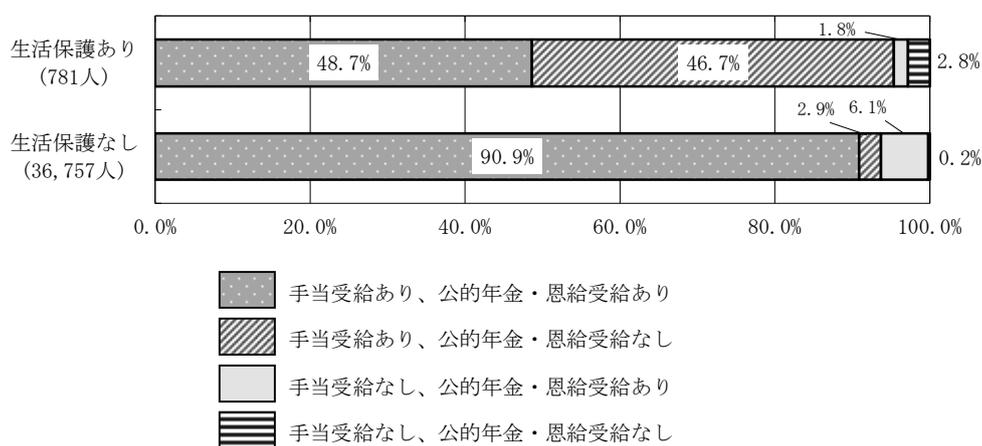


図2-10-7 所得階級別、被爆者援護法による手当の受給状況

生活保護の受給状況別に、被爆者援護法による手当と公的年金・恩給の受給状況を見ると、図2-10-8のとおりである。



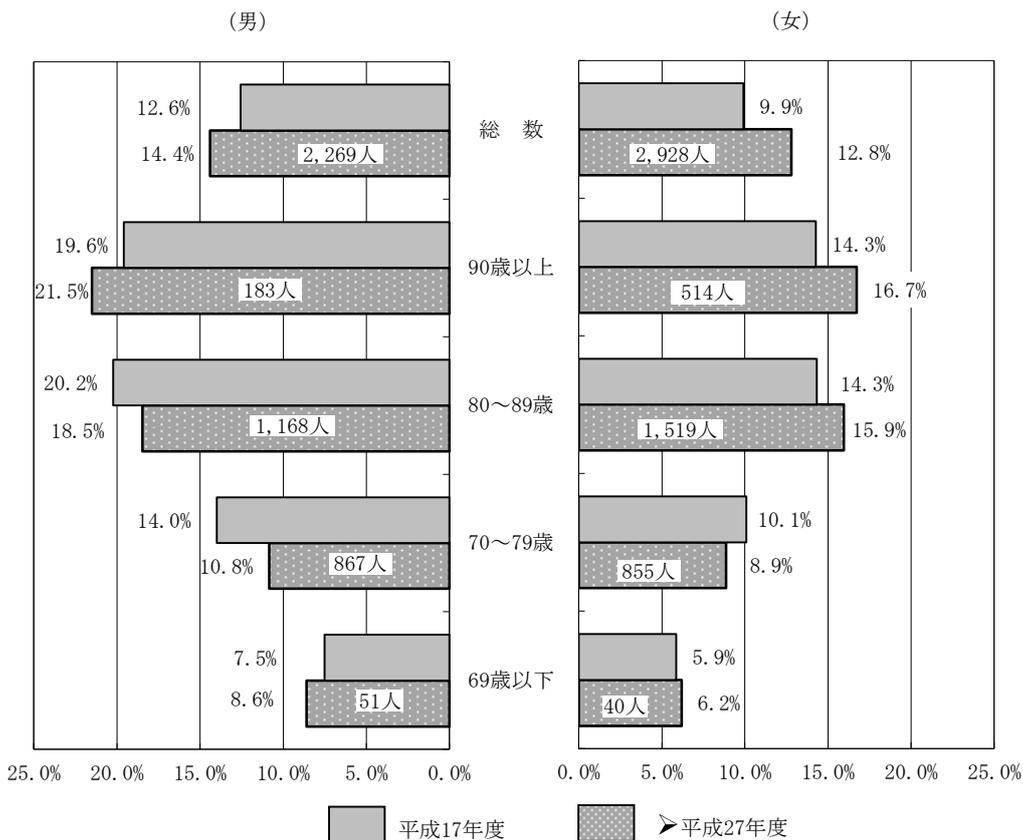
※生活保護、手当、年金とも、受給不詳は除く。

図2-10-8 公的年金・恩給と生活保護の受給状況別、被爆者援護法による手当の受給状況

1 1. 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持状況

身体障害者手帳を所持している者は、5,197人（男性2,269人、女性2,928人）である。全体に占める身体障害者手帳を所持している者の割合は、13.4%（男性15,762人の14.4%、女性22,891人の12.8%）であり、平成17年度調査の11.0%（男性12.6%、女性9.9%）に比べて増加している。

性別、年齢階級別身体障害者手帳の所持者の割合は、図2-11-1のとおりであり、高齢者ほど高くなっている。障害の等級別の状況は図2-11-2のとおりである。



※上の図は、それぞれの年齢階級の総数に対する割合である。

図2-11-1 性・年齢階級別、身体障害者手帳の所持状況

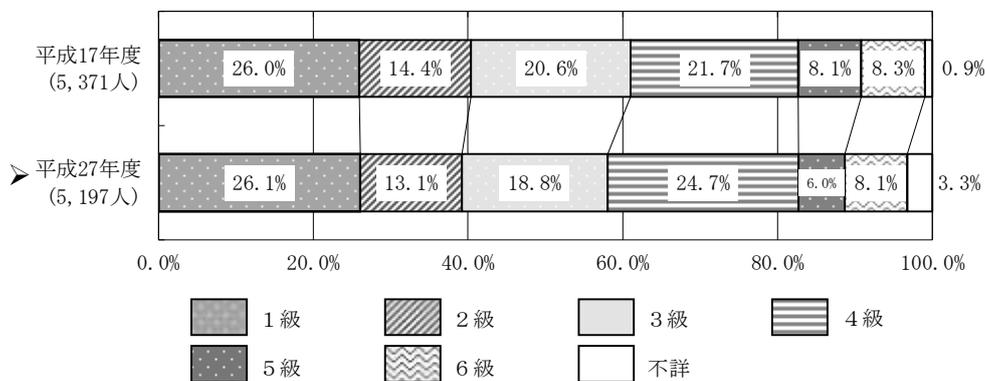


図2-11-2 障害等級別、身体障害者手帳の所持状況

被爆区分別にみた身体障害者手帳の所持者は、1号被爆者3,164人(13.2%)、2号被爆者1,323人(15.0%)、3号被爆者594人(14.0%)、4号被爆者115人(7.0%)となっている(図2-11-3)。

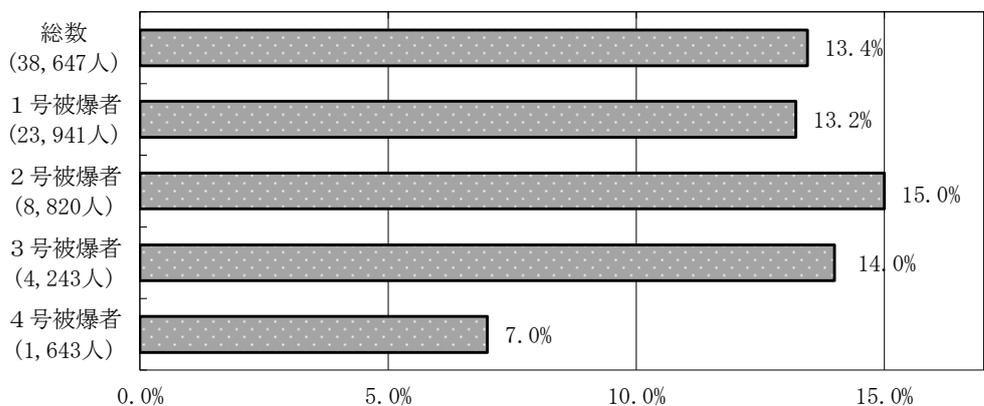


図2-11-3 被爆区分別、身体障害者手帳の所持状況

次に戦傷病者手帳を所持している者は、112人(男性46人、女性66人)で、全体に占める割合は0.29%(男性15,762人の0.29%、女性22,891人の0.29%)となっている(図2-11-4)。

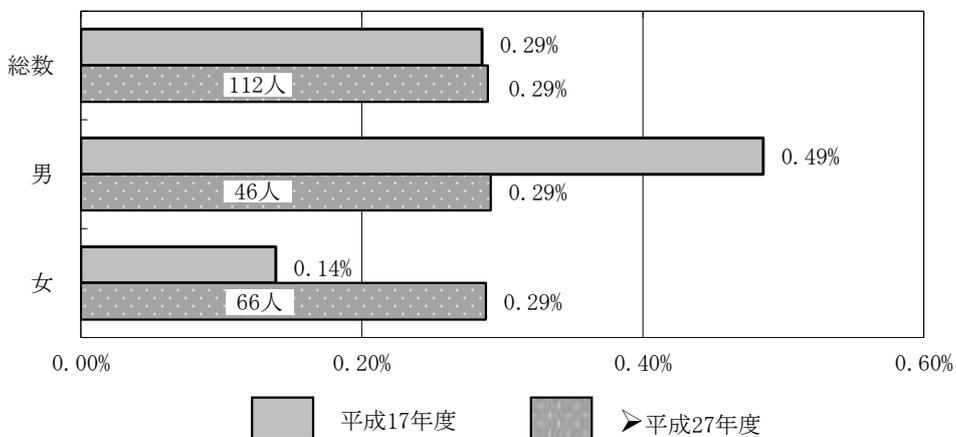


図2-11-4 戦傷病者手帳の所持状況

また、精神障害者保健福祉手帳を所持している者は、119人（男性55人、女性64人）で、全体に占める割合は0.31%（男性15,762人の0.35%、女性22,891人の0.28%）となっている（図2-11-5）。その障害等級別内訳は図2-11-6のとおりである。

なお、身体障害者手帳と戦傷病者手帳の両方を所持している者は32人、身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳の両方を所持している者は40人、戦傷病者手帳と精神障害者保健福祉手帳の両方を所持している者は4人、身体障害者手帳と戦傷病者手帳と精神障害者保健福祉手帳を全て所持している者は4人である。

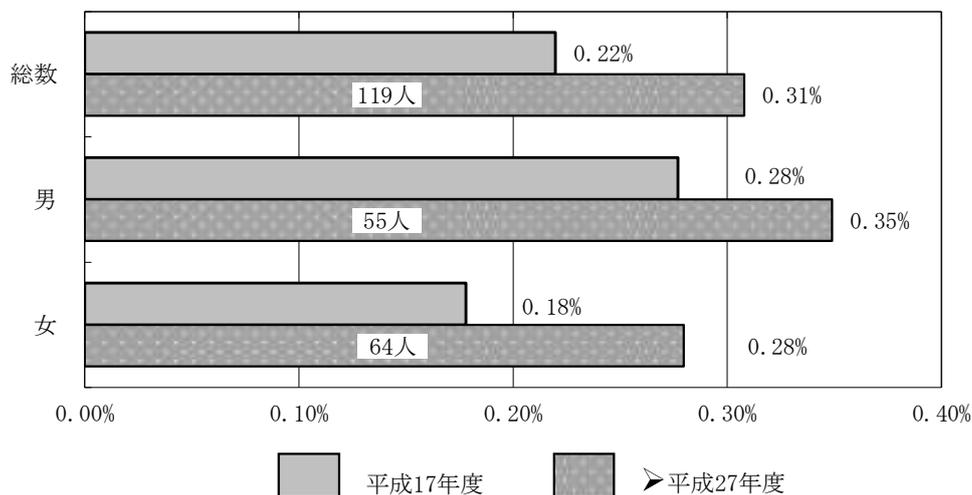


図2-11-5 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

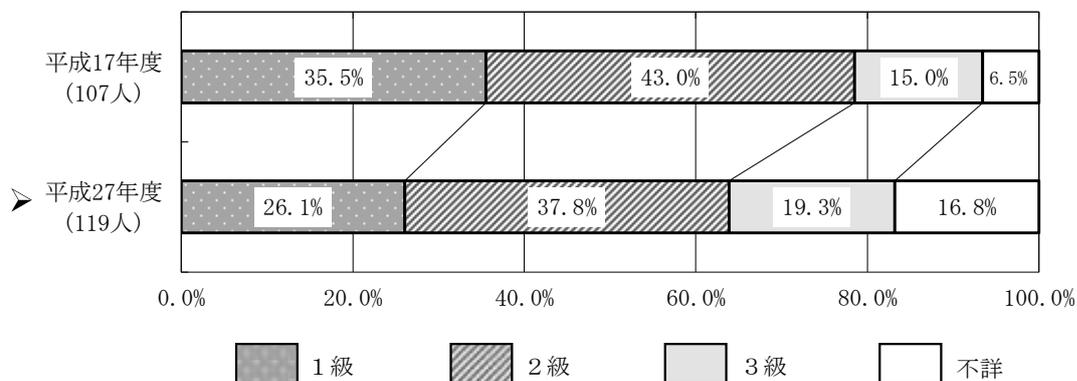


図2-11-6 障害等級別、精神障害者保健福祉手帳の所持状況

12. 受療の状況

平成27年10月の1か月間における受療内容をみると、入院していた者は回答者の9.1%、在宅で医療を受けていた者は3.1%、病院・診療所（歯科を含む）へ通院した者は76.8%、入院も通院もしなかった者は8.5%となっている（図2-12-1）。

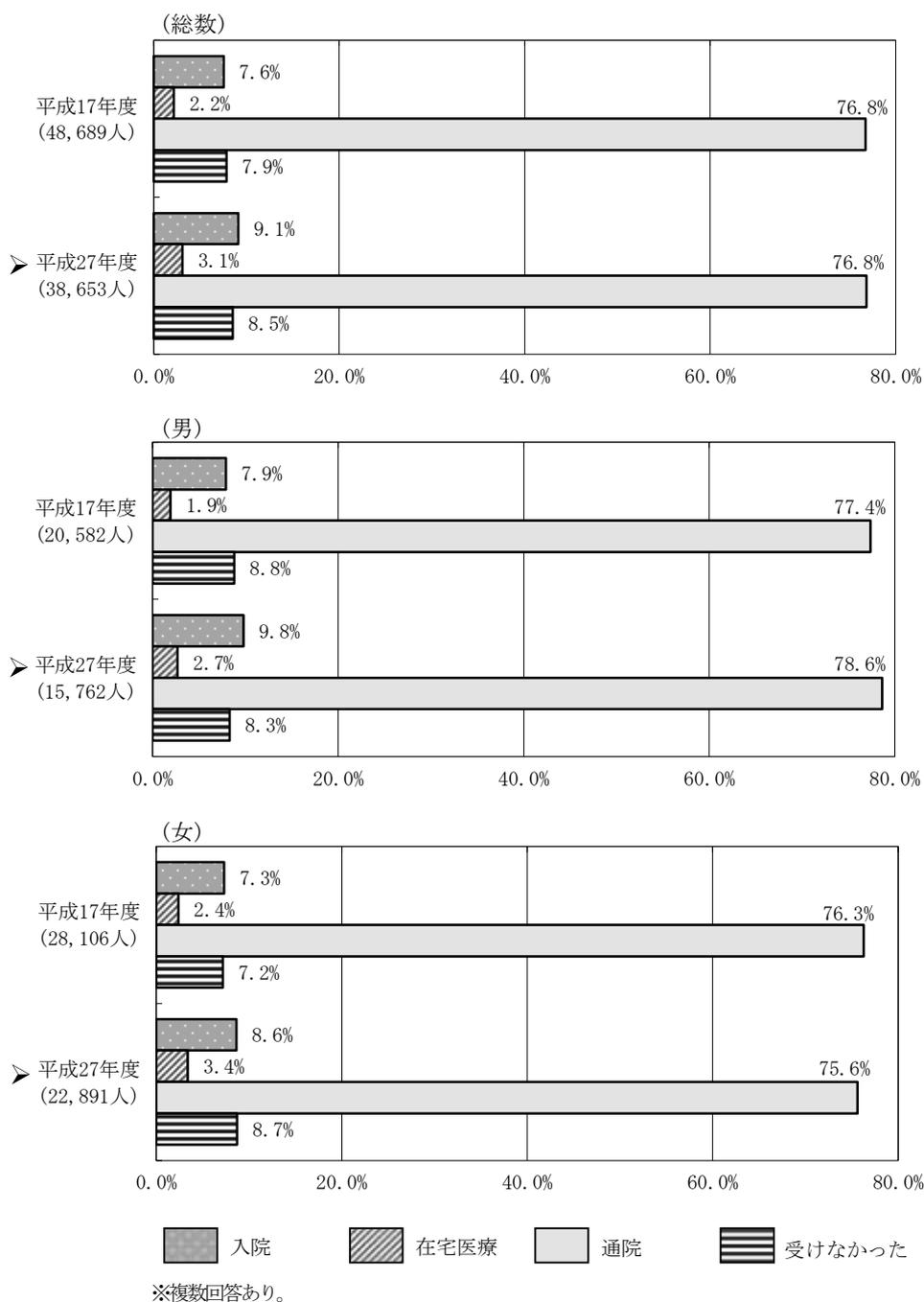
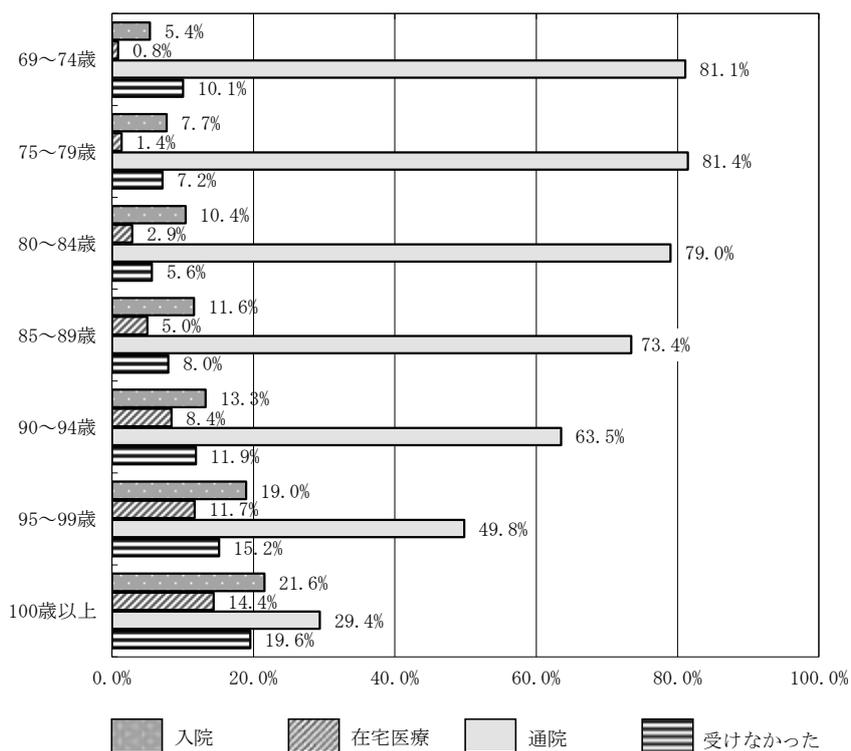


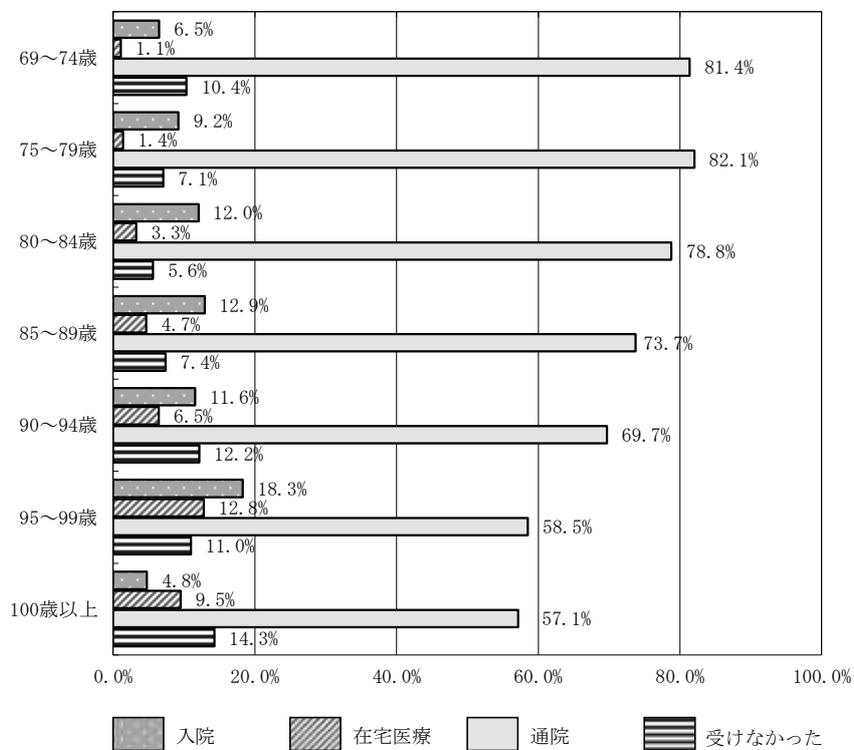
図2-12-1 受療の状況

性別、年齢階級別の受療の状況は図2-12-2、図2-12-3、図2-12-4のとおりである。



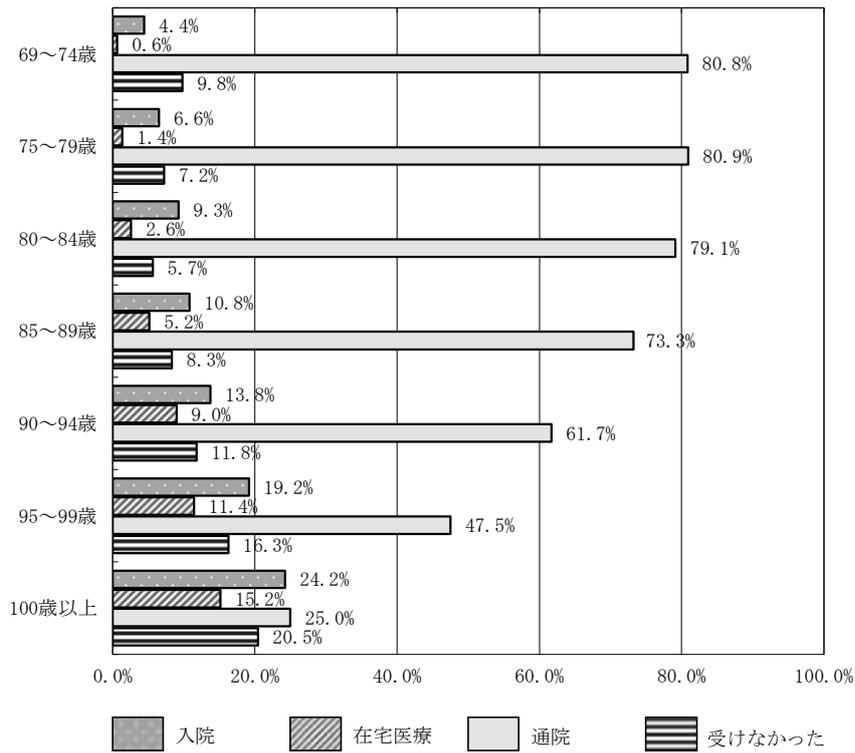
※複数回答あり。

図2-12-2 年齢階級別、受療の状況（総数）



※複数回答あり。

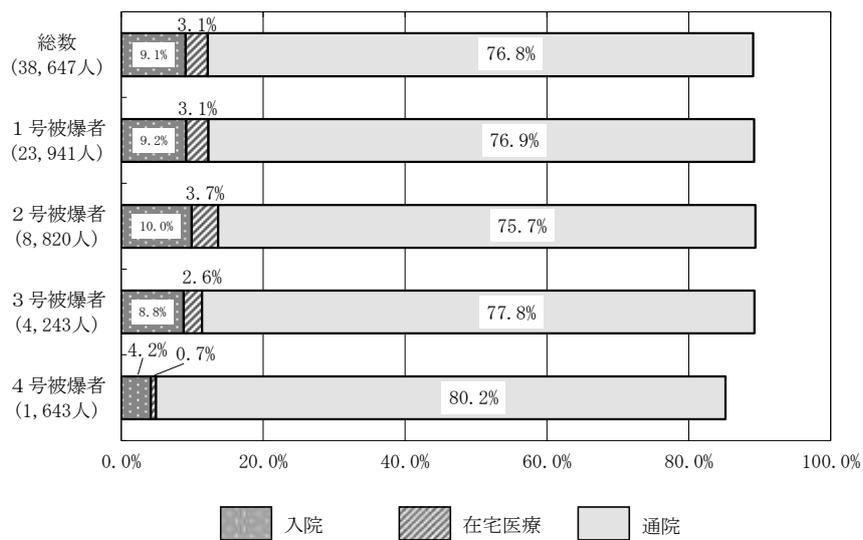
図2-12-3 年齢階級別、受療の状況（男性）



※複数回答あり。

図2-12-4 年齢階級別、受療の状況（女性）

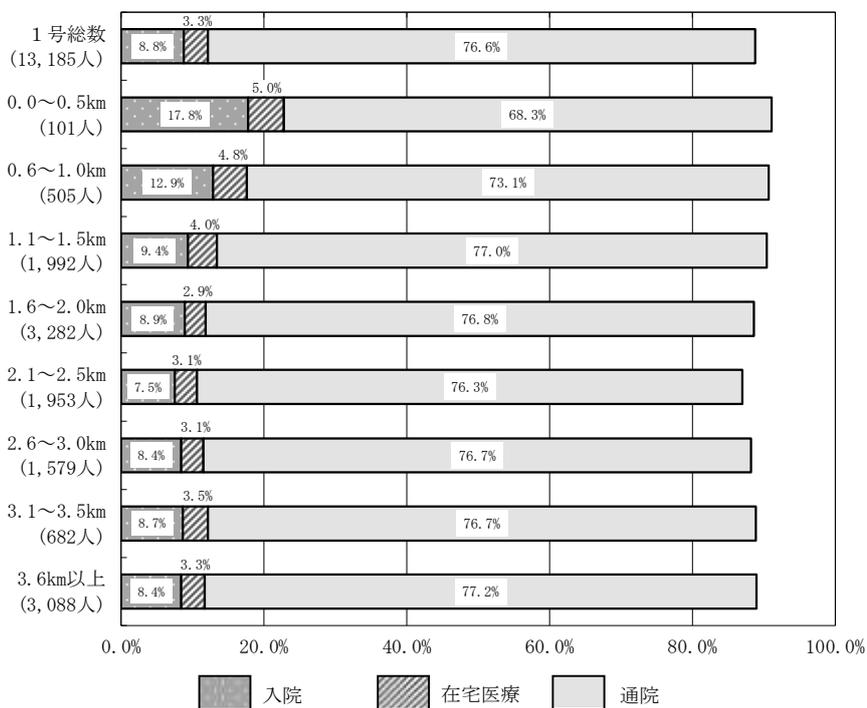
被曝区分別の受療の状況は、図2-12-5のとおりであり、4号被曝者を除いた被曝区分別では、大きな差はみられない。



※複数回答あり。

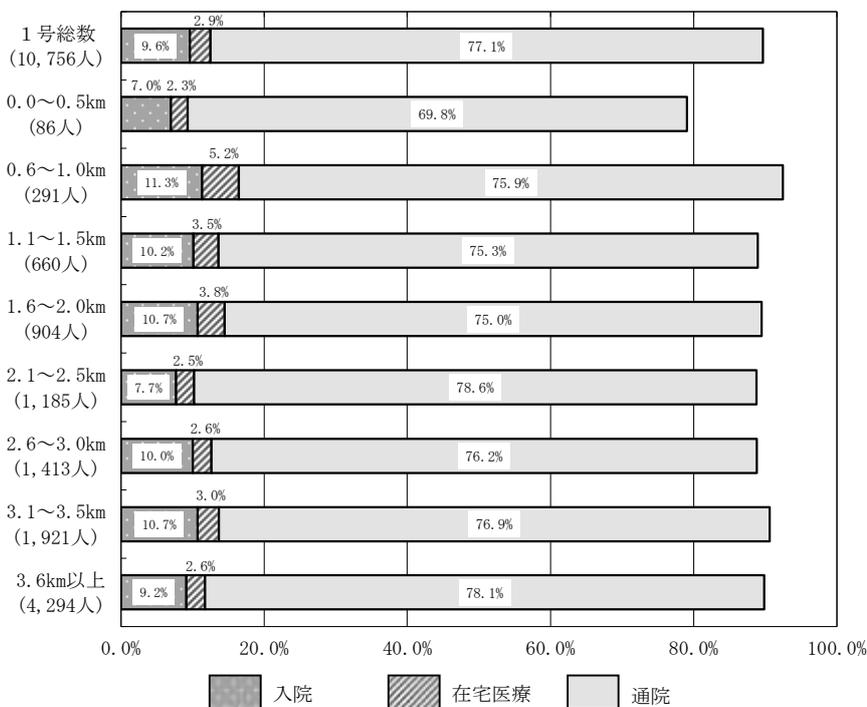
図2-12-5 被曝区分別、受療の状況

1号被爆者23,941人の被爆距離別受療の状況を被爆地別にみると、入院は、広島被爆では0.5km以内、長崎被爆では0.6～1.0kmの割合が最も高く、通院は、広島被爆では3.6km以上、長崎被爆では2.1～2.5kmの割合が最も高くなっている（図2-12-6、図2-12-7）。



※複数回答あり。1号総数には、距離不詳を含む。

図2-12-6 被爆距離別、受療の状況（広島被爆）



※複数回答あり。1号総数には、距離不詳を含む。

図2-12-7 被爆距離別、受療の状況（長崎被爆）

都道府県市別の受療の状況は表2-12-1のとおりとなっている。

表2-12-1 都道府県市別、受療の状況

(複数回答あり)

	総数	受療あり						受療割合	受療なし	不詳
		総数	入院	在宅医療	通院					
					総数	(歯科以外)	(歯科)			
全 国	38,653	33,005	3,518	1,201	29,701	28,329	9,877	85.4%	3,295	2,353
北海道	73	63	9	1	58	58	16	86.3%	9	1
青森県	20	19	1	0	18	18	2	95.0%	1	0
岩手県	9	6	2	0	4	4	1	66.7%	3	0
宮城県	46	40	3	2	38	36	14	87.0%	3	3
秋田県	8	5	0	0	5	5	1	62.5%	2	1
山形県	9	7	0	2	5	5	1	77.8%	2	0
福島県	15	12	0	0	12	12	7	80.0%	2	1
茨城県	80	60	4	1	57	55	14	75.0%	13	7
栃木県	54	46	3	1	43	41	11	85.2%	6	2
群馬県	33	28	3	1	26	26	5	84.8%	4	1
埼玉県	361	320	22	8	303	284	125	88.6%	37	4
千葉県	496	401	38	17	364	342	126	80.8%	67	28
東京都	1,094	922	91	49	832	783	305	84.3%	119	53
神奈川県	1,027	854	71	42	781	736	288	83.2%	120	53
新潟県	25	18	1	1	16	14	6	72.0%	6	1
富山県	21	17	1	1	16	15	3	81.0%	4	0
石川県	24	18	1	2	16	16	5	75.0%	6	0
福井県	17	13	0	1	12	12	1	76.5%	4	0
山梨県	22	18	0	1	17	17	5	81.8%	3	1
長野県	33	28	2	2	26	26	6	84.8%	3	2
岐阜県	96	84	11	2	73	71	20	87.5%	8	4
静岡県	162	143	12	1	134	126	45	88.3%	17	2
愛知県	465	384	30	8	358	344	131	82.6%	58	23
三重県	101	88	6	2	83	79	22	87.1%	11	2
滋賀県	92	78	10	4	71	70	20	84.8%	8	6
京都府	242	210	21	10	188	182	64	86.8%	22	10
大阪府	1,396	1,202	121	63	1,093	1,045	408	86.1%	129	65
兵庫県	743	642	60	24	593	569	189	86.4%	72	29
奈良県	138	119	9	4	113	108	39	86.2%	15	4
和歌山県	66	55	3	3	52	49	11	83.3%	10	1
鳥取県	63	55	4	2	51	50	8	87.3%	7	1
島根県	242	194	12	9	176	170	40	80.2%	30	18
岡山県	364	298	50	12	258	243	86	81.9%	34	32
広島県*	5,157	4,452	496	183	3,952	3,760	1,184	86.3%	542	163
山口県	694	591	74	8	530	501	157	85.2%	63	40
徳島県	37	34	6	3	29	28	9	91.9%	1	2
香川県	95	79	7	0	74	69	22	83.2%	12	4
愛媛県	173	159	17	6	142	136	33	91.9%	13	1
高知県	45	38	1	1	36	34	8	84.4%	5	2
福岡県	1,236	1,056	135	37	928	874	298	85.4%	94	86
佐賀県	278	240	36	10	203	193	59	86.3%	27	11
長崎県**	3,137	2,663	339	71	2,359	2,256	723	84.9%	215	259
熊本県	289	252	30	12	226	215	81	87.2%	19	18
大分県	140	117	20	6	98	96	27	83.6%	12	11
宮崎県	129	113	20	5	99	96	26	87.6%	13	3
鹿児島県	181	153	25	4	130	127	31	84.5%	18	10
沖縄県	43	31	6	1	28	27	9	72.1%	5	7
広島市	12,263	10,379	1,021	369	9,426	8,975	3,229	84.6%	1,029	855
長崎市	7,119	6,201	684	209	5,549	5,331	1,956	87.1%	392	526

注) * は広島市を除く、**は長崎市を除く。

また、仕事をしなかった者 33,346 人の受療の状況を見ると、入院が 9.6%、在宅医療が 3.4%、通院が 76.7%、となっている（図 2-12-8）。

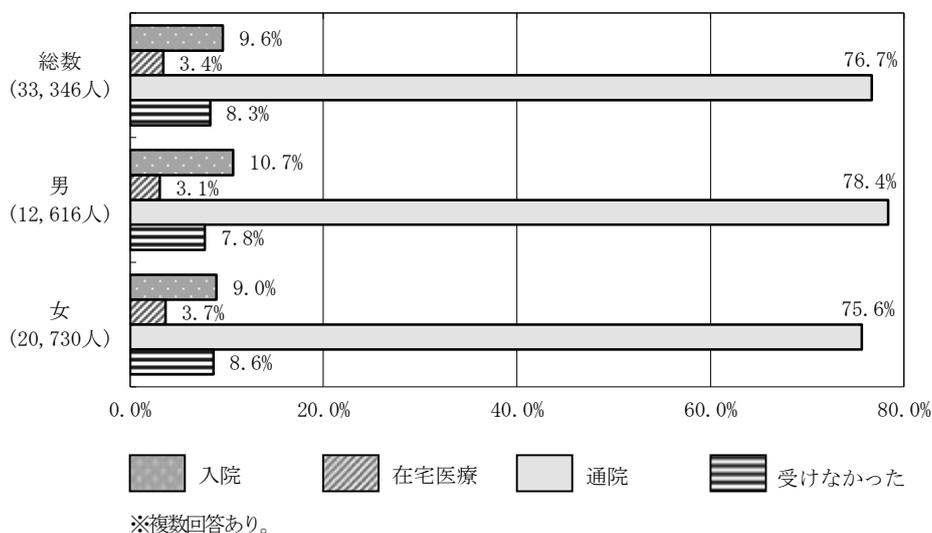


図 2-12-8 仕事をしなかった者の受療の状況

次に被爆者援護法による手当受給者 35,940 人と手当を受けていない者 2,370 人の受療の状況を見てみると、手当受給者の 86.3%の者が受療（在宅医療を含む）しており、手当を受けていない者の受療（74.3%）よりも割合が高くなっている（図 2-12-9）。

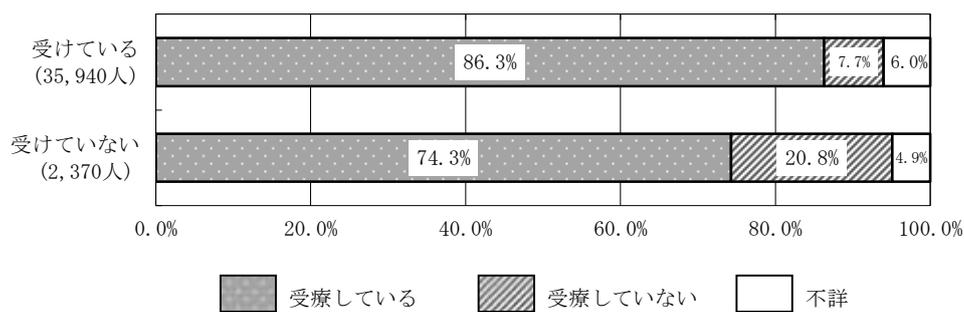


図 2-12-9 被爆者援護法による手当の受給状況別、受療の状況

1.3. 被爆者健康診断の受診状況

(1) 健康診断の受診状況

平成26年11月1日から平成27年10月31日までの1年間に健康診断を受診したことがある者は、27,927人(男性11,745人、女性16,182人)で全体の72.3%(男性15,762人の74.5%、女性22,891人の70.7%)である(図2-13-1)。

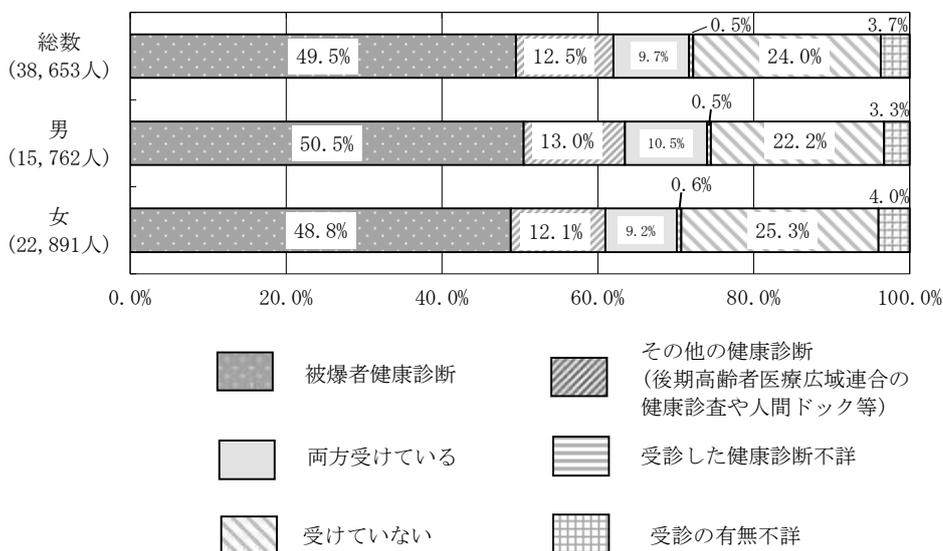
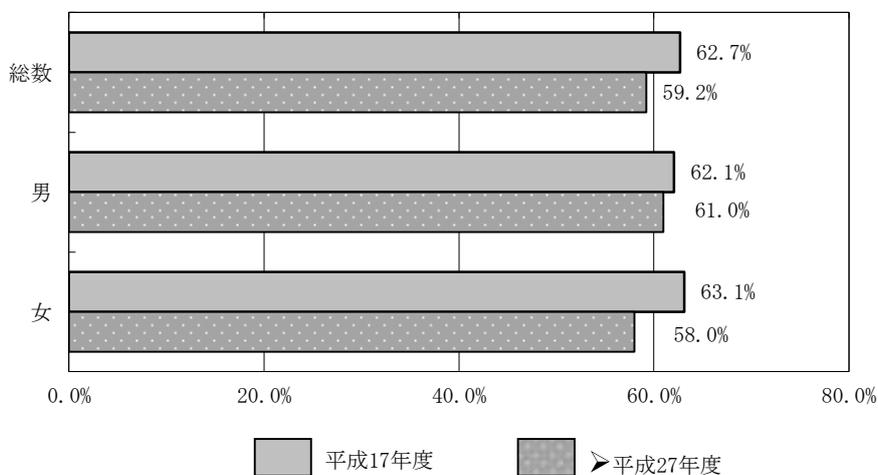


図2-13-1 健康診断受診者の割合

(2) 被爆者健康診断の一般検査の受診状況

平成26年11月1日から平成27年10月31日までの1年間に被爆者健康診断の一般検査を受診したことがある者は、22,892人(男性9,610人、女性13,282人)で全体の59.2%(男性15,762人の61.0%、女性22,891人の58.0%)であり、平成17年度調査の62.7%(男性62.1%、女性63.1%)より減少している(図2-13-2)。



※平成17年度の総数には性別不詳を含む。

図2-13-2 一般検査受診者の割合

一般検査受診者 22,892 人の性別、年齢階級別の受診状況をみると、図 2-13-3 のとおりであり、男性は 80～84 歳 (63.7%)、女性は 75～79 歳 (64.9%) の受診率が最も高い。また、79 歳までの各年齢階級では女性の方が男性より受診率が高く、80 歳以上では男性の方が女性より受診率が高い。

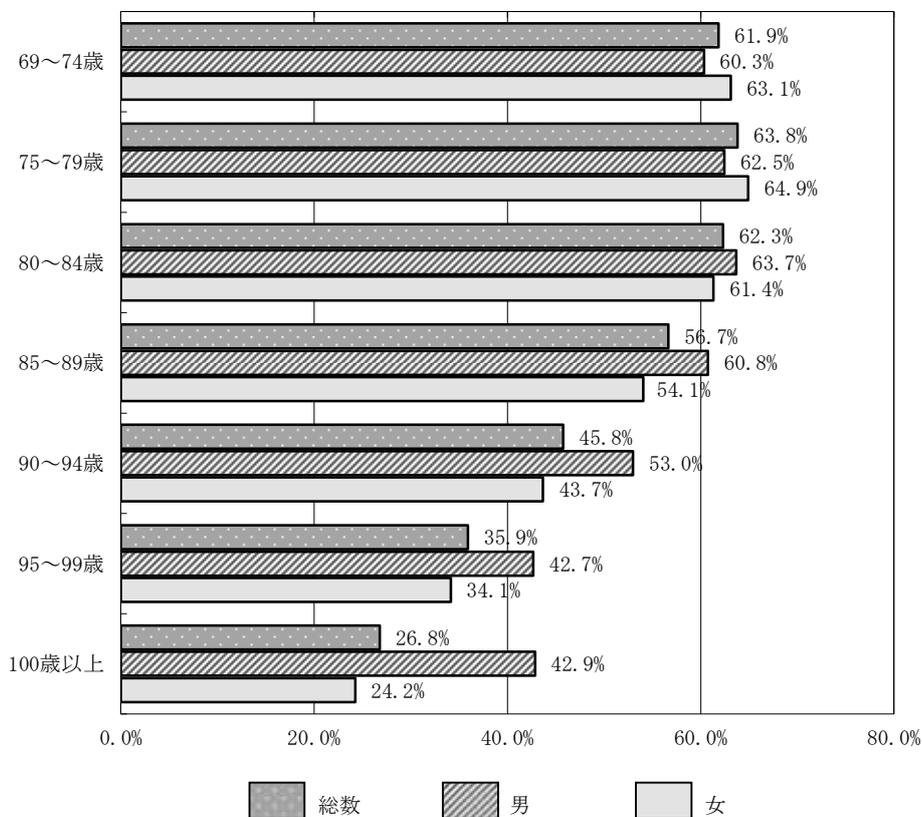


図 2-13-3 性・年齢階級別、一般検査受診者の割合

一般検査受診者 22,892 人の検査受診回数別の割合をみると、男性は 2 回、女性は 1 回受診した者の割合が最も高い (図 2-13-4)。受診者の平均受診回数は 1.68 回である。

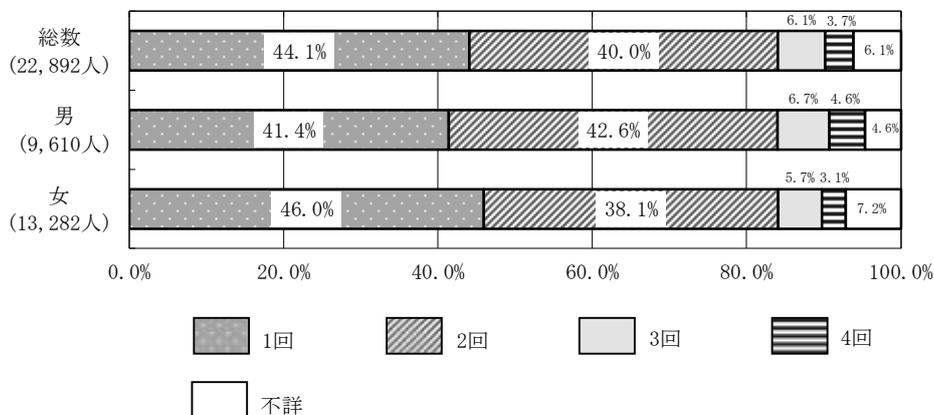


図 2-13-4 受診回数別、一般検査受診状況

また、都道府県市別の被曝者健康診断の受診状況等は表2-13-1のとおりであり、受診率は30.6%から80.0%まで幅広くばらつきがみられる。

表2-13-1 都道府県市別、被曝者健康診断受診等の状況

	総数 (A)	受診者数 (B)	受診率 (B)/(A)	要精密 検査者数 (C)	要精密 検査率 (C)/(B)	要精密検査者 精密検査 受診者数 (D)	精密検査 受診率 (D)/(C)	異常 判定者数 (E)	異常 判定率 (E)/(D)
全国	38,653	22,892	59.2%	10,557	46.1%	8,152	77.2%	3,779	46.4%
北海道	73	40	54.8%	19	47.5%	13	68.4%	6	46.2%
青森県	20	12	60.0%	5	41.7%	4	80.0%	2	50.0%
岩手県	9	6	66.7%	1	16.7%	1	100.0%	1	100.0%
宮城県	46	26	56.5%	16	61.5%	11	68.8%	6	54.5%
秋田県	8	6	75.0%	4	66.7%	3	75.0%	2	66.7%
山形県	9	4	44.4%	1	25.0%	1	100.0%	0	0.0%
福島県	15	12	80.0%	7	58.3%	5	71.4%	4	80.0%
茨城県	80	56	70.0%	35	62.5%	22	62.9%	10	45.5%
栃木県	54	33	61.1%	11	33.3%	9	81.8%	2	22.2%
群馬県	33	18	54.5%	12	66.7%	8	66.7%	5	62.5%
埼玉県	361	208	57.6%	103	49.5%	81	78.6%	31	38.3%
千葉県	496	230	46.4%	111	48.3%	80	72.1%	37	46.3%
東京都	1,094	418	38.2%	209	50.0%	157	75.1%	70	44.6%
神奈川県	1,027	500	48.7%	271	54.2%	206	76.0%	89	43.2%
新潟県	25	16	64.0%	12	75.0%	7	58.3%	3	42.9%
富山県	21	13	61.9%	8	61.5%	4	50.0%	3	75.0%
石川県	24	9	37.5%	6	66.7%	4	66.7%	2	50.0%
福井県	17	10	58.8%	1	10.0%	1	100.0%	1	100.0%
山梨県	22	10	45.5%	5	50.0%	3	60.0%	1	33.3%
長野県	33	13	39.4%	6	46.2%	5	83.3%	3	60.0%
岐阜県	96	53	55.2%	25	47.2%	20	80.0%	5	25.0%
静岡県	162	86	53.1%	43	50.0%	37	86.0%	20	54.1%
愛知県	465	207	44.5%	118	57.0%	77	65.3%	38	49.4%
三重県	101	66	65.3%	22	33.3%	14	63.6%	6	42.9%
滋賀県	92	39	42.4%	18	46.2%	14	77.8%	5	35.7%
京都府	242	121	50.0%	71	58.7%	53	74.6%	29	54.7%
大阪府	1,396	842	60.3%	388	46.1%	269	69.3%	129	48.0%
兵庫県	743	364	49.0%	206	56.6%	157	76.2%	84	53.5%
奈良県	138	79	57.2%	45	57.0%	34	75.6%	18	52.9%
和歌山県	66	27	40.9%	11	40.7%	6	54.5%	1	16.7%
鳥取県	63	38	60.3%	13	34.2%	11	84.6%	2	18.2%
島根県	242	175	72.3%	56	32.0%	45	80.4%	14	31.1%
岡山県	364	194	53.3%	74	38.1%	58	78.4%	24	41.4%
広島県*	5,157	3,434	66.6%	1,232	35.9%	948	76.9%	454	47.9%
山口県	694	340	49.0%	118	34.7%	84	71.2%	37	44.0%
徳島県	37	15	40.5%	1	6.7%	1	100.0%	0	0.0%
香川県	95	59	62.1%	24	40.7%	23	95.8%	10	43.5%
愛媛県	173	53	30.6%	27	50.9%	22	81.5%	13	59.1%
高知県	45	17	37.8%	3	17.6%	3	100.0%	0	0.0%
福岡県	1,236	705	57.0%	287	40.7%	201	70.0%	88	43.8%
佐賀県	278	147	52.9%	55	37.4%	40	72.7%	14	35.0%
長崎県**	3,137	2,067	65.9%	838	40.5%	649	77.4%	293	45.1%
熊本県	289	159	55.0%	92	57.9%	80	87.0%	23	28.8%
大分県	140	76	54.3%	33	43.4%	25	75.8%	8	32.0%
宮崎県	129	69	53.5%	11	15.9%	9	81.8%	4	44.4%
鹿児島県	181	103	56.9%	35	34.0%	25	71.4%	7	28.0%
沖縄県	43	27	62.8%	15	55.6%	14	93.3%	3	21.4%
広島市	12,263	6,928	56.5%	3,455	49.9%	2,782	80.5%	1,308	47.0%
長崎市	7,119	4,762	66.9%	2,398	50.4%	1,826	76.1%	864	47.3%

注) * は広島市を除く、**は長崎市を除く。

(3) 被爆者健康診断の一般検査未受診者の状況

一般検査を受けなかった者は、14,122人(男性5,554人、女性8,568人)であり、全体の36.5%(男性15,762人の35.2%、女性22,891人の37.4%)である(図2-13-5)。

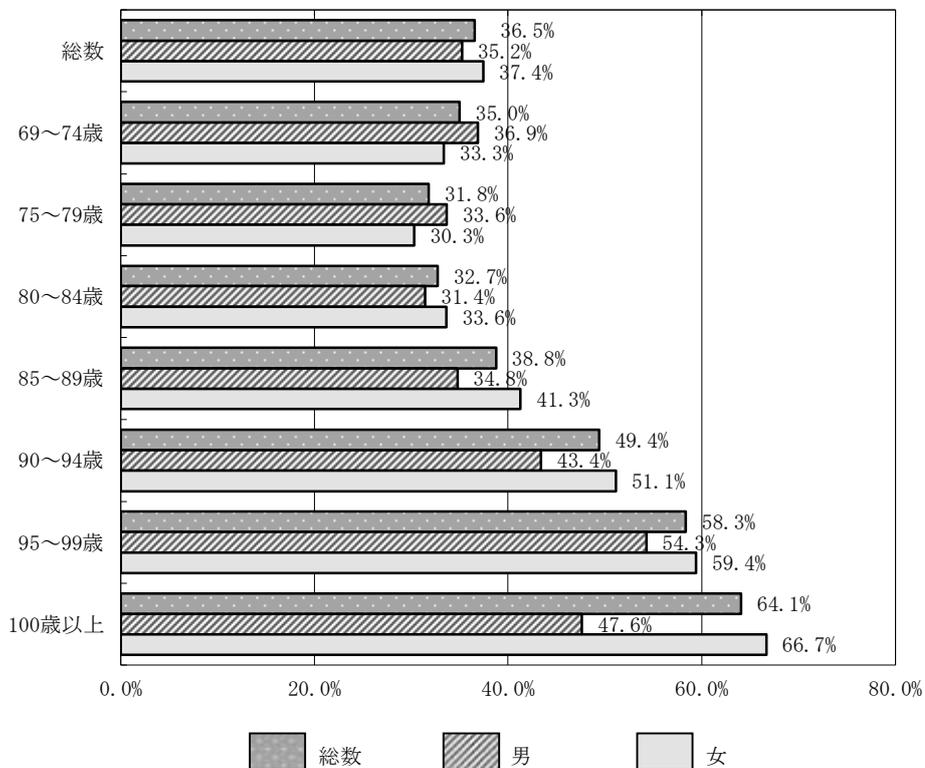
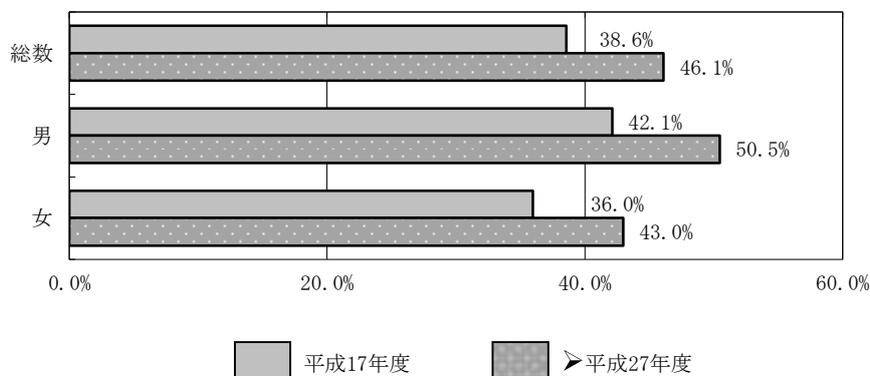


図2-13-5 性・年齢階級別、一般検査未受診者の割合

(4) 被爆者健康診断の一般検査の受診結果

一般検査を受診した22,892人のうち、「要精密検査になった」者は10,557人(46.1%)であり、平成17年度調査の38.6%より増加している(図2-13-6)。



※平成17年度の総数には性別不詳を含む。

図2-13-6 一般検査受診者のうち、要精密検査となった者の割合

一般検査を受診した22,892人のうち、性別・年齢階級別の「要精密検査になった」者の割合は、図2-13-7のとおりであり、男性、女性とも75~79歳が最も高く(男性54.8%、女性46.7%)になっており、最も低いのは100歳以上(男性22.2%、女性25.0%)となっている。

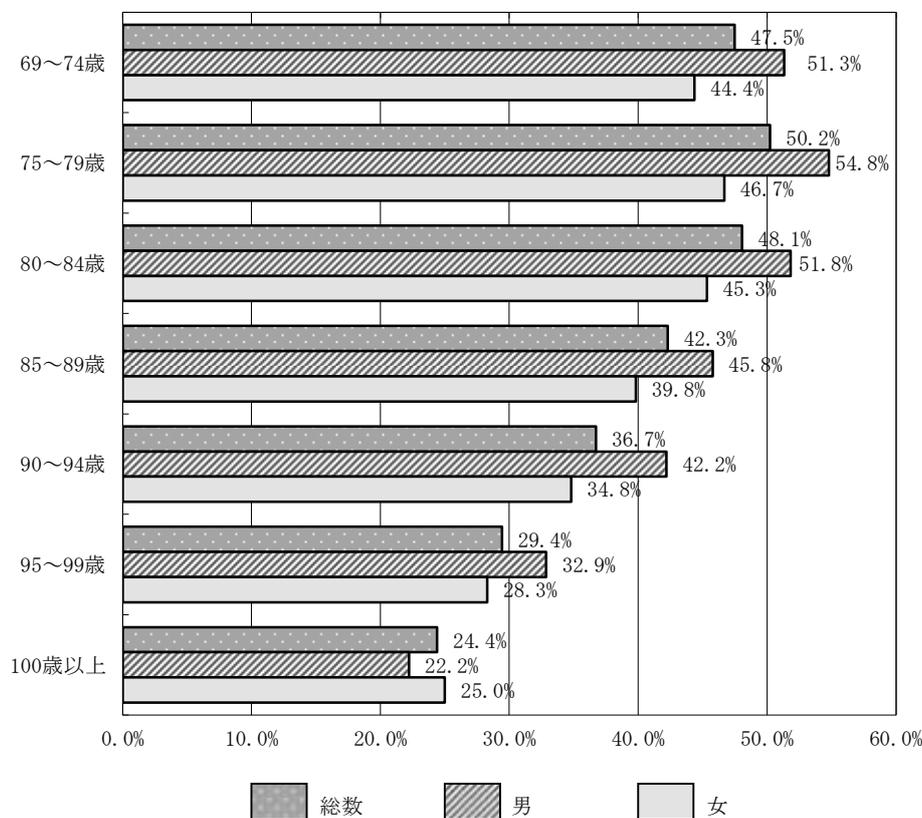


図2-13-7 性・年齢階級別、要精密検査率

一般検査を受診した 22,892 人の被曝区分別の「要精密検査になった」者の割合は、1号被曝者 48.2%、2号被曝者 41.6%、3号被曝者 43.6%、4号被曝者 46.1%である。都道府県市別の「要精密検査になった」者の割合は、既出の「表 2-13-1 都道府県市別、被曝者健康診断受診等の状況」に示すとおりである。

表 2-13-1 都道府県市別、被曝者健康診断受診等の状況（再掲）

	総数 (A)	受診者数 (B)	受診率 (B)/(A)	要精密 検査者数 (C)	要精密 検査率 (C)/(B)	要精密検査者 精密検査 受診者数 (D)	精密検査 受診率 (D)/(C)	異常 判定者数 (E)	異常 判定率 (E)/(D)
全国	38,653	22,892	59.2%	10,557	46.1%	8,152	77.2%	3,779	46.4%
北海道	73	40	54.8%	19	47.5%	13	68.4%	6	46.2%
青森県	20	12	60.0%	5	41.7%	4	80.0%	2	50.0%
岩手県	9	6	66.7%	1	16.7%	1	100.0%	1	100.0%
宮城県	46	26	56.5%	16	61.5%	11	68.8%	6	54.5%
秋田県	8	6	75.0%	4	66.7%	3	75.0%	2	66.7%
山形県	9	4	44.4%	1	25.0%	1	100.0%	0	0.0%
福島県	15	12	80.0%	7	58.3%	5	71.4%	4	80.0%
茨城県	80	56	70.0%	35	62.5%	22	62.9%	10	45.5%
栃木県	54	33	61.1%	11	33.3%	9	81.8%	2	22.2%
群馬県	33	18	54.5%	12	66.7%	8	66.7%	5	62.5%
埼玉県	361	208	57.6%	103	49.5%	81	78.6%	31	38.3%
千葉県	496	230	46.4%	111	48.3%	80	72.1%	37	46.3%
東京都	1,094	418	38.2%	209	50.0%	157	75.1%	70	44.6%
神奈川県	1,027	500	48.7%	271	54.2%	206	76.0%	89	43.2%
新潟県	25	16	64.0%	12	75.0%	7	58.3%	3	42.9%
富山県	21	13	61.9%	8	61.5%	4	50.0%	3	75.0%
石川県	24	9	37.5%	6	66.7%	4	66.7%	2	50.0%
福井県	17	10	58.8%	1	10.0%	1	100.0%	1	100.0%
山梨県	22	10	45.5%	5	50.0%	3	60.0%	1	33.3%
長野県	33	13	39.4%	6	46.2%	5	83.3%	3	60.0%
岐阜県	96	53	55.2%	25	47.2%	20	80.0%	5	25.0%
静岡県	162	86	53.1%	43	50.0%	37	86.0%	20	54.1%
愛知県	465	207	44.5%	118	57.0%	77	65.3%	38	49.4%
三重県	101	66	65.3%	22	33.3%	14	63.6%	6	42.9%
滋賀県	92	39	42.4%	18	46.2%	14	77.8%	5	35.7%
京都府	242	121	50.0%	71	58.7%	53	74.6%	29	54.7%
大阪府	1,396	842	60.3%	388	46.1%	269	69.3%	129	48.0%
兵庫県	743	364	49.0%	206	56.6%	157	76.2%	84	53.5%
奈良県	138	79	57.2%	45	57.0%	34	75.6%	18	52.9%
和歌山県	66	27	40.9%	11	40.7%	6	54.5%	1	16.7%
鳥取県	63	38	60.3%	13	34.2%	11	84.6%	2	18.2%
島根県	242	175	72.3%	56	32.0%	45	80.4%	14	31.1%
岡山県	364	194	53.3%	74	38.1%	58	78.4%	24	41.4%
広島県*	5,157	3,434	66.6%	1,232	35.9%	948	76.9%	454	47.9%
山口県	694	340	49.0%	118	34.7%	84	71.2%	37	44.0%
徳島県	37	15	40.5%	1	6.7%	1	100.0%	0	0.0%
香川県	95	59	62.1%	24	40.7%	23	95.8%	10	43.5%
愛媛県	173	53	30.6%	27	50.9%	22	81.5%	13	59.1%
高知県	45	17	37.8%	3	17.6%	3	100.0%	0	0.0%
福岡県	1,236	705	57.0%	287	40.7%	201	70.0%	88	43.8%
佐賀県	278	147	52.9%	55	37.4%	40	72.7%	14	35.0%
長崎県**	3,137	2,067	65.9%	838	40.5%	649	77.4%	293	45.1%
熊本県	289	159	55.0%	92	57.9%	80	87.0%	23	28.8%
大分県	140	76	54.3%	33	43.4%	25	75.8%	8	32.0%
宮崎県	129	69	53.5%	11	15.9%	9	81.8%	4	44.4%
鹿児島県	181	103	56.9%	35	34.0%	25	71.4%	7	28.0%
沖縄県	43	27	62.8%	15	55.6%	14	93.3%	3	21.4%
広島市	12,263	6,928	56.5%	3,455	49.9%	2,782	80.5%	1,308	47.0%
長崎市	7,119	4,762	66.9%	2,398	50.4%	1,826	76.1%	864	47.3%

注) * は広島市を除く、**は長崎市を除く。

(5) 精密検査の受診状況

一般検査の結果、「要精密検査になった」者 10,557 人のうち、精密検査を受けた者は 8,152 人で精密検査受診率は 77.2%であり、平成 17 年度調査の 84.0%より低くなっている (図 2-13-8)。

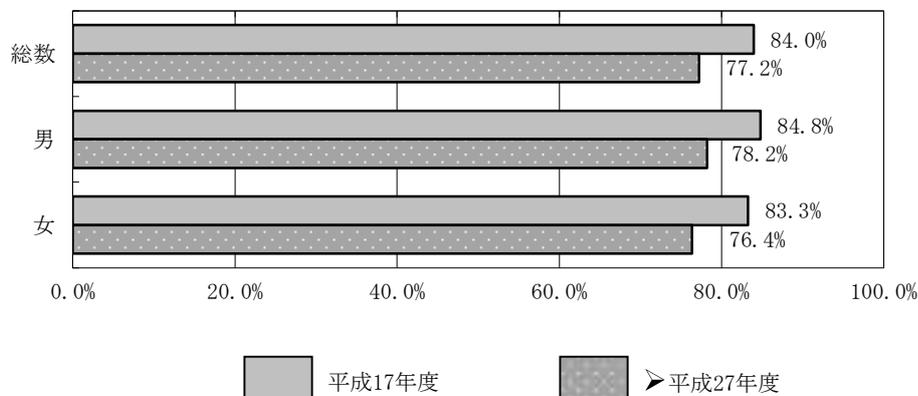


図 2-13-8 精密検査受診状況

「要精密検査になった」者 10,557 人の性別、年齢階級別の精密検査受診率は図 2-13-9 のとおりであり、男性、女性とも 75~79 歳 (男性 80.8%、女性 79.2%) が最も高くなっている。都道府県市別の精密検査受診率は、既出の表 2-13-1 のとおりである。

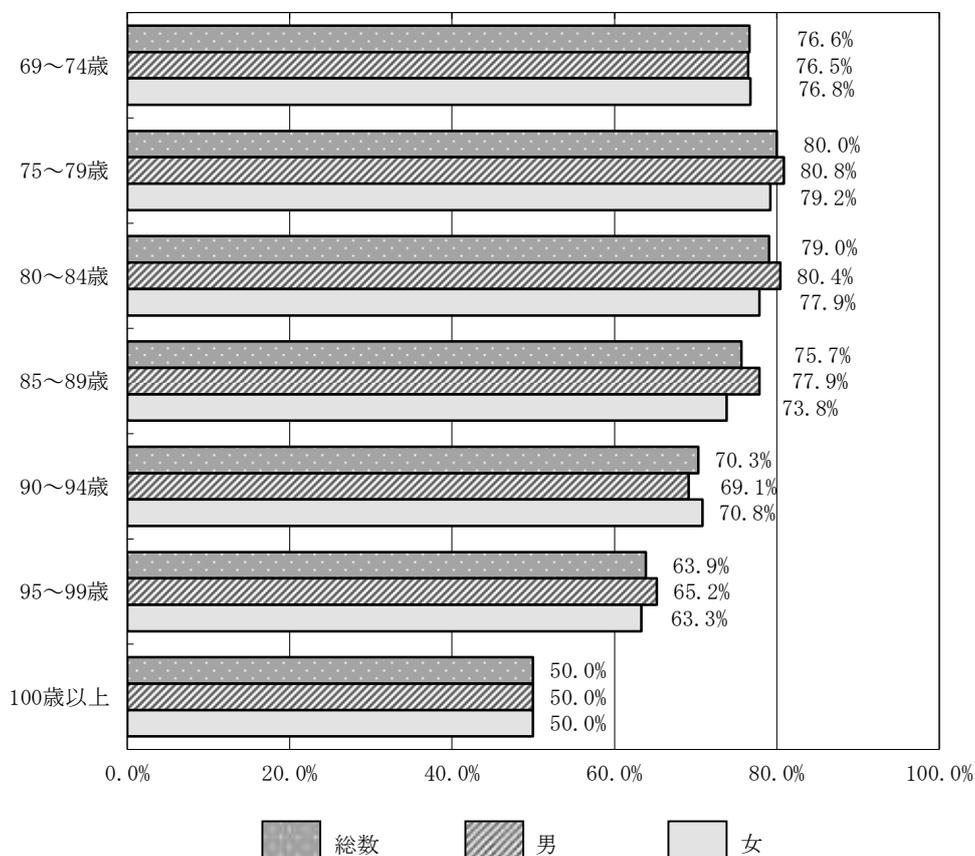


図 2-13-9 性・年齢階級別、精密検査受診率

(6) 精密検査の受診結果

精密検査を受診した8,152人のうち、「異常あり」と判定された者は3,779人(46.4%)、「異常なし」と判定された者は3,671人(45.0%)、「未判定(検査中)及び不詳」の者は702人(8.6%)となっている。平成17年度調査で「異常あり」と判定された者の割合は56.1%であり、割合は減少している(図2-13-10)。

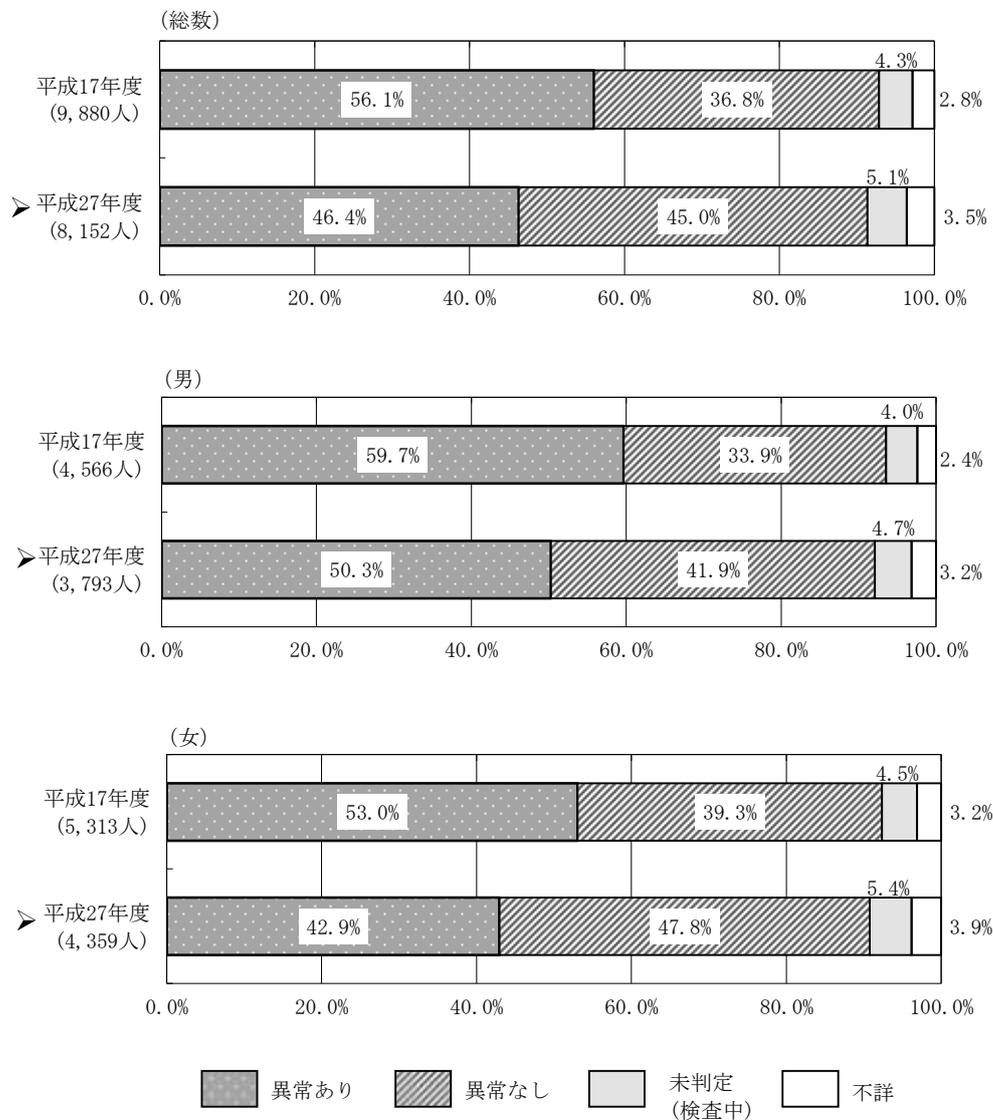


図2-13-10 精密検査受診結果の状況

精密検査受診者 8,152 人の性別、年齢階級別の受診結果は図 2-13-11 のとおりであり、「異常あり」と判定された者の割合は、90～94 歳、100 歳以上を除き男性が女性よりもやや高く、男性では 95～99 歳 (53.3%) が最も高いが、女性では 100 歳以上の者 (75.0%) の割合が高くなっている。

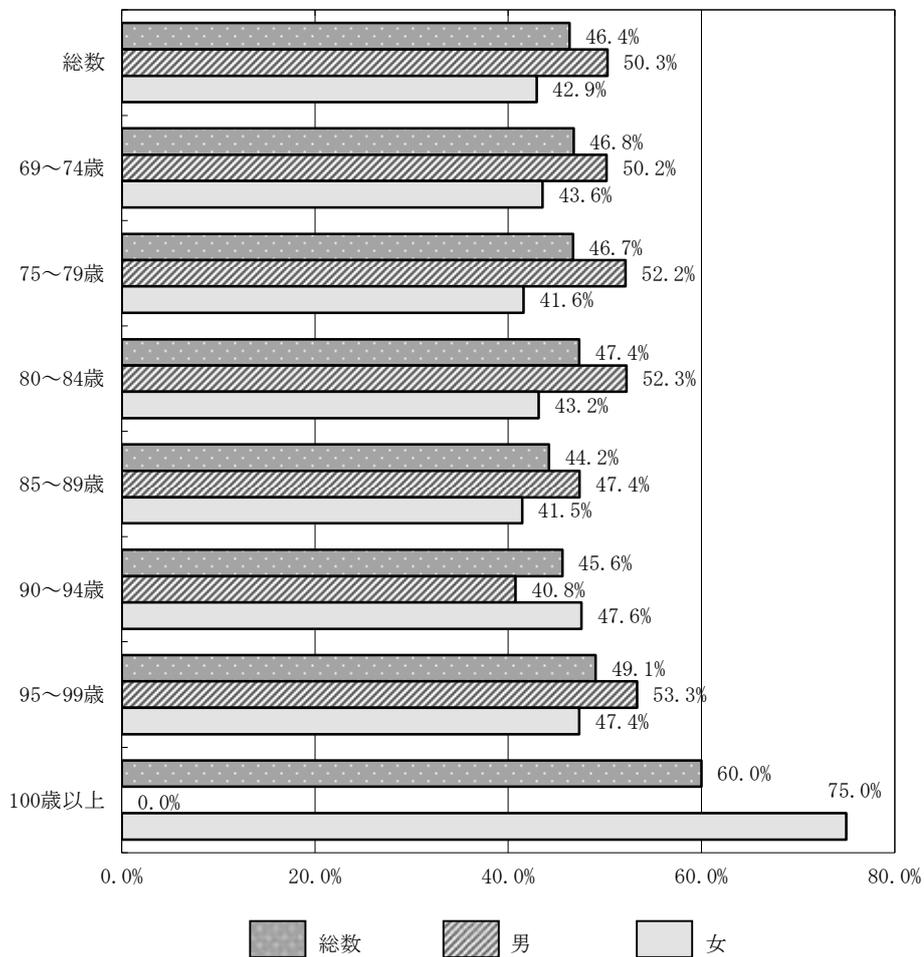


図 2-13-11 性・年齢階級別、精密検査受診結果(異常ありの割合)

被曝区分別の受診結果は図2-13-12のとおりであり、各区分で大きな差はみられない。

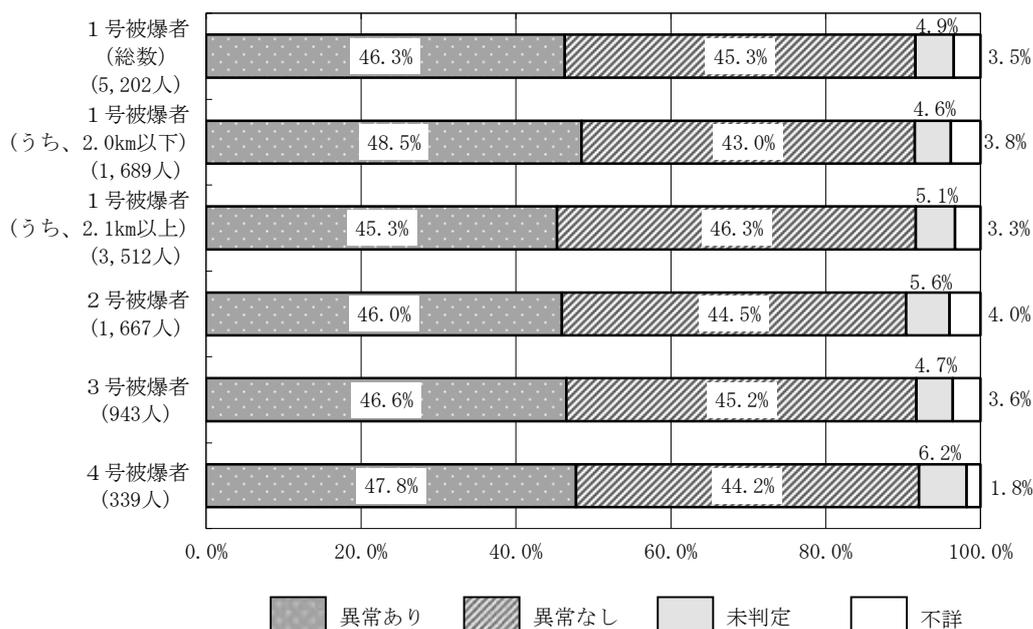


図2-13-12 被曝区分別、精密検査受診結果

なお、精密検査で「異常あり」と判定された者の一般検査受診者に占める割合は、総数で16.5%であり、年齢階級別には図2-13-13のとおりである。

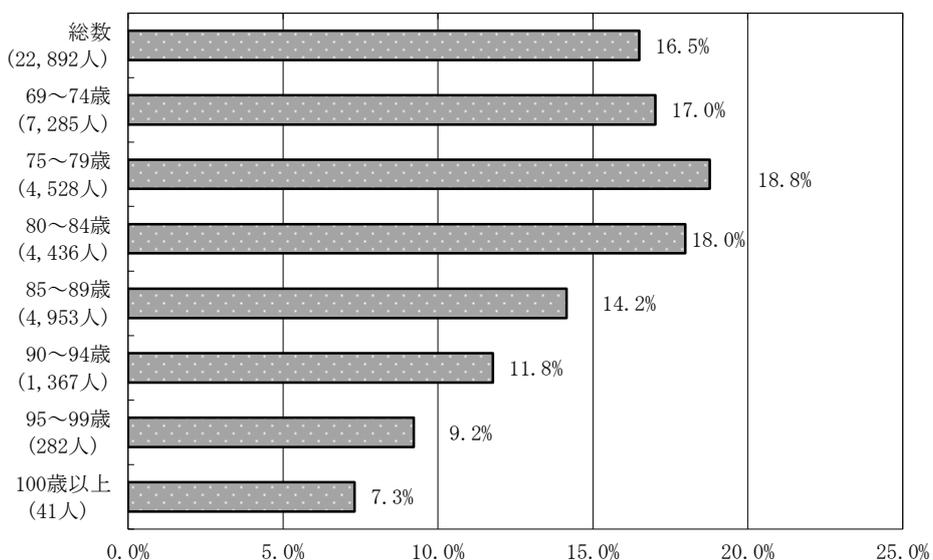
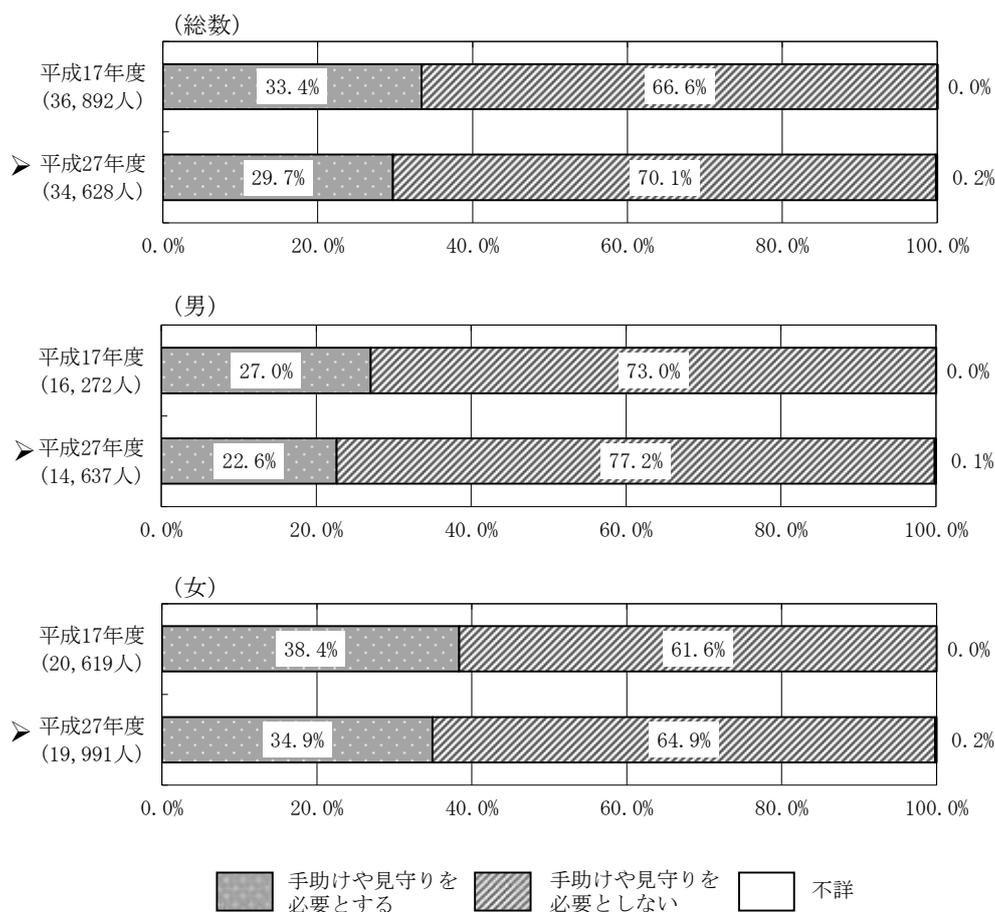


図2-13-13 年齢階級別、一般検査受診者に占める「精密検査の結果、異常あり」と判定された者の割合

14. 介護等の状況

(1) 手助けや見守りを必要とする者の状況

自宅に住んでいる回答者 34,628 人（回答が未記入の 948 人を除く）のうち、日常生活を送る上で、だれかの手助けや見守りが必要な者は、10,288 人（男性 3,312 人、女性 6,976 人）で、自宅に住んでいる回答者 34,628 人の 29.7%（男性 22.6%、女性 34.9%）を占めており、平成 17 年度調査の 33.4% と比べると 3.7% 減っている（図 2-14-1）。

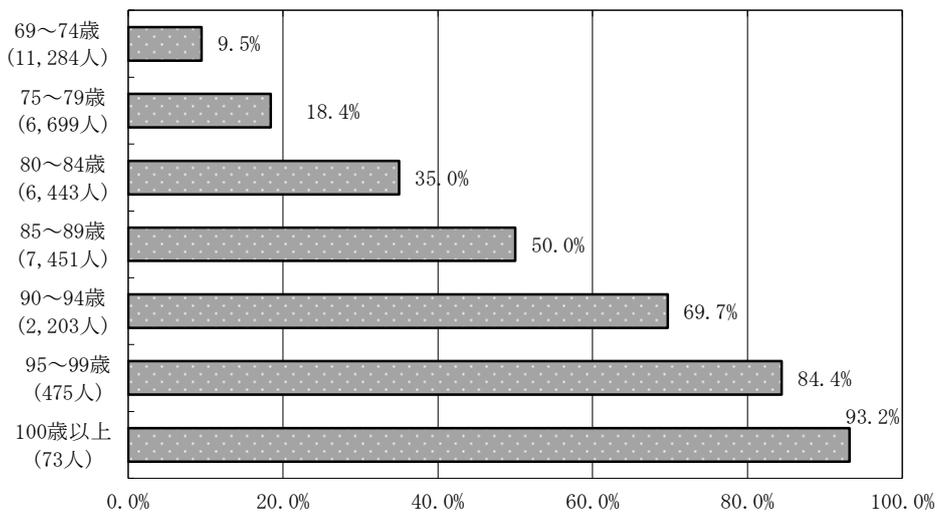


※平成 17 年度の総数には性別不詳を含む。

※回答が未記入の者は除く。

図 2-14-1 手助けや見守りを必要とする者の状況

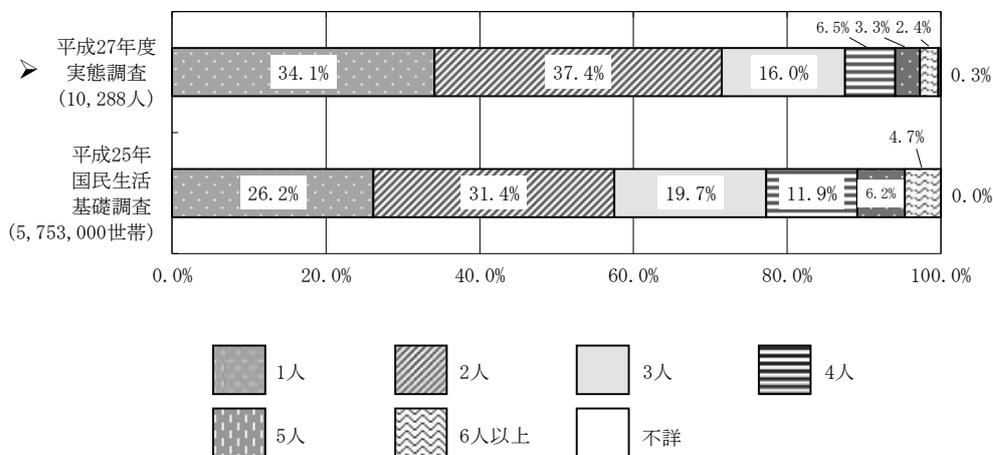
年齢階級別にみると、高齢になるに従って手助けや見守りを必要とする者の割合が高くなっている（図2-14-2）。



※回答が未記入の者は除く。

図2-14-2 年齢階級別、手助けや見守りを必要とする者の状況

手助けや見守りを必要とする者 10,288 人の世帯状況を見ると、図2-14-3のとおりであり、1人世帯(34.1%)と2人世帯(37.4%)で7割以上を占めている。なお、参考までに平成25年国民生活基礎調査の世帯状況と比べると、被爆者のほうが2人以下の世帯の割合が大きい。

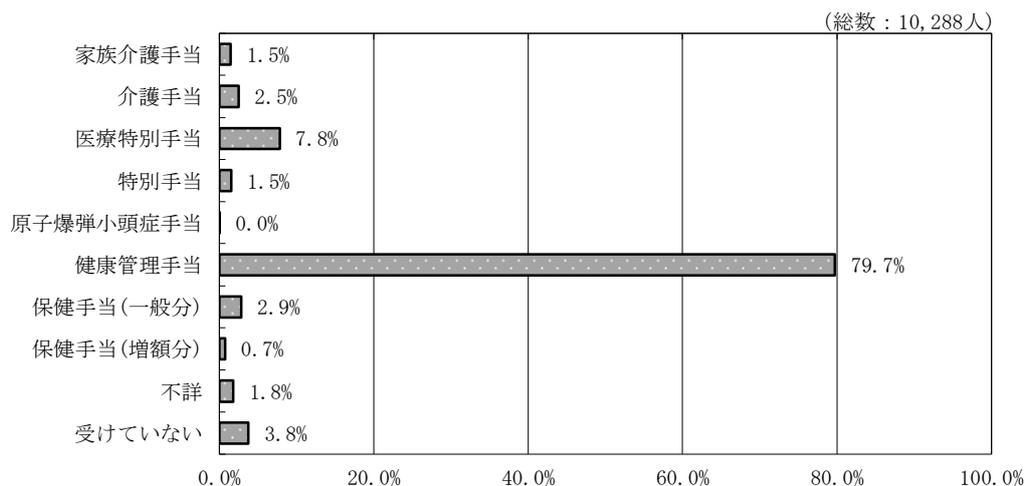


※平成25年国民生活基礎調査は、手助けや見守りを要する者のいる世帯の割合である。

※国民生活基礎調査の大規模調査の直近が平成25年であるため、平成25年国民生活基礎調査と比較した。

図2-14-3 世帯人員別、手助けや見守りを必要とする者の状況

手助けや見守りを必要とする者 10,288 人のうち、家族介護手当の受給は1.5%、介護手当の受給は2.5%となっており、その他手当については健康管理手当 79.7%、医療特別手当 7.8%等となっている(図2-14-4)。



※複数回答あり。

図2-14-4 手助けや見守りを必要とする者の被爆者援護法による手当受給状況

(2) 日常生活の自立の状況

在宅の手助けや見守りを必要とする者 10,288 人のうち、「何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる」者が 3,486 人 (33.9%)、「屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない」者が 3,995 人 (38.8%)、「屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座った姿勢を保つことはできる」者が 1,604 人 (15.6%)、「1 日中ベッド上で過ごし排せつ、食事、着替えに介助を要する」者が 635 人 (6.2%) となっている (図 2-14-5)。

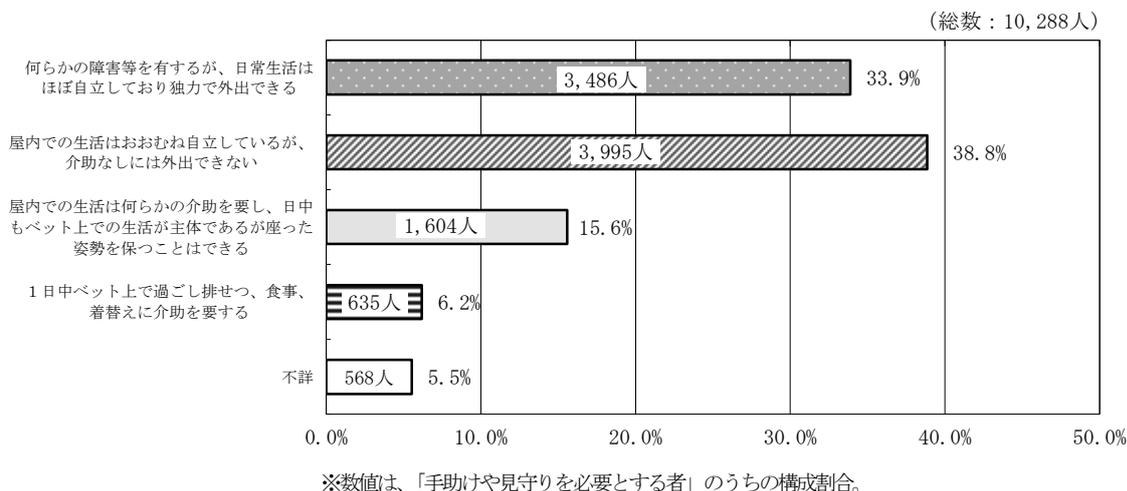


図 2-14-5 手助けや見守りを必要とする者の、日常生活の自立の状況

参考までに、70 歳以上の回答者に限定して、平成 25 年国民生活基礎調査と比較すると図 2-14-6 のとおりである。

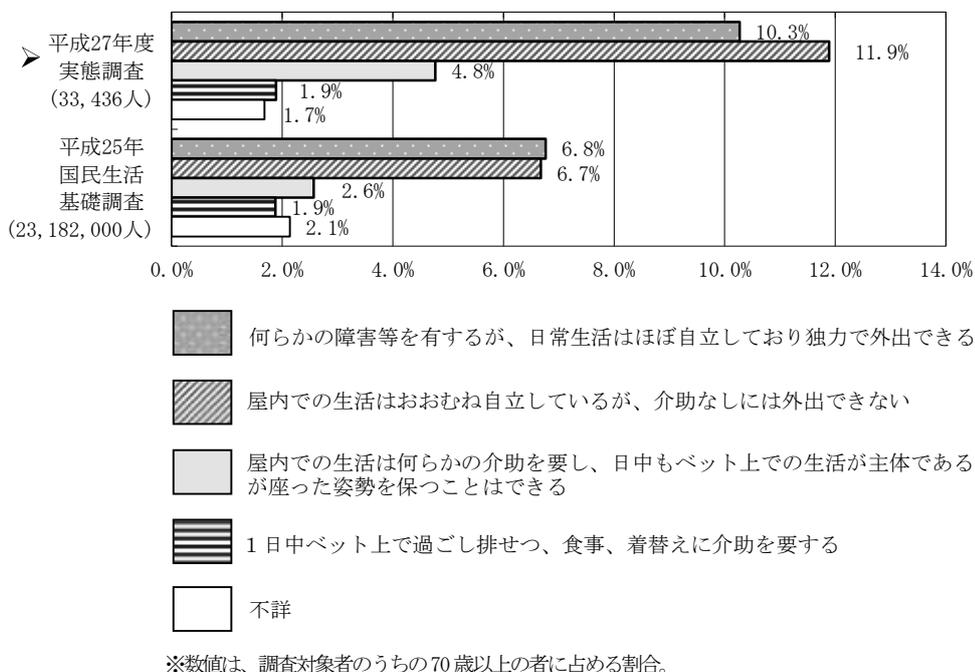
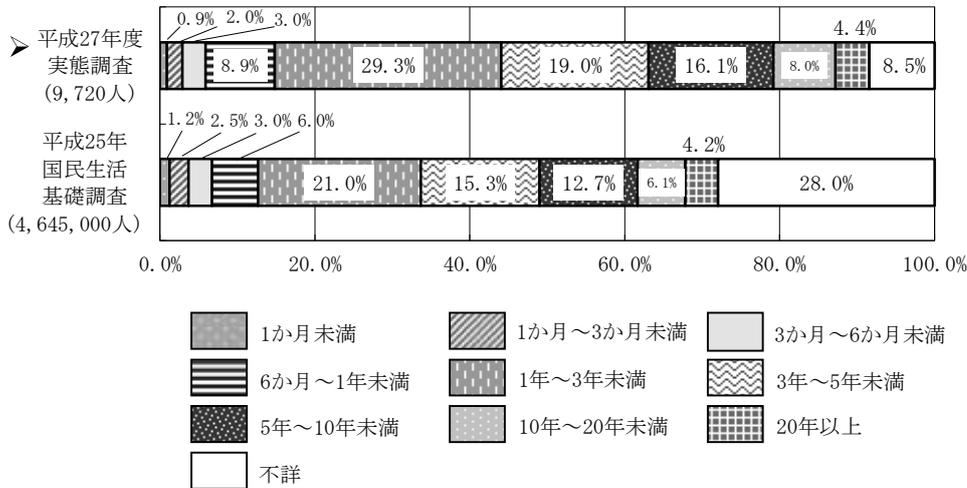


図 2-14-6 日常生活の自立の状況 (平成 25 年国民生活基礎調査との比較、70 歳以上)

また手助けや見守りを必要とする者10,288人のうち自立の状況不詳を除く9,720人について期間別の状況を見ると、6か月以上が全体の85.7%を占めており（図2-14-7）、自立の状況別にみると図2-14-8のとおりである。



※平成25年国民生活基礎調査は、70歳以上における手助けや見守りを要する者の期間の割合である。

※自立の状況不詳の568人を除く。

図2-14-7 手助けや見守りを必要とする者の期間別の状況

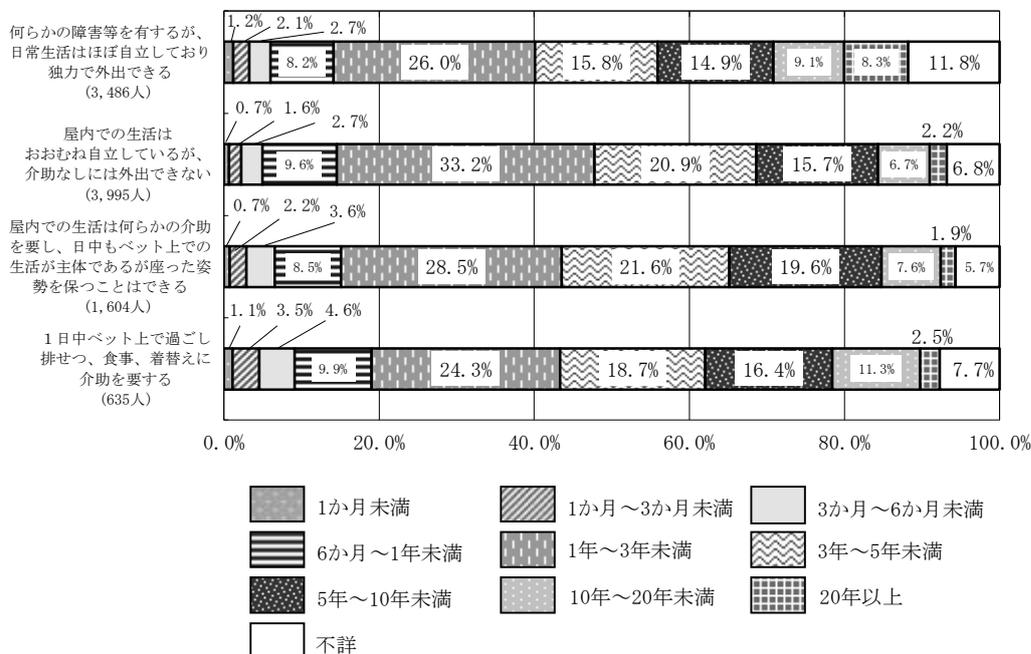


図2-14-8 手助けや見守りを必要とする者の自立の状況別、期間別の状況

手助けや見守りを必要とする者10,288人について、被爆区別にみると図2-14-9のとおりであり、被爆者援護法による手当の受給状況別にみると図2-14-10のとおりである。

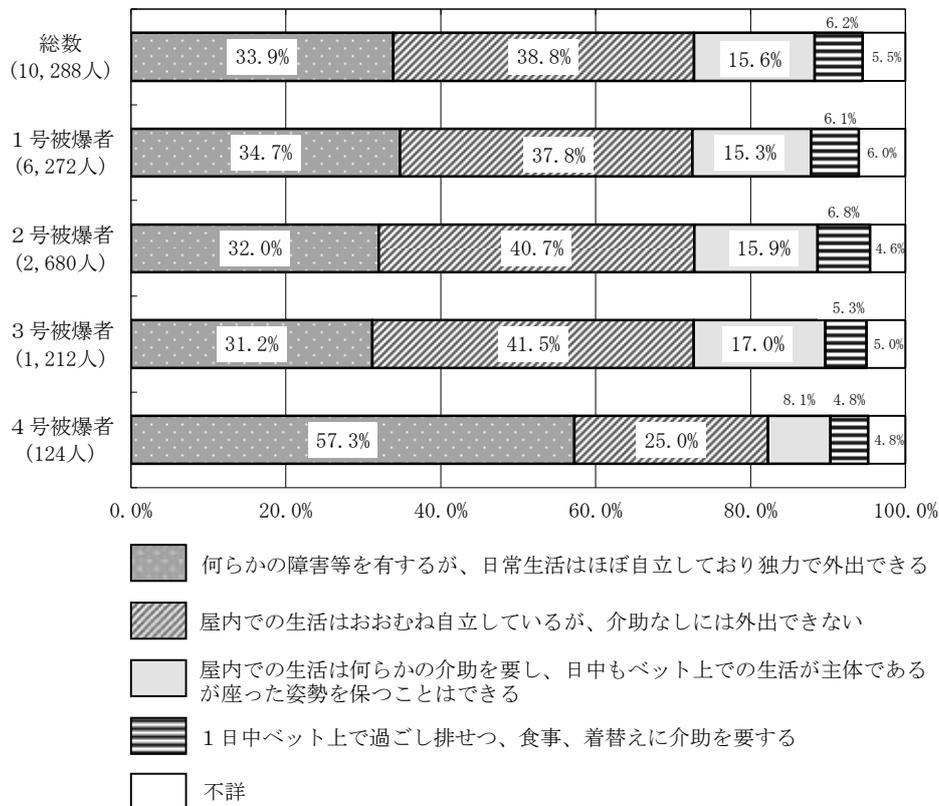
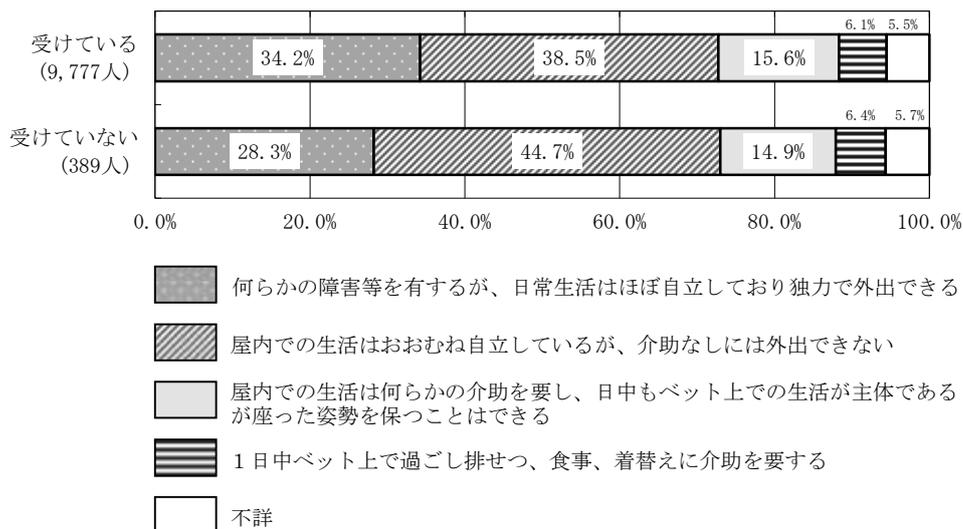


図2-14-9 被爆区分別、日常生活の自立の状況



※手当の受給の有無が不詳の122人を除く。

図2-14-10 被爆者援護法による手当の受給状況別、日常生活の自立の状況

手助けや見守りを必要とする者10,288人の受療内容をみると、通院が76.3%と最も多く、次いで入院12.3%、在宅医療7.6%の順となっている（図2-14-11）。

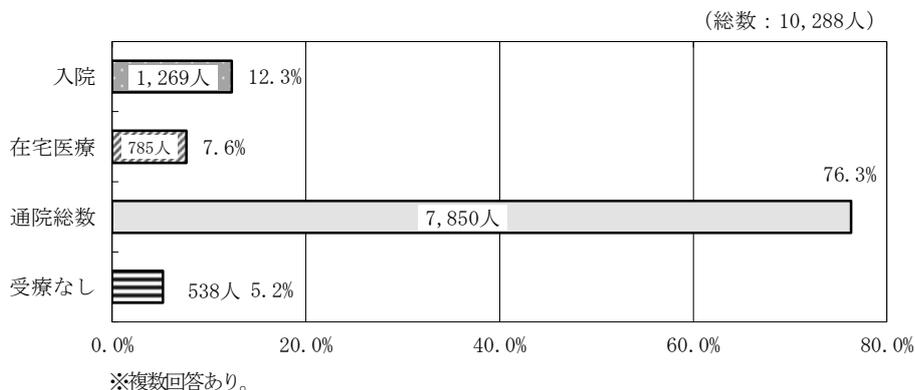


図2-14-11 手助けや見守りを必要とする者の、受療の状況

これを日常生活の自立の状況別にみると、図2-14-12のとおりとなっている。

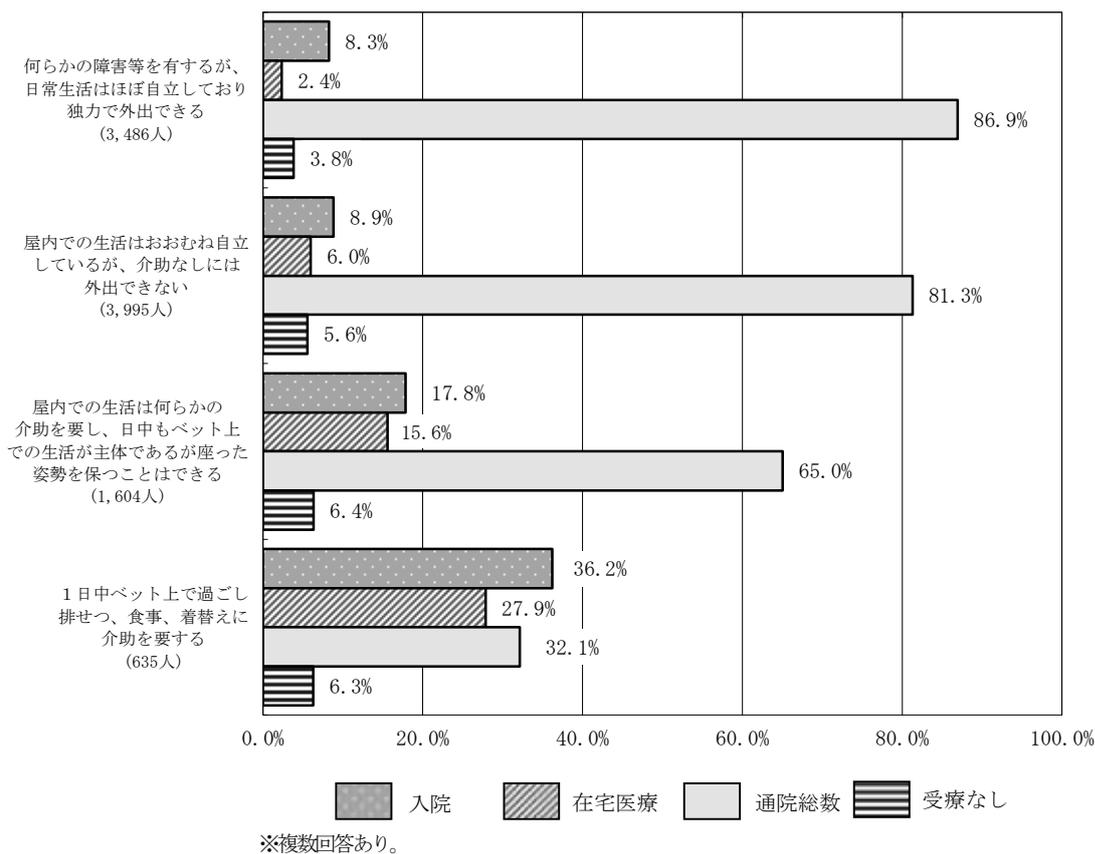


図2-14-12 日常生活の自立の状況別、受療の状況

(3) 主に手助けや見守りを行う者の状況

主に手助けや見守りを行う者の内訳をみると、子供が最も多く 38.1%を占め、次いで配偶者 26.0%等の順となっている。手助けや見守りを必要とする者の年齢階級別にみると、80歳未満までは各階層とも配偶者に介護を受けている者が多いが、80歳以上になると子供が最も多くなる。また、介護サービスの事業者とその他を合わせた、家族・親戚以外の者の手助けや見守りを受ける者の割合は85歳以降では年齢階級が高くなるにしたがってその割合も高くなっている（図2-14-13）。

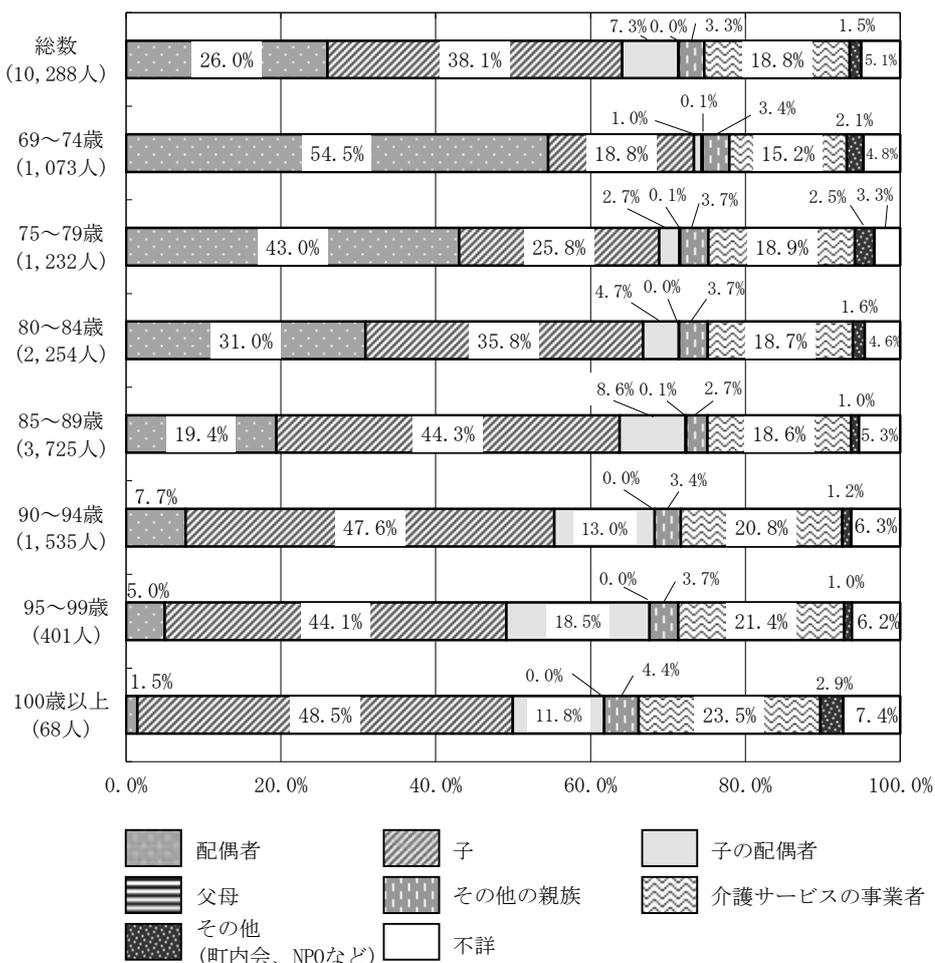


図2-14-13 年齢階級別、主に手助けや見守りを行う者の状況

70歳以上でみると子供40.4%、配偶者27.1%等となり、平成17年度調査と比べると、子供、介護サービスの事業者の割合は増え、配偶者、子供の配偶者は減っている。なお、参考までに平成25年国民生活基礎調査と比較すると、子供の配偶者の割合が低く、介護サービスの事業者の割合が高い(図2-14-14)。

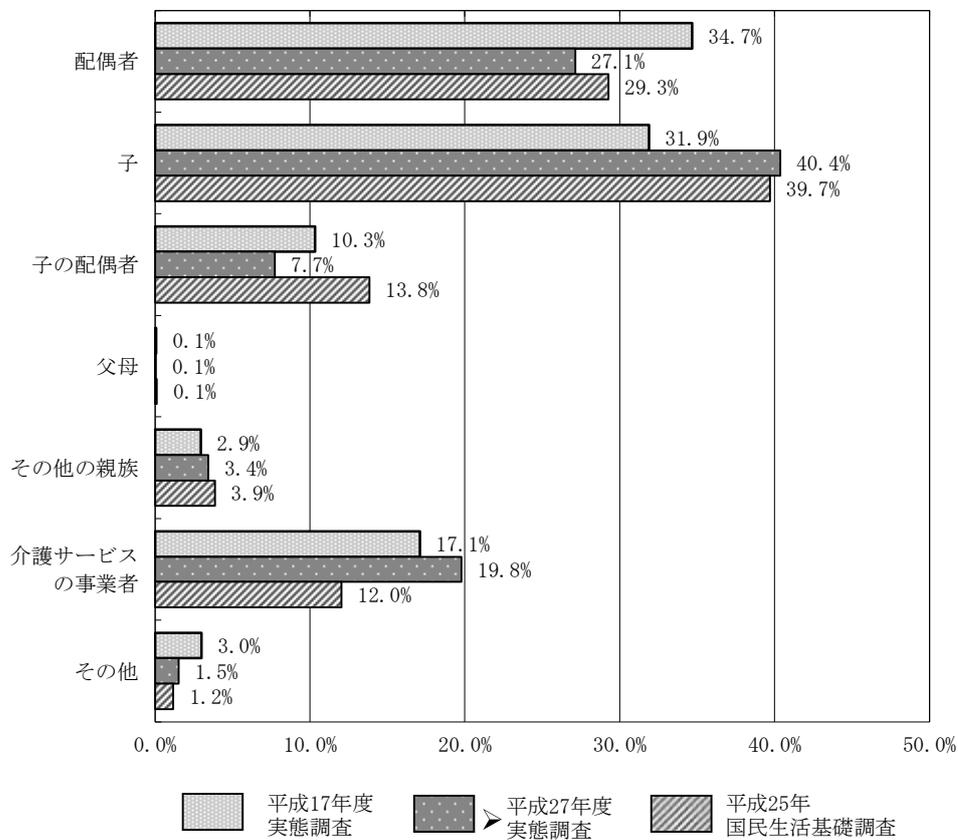


図2-14-14 主に手助けや見守りを行う者の状況(70歳以上)

主に手助けや見守りを行う者別に、日常生活の自立の状況を見ると、図2-14-15のとおりである。

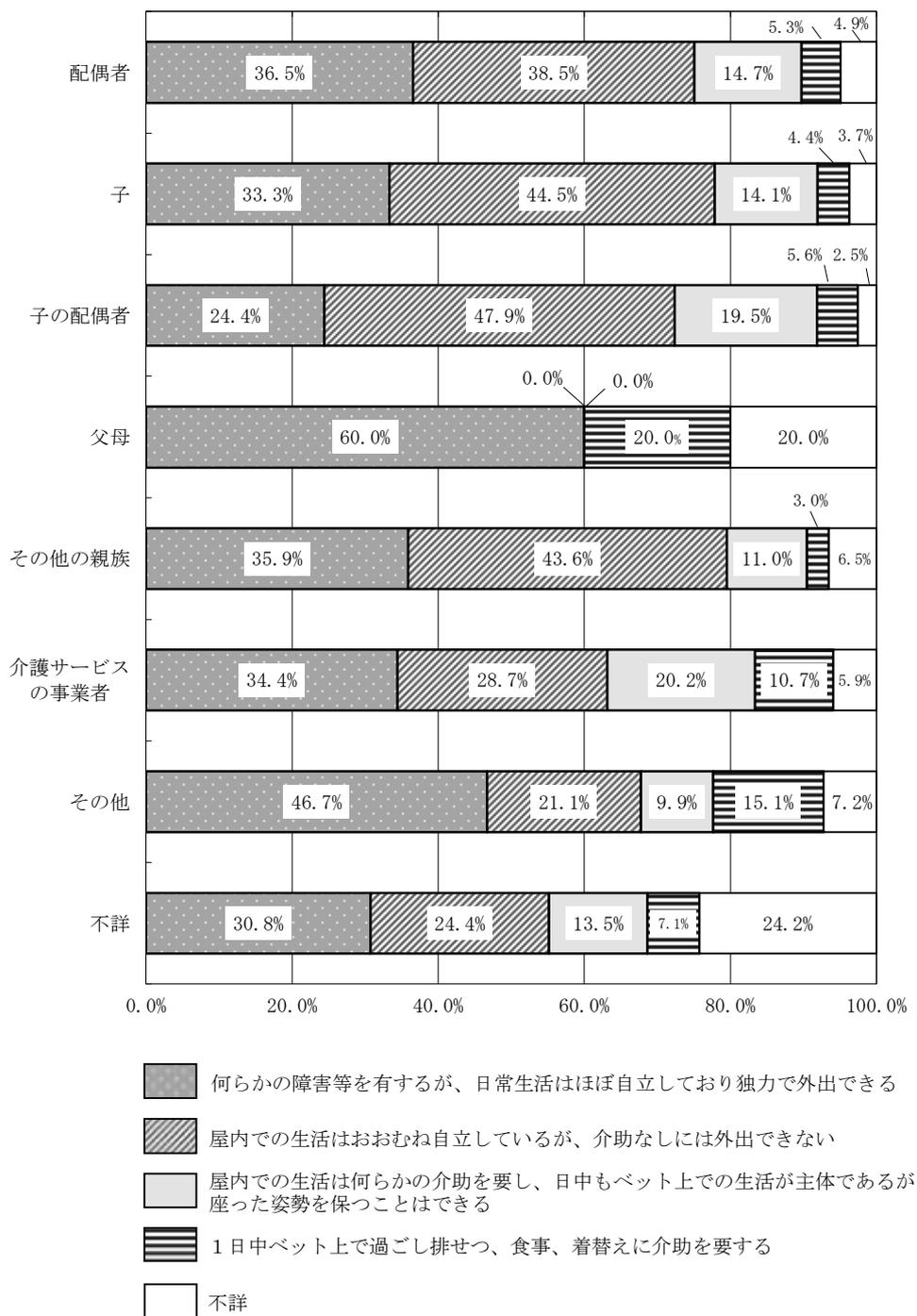


図2-14-15 主に手助けや見守りを行う者別、日常生活の自立の状況

1人世帯の者について、主に手助けや見守りを行う者別に、日常生活の自立の状況をみると、図2-14-16のとおりである。

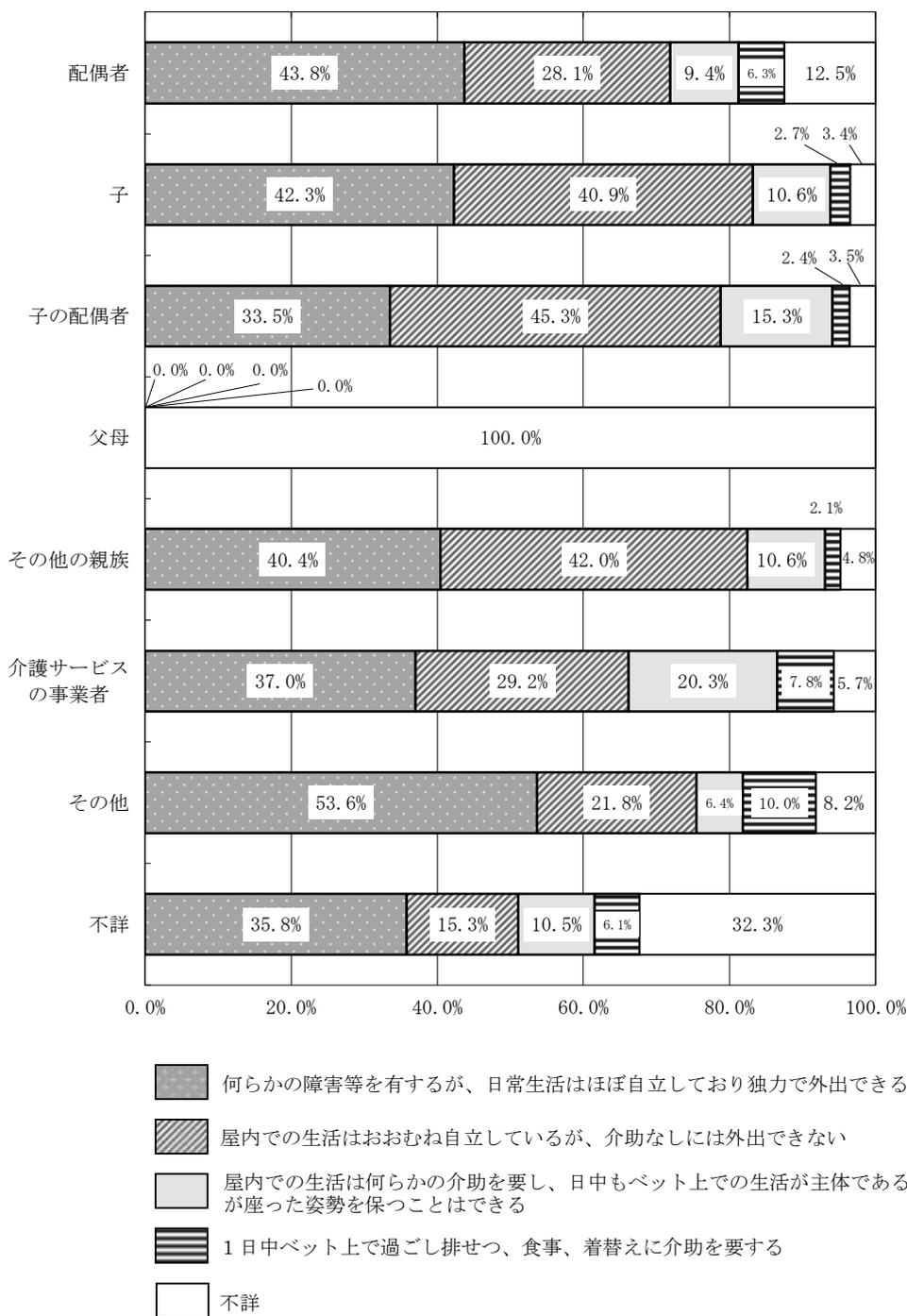


図2-14-16 主に手助けや見守りを行う者別、日常生活の自立の状況（1人世帯）

日常生活の自立の状況別に、主に手助けや見守りを行う者の状況をみると、図2-14-17のとおりである。

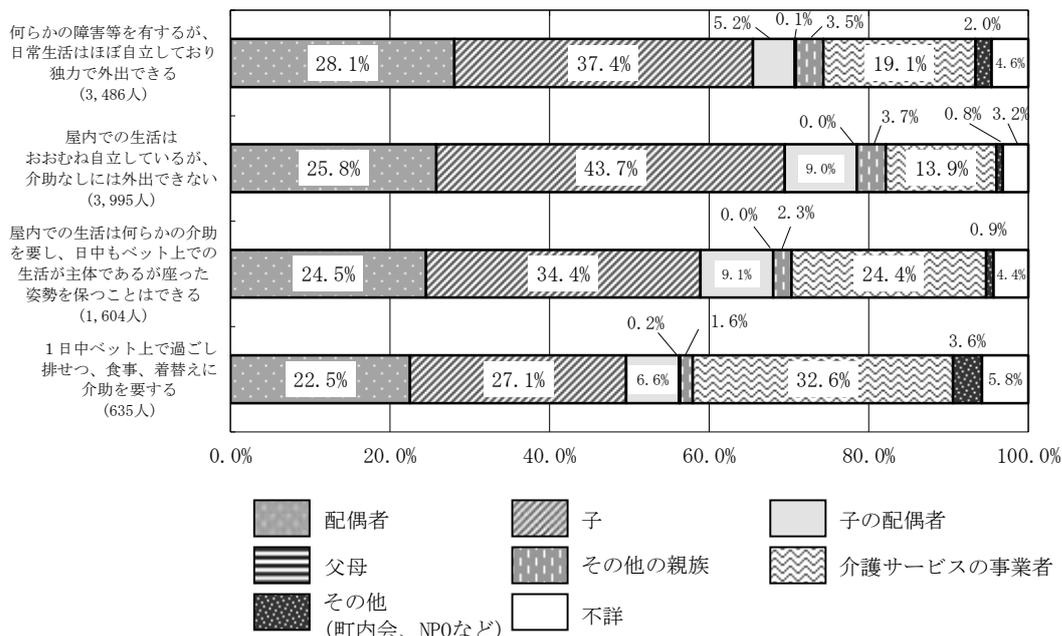


図2-14-17 日常生活の自立の状況別、主に手助けや見守りを行う者の状況

1人世帯の者について、日常生活の自立の状況別に、主に手助けや見守りを行う者の状況をみると、図2-14-18のとおりである。

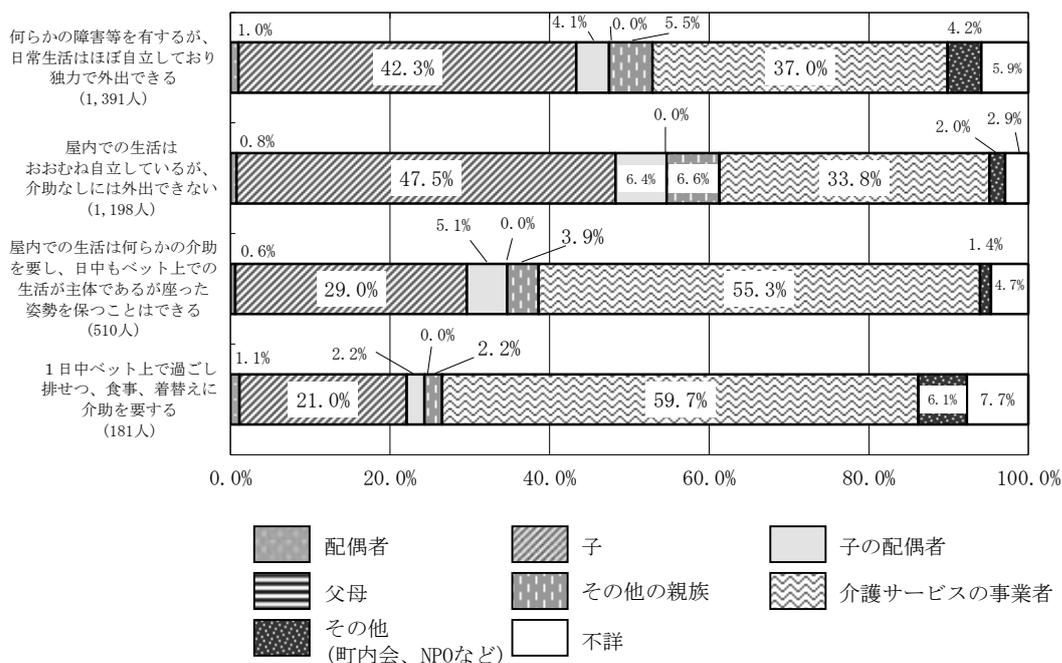


図2-14-18 日常生活の自立の状況別、主に手助けや見守りを行う者の状況 (1人世帯)

主に手助けや見守りを行う者が親族である場合の同居の状況についてみると、70.0%が回答した被爆者と同居している（図2-14-19）。

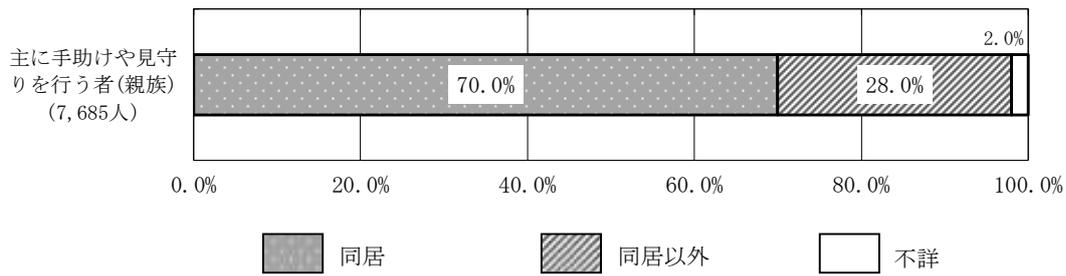


図2-14-19 主に手助けや見守りを行う者（親族）の同居の状況

主に手助けや見守りを行う者が同居以外の親族である場合の居住地の状況についてみると、図2-14-20のとおりである。

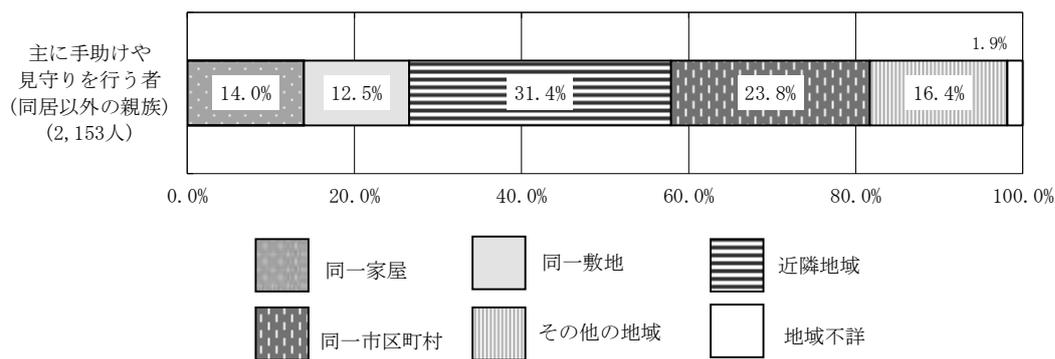
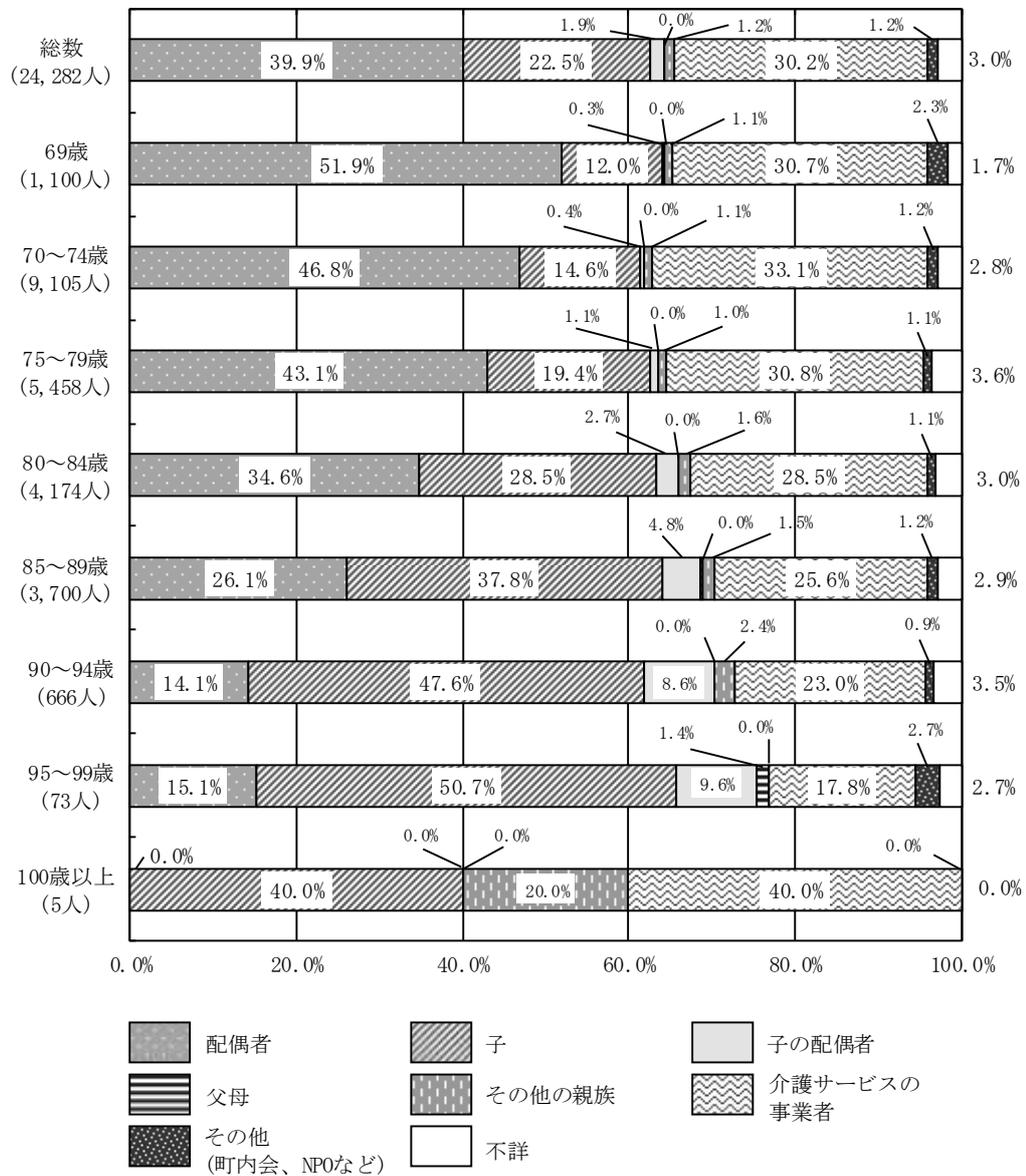


図2-14-20 主に手助けや見守りを行う者（同居以外の親族）の居住地の状況

今後、手助けや見守りが必要になったときに特に介護をお願いしたい者 24,282 人の内訳をみると、配偶者が最も多く 39.9%を占め、次いで介護サービスの事業者 30.2%等の順となっている。年齢階級別にみると、85歳未満では配偶者の割合が高く、85歳以上では子供の割合が高くなる（図2-14-21）。



※総数は年齢不詳を含む。

図2-14-21 年齢階級別、今後、手助けや見守りが必要になったときに特に介護をお願いしたい者の状況

今後、手助けや見守りが必要になったときに特に介護をお願いしたい者が親族である場合の同居の状況についてみると、76.1%が回答した被爆者と同居している（図2-14-22）。

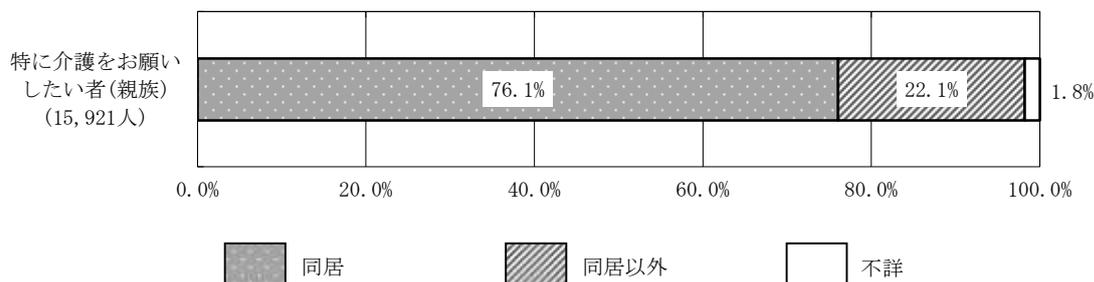


図2-14-22 今後、手助けや見守りが必要になったときに特に介護をお願いしたい者（親族）の同居の状況

今後、手助けや見守りが必要になったときに特に介護をお願いしたい者が同居以外の親族である場合の居住地の状況についてみると、図2-14-23のとおりである。

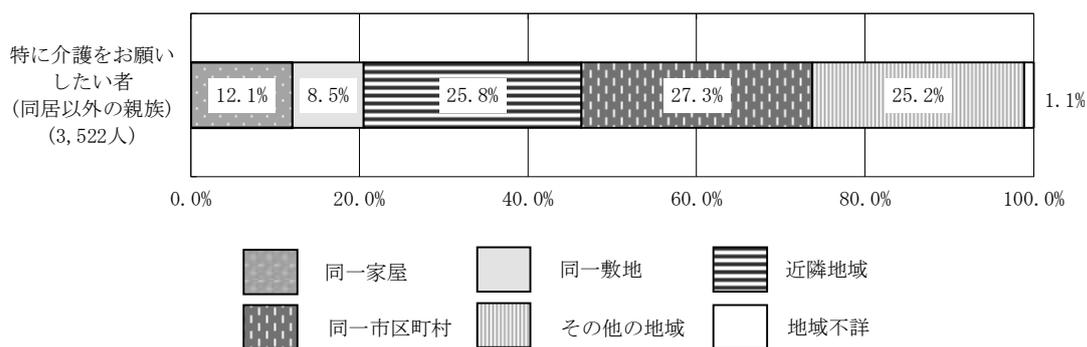


図2-14-23 今後、手助けや見守りが必要になったときに特に介護をお願いしたい者（同居以外の親族）の居住地の状況

(4) 入院・入居、手助け・見守りが必要となった原因

現在、病院に入院中の方や、特別養護老人ホームなどの介護施設、サービス付高齢者向け住宅などに入居中の方、及び在宅で手助けや見守りを必要とする者が、現在のような状況となった原因(回答者数は 11,180 人)は図 2-14-24 のとおりである。なお、「その他」を選択した者の原因の記述には、腎臓疾患、神経痛、高血圧、などがあった。ちなみに、平成 25 年国民生活基礎調査による、介護を要する者の介護が必要となった原因(70 歳以上)は、図 2-14-25 のとおりである。

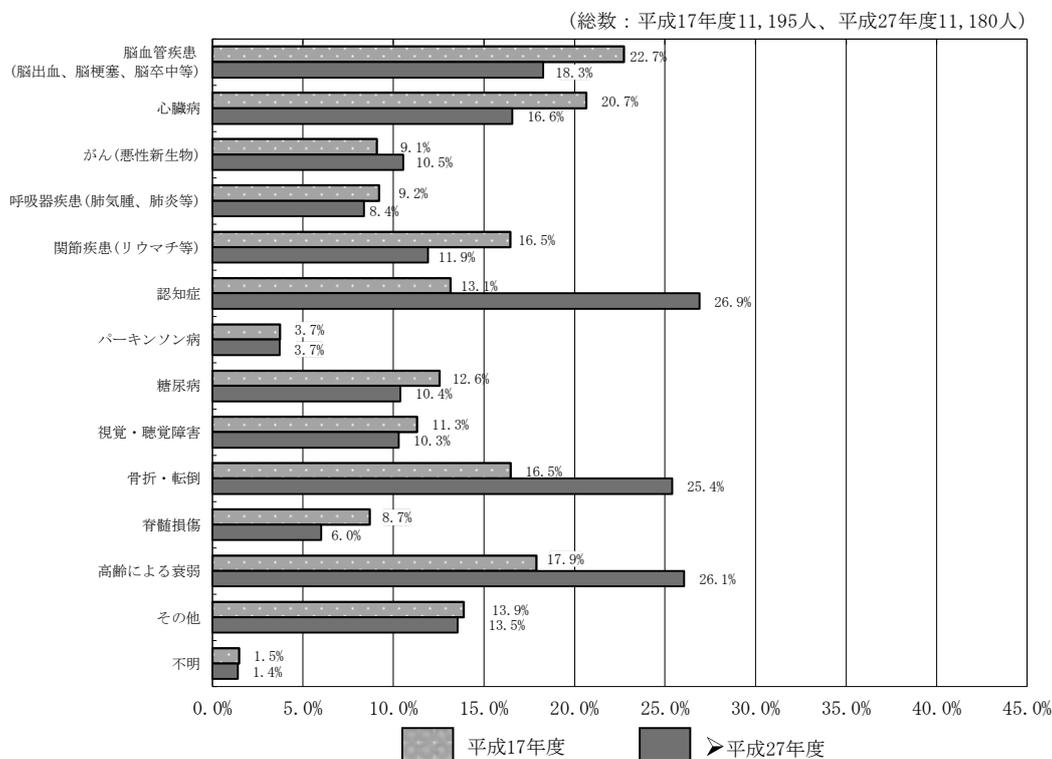


図 2-14-24 入院・入居、手助け・見守りが必要となった原因

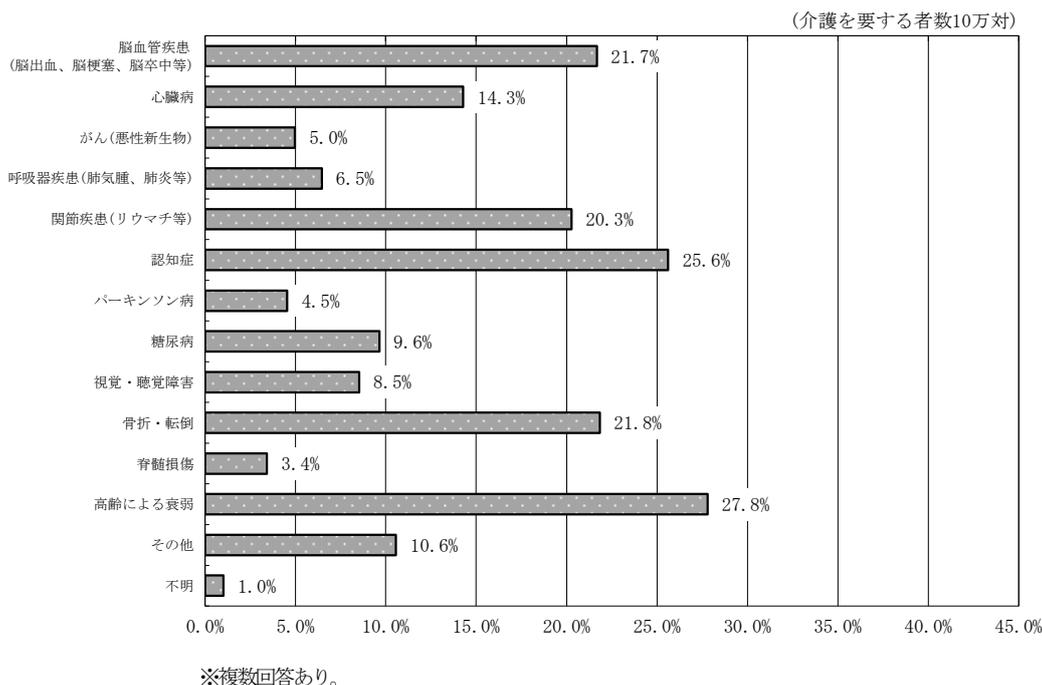


図 2-14-25 70 歳以上の者の介護が必要となった原因 (平成 25 年国民生活基礎調査より)

さらに、現在のような状況となった、主たる原因の割合は、図2-14-26のとおりである。ちなみに、平成25年国民生活基礎調査による、介護を要する者の介護が必要となった主たる原因（70歳以上）は、図2-14-27のとおりである。

(総数：平成17年度11,195人、平成27年度11,180人)

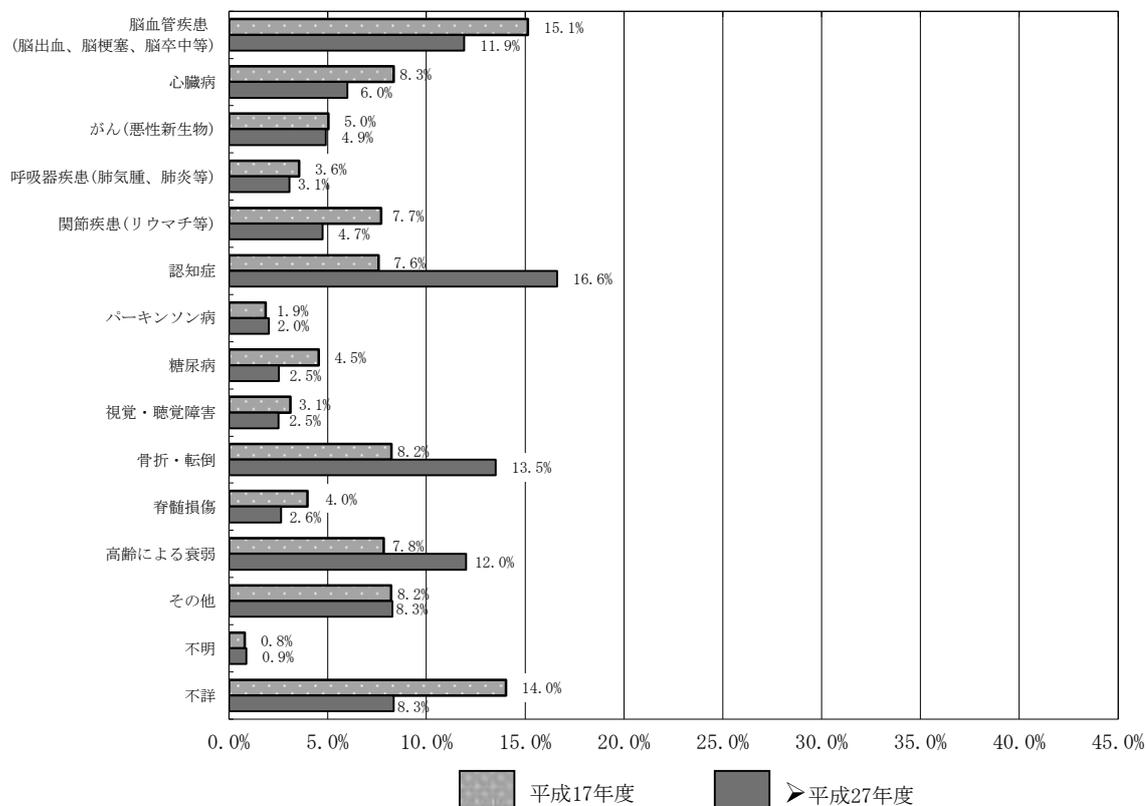


図2-14-26 入院・入居、手助け・見守りが必要となった主たる原因

(介護を要する者数10万対)

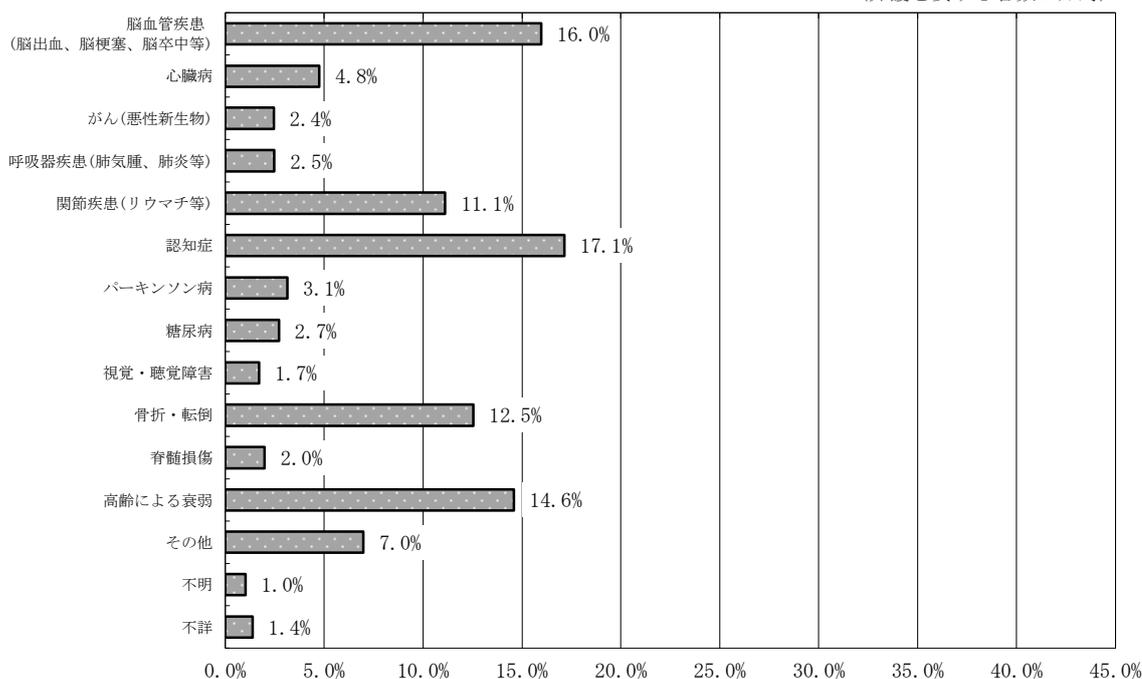


図2-14-27 70歳以上の者の介護が必要となった主たる原因 (平成25年国民生活基礎調査より)

また、入院や入居中の者3,077人の、現在のような状況となった原因、及び主たる原因は図2-14-28、図2-14-29のとおりである。

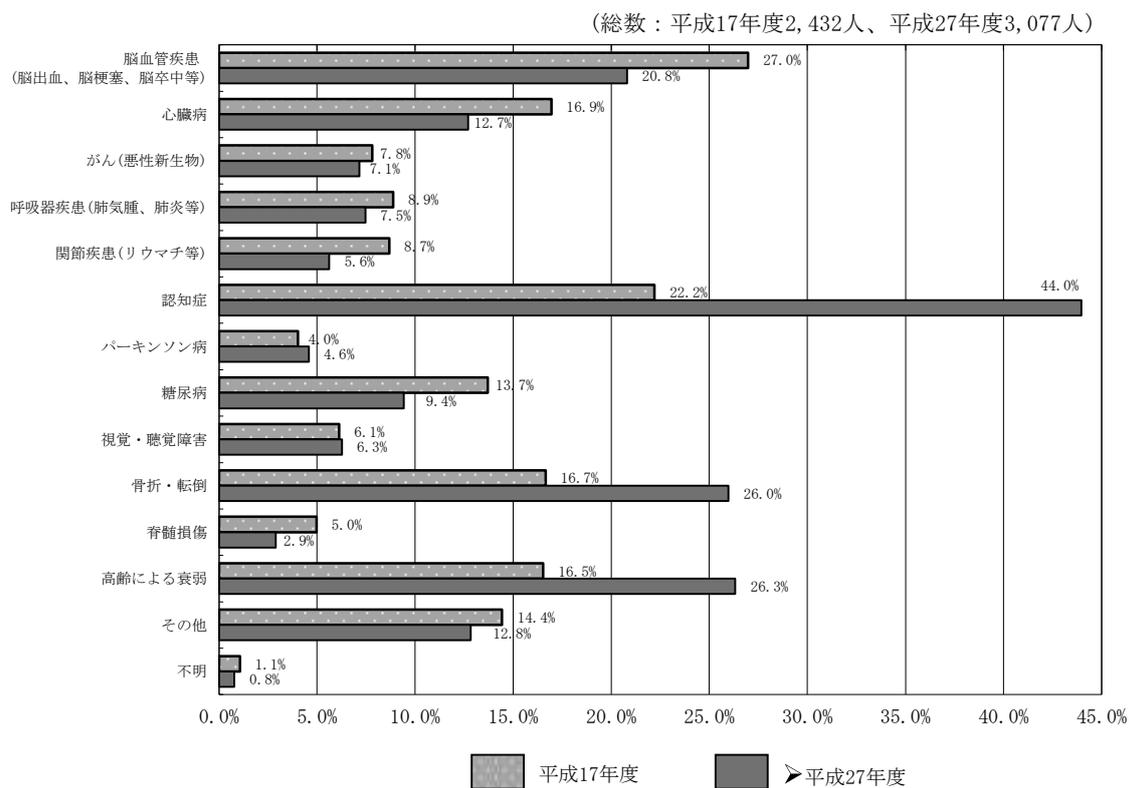


図2-14-28 入院・入居が必要となった原因

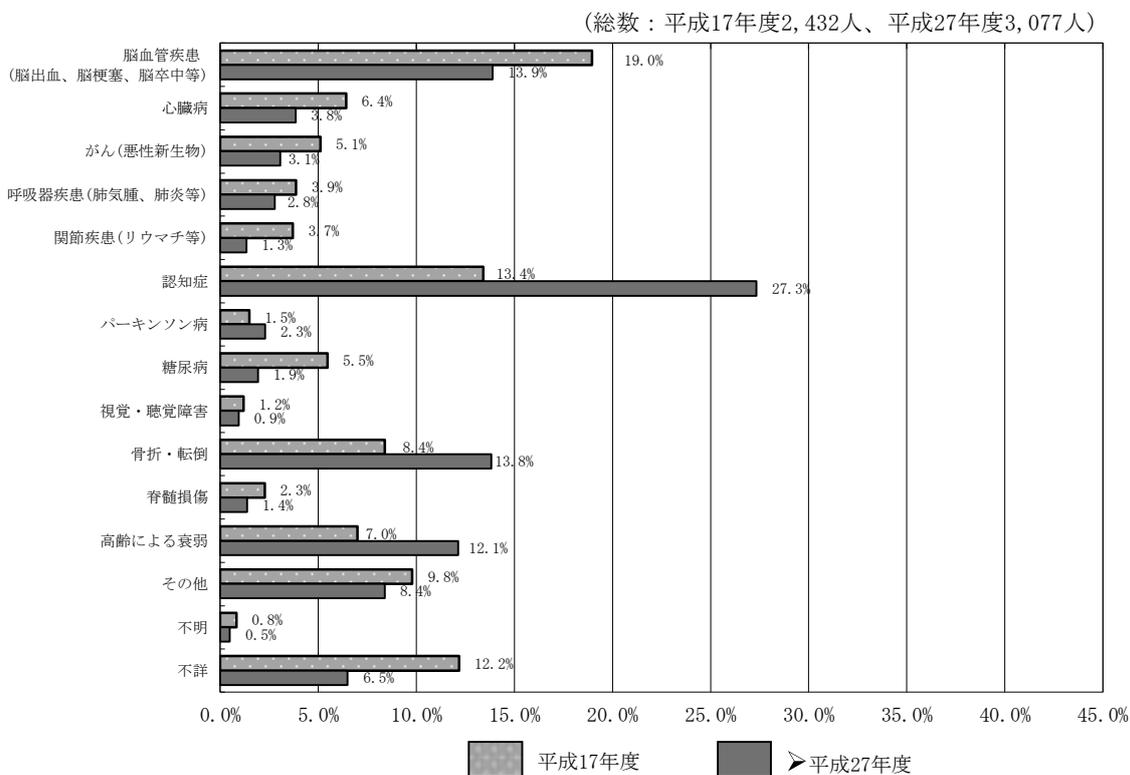


図2-14-29 入院・入居が必要となった主たる原因

15. 介護保険制度の認定等状況

(1) 介護保険制度の申請・認定等状況

介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けている者は、12,148人（男性3,473人、女性8,675人）で、その割合は31.4%（男性15,762人の22.0%、女性22,891人の37.9%）となっており、女性のほうが要支援・要介護の認定を受けている割合が高い。また、平成17年度調査では要支援・要介護の認定を受けている者の割合は17.3%であり、割合は増加している（図2-15-1）。

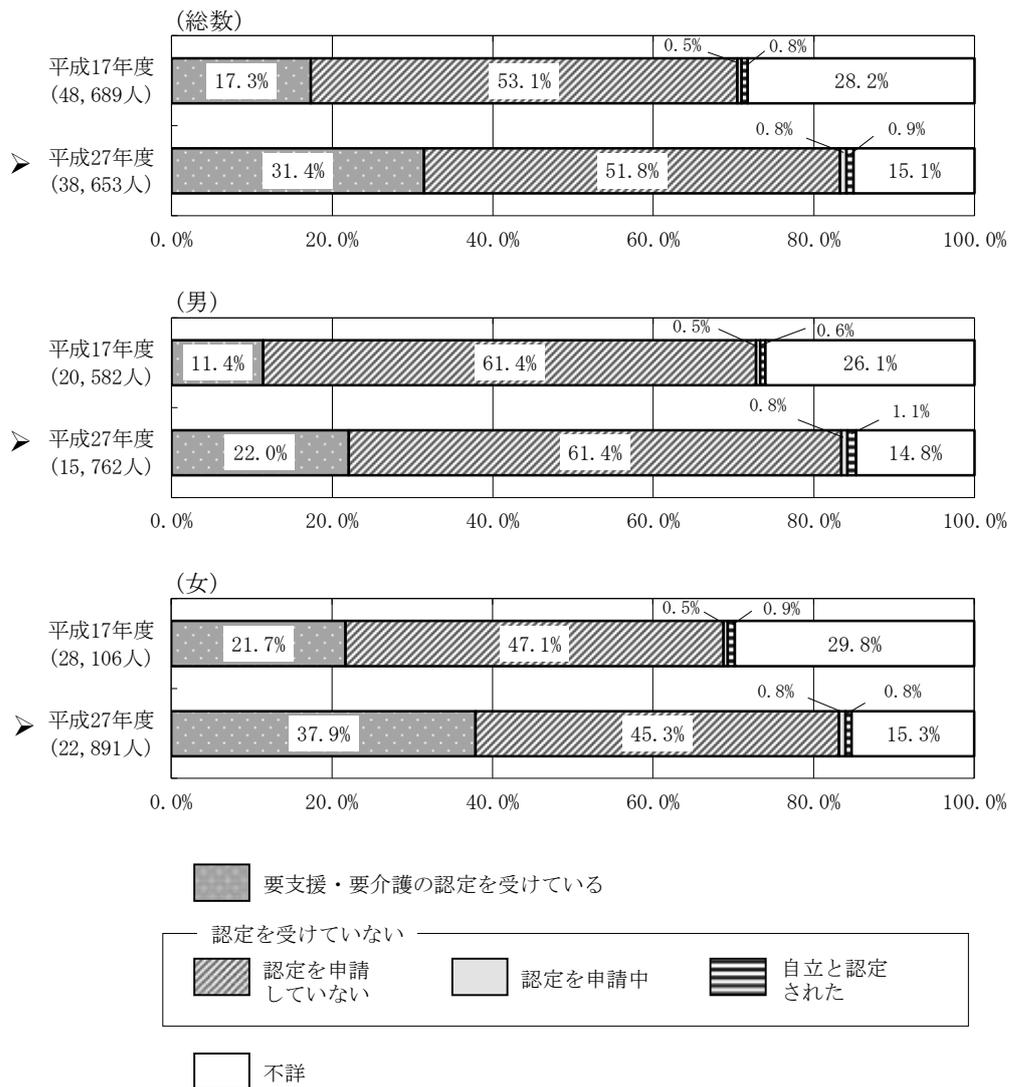


図2-15-1 介護保険制度の申請及び認定等状況

また、年齢階級別にみると、高齢になるにしたがって認定を受けている割合が高くなっている（図2-15-2）。

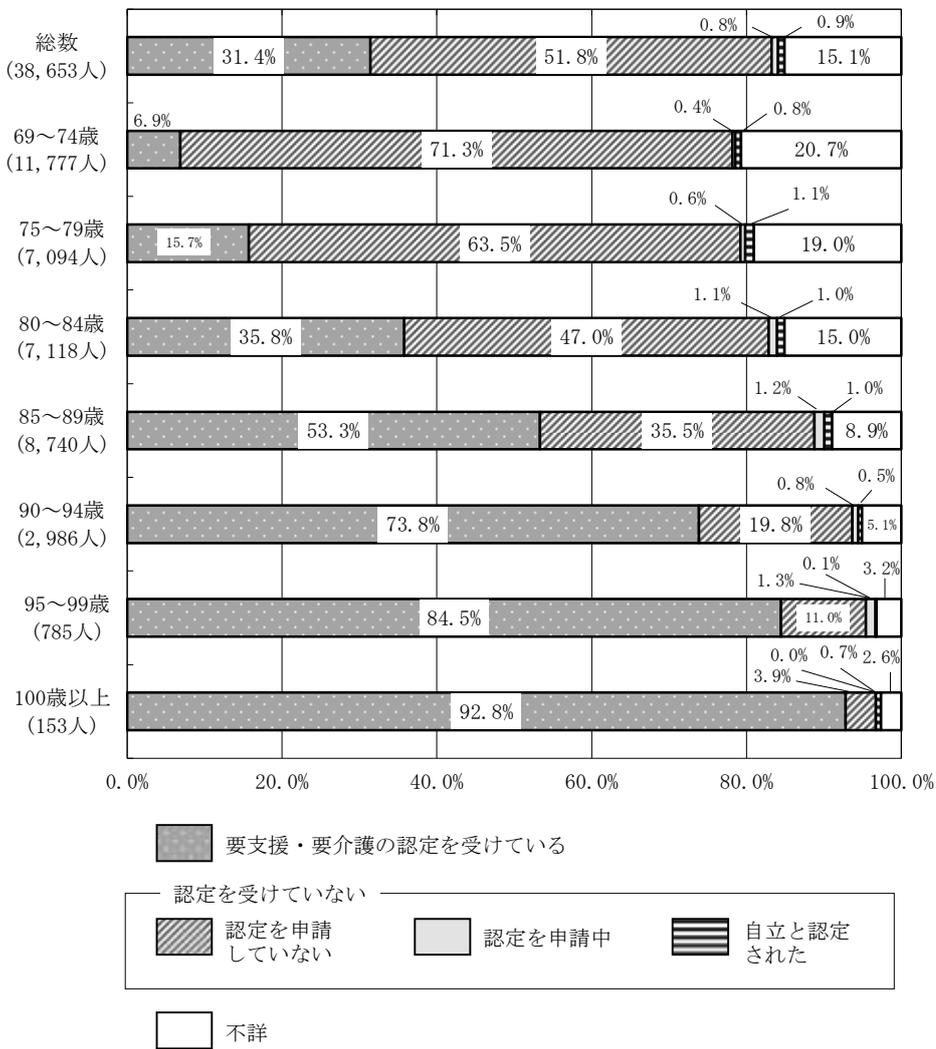
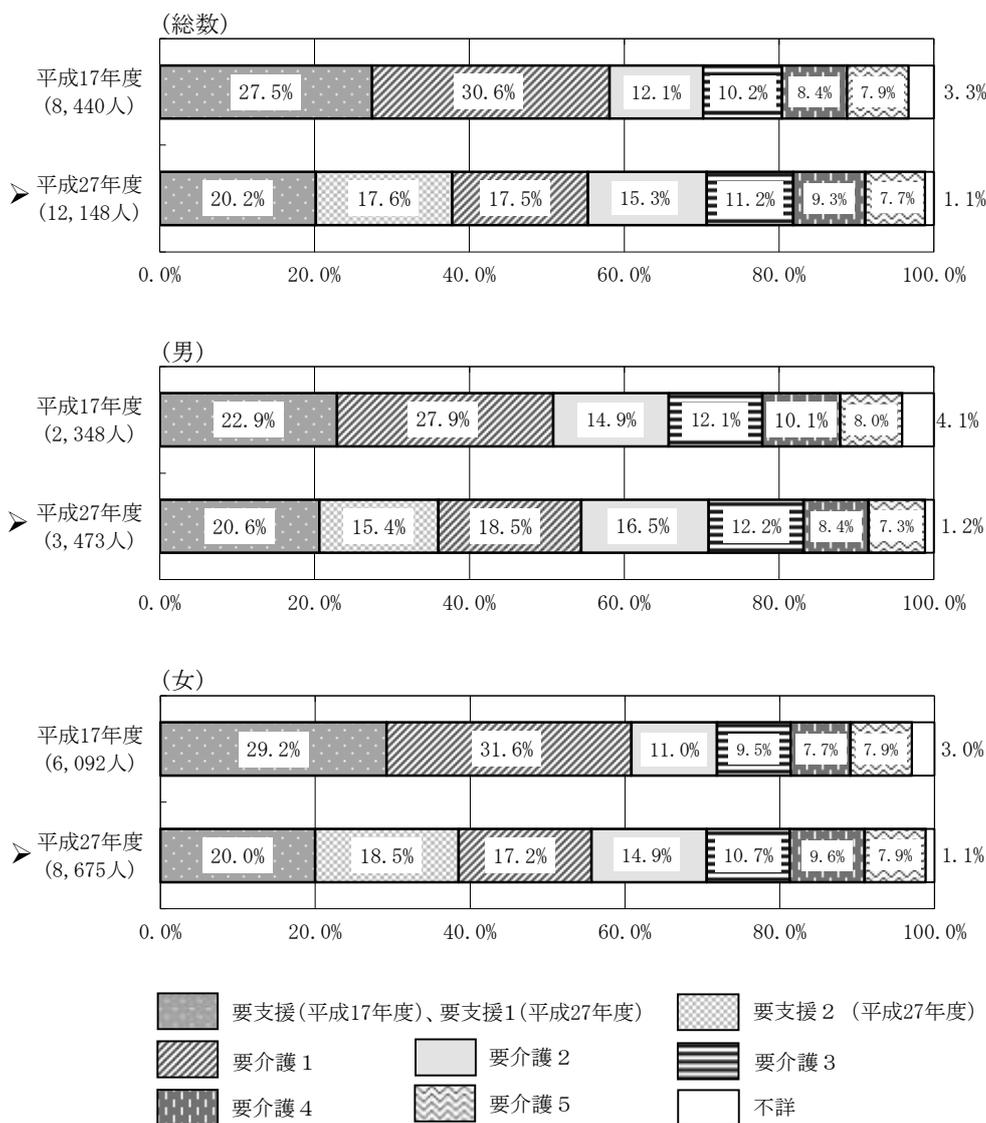


図2-15-2 年齢階級別、介護保険制度の申請及び認定等状況

要支援・要介護の認定を受けている者 12,148 人のうち、「要支援 1」と認定された者が最も多く 20.2%（要支援・要介護の認定を受けている男性 3,473 人の 20.6%、要支援・要介護の認定を受けている女性 8,675 人の 20.0%）となっており、次いで「要支援 2」17.6%（男性 15.4%、女性 18.5%）、「要介護 1」17.5%（男性 18.5%、女性 17.2%）となっている。なお、介護保険制度の改正により平成 27 年度調査では平成 17 年度調査の要支援は要支援 1 に、要介護 1 は要支援 2 と要介護 1 にそれぞれ分かれている（図 2-15-3）。また、要介護度の状況を年齢階級別にみると、図 2-15-4 のとおりである。



※平成 18 年 4 月より要支援は要支援 1 に、要介護 1 は要支援 2 と要介護 1 に分かれた。

図 2-15-3 要支援・要介護認定者の要介護度の状況

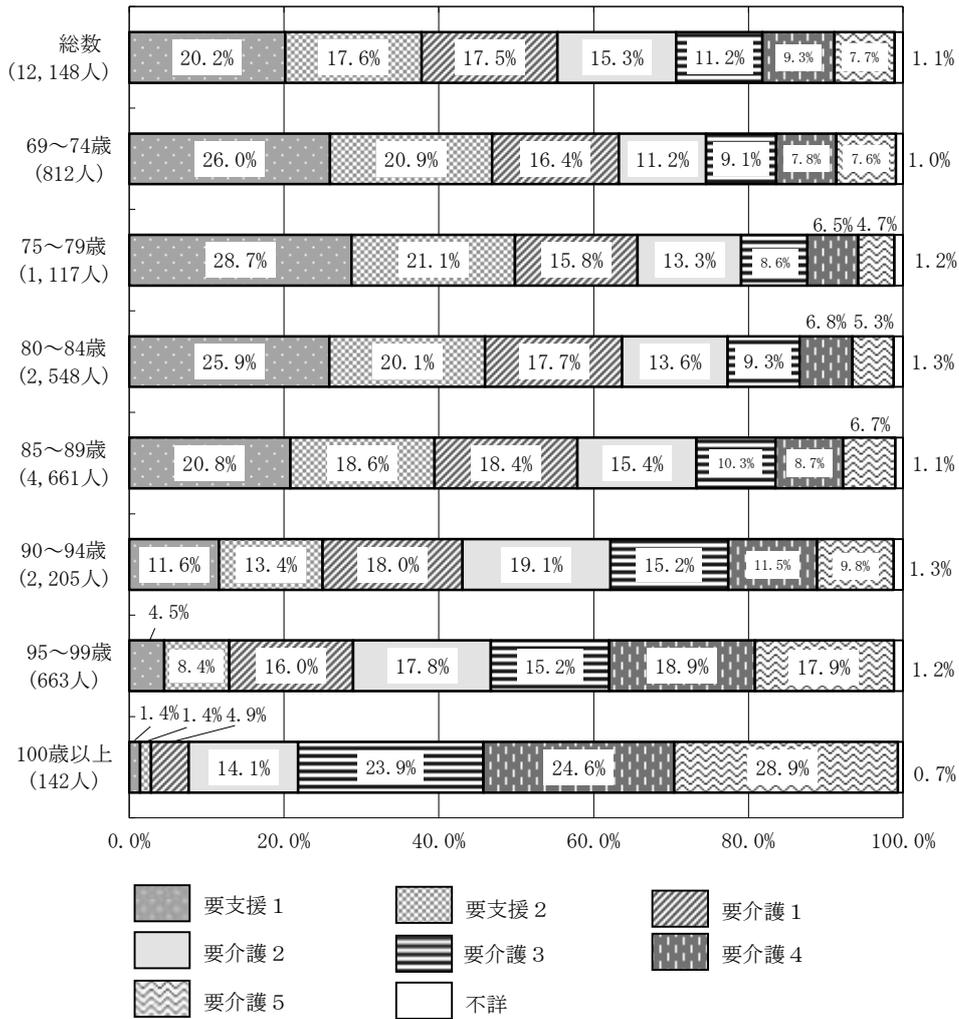
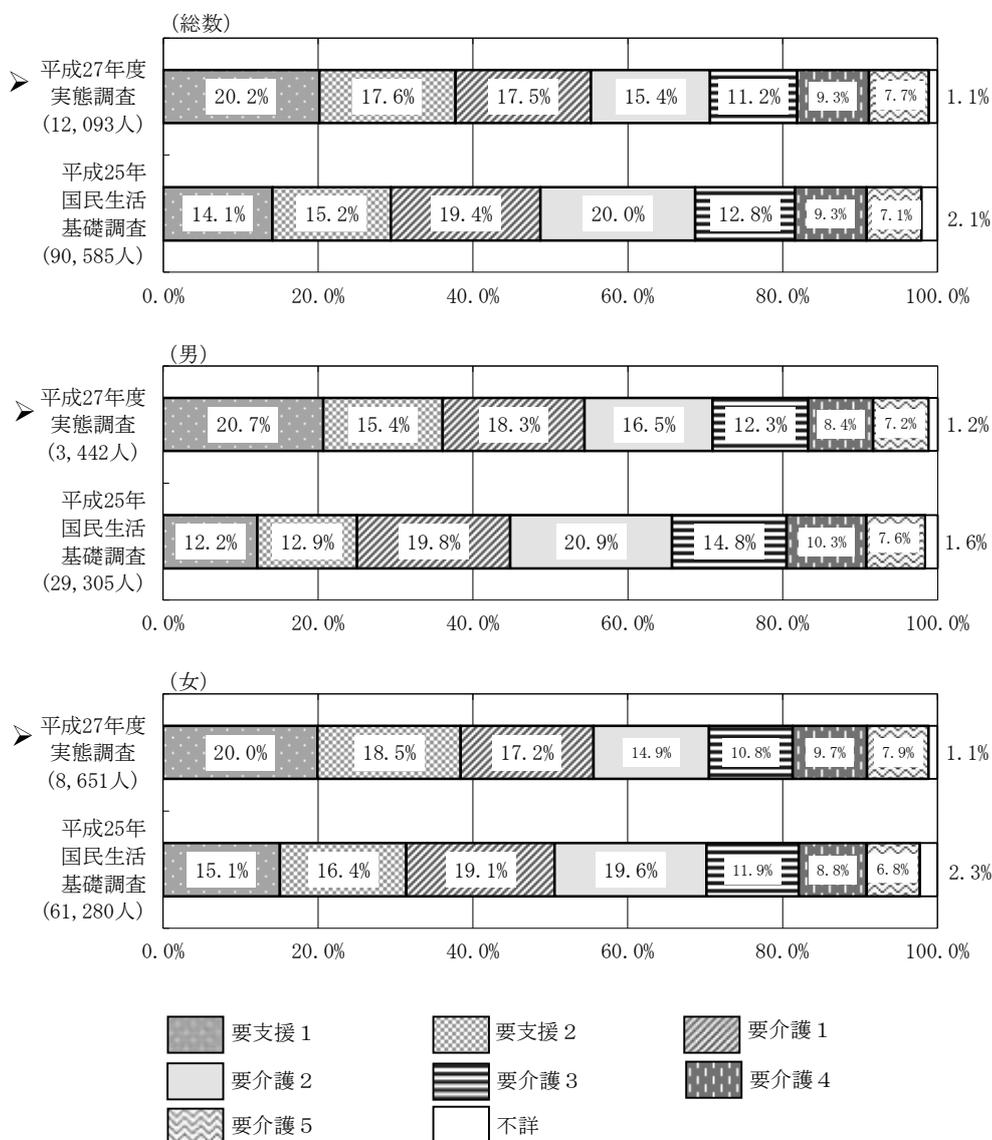


図 2-15-4 年齢階級別、要支援・要介護認定者の要介護度の状況

なお、参考までに70歳以上の要支援・要介護の認定を受けている者12,093人について、平成25年国民生活基礎調査における要支援・要介護認定者の要介護度の状況と比較すると、図2-15-5のとおりである。



※数値は、回答者のうちの70歳以上の要支援・要介護の認定を受けた者のうちの構成割合。

※平成25年国民生活基礎調査における人数は、介護を要する者数10万対。

図2-15-5 要支援・要介護度の状況 (平成25年国民生活基礎調査との比較、70歳以上)

要支援または要介護の認定を受けている者と受けていない者の被爆者援護法による手当の受給状況をみると、
図2-15-6のとおりである。

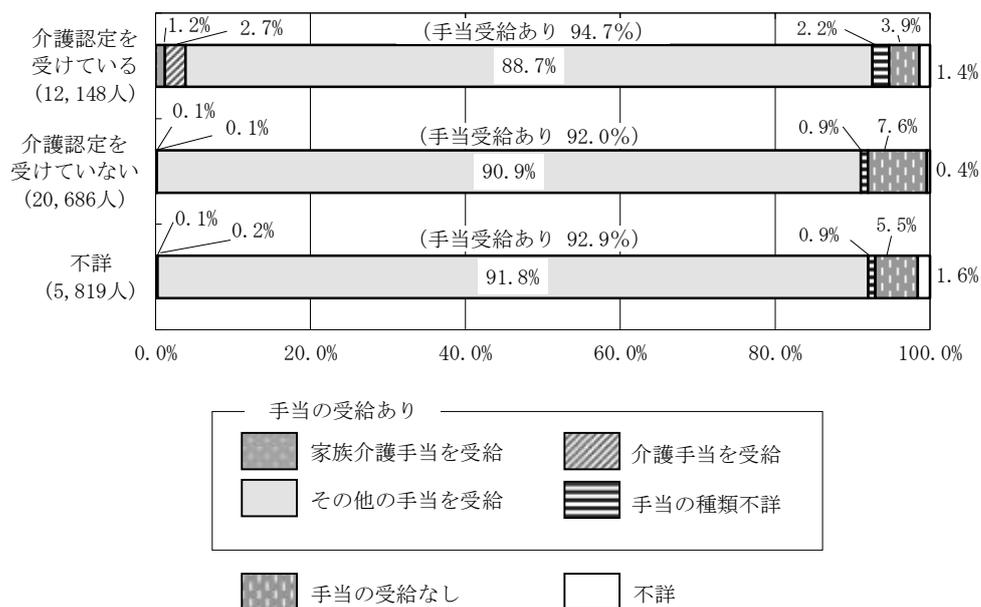


図2-15-6 要支援・要介護の認定状況別、被爆者援護法による手当の受給状況

(2) 介護保険制度によるサービスの利用状況

要支援・要介護の認定を受けた12,148人のうち、平成27年10月中に介護保険制度によるサービスを利用した者は10,023人(男性2,770人、女性7,253人)で、その割合は82.5%(要支援・要介護の認定を受けている男性3,473人の79.8%、要支援・要介護の認定を受けている女性8,675人の83.6%)となっており、平成17年度調査の介護保険制度によるサービスを利用した者の割合80.0%より、2.5%増えている(図2-15-7)。

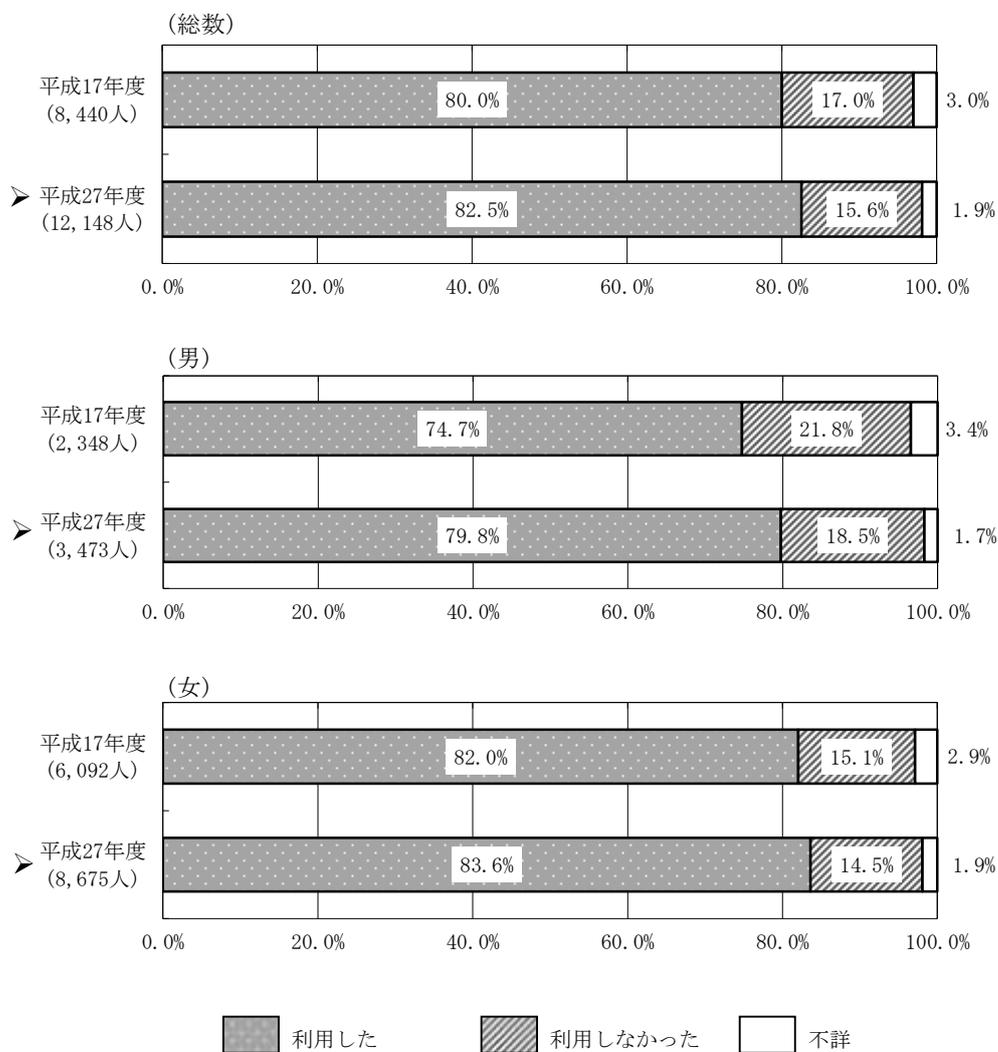


図2-15-7 介護保険制度によるサービスの利用の有無

年齢階級別にみると図2-15-8のとおりであり、100歳以上を除き年齢が高くなるほど利用した者の割合が高くなっている。

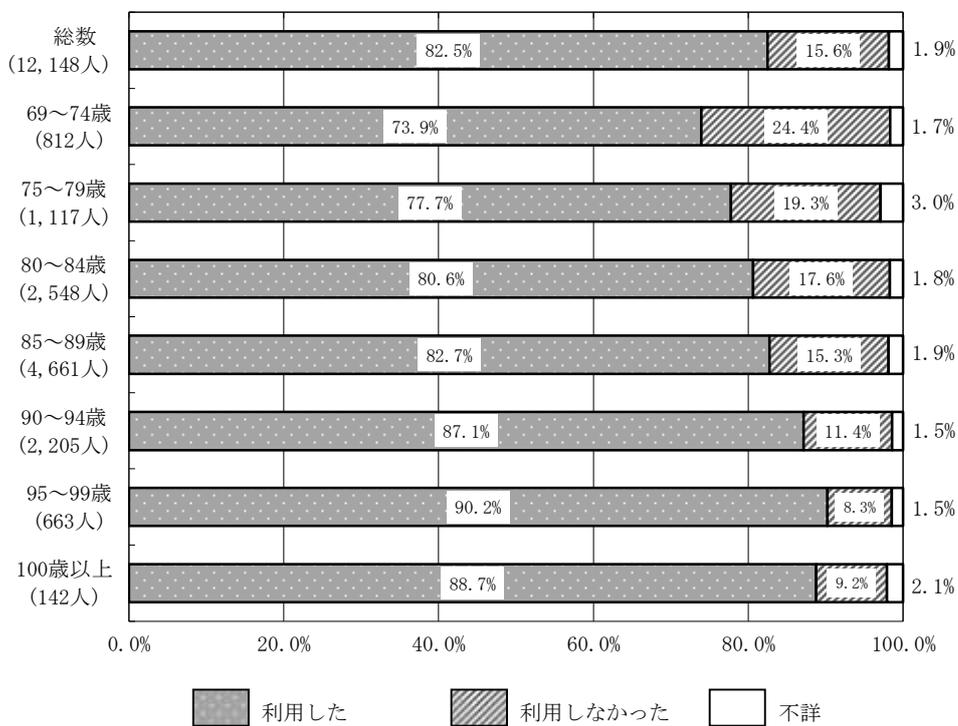
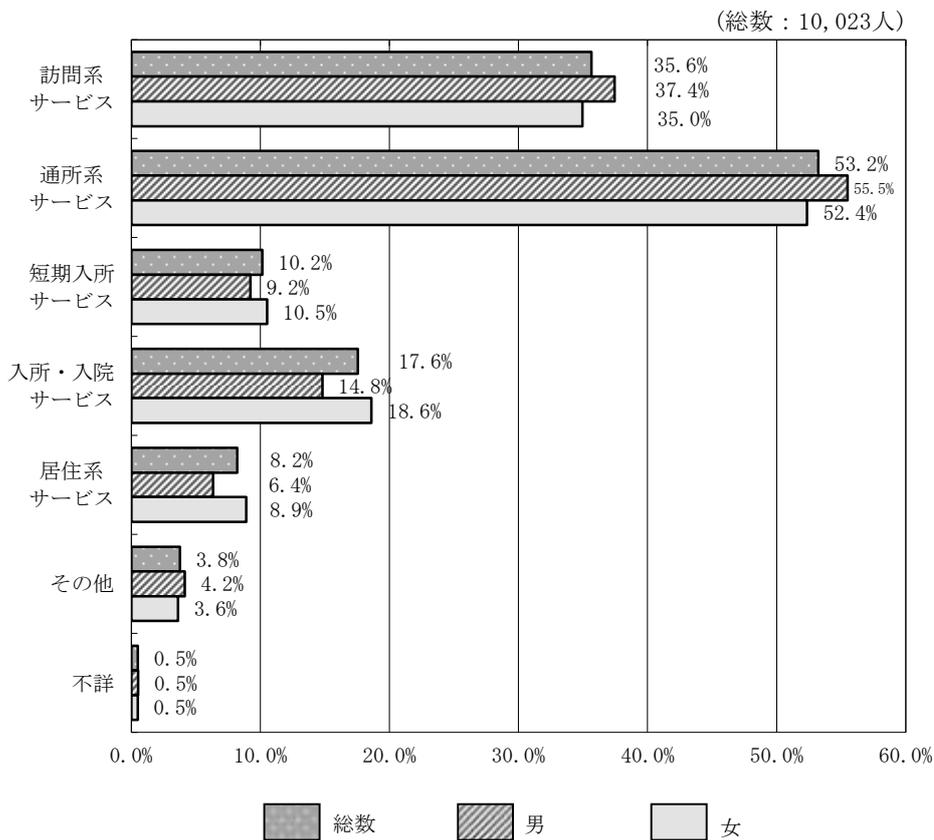


図2-15-8 年齢階級別、介護保険制度によるサービスの利用の有無

要支援・要介護の認定を受けた12,148人で介護保険制度によるサービスを利用した10,023人について、サービスの種類別に利用した者の割合をみると、「通所系サービス」を利用した者が最も多く5,335人(53.2%)、次いで「訪問系サービス」が3,572人(35.6%)、「入所・入院サービス」が1,760人(17.6%)となっている。なお、「その他」を選択した者のサービスの内容の記述には、福祉用具貸与、住宅改修補助、小規模多機能型サービス、などがあつた(図2-15-9)。

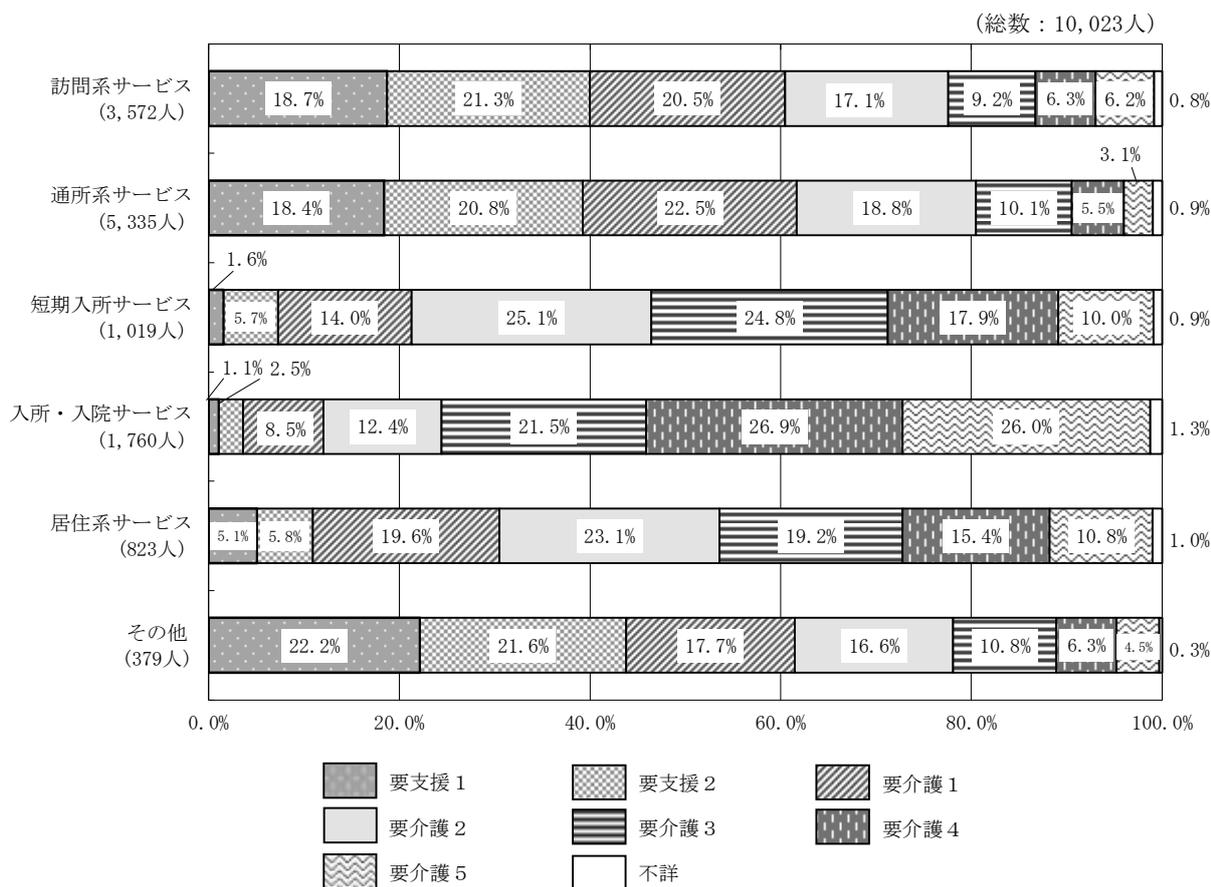


※複数回答あり。

図2-15-9 サービスの種類別、利用した者の割合

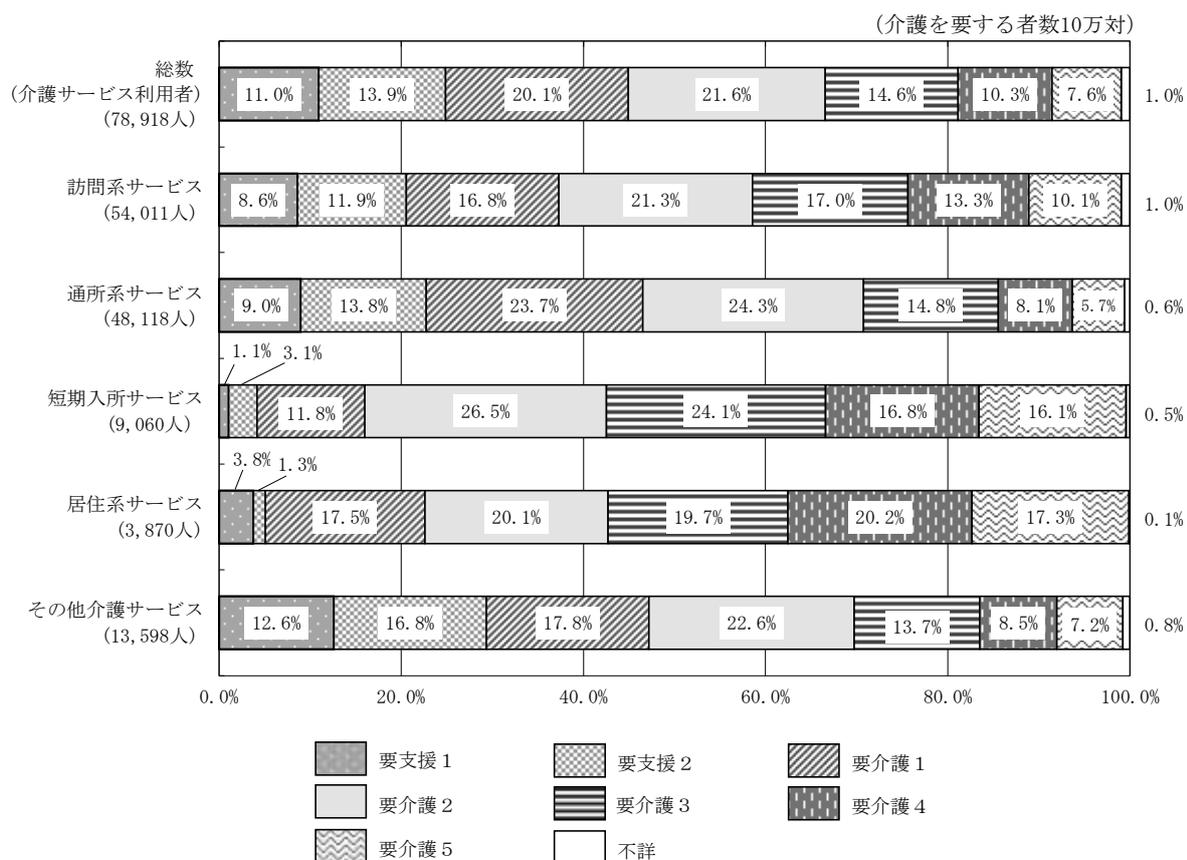
要支援・要介護の認定を受けた12,148人で介護保険制度によるサービスを利用した10,023人について、利用したサービスの種類別に、利用者の要介護度の状況についてみると、訪問系サービス、通所系サービスでは、要支援1、要支援2、および要介護1の者の利用が6割以上を占めており、短期入所サービス、入所・入院サービス、居住系サービスでは要介護度2以上の者の割合が高くなっている（図2-15-10）。

ちなみに、平成25年国民生活基礎調査による居宅サービス（訪問系サービス、通所系サービス、短期入所サービス）の要介護度別利用状況は、図2-15-11のとおりである。



※複数回答あり。

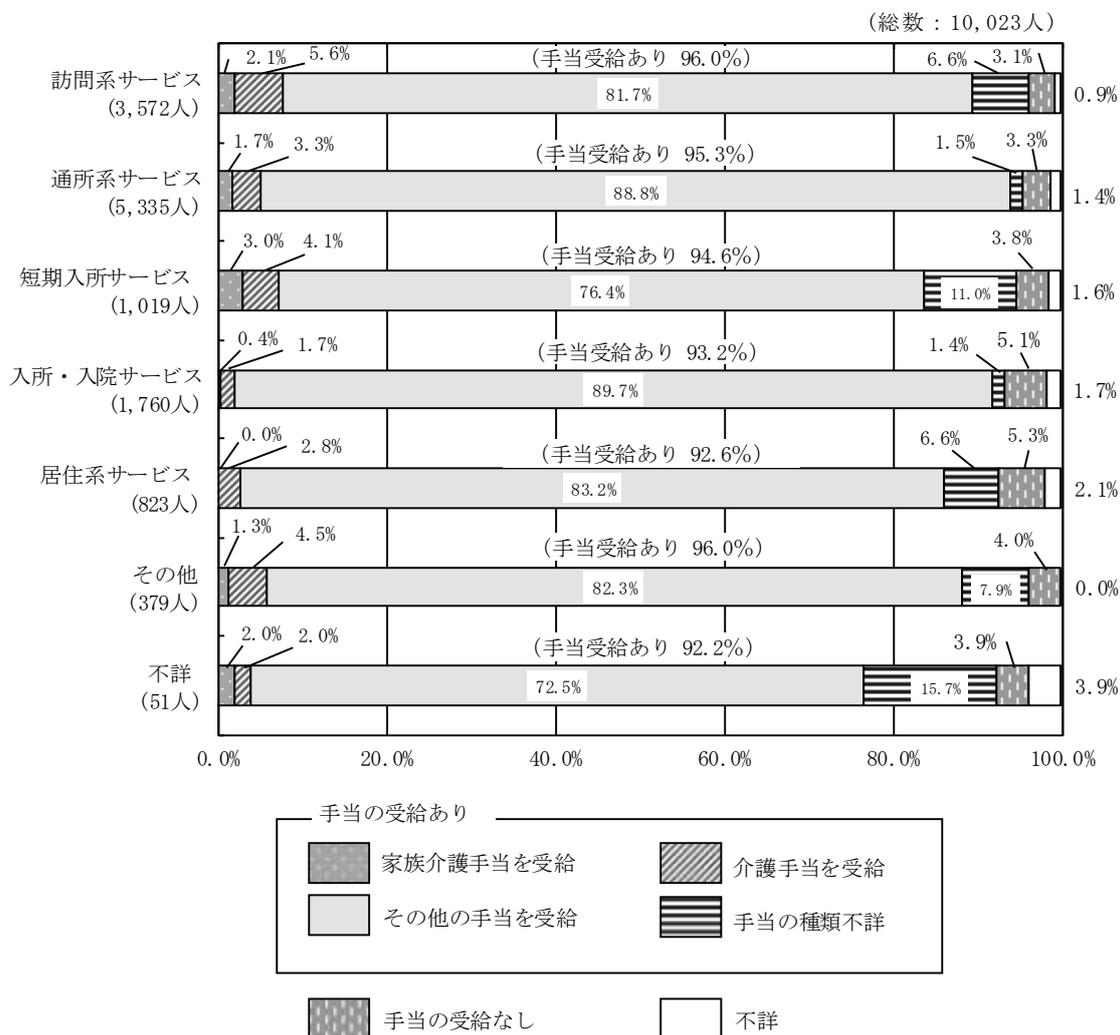
図2-15-10 サービスの種類別、要介護度の状況



※複数回答あり。

図2-15-11 利用した居宅サービスの種類別、要介護度の状況
(平成25年国民生活基礎調査より)

要支援・要介護の認定を受けた12,148人で介護保険制度によるサービスを利用した10,023人の利用したサービスの種類別に、被爆者援護法による手当の受給状況についてみると、図2-15-12のとおりである。



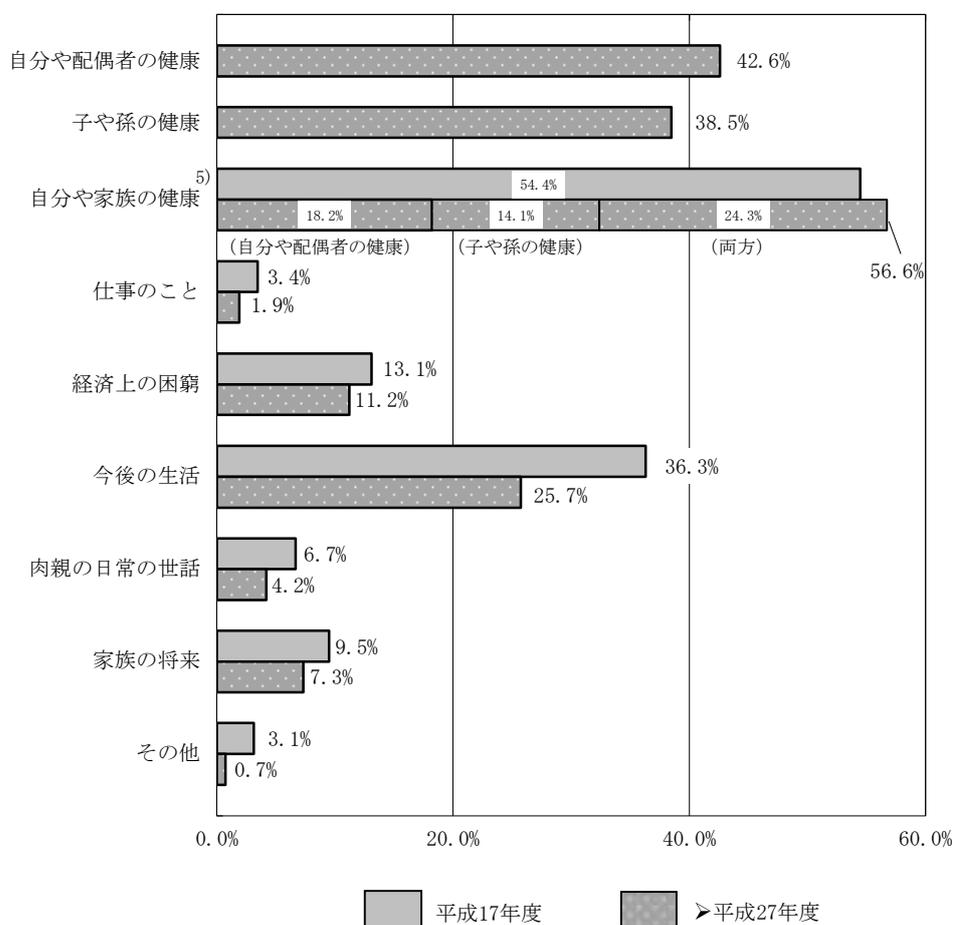
※複数回答あり。

図2-15-12 利用したサービスの種類別、被爆者援護法による手当の受給状況

16. 苦勞、心配していることの状態

被爆者であることから苦勞したり、心配していることがあると回答した者は25,079人で、その割合は64.9%（男性10,510人、女性14,569人）であり、平成17年度調査の33,628人で、その割合69.1%（男性14,404人、女性19,223人、不詳1人）と比べ、割合が減少している。

事項別にみると、「自分や配偶者の健康」を挙げる者が、16,458人（42.6%）と最も多く、次いで「子や孫の健康」14,874人（38.5%）、「今後の生活」9,940人（25.7%）、「経済上の困窮」4,337人（11.2%）、「家族の将来」2,834人（7.3%）の順となっている。なお、「その他」を選択した者の苦勞・心配の記述には、独居生活について、住居について、将来の社会について、などがあつた（図2-16-1）。



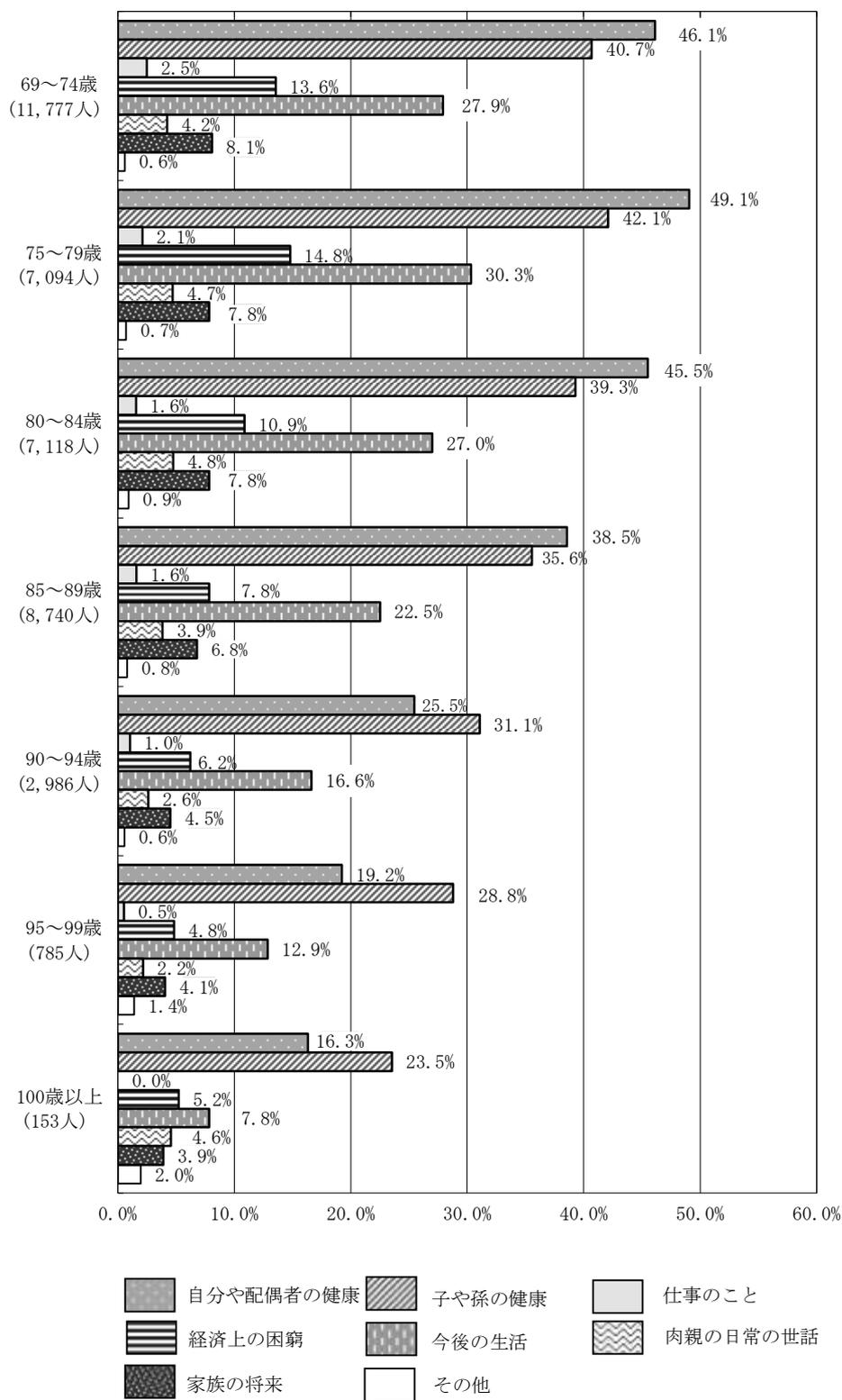
※上の図はそれぞれ、平成17年度は48,689人、平成27年度は38,653人に対する割合。

※複数回答あり。

図2-16-1 苦勞・心配の状況

注5) 平成17年度調査の「自分や家族の健康」という選択肢を平成27年度調査では「自分や配偶者の健康」と「子や孫の健康」に分けたため、単純な比較はできない。

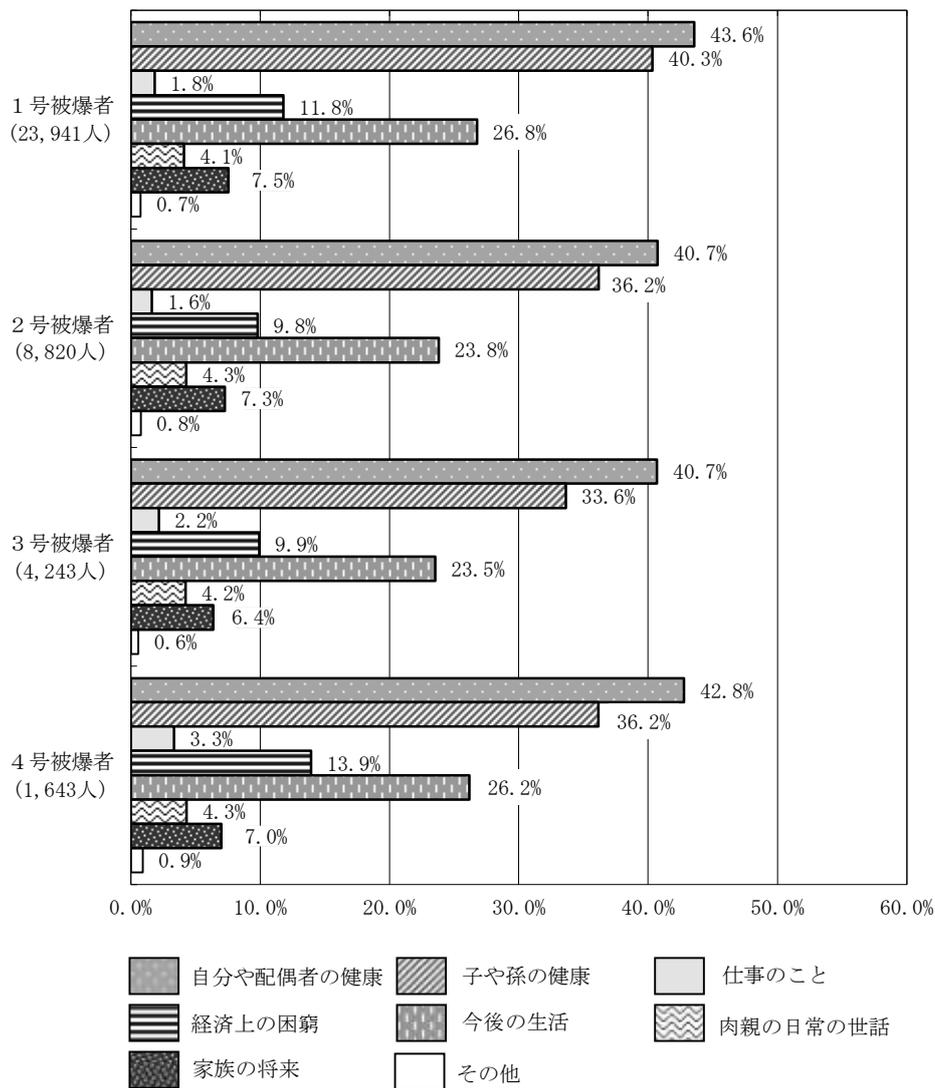
苦勞・心配があると回答した 25,079 人の事項を年齢階級別にみると、図 2-16-2 のとおりであり、69 歳～89 歳までは「自分や配偶者の健康」が最も多いが、90 歳以上は「子や孫の健康」が最も多くなっている。



※複数回答あり。

図 2-16-2 年齢階級別、苦勞・心配の状況

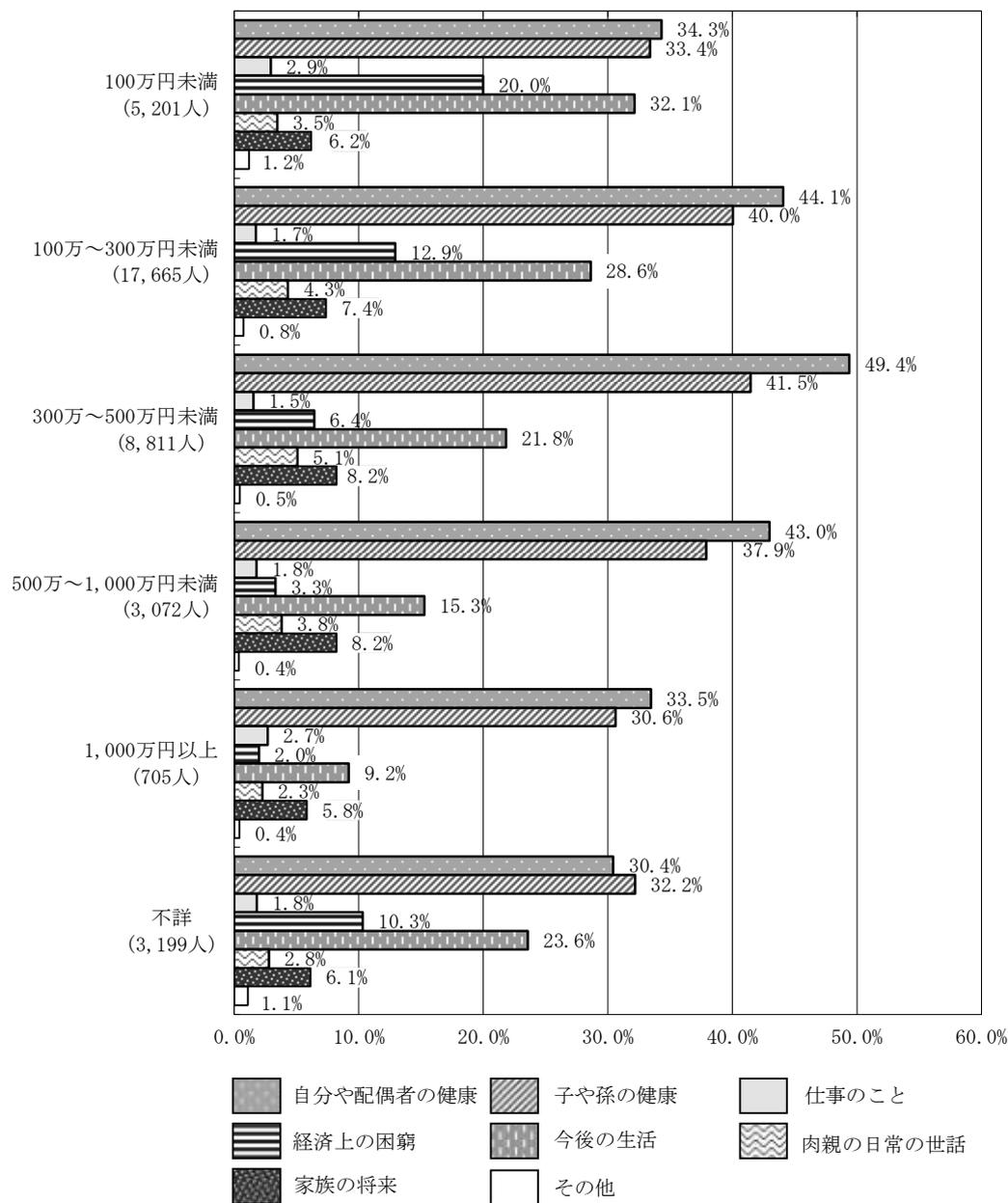
苦勞・心配があると回答した 25,079 人の事項を被爆区分別にみると、図 2-16-3 のとおりである。



※複数回答あり。

図 2-16-3 被爆区分別、苦勞・心配の状況

また、苦勞・心配があると回答した25,079人の世帯所得別の苦勞・心配の状況についてみると図2-16-4のとおりであり、不詳を除き「自分や配偶者の健康」を挙げる者が最も多い。



※複数回答あり。

図2-16-4 世帯所得別、苦勞・心配の状況

第3章 調査の結果【国外調査編】

1. 被爆者の地域別内訳

回答した被爆者2,758人の居住国（地域）は表3-1-1のとおりであり、韓国（2,064人）、米国（508人）、ブラジル（94人）に居住する者が2,666人で、回答者の96.7%を占めている。そのうち、韓国、米国の2カ国で9割以上を占めている。また、居住地域別にみると、表3-1-2のとおりである。

表3-1-1 居住国（地域）別、回答者数とその割合

居住国（地域）	平成17年度調査		▶平成27年度調査	
	回答者数	割合	回答者数	割合
韓国	1,730	69.2%	2,064	74.8%
米国	573	22.9%	508	18.4%
ブラジル	107	4.3%	94	3.4%
カナダ	23	0.9%	25	0.9%
台湾	14	0.6%	11	0.4%
オーストラリア	14	0.6%	10	0.4%
その他	38	1.5%	46	1.7%
合計	2,499	100.0%	2,758	100.0%

表3-1-2 居住地域別、回答者数とその割合

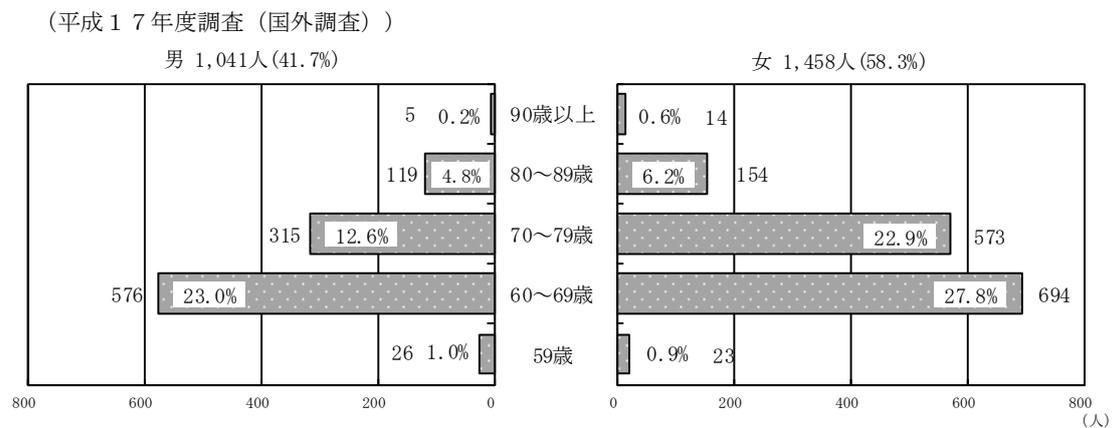
居住地域	平成17年度調査		▶平成27年度調査	
	回答者数	割合	回答者数	割合
東アジア	1,748	69.9%	2,081	75.5%
北米	596	23.8%	533	19.3%
中南米	116	4.6%	104	3.8%
東南アジア	12	0.5%	14	0.5%
欧州	10	0.4%	16	0.6%
オセアニア	15	0.6%	10	0.4%
中東	1	0.0%	0	0.0%
アフリカ	1	0.0%	0	0.0%
合計	2,499	100.0%	2,758	100.0%

2. 性・年齢構成

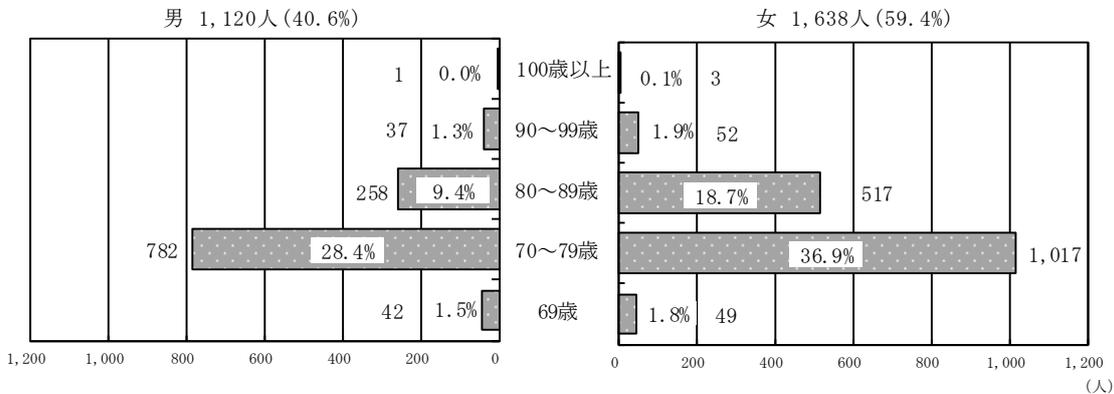
性別についてみると、男性1,120人(40.6%)、女性1,638人(59.4%)で女性が多いが、平成17年度調査(男性41.7%、女性58.3%)の性別割合とほぼ一致している。また、国内調査(男性40.8%、女性59.2%)の性別割合ともほぼ一致している。

回答者の平均年齢は77.3歳(男性76.6歳、女性77.7歳)となっており、平成17年度調査の69.9歳(男性69.2歳、女性70.5歳)と比較して7.4歳年齢が高くなっている。また、国内調査の80.1歳(男性79.0歳、女性80.9歳。年齢不詳を除く)と比較すると2.8歳年齢が低くなっている。

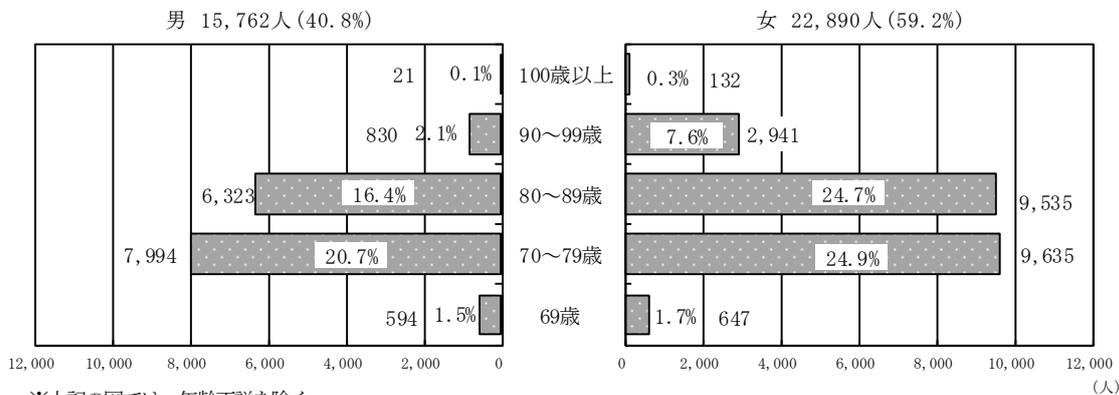
年齢構成を10歳階級別にみると図3-2-1のとおりであり、男性、女性とも70~79歳の者が最も多く、次いで80~89歳等の順となっている。また、回答者の年齢構成は図3-2-2のとおりである。



➤ (平成27年度調査(国外調査))



(平成27年度調査(国内調査)・再掲)



※上記の図では、年齢不詳を除く。

図3-2-1 回答者の性・年齢構成

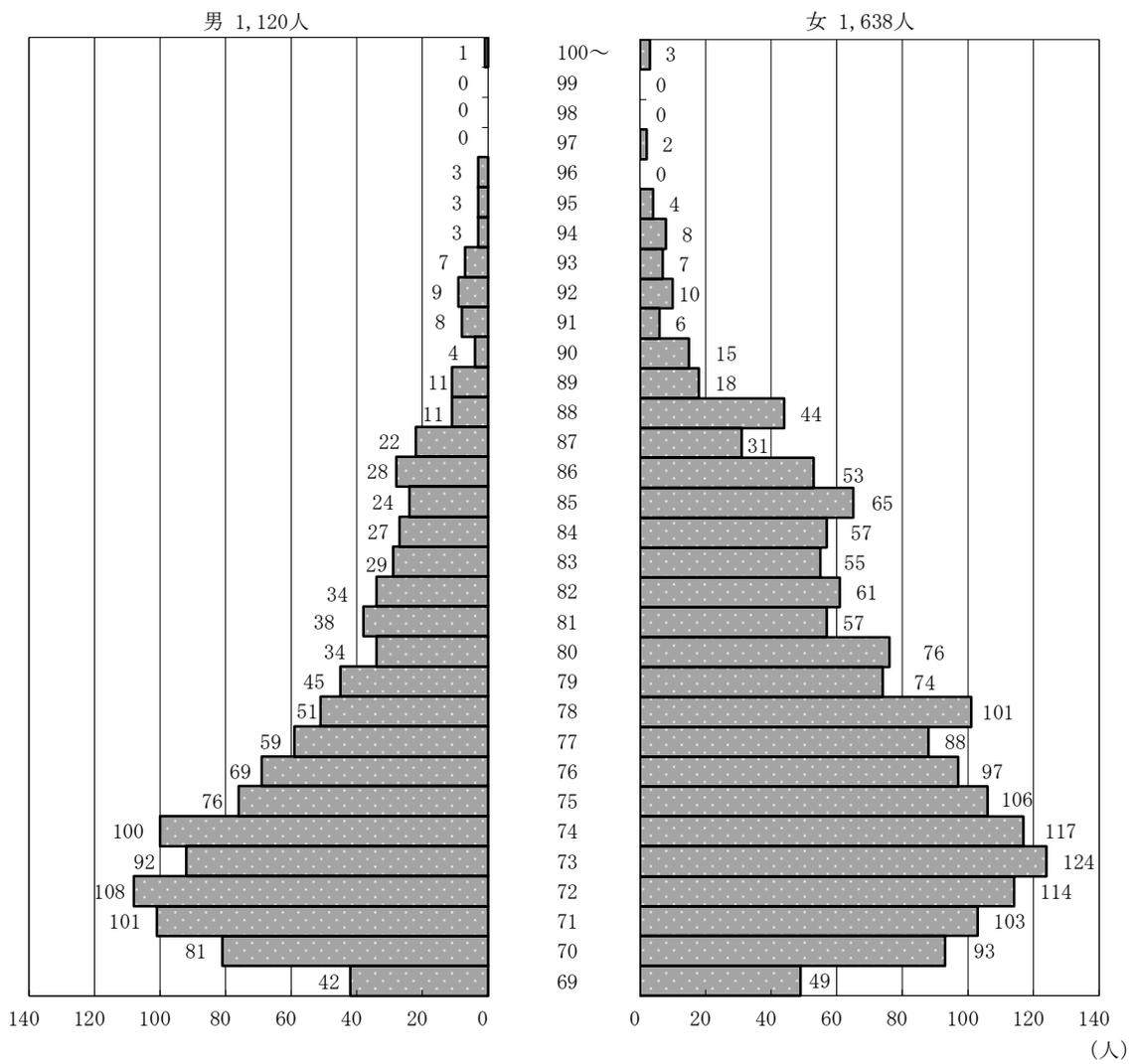


図3-2-2 回答者の性・年齢構成 (各歳)

3. 被爆状況

被爆地別にみると、広島で被爆した者は2,535人、91.9%（平成17年度調査2,207人、88.3%）、長崎で被爆した者は223人、8.1%（平成17年度調査292人、11.7%）である。なお、二重被爆者はいなかった（図3-3-1）。

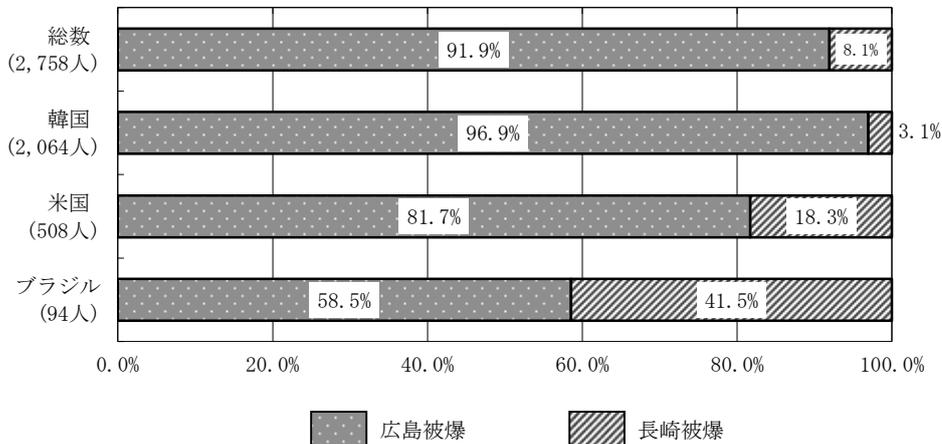


図3-3-1 被爆地・居住国別、回答者の割合

被爆区分別にみると1号被爆者は2,402人（87.1%）、2号被爆者は151人（5.5%）、3号被爆者は79人（2.9%）、4号被爆者は126人（4.6%）となっている（図3-3-2）。また、居住国別にみると図3-3-3のとおりである。なお、平成17年度調査における被爆区分別の割合は、1号被爆者88.2%、2号被爆者6.8%、3号被爆者2.3%、4号被爆者2.7%であった。

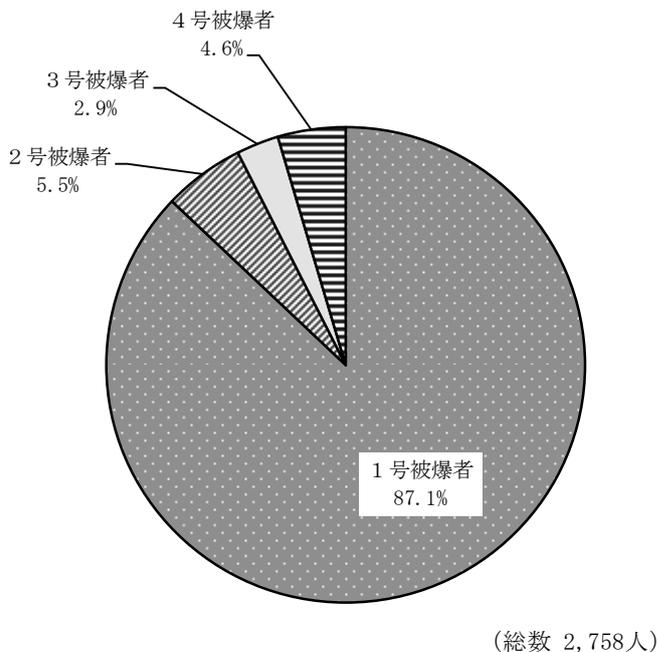


図3-3-2 被爆区分別、回答者の割合

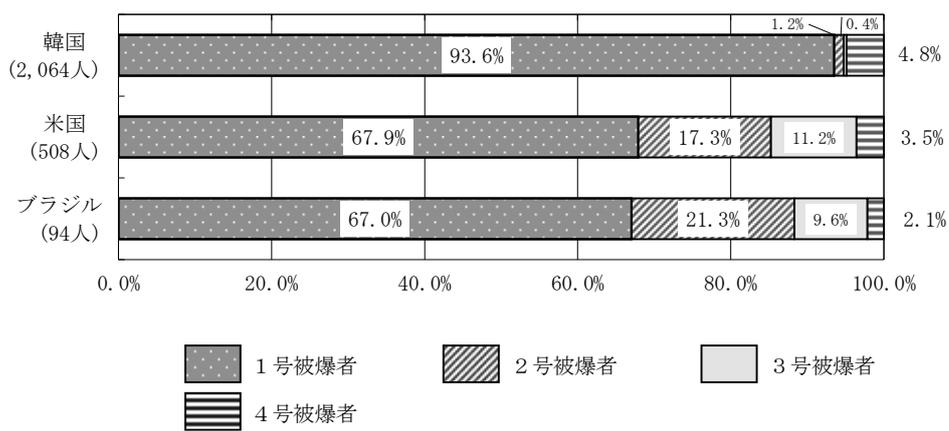


図3-3-3 居住国別、被爆区分別、回答者の割合

被爆区分の割合を性別にみると、男性では1号被爆者87.0%、2号被爆者6.0%、3号被爆者1.8%、4号被爆者5.3%であり、女性では1号被爆者87.2%、2号被爆者5.1%、3号被爆者3.6%、4号被爆者4.1%である(図3-3-4)。

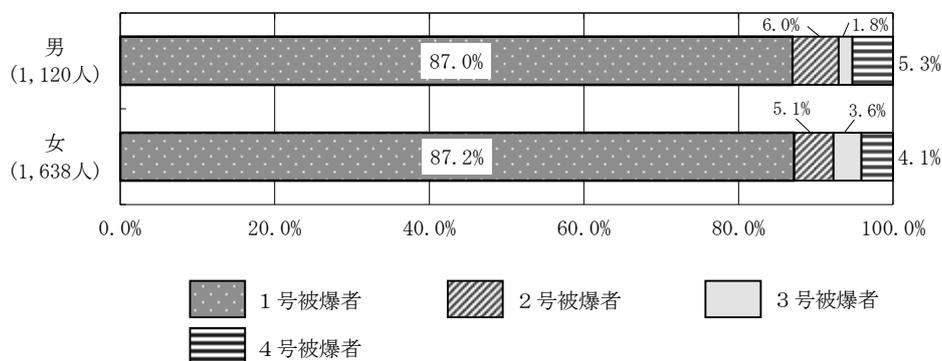
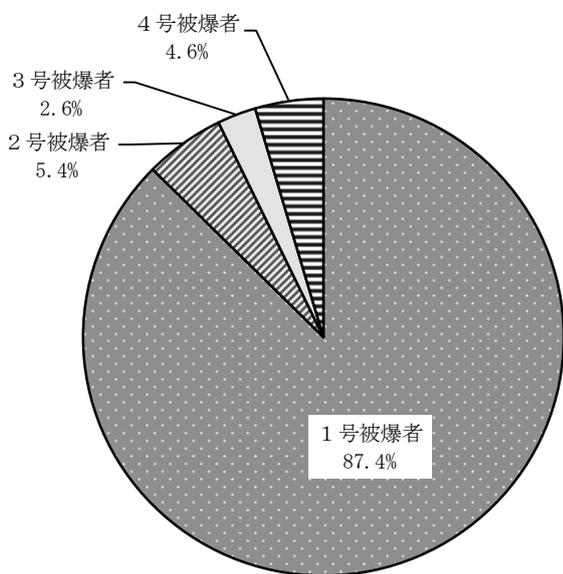


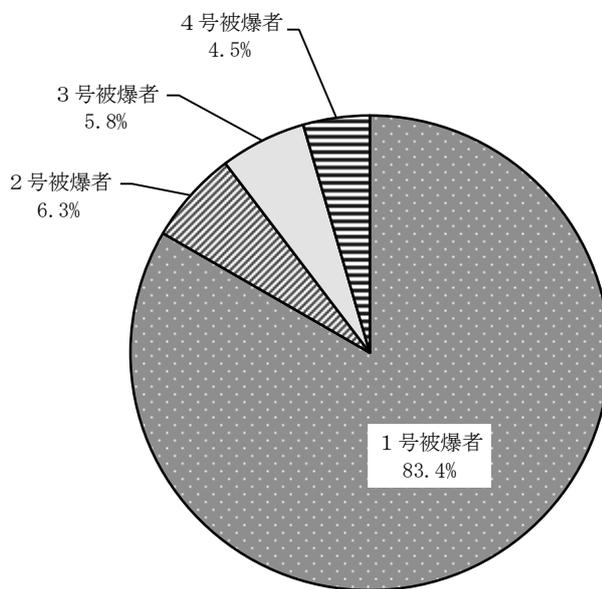
図3-3-4 性・被爆区分別、回答者の割合

被爆地別に被爆区分の割合をみると、広島被爆では、1号被爆者87.4%、2号被爆者5.4%、3号被爆者2.6%、4号被爆者4.6%であり、長崎被爆では、1号被爆者83.4%、2号被爆者6.3%、3号被爆者5.8%、4号被爆者4.5%である(図3-3-5、図3-3-6)。



(広島被爆 2,535人)

図3-3-5 被爆区分別、回答者の割合
(広島被爆)



(長崎被爆 223人)

図3-3-6 被爆区分別、回答者の割合
(長崎被爆)

また、1号被爆者2,402人の被爆距離別の割合を被爆地別にみると、広島被爆では1.6～2.0km（27.3%）、長崎被爆では3.6km以上（32.8%）が最も多くなっている（図3-3-7）。

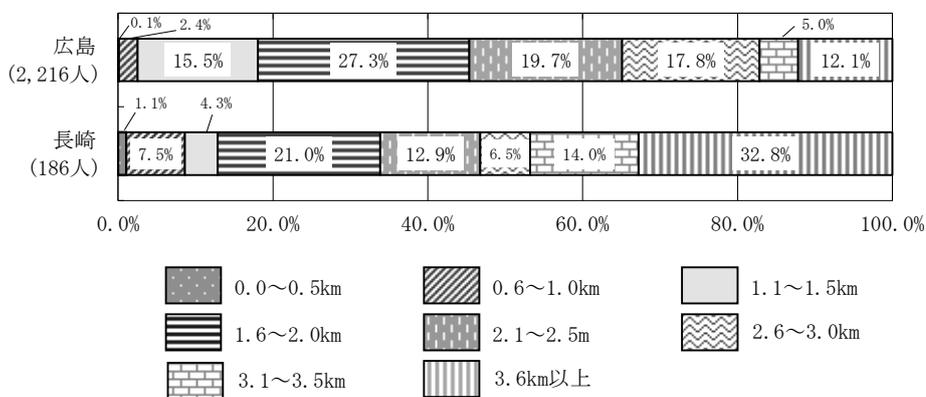
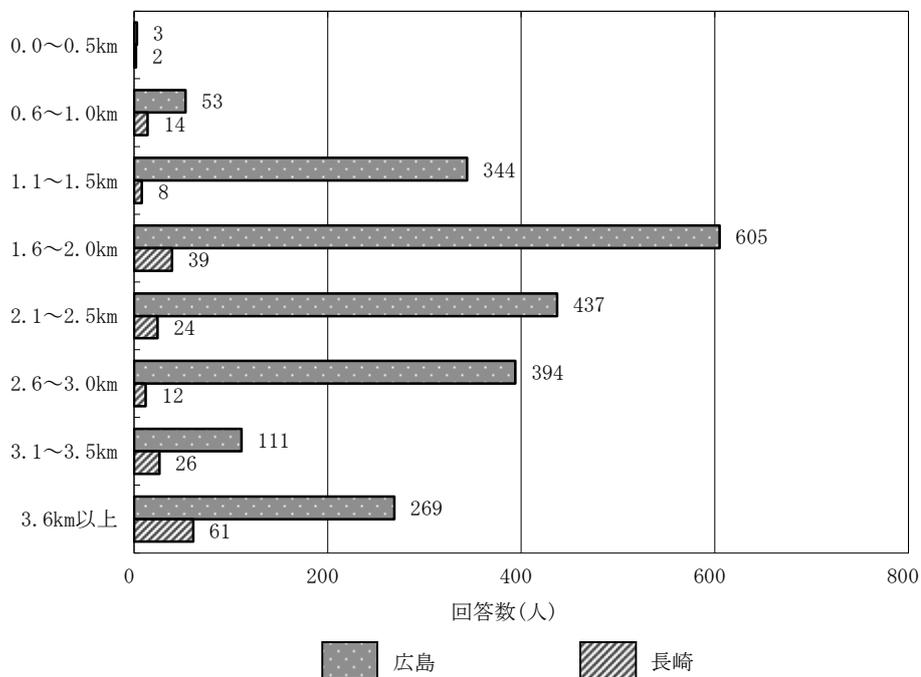


図3-3-7 被爆地・被爆距離別、回答者数とその割合（1号被爆者）

4. 世帯の状況

世帯人員の構成割合についてみると2人世帯(40.8%)が最も多く、次いで1人世帯(26.5%)、3人世帯(12.8%)等の順となっており、平成17年度調査と比べて、4人以上の世帯が減少し2人以下の世帯が増加している。また、国内調査と比べると、1人世帯は3.2%、2人世帯は4.0%、3人世帯は2.2%、少ない結果となっている(図3-4-1)。居住国別にみると、図3-4-2のとおりである。

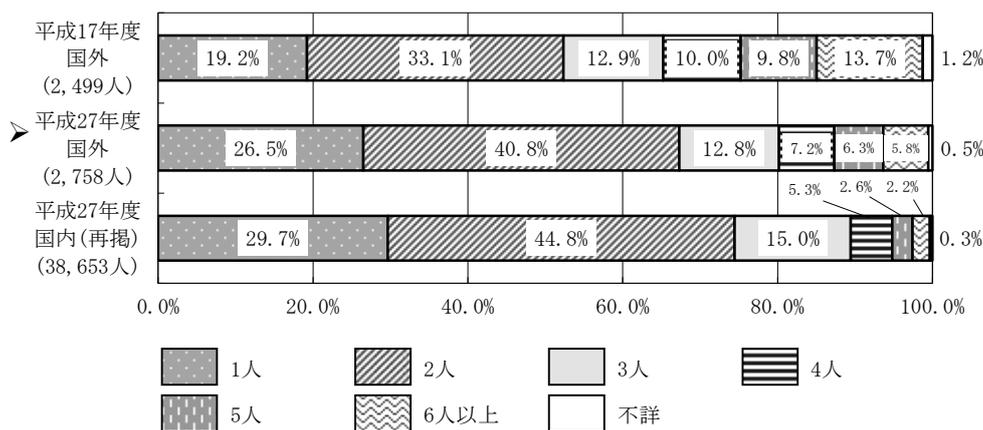


図3-4-1 世帯人員数の構成割合

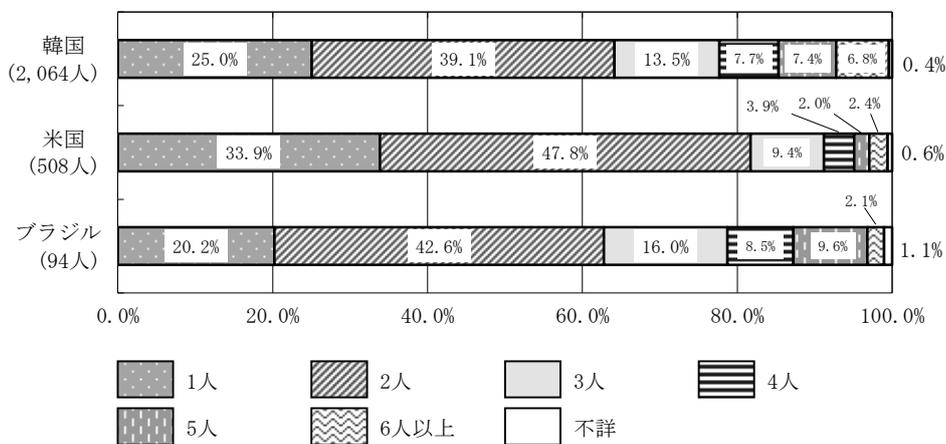


図3-4-2 居住国別、世帯員数の構成割合

また、1人世帯の回答者 731 人の年齢階級別割合は図3-4-3のとおりであり、最も多いのは70～79歳で58.4%となっている。平均世帯人員数は2.48人で、平成17年度調査の3.45人と比べて0.97人減っている。また、国内調査の平均世帯人員数2.15人よりも多くなっている。

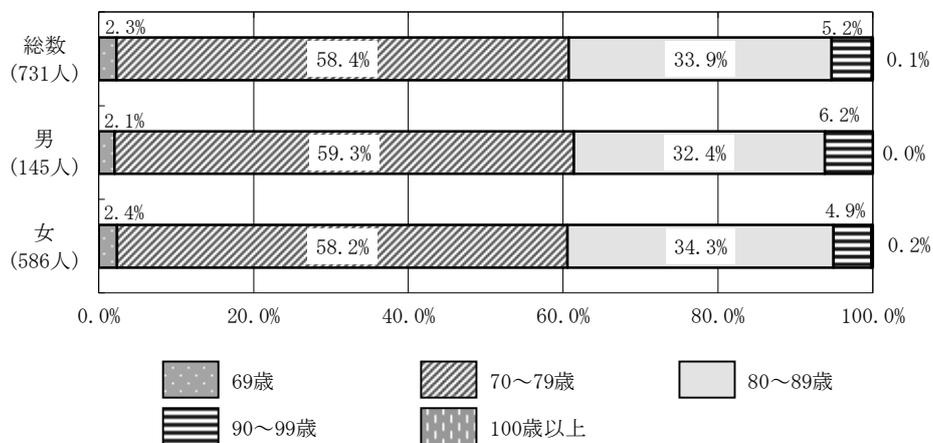


図3-4-3 性・年齢階級別、1人世帯の状況

また、同居の有無についてみると、回答者の2,027人(73.5%)が配偶者等と同居しており、その続柄の種別は、配偶者が1,381人(68.1%)、子供が899人(44.4%)、孫が392人(19.3%)、子供の配偶者が320人(15.8%)、兄弟姉妹が83人(4.1%) (図3-4-4、図3-4-5)等となっている。なお、ここでは、1人世帯の者を「同居人なし」、それ以外の者を「同居人あり」としている。

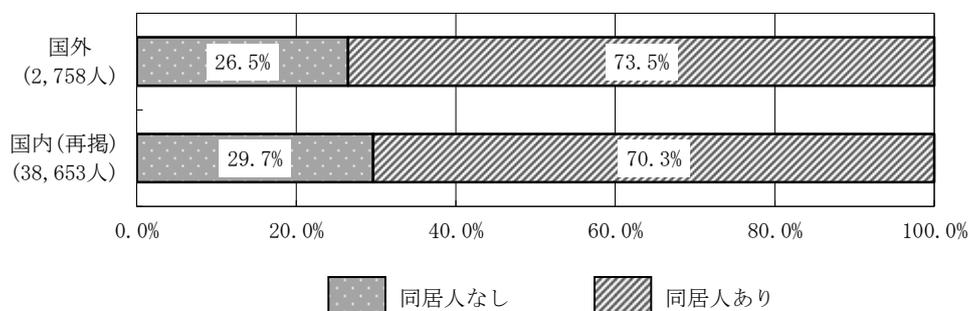
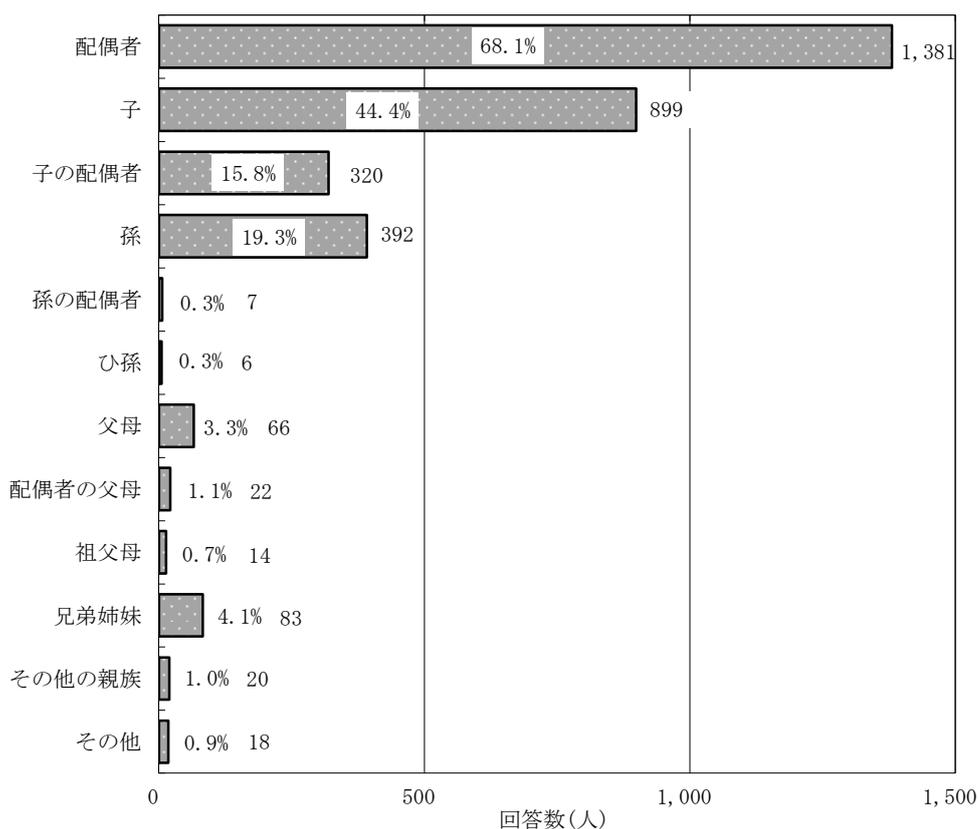


図3-4-4 同居人の有無



※複数回答あり。割合は、「同居人あり」2,027人に対する割合である。

図3-4-5 同居人の続柄

本人を含む世帯内の被爆者健康手帳交付人数の構成割合についてみると、1人世帯(本人のみ)2,504人(90.8%)が最も多く、次いで2人世帯162人(5.9%)となっており、96.7%が2人以下の世帯となっている(図3-4-6)。

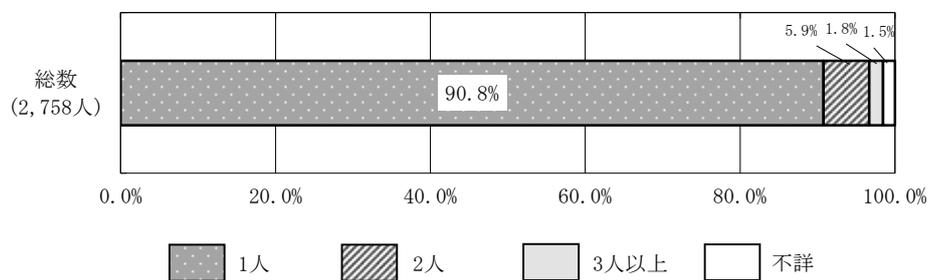


図3-4-6 世帯内の被爆者健康手帳交付人数の構成割合

5. 収入を伴う仕事の有無

ふだん、収入を伴う仕事をしている回答者は174人で、その割合は6.3%（男性1,120人の10.5%、女性1,638人の3.4%）であり、平成17年度調査（11.0%）と比較すると4.7%減少している（図3-5-1）。また、居住国別にみると、図3-5-2のとおりである。

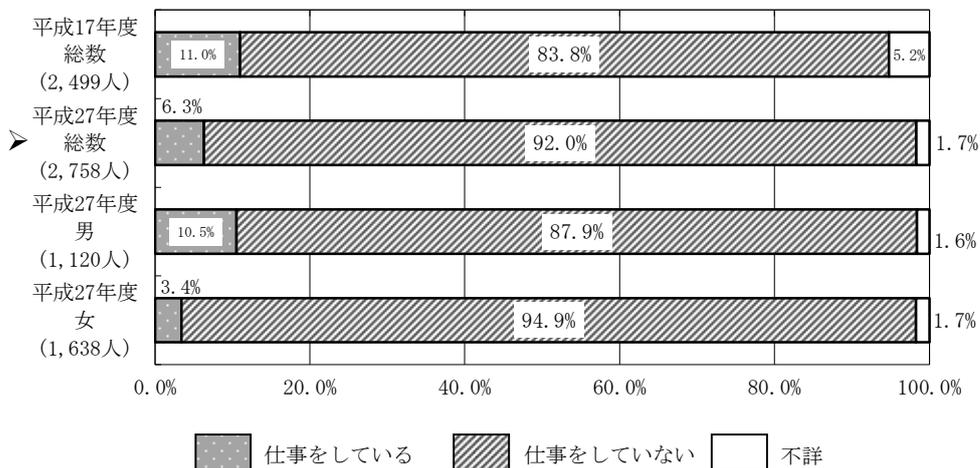


図3-5-1 収入を伴う仕事の有無

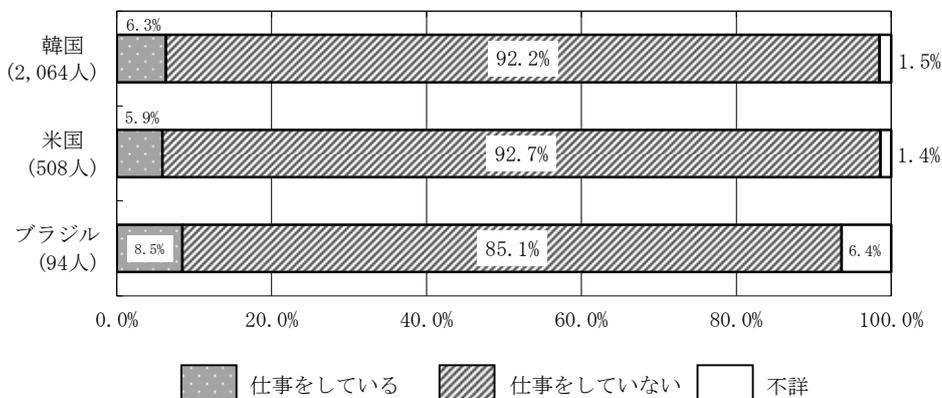


図3-5-2 居住国別、収入を伴う仕事の有無

仕事をしている者の割合を性別、年齢階級別にみると、図3-5-3のとおりである。

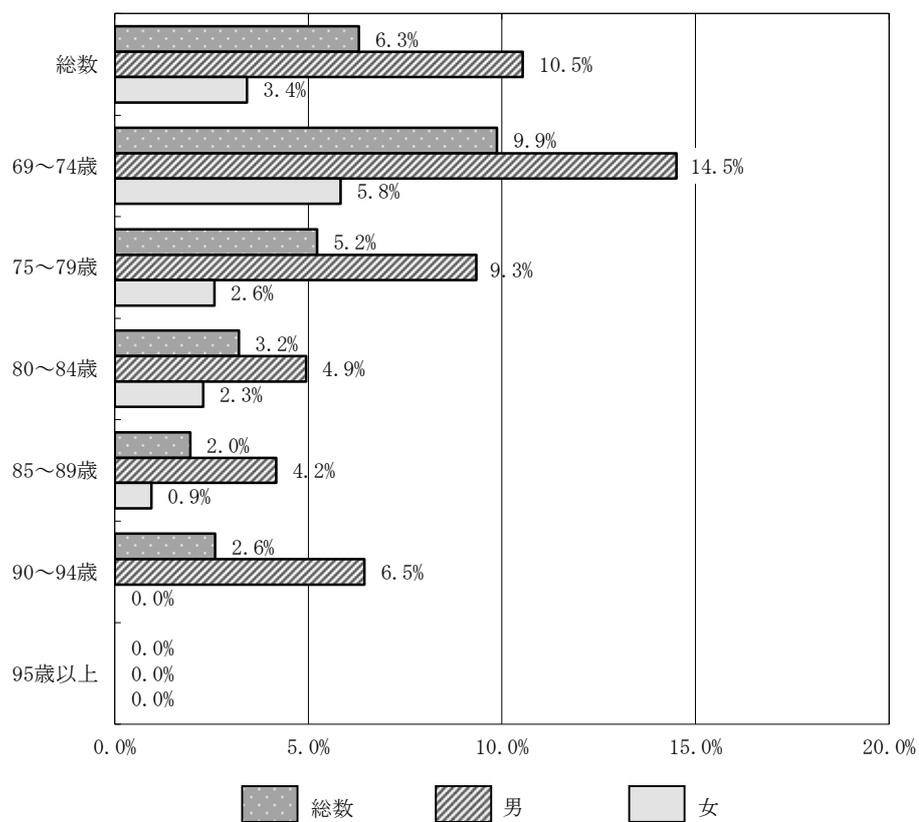


図3-5-3 性・年齢階級別、仕事をしている者の状況

6. 在外被爆者支援施策の周知および利用の状況

(1) 在外公館等を通じての申請

在外被爆者が住んでいる国の日本大使館・日本総領事館等を通じて被爆者健康手帳、健康管理手当、健康診断受診者証等の申請を行うことができること（以下、「在外公館等を通じての申請」という。）についてみると、知っている者は2,313人（83.9%）、知らない者は379人（13.7%）である（図3-6-1）。

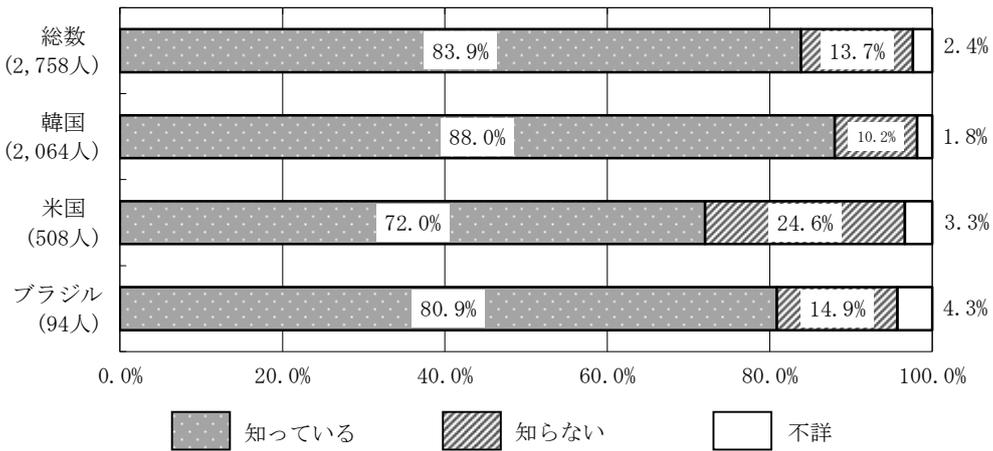
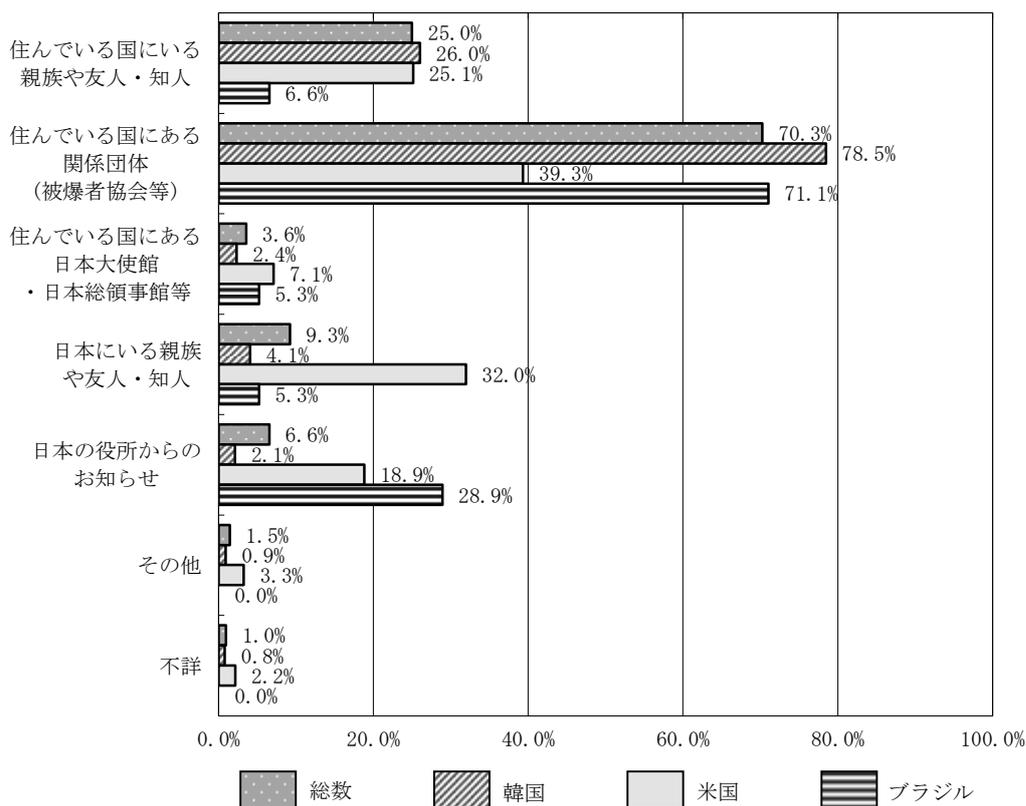


図3-6-1 居住国別、在外公館等を通じての申請の周知状況

在外公館等を通じての申請を知っていると回答した者2,313人のうち、住んでいる国にいる親族や友人・知人によって知った者は578人(25.0%)、住んでいる国にある関係団体(被爆者協会等)によって知った者は1,625人(70.3%)、住んでいる国にある日本大使館・日本総領事館等によって知った者は83人(3.6%)、日本にいる親族や友人・知人によって知った者は214人(9.3%)、日本の役所からのお知らせによって知った者は152人(6.6%)等となっている。なお、「その他」を選択した者が記述した内容としては、テレビ・新聞等、日本にある関係団体(被爆者協会等)、インターネット、などがあつた(図3-6-2)。



※複数回答あり。

図3-6-2 居住国別、在外公館等を通じての申請を何によって知ったか

(2) 渡日治療支援事業

渡日して治療を受けることを支援する事業（以下、「渡日治療支援事業」という。）についてみると、知っている者は2,165人（78.5%）、知らない者は534人（19.4%）である（図3-6-3）。

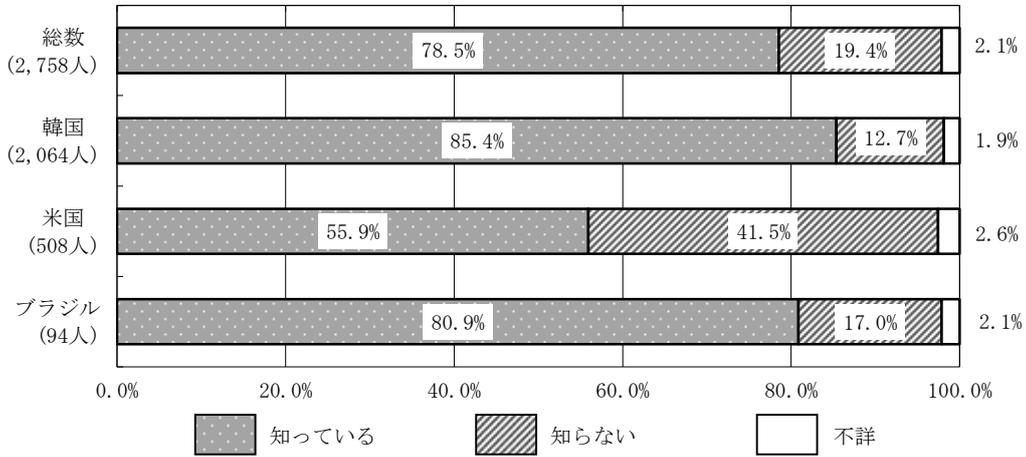
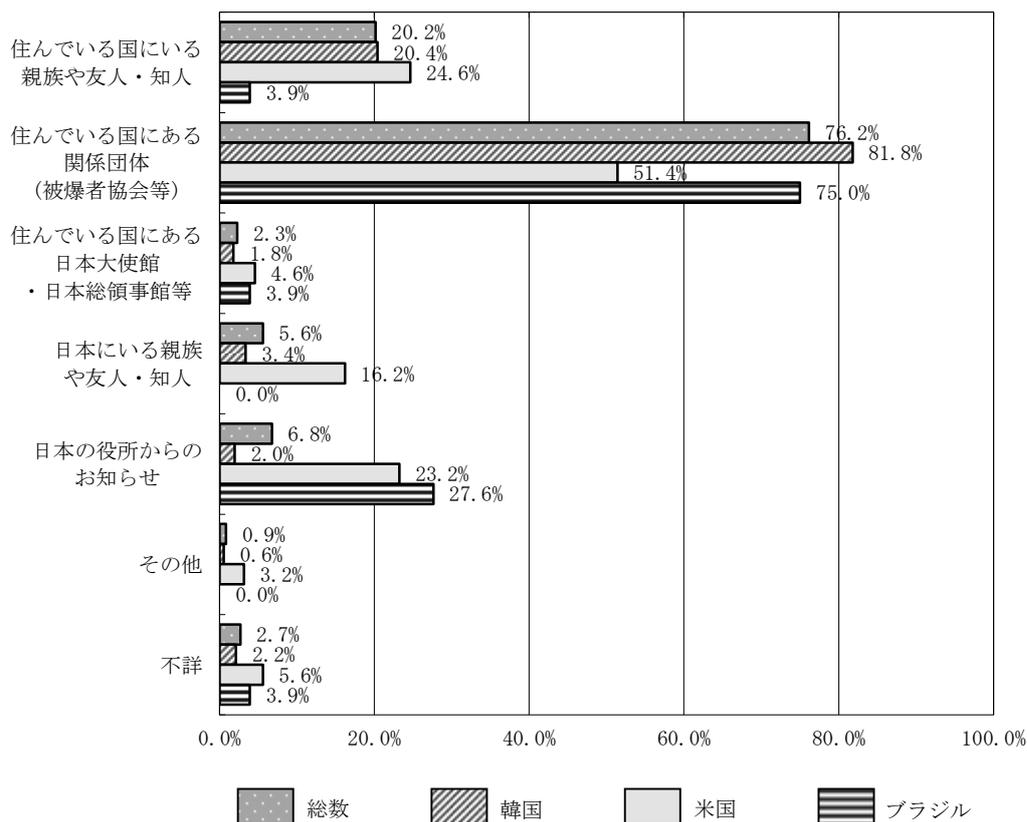


図3-6-3 居住国別、渡日治療支援事業の周知状況

渡日治療支援事業を知っていると回答した者2,165人のうち、住んでいる国にいる親族や友人・知人によって知った者は437人(20.2%)、住んでいる国にある関係団体(被爆者協会等)によって知った者は1,649人(76.2%)、住んでいる国にある日本大使館・日本総領事館等によって知った者は50人(2.3%)、日本にいる親族や友人・知人によって知った者は122人(5.6%)、日本の役所からのお知らせによって知った者は147人(6.8%)等となっている。なお、「その他」を選択した者が記述した内容としては、テレビ・新聞等、医師等派遣事業、住んでいる国以外にいる親族や友人・知人、などがあつた(図3-6-4)。



※複数回答あり。

図3-6-4 居住国別、渡日治療支援事業を何によって知ったか

渡日治療支援事業を知っていると回答した者 2,165 人のうち、この事業を利用したことがある者は 934 人 (43.1%) であり、利用したことはない者は 1,149 人 (53.1%) である (図3-6-5)。

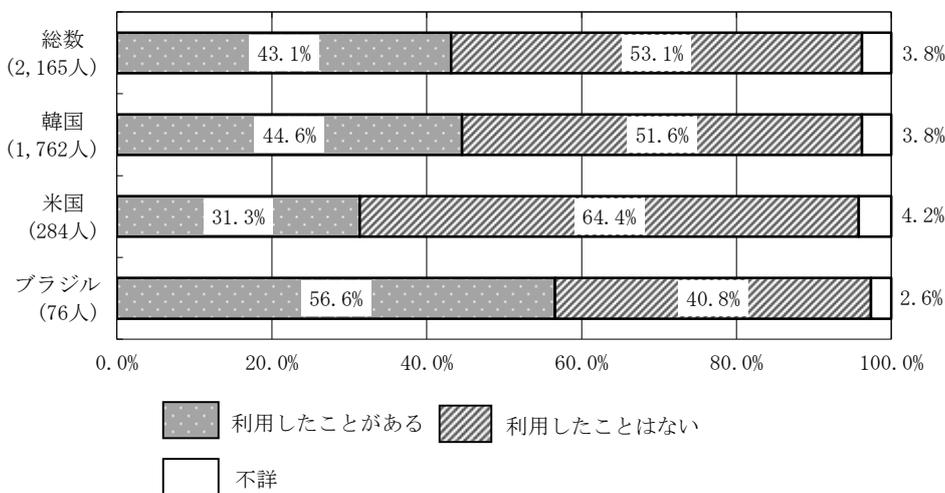


図3-6-5 居住国別、渡日治療支援事業の利用状況

この事業を利用したことがある者 934 人の利用回数の状況のみをみると、1回が最も多く 541 人 (57.9%)、次いで2回が 183 人 (19.6%) となっている。なお、渡日治療支援事業を「利用したことがある」を選択した者の治療を受けた理由の記述には、被曝者健康手帳受け取りとあわせて、より良い治療を受けるため、関係団体等の勧誘、などがあつた (図3-6-6)。

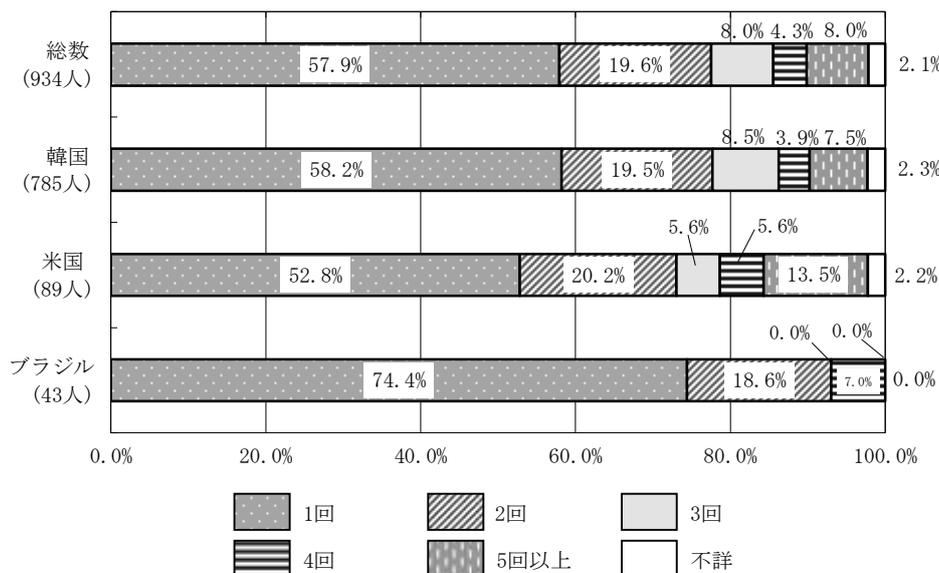


図3-6-6 居住国別、渡日治療支援事業の利用回数

(3) 医師等派遣事業

日本から専門医を派遣して、在外被爆者が住んでいる国で健康相談等を実施する事業（以下、「医師等派遣事業」という。）についてみると、知っている者は2,141人（77.6%）、知らない者は522人（18.9%）である（図3-6-7）。

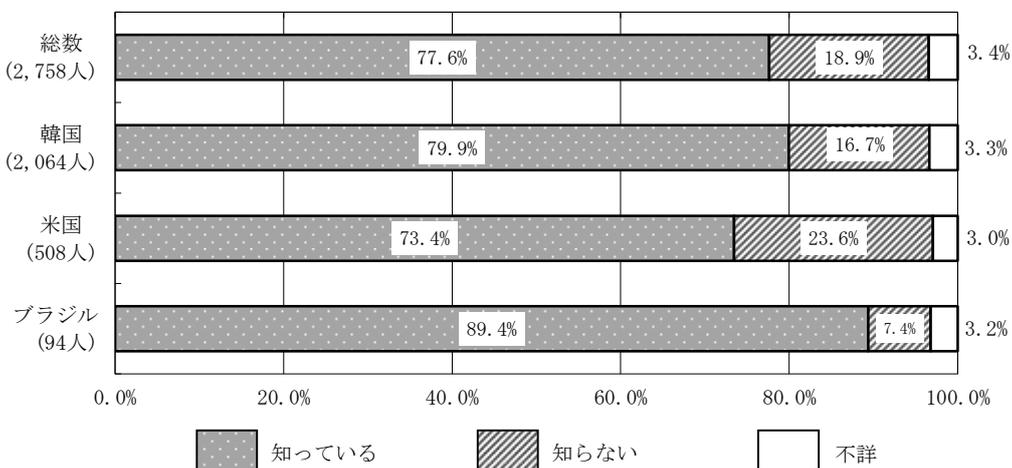
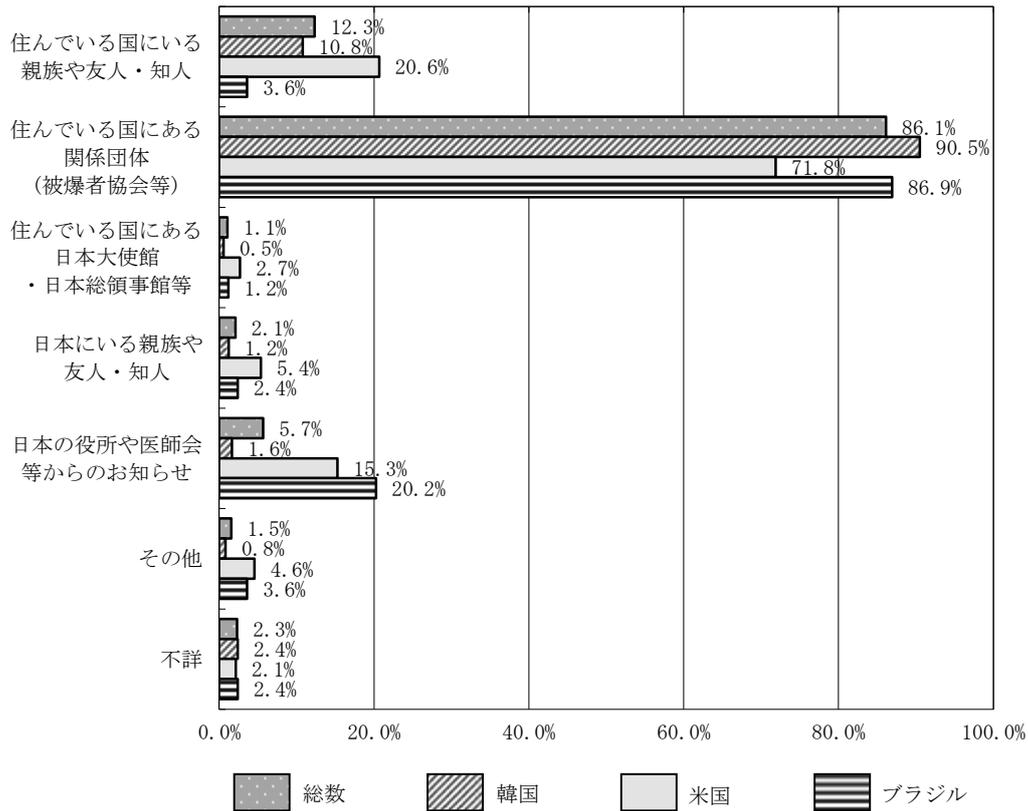


図3-6-7 居住国別、医師等派遣事業の周知状況

医師等派遣事業を知っていると回答した者2,141人のうち、住んでいる国にいる親族や友人・知人によって知った者は264人(12.3%)、住んでいる国にある関係団体(被爆者協会等)によって知った者は1,844人(86.1%)、住んでいる国にある日本大使館・日本総領事館等によって知った者は23人(1.1%)、日本にいる親族や友人・知人によって知った者は45人(2.1%)、日本の役所や医師会等からのお知らせによって知った者は121人(5.7%)等となっている。なお、「その他」を選択した者が記述した内容としては、テレビ・新聞等、居住国の病院、インターネット、などがあつた(図3-6-8)。



※複数回答あり。

図3-6-8 居住国別、医師等派遣事業を何によって知ったか

医師等派遣事業を知っていると回答した者 2,141 人のうち、この事業を利用したことがある者は 1,729 人 (80.8%) であり、利用したことはない者は 392 人 (18.3%) である (図 3-6-9)。居住国別にみるとブラジル在住者の利用率が高い。

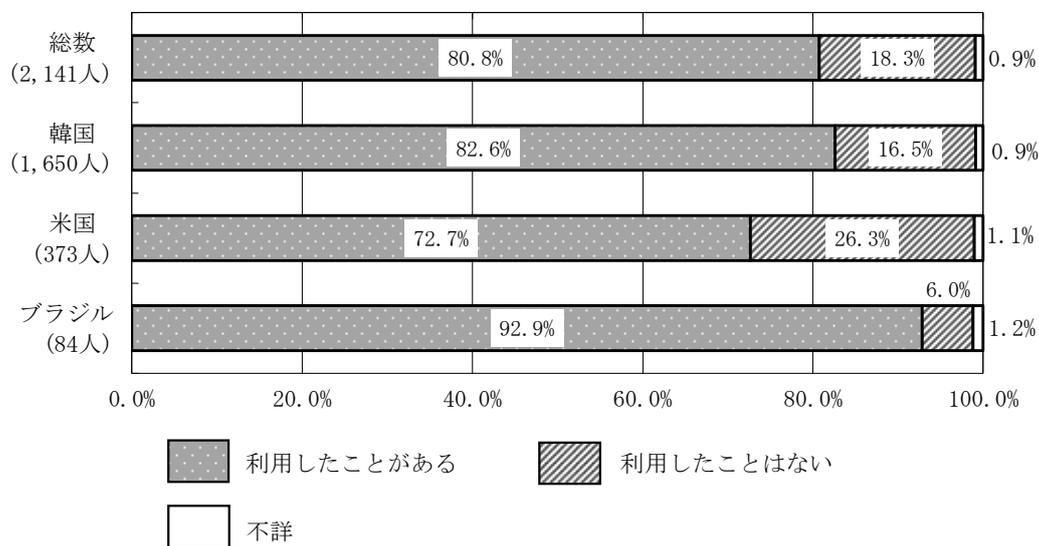


図 3-6-9 居住国別、医師等派遣事業の利用状況

この事業を利用したことがある者1,729人の利用回数の状況を見てみると、2回が最も多く496人(28.7%)、次いで1回が424人(24.5%)となっている(図3-6-10)。

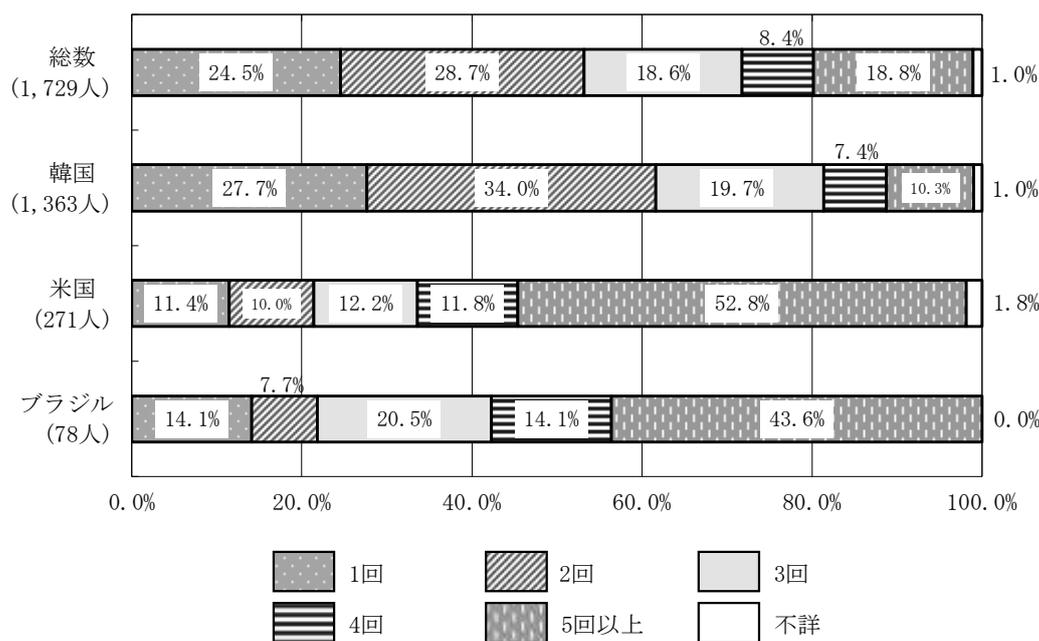


図 3-6-10 居住国別、医師等派遣事業の利用回数

この事業を利用したことはない者 392 人のうち、今後、利用したいと考えている者は 249 人 (63.5%) であり、今後も利用する考えはない者は 104 人 (26.5%) となっている (図 3-6-11)。なお、「今後も利用する考えはない」を選択した者が記述した内容としては、国内の病院で健康相談が可能のため、距離が遠いため、高齢等の理由で移動が困難、などがあった。

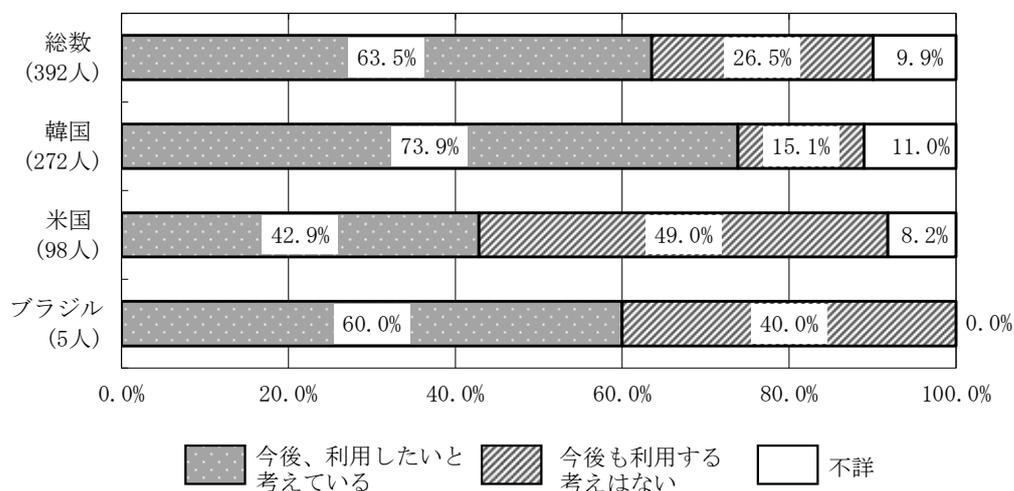


図 3-6-11 居住国別、医師等派遣事業を利用したことはない者の状況

(4) 現地健康診断事業

在外被爆者が住んでいる国で健康診断を実施する事業（以下、「現地健康診断事業」という。）についてみると、知っている者は2,229人（80.8%）、知らない者は414人（15.0%）である（図3-6-12）。

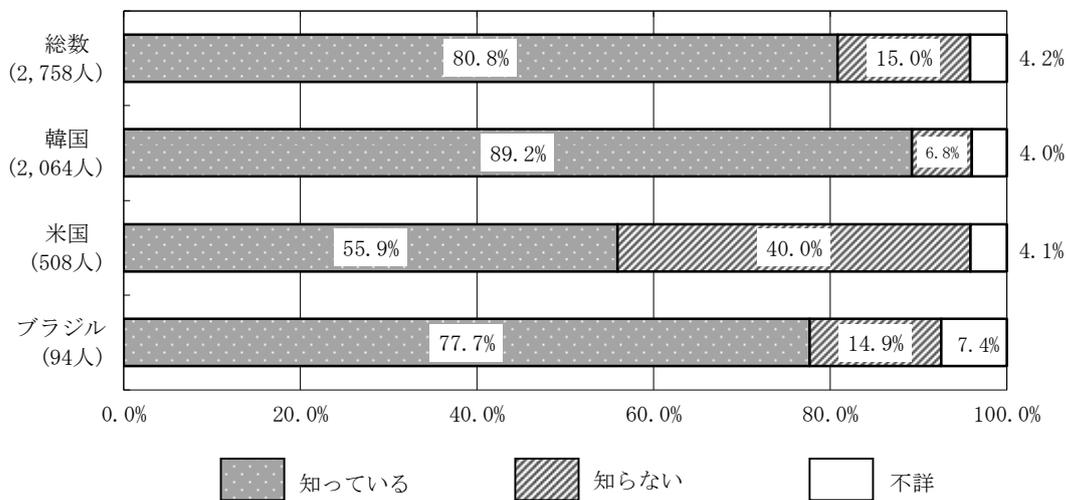
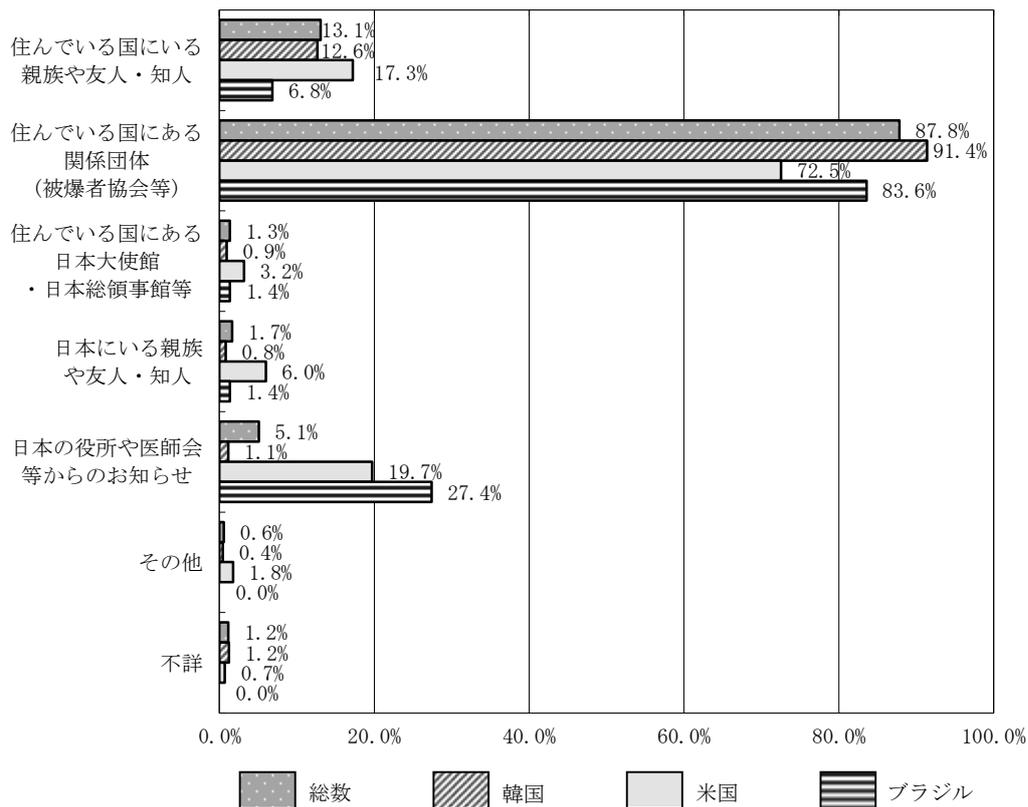


図3-6-12 居住国別、現地健康診断事業の周知状況

現地健康診断事業を知っていると回答した者2,229人のうち、住んでいる国にいる親族や友人・知人によって知った者は291人(13.1%)、住んでいる国にある関係団体(被爆者協会等)によって知った者は1,958人(87.8%)、住んでいる国にある日本大使館・日本総領事館等によって知った者は30人(1.3%)、日本にいる親族や友人・知人によって知った者は37人(1.7%)、日本の役所や医師会等からのお知らせによって知った者は113人(5.1%)等となっている。なお、「その他」を選択した者が記述した内容としては、テレビ・新聞等、居住国の病院、などがあつた(図3-6-13)。



※複数回答あり。

図3-6-13 居住国別、現地健康診断事業を何によって知ったか

(5) 保健医療助成事業

在外被爆者が住んでいる国の医療機関で治療を受けた場合に、その負担した医療費等に対して助成を行う事業（以下、「保健医療助成事業」という。）についてみると、知っている者は2,356人（85.4%）、知らない者は277人（10.0%）である（図3-6-14）。

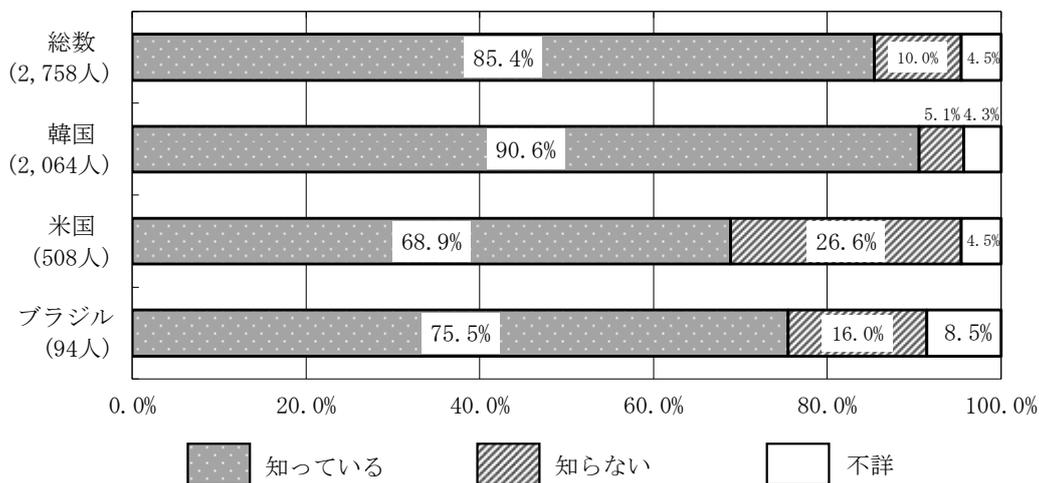
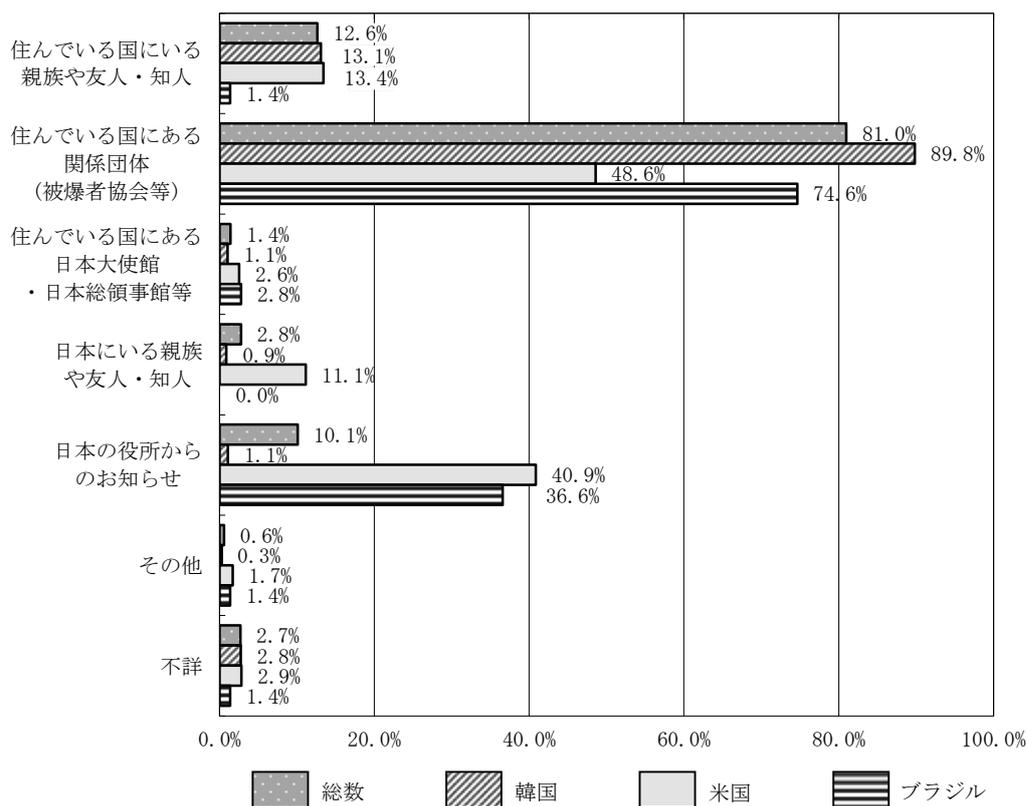


図3-6-14 居住国別、保健医療助成事業の周知状況

保健医療助成事業を知っていると回答した者2,356人のうち、住んでいる国にいる親族や友人・知人によって知った者は298人(12.6%)、住んでいる国にある関係団体(被爆者協会等)によって知った者は1,908人(81.0%)、住んでいる国にある日本大使館・日本総領事館等によって知った者は34人(1.4%)、日本にいる親族や友人・知人によって知った者は66人(2.8%)、日本の役所からのお知らせによって知った者は238人(10.1%)等となっている。なお、「その他」を選択した者が記述した内容としては、テレビ・新聞等、住んでいる国以外にいる親族や友人・知人、インターネット、などがあつた(図3-6-15)。



※複数回答あり。

図3-6-15 居住国別、保健医療助成事業を何によって知ったか

保健医療助成事業を知っていると回答した者2,356人のうち、この事業を利用したことがある者は2,084人(88.5%)であり、利用したことはない者は230人(9.8%)である(図3-6-16)。居住国別にみると韓国在住者の利用率が高い。なお、「利用したことはない」を選択した者の利用しない理由の記述には、加入している保険等で対応できている、治療が必要な状態にない、情報が不足している、などがあつた。

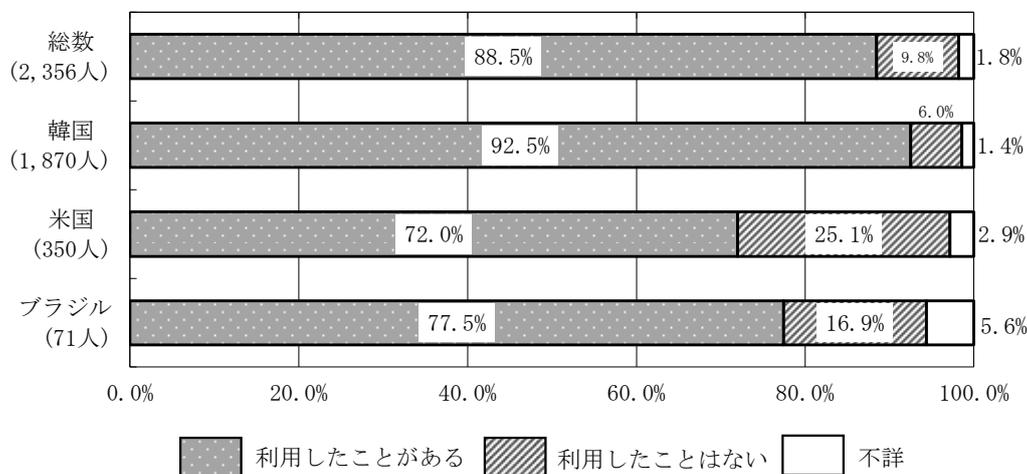


図3-6-16 居住国別、保健医療助成事業の利用状況

また、この事業を利用したことがある者2,084人のうち、今後も利用したいと考えている者は2,033人(97.6%)であり、今後は利用しないと答えた者は20人(1.0%)となっている。なお、「今後は利用しない」を選択した者の利用しない理由の記述には、高齢等の理由で通院が困難、重度の病状でより専門治療が必要、現在、治療が必要な状態に無い、などがあつた(図3-6-17)。

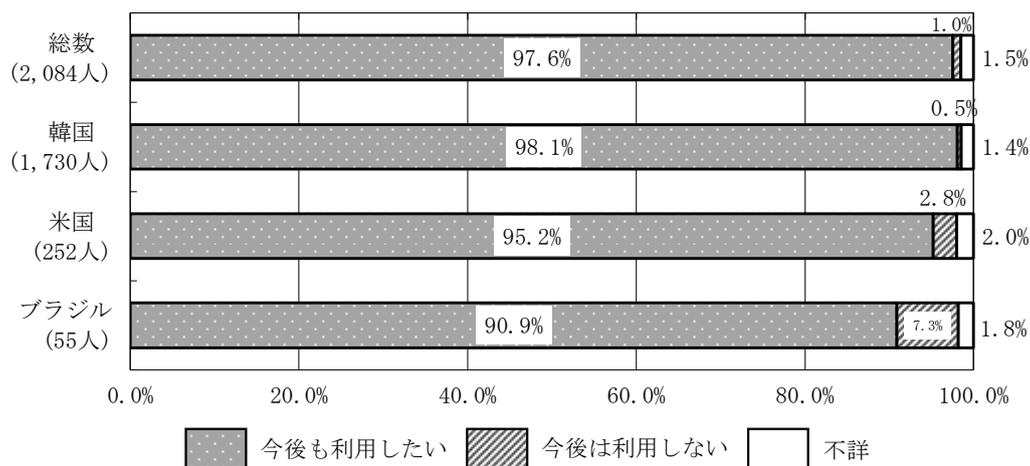


図3-6-17 居住国別、保健医療助成事業を利用した者の状況

7. 民間医療保険の加入状況

居住国が南米の回答者について、民間保険会社の医療保険に加入している者は58人(56.3%)であり、加入していない者は42人(40.8%)である(図3-7-1)。

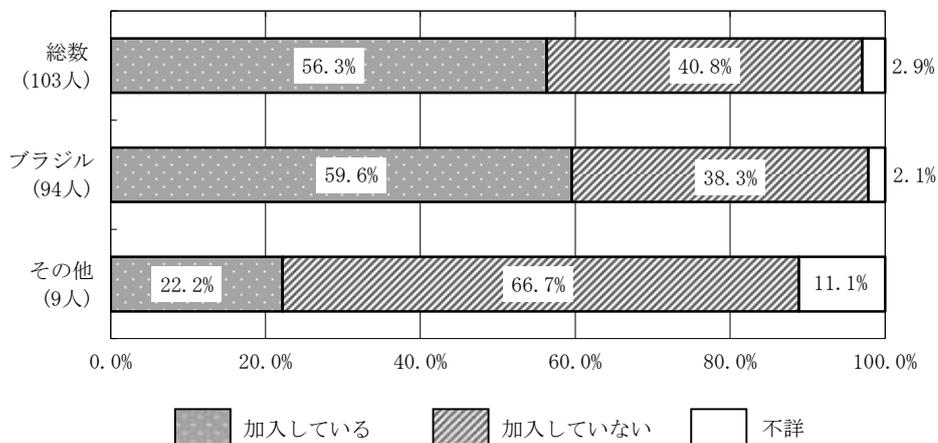


図3-7-1 居住国別、民間医療保険の加入状況(南米)

ブラジルについて、民間医療保険の1年間の保険料額をみると、図3-7-2のとおりで、6,000レアル以上が6割以上である。

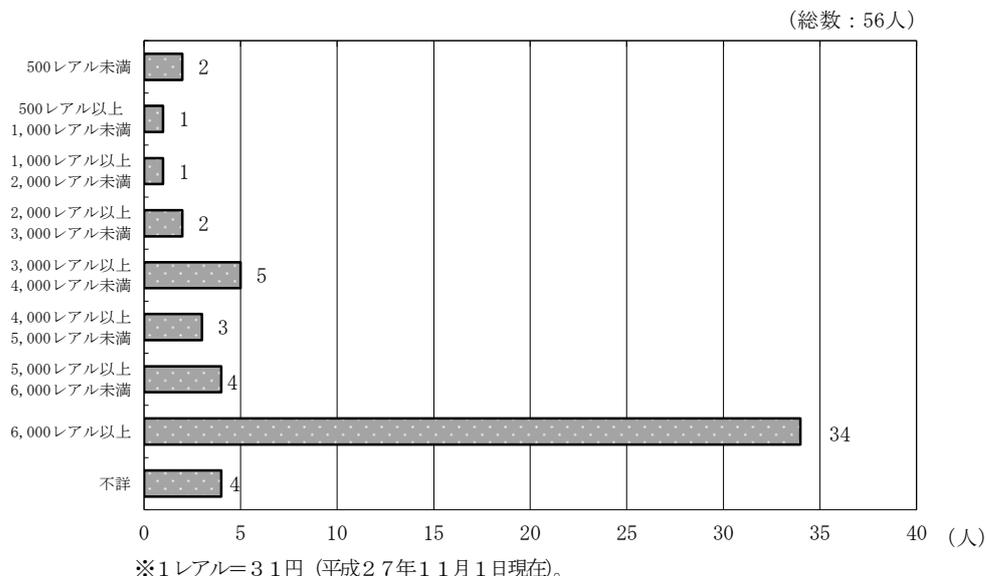


図3-7-2 民間医療保険の1年間の保険料額(ブラジル)

また、民間医療保険に加入している58人の、加入している医療保険で医療を受けられる人数は、1人（33人、56.9%）が最も多く、次いで2人（9人、15.5%）となっている（図3-7-3）。

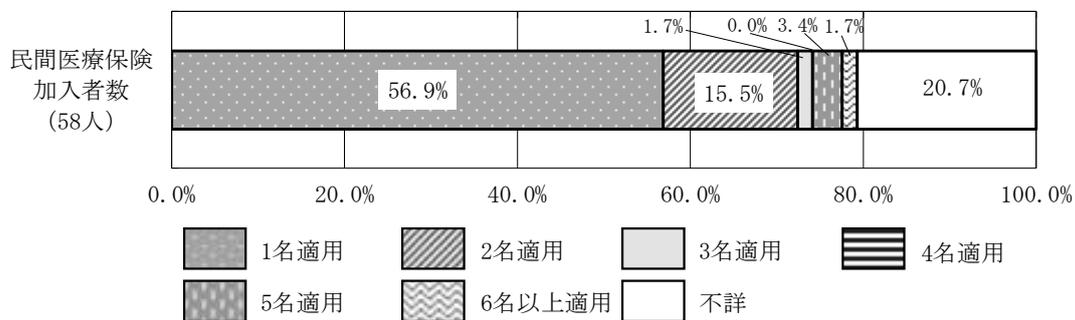


図3-7-3 加入している医療保険で医療を受けられる人数

8. 受療の状況

平成27(2015)年10月の1か月間における受療内容を見ると、入院していた者は回答者の14.5%、在宅で医療を受けていた者は4.7%、病院・診療所（歯科を含む）へ通院した者は72.0%、入院も通院もしなかった者は10.3%となっている（図3-8-1）。また、居住国別にみると、図3-8-2のとおりである。

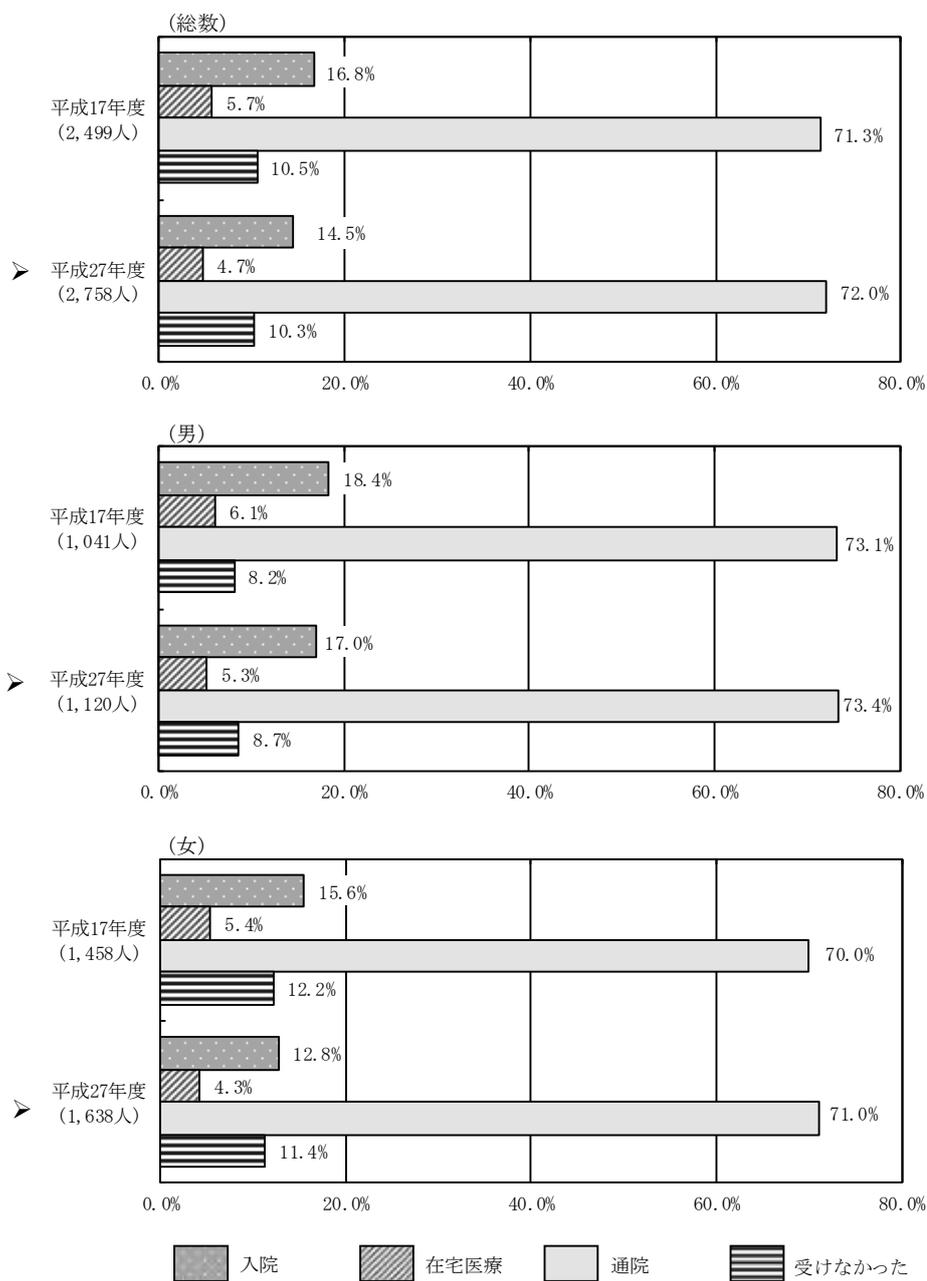
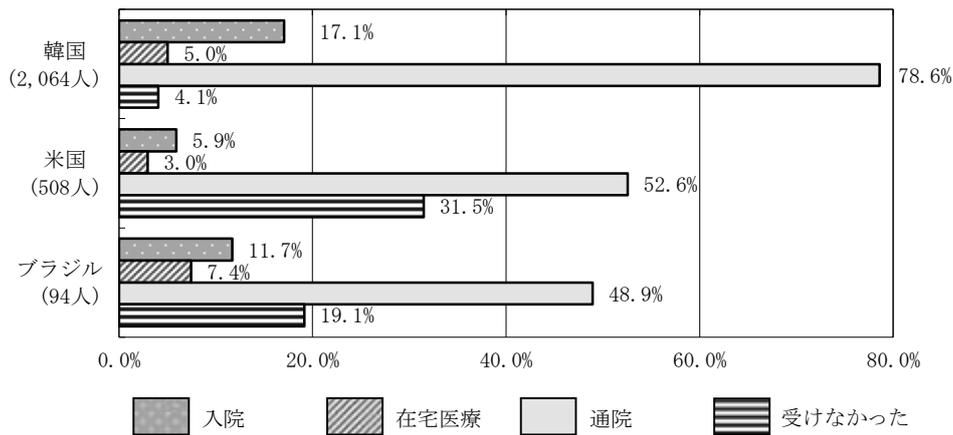


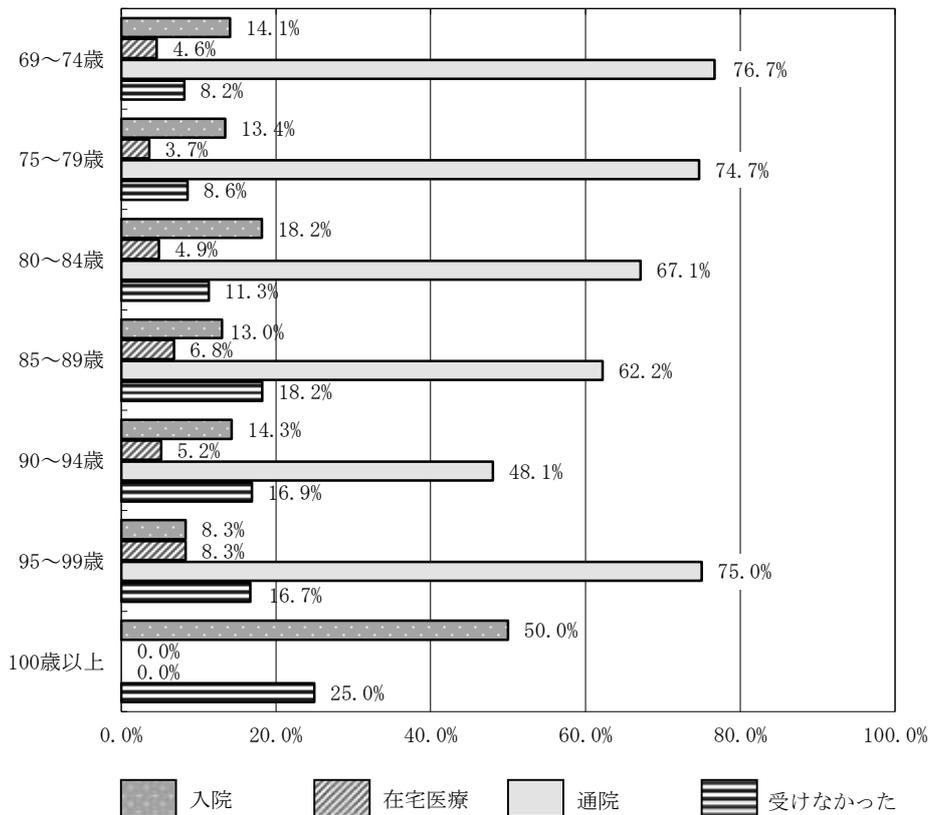
図3-8-1 受療の状況



※複数回答あり。

図3-8-2 居住国別、受療の状況

性別、年齢階級別にみると、図3-8-3～図3-8-5のとおりである。



※複数回答あり。

図3-8-3 年齢階級別、受療の状況（総数）

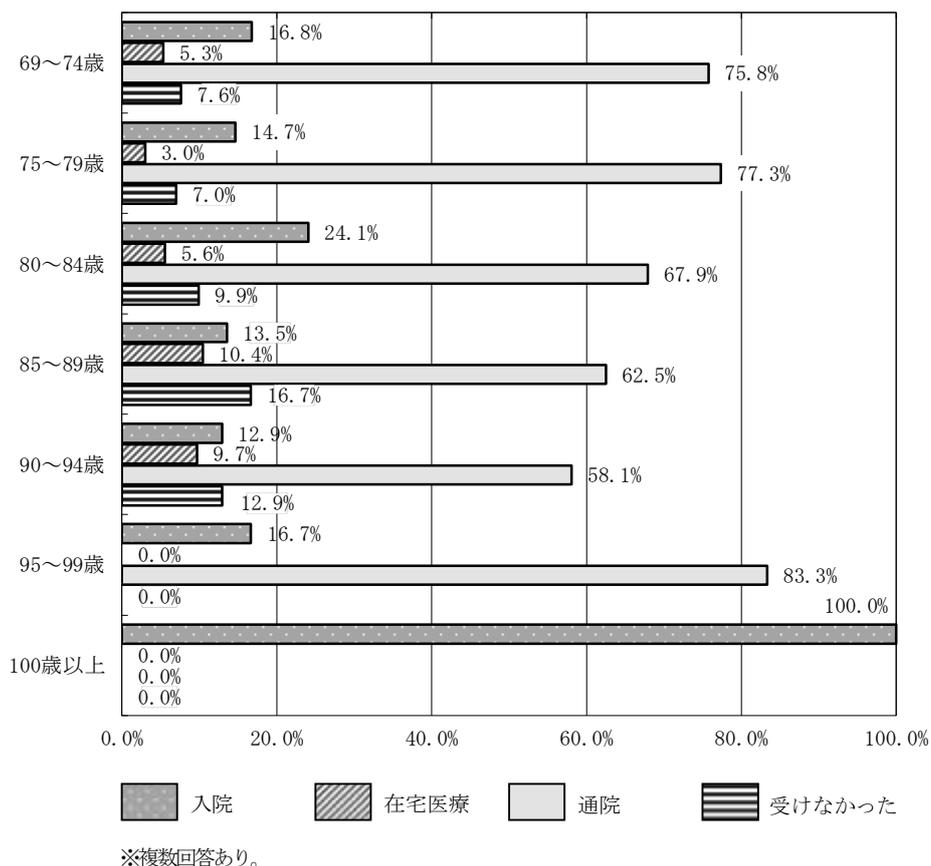


図3-8-4 年齢階級別、受療の状況（男性）

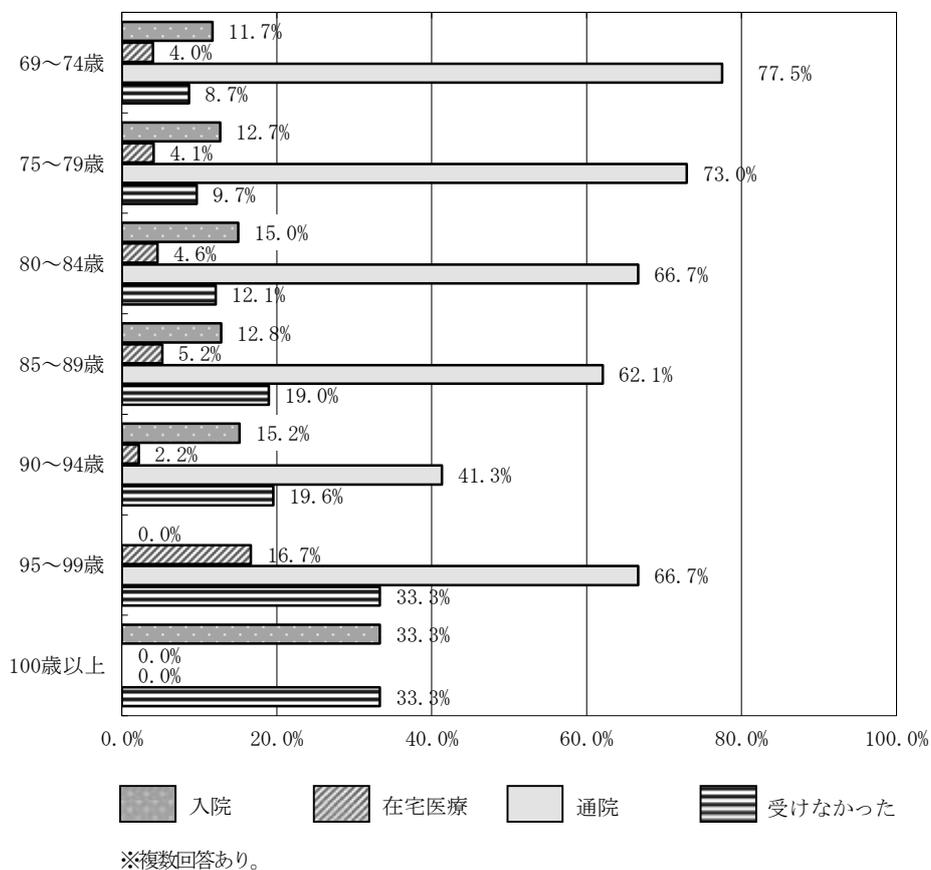


図3-8-5 年齢階級別、受療の状況（女性）

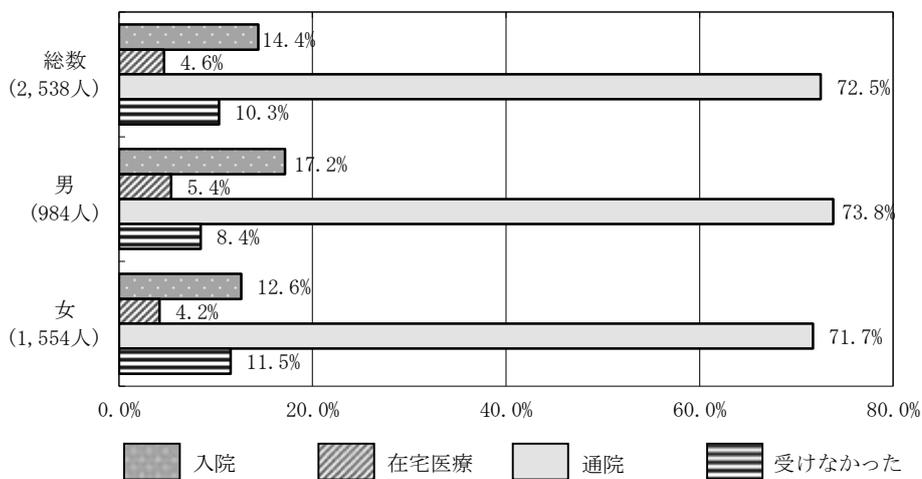
居住国（地域）別の受療の状況は、表3-8-1のとおりである。

表3-8-1 居住国（地域）別、受療の状況

(複数回答あり)

	総数	受療あり						受療割合	受療なし	不詳
		総数	入院	在宅医療	通院					
					総数	(歯科以外)	(歯科)			
全 体	2,758	2,249	400	129	1,985	1,804	741	81.5%	283	226
韓国	2,064	1,850	352	104	1,622	1,493	577	89.6%	84	130
米国	508	284	30	15	267	226	123	55.9%	160	64
ブラジル	94	59	11	7	46	43	18	62.8%	18	17
カナダ	25	14	2	0	12	9	6	56.0%	6	5
台湾	11	8	1	0	7	7	2	72.7%	2	1
オーストラリア	10	6	0	0	6	6	2	60.0%	2	2
タイ	3	3	1	0	3	2	2	100.0%	0	0
フィリピン	4	3	1	0	2	2	1	75.0%	0	1
アルゼンチン	5	4	1	0	3	2	1	80.0%	1	0
中国	5	4	0	3	4	3	2	80.0%	1	0
ボリビア	1	0	0	0	0	0	0	0.0%	1	0
ドイツ	4	4	1	0	3	2	2	100.0%	0	0
フランス	2	2	0	0	2	2	0	100.0%	0	0
インドネシア	3	2	0	0	2	2	2	66.7%	0	1
シンガポール	2	1	0	0	1	1	1	50.0%	1	0
ベトナム	2	0	0	0	0	0	0	0.0%	2	0
ペルー	1	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	1
メキシコ	1	0	0	0	0	0	0	0.0%	1	0
イギリス	4	2	0	0	2	2	0	50.0%	1	1
ポルトガル	1	1	0	0	1	0	1	100.0%	0	0
パラグアイ	1	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	1
オランダ	2	2	0	0	2	2	1	100.0%	0	0
ベルギー	1	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	1
スイス	1	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	1
北朝鮮	1	0	0	0	0	0	0	0.0%	1	0
ウルグアイ	1	0	0	0	0	0	0	0.0%	1	0
モナコ	1	0	0	0	0	0	0	0.0%	1	0

また、ふだん仕事をしていない者 2,538 人の受療の状況をみると入院が 14.4%、在宅医療が 4.6%、通院が 72.5%となっている (図3-8-6)。



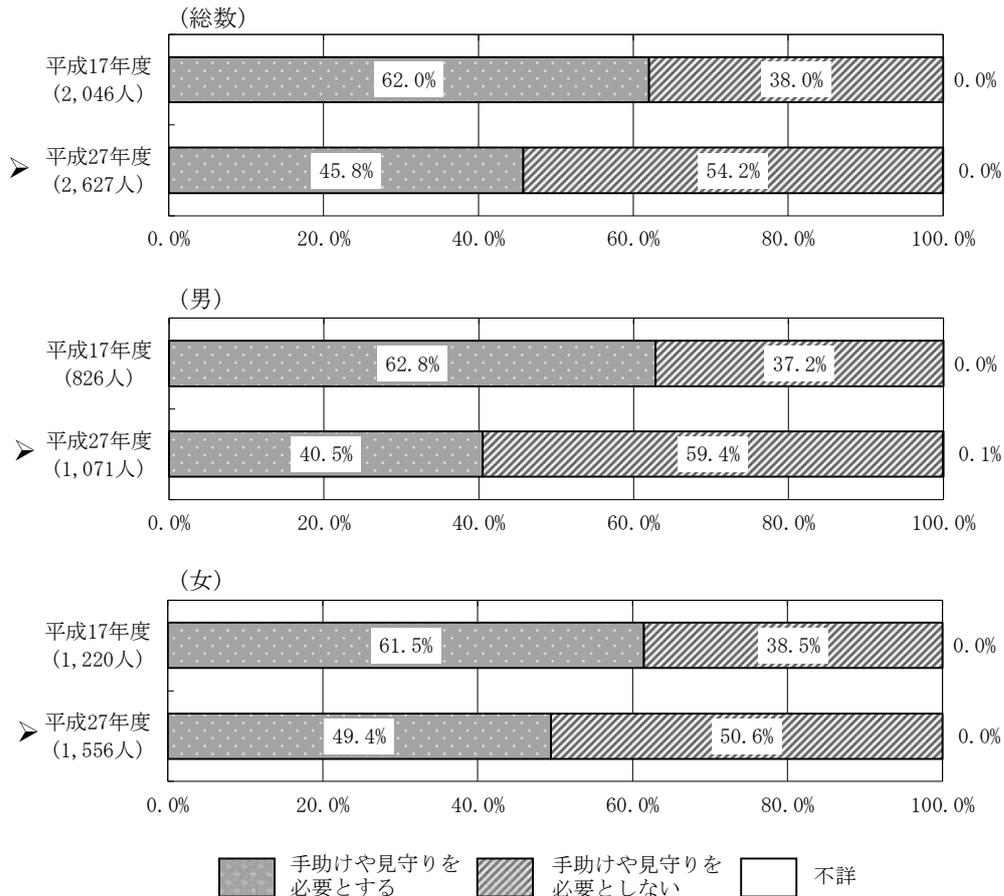
※複数回答あり。

図3-8-6 ふだん仕事をしていない者の受療状況

9. 介護等の状況

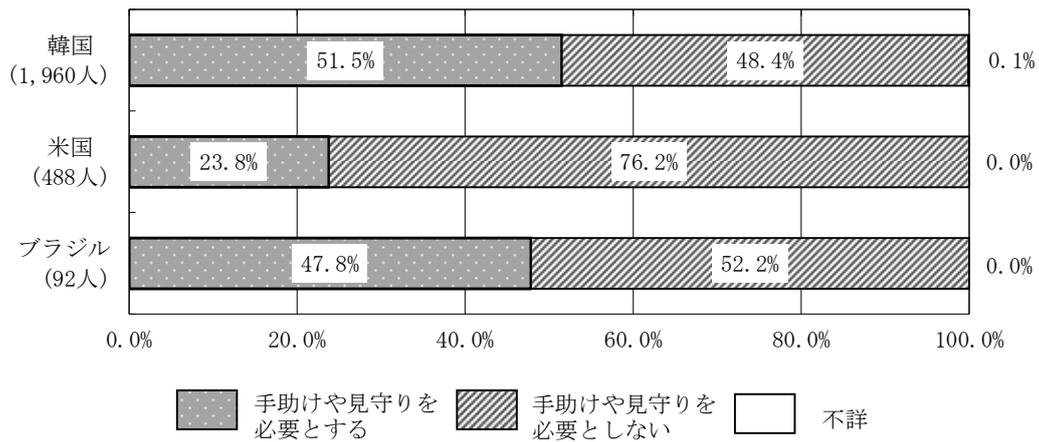
(1) 手助けや見守りを必要とする者の状況

自宅に住んでいる回答者2,627人（回答が未記入の46人を除く）のうち、日常生活を送る上で、だれかの手助けや見守りが必要な者は、1,203人（男性434人、女性769人）で、自宅に住んでいる回答者2,627人の45.8%（男性40.5%、女性49.4%）を占めており、平成17年度調査の62.0%と比べると16.2%減っている（図3-9-1）。また、居住国別にみると、図3-9-2のとおりとなっている。



※回答が未記入の者は除く。

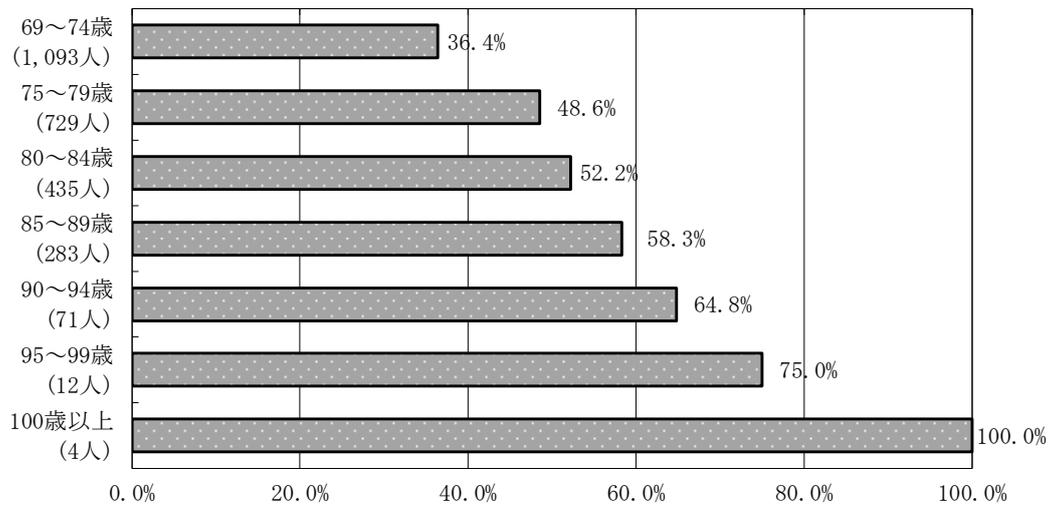
図3-9-1 手助けや見守りを必要とする者の状況



※回答が未記入の者は除く。

図3-9-2 居住国別、手助けや見守りを必要とする者の状況

年齢階級別にみると、図3-9-3のとおりとなっている。



※回答が未記入の者は除く。

図3-9-3 年齢階級別、手助けや見守りを必要とする者の状況

手助けや見守りを必要とする者1,203人の世帯状況を見ると、図3-9-4のとおりであり、2人世帯(39.0%)が最も多く、次いで1人世帯(26.3%)となっている。

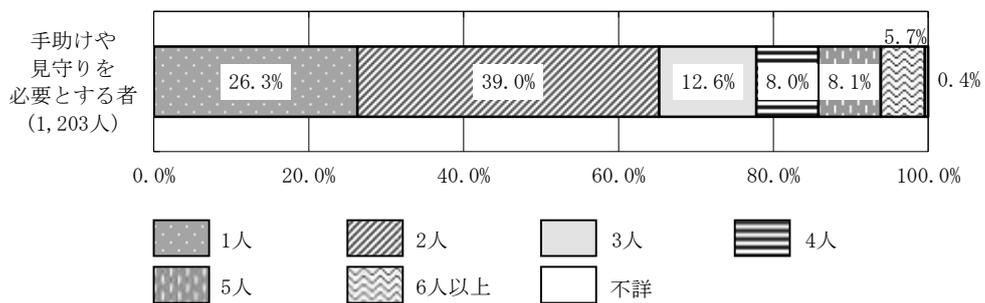


図3-9-4 世帯人員別、手助けや見守りを必要とする者の状況

(2) 日常生活の自立の状況

在宅の手助けや見守りを必要とする者1,203人のうち、「何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる」者が619人(51.5%)で最も多く、「屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない」者が339人(28.2%)、「屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体である」者が124人(10.3%)、「1日中ベッドで過ごし排せつ、食事、着替えに介助を要する」者が71人(5.9%)となっている(図3-9-5)。

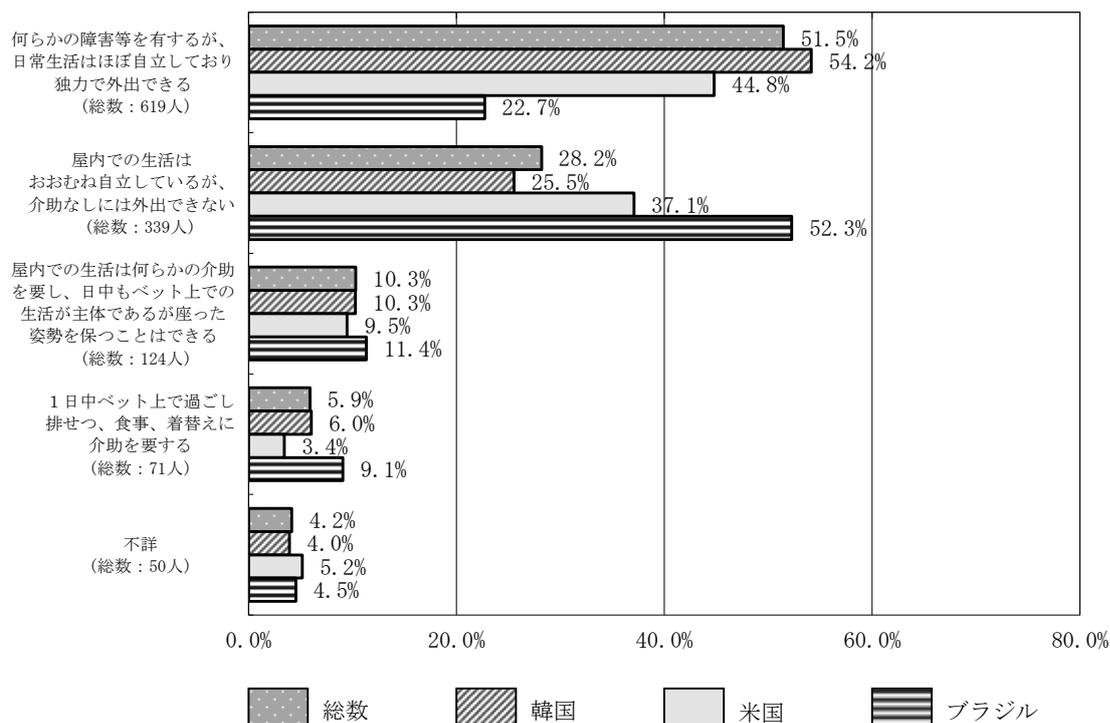
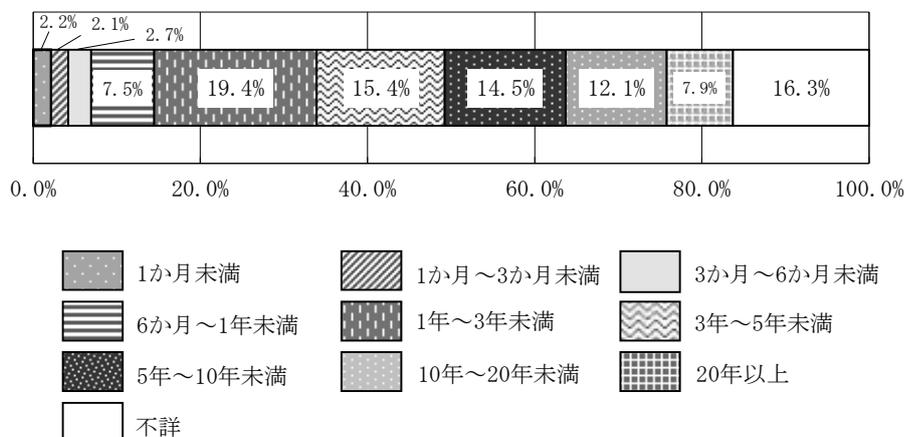


図3-9-5 居住国別、手助けや見守りを必要とする者の、日常生活の自立の状況

また、手助けや見守りを必要とする者 1,203 人のうち自立の状況不詳を除く 1,153 人について期間別の状況を見ると、6 か月以上が全体の 76.8%を占めており（図 3-9-6）、自立の状況別に見ると図 3-9-7 のとおりである。



※自立の状況不詳の 50 人を除く。

図 3-9-6 手助けや見守りを必要とする者の、期間別の状況

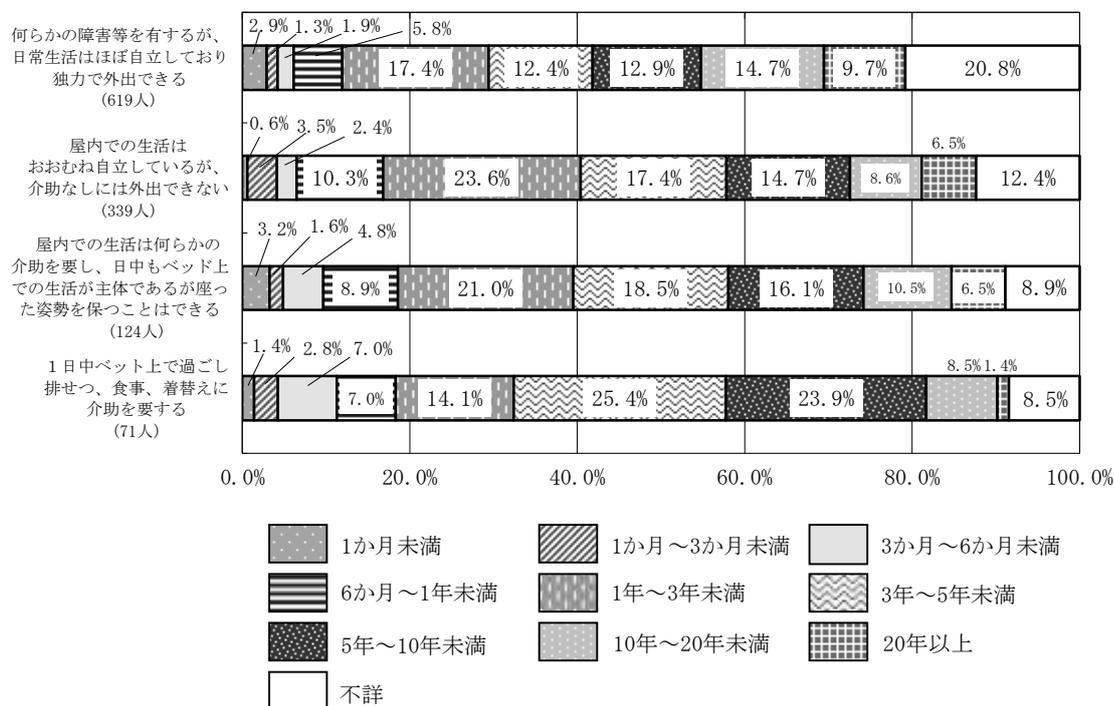


図 3-9-7 手助けや見守りを必要とする者の自立の状況別、期間別の状況

手助けや見守りを必要とする者1,203人の受療内容を見ると、通院が76.1%と最も多く、次いで入院21.0%、在宅医療6.7%の順となっている（図3-9-8）。

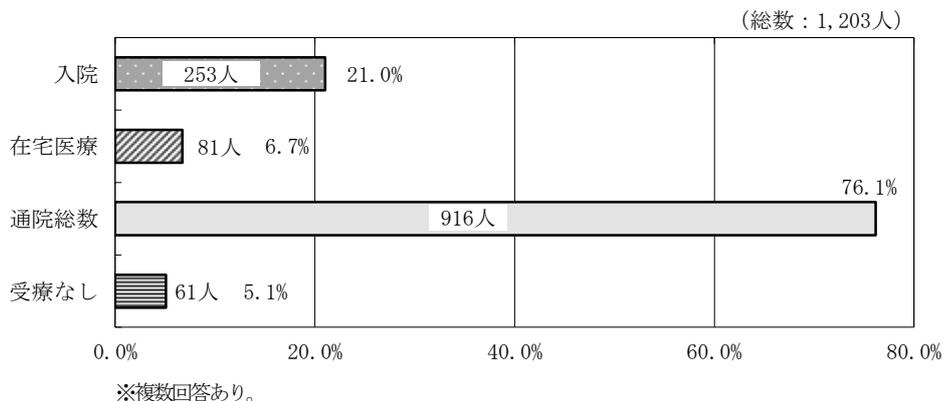


図3-9-8 手助けや見守りを必要とする者の、受療の状況

この受療の状況を日常生活の自立の状況別にみると、図3-9-9のとおりとなっている。

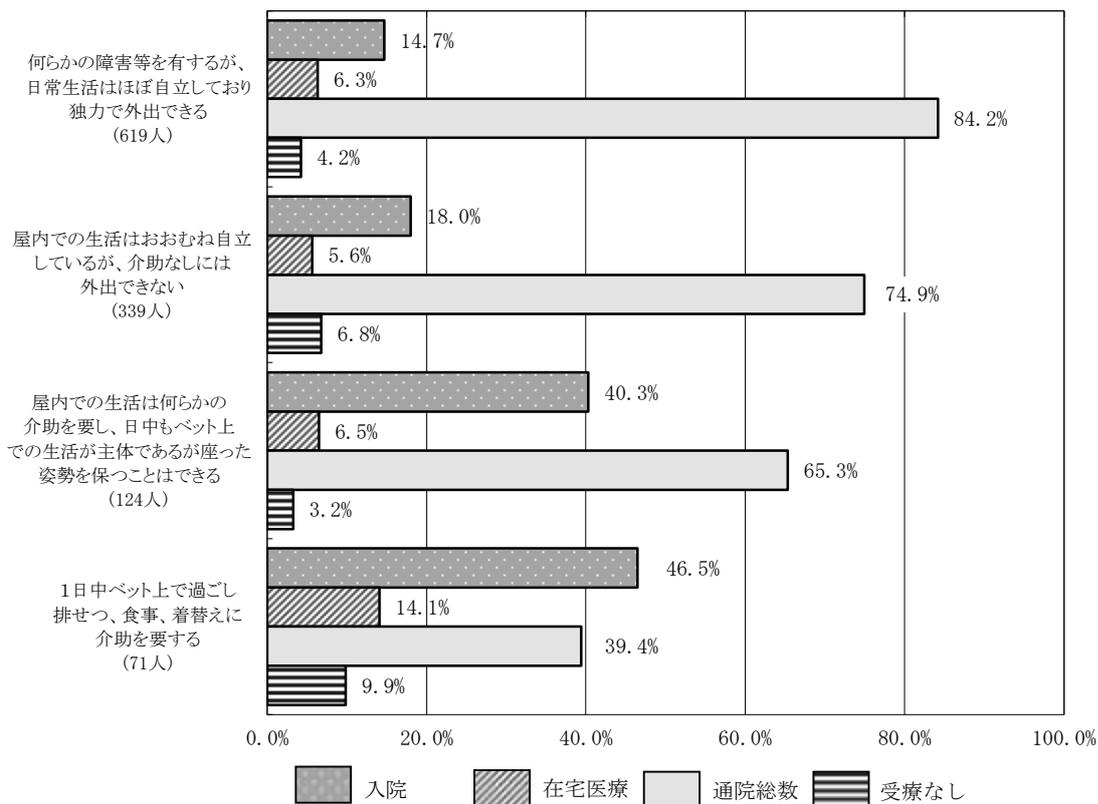


図3-9-9 日常生活の自立の状況別、受療の状況

(3) 主に手助けや見守りを行う者の状況

主に手助けや見守りを行う者の内訳をみると、配偶者が最も多く 36.6%を占め、次いで子供 32.9%等の順となっている。手助けや見守りを必要とする者の年齢階級別にみると、80歳未満までは各階層とも配偶者に介護を受けている者が多いが、80歳以上になると子供が最も多くなっている（図3-9-10）。

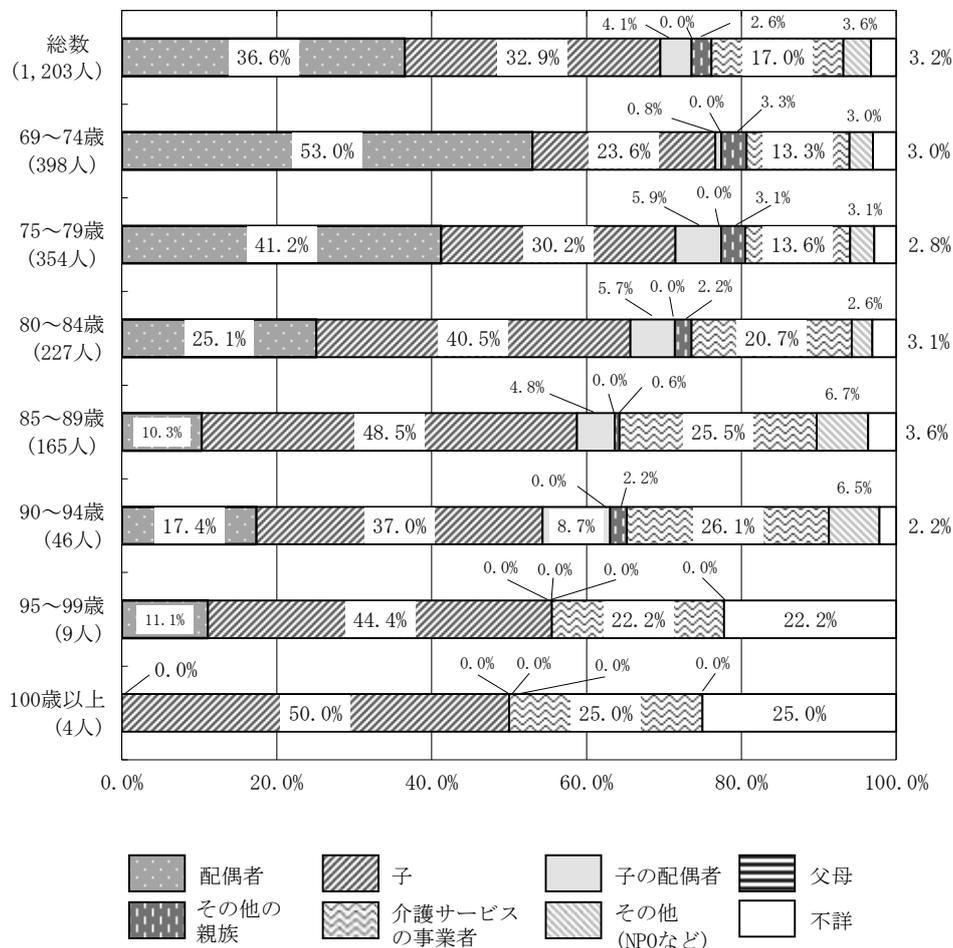


図3-9-10 年齢階級別、主に手助けや見守りを行う者の状況

また、70歳以上でみると配偶者36.3%、子供33.2%等となり、平成17年度と比べると、介護サービスの事業者（平成17年度の「親族以外のもの」に含まれる）、配偶者、子供の割合は増え、子供の配偶者、その他の親族は減っている（図3-9-11）。

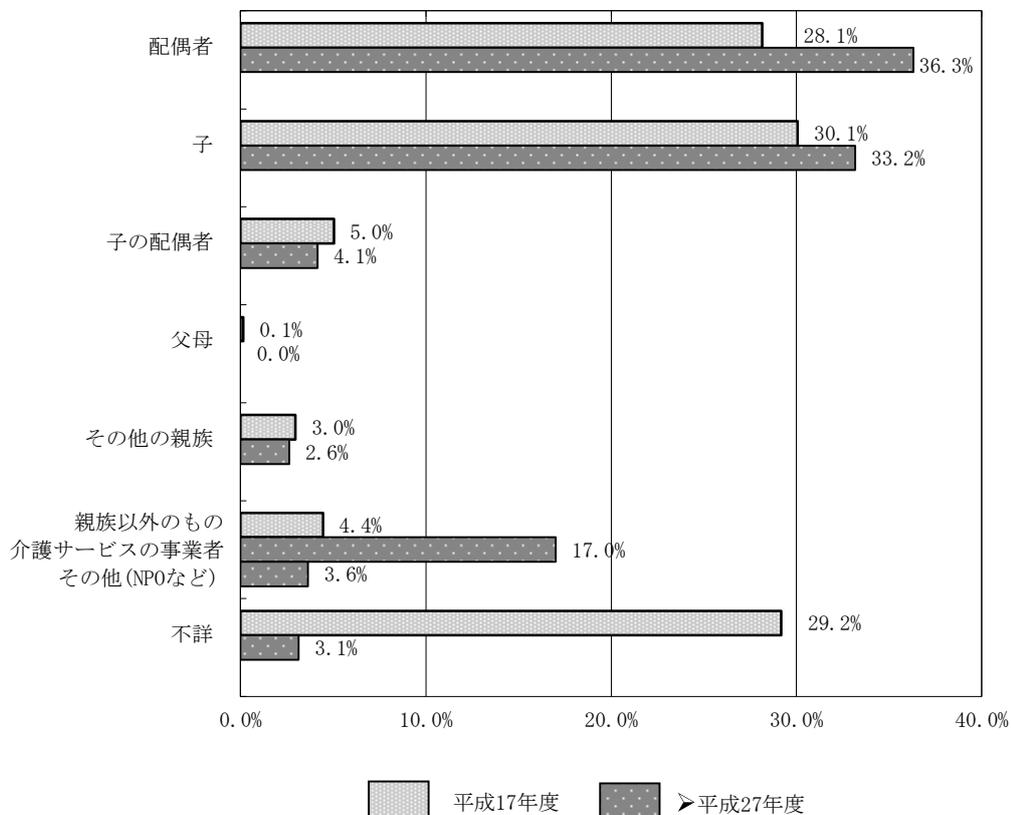
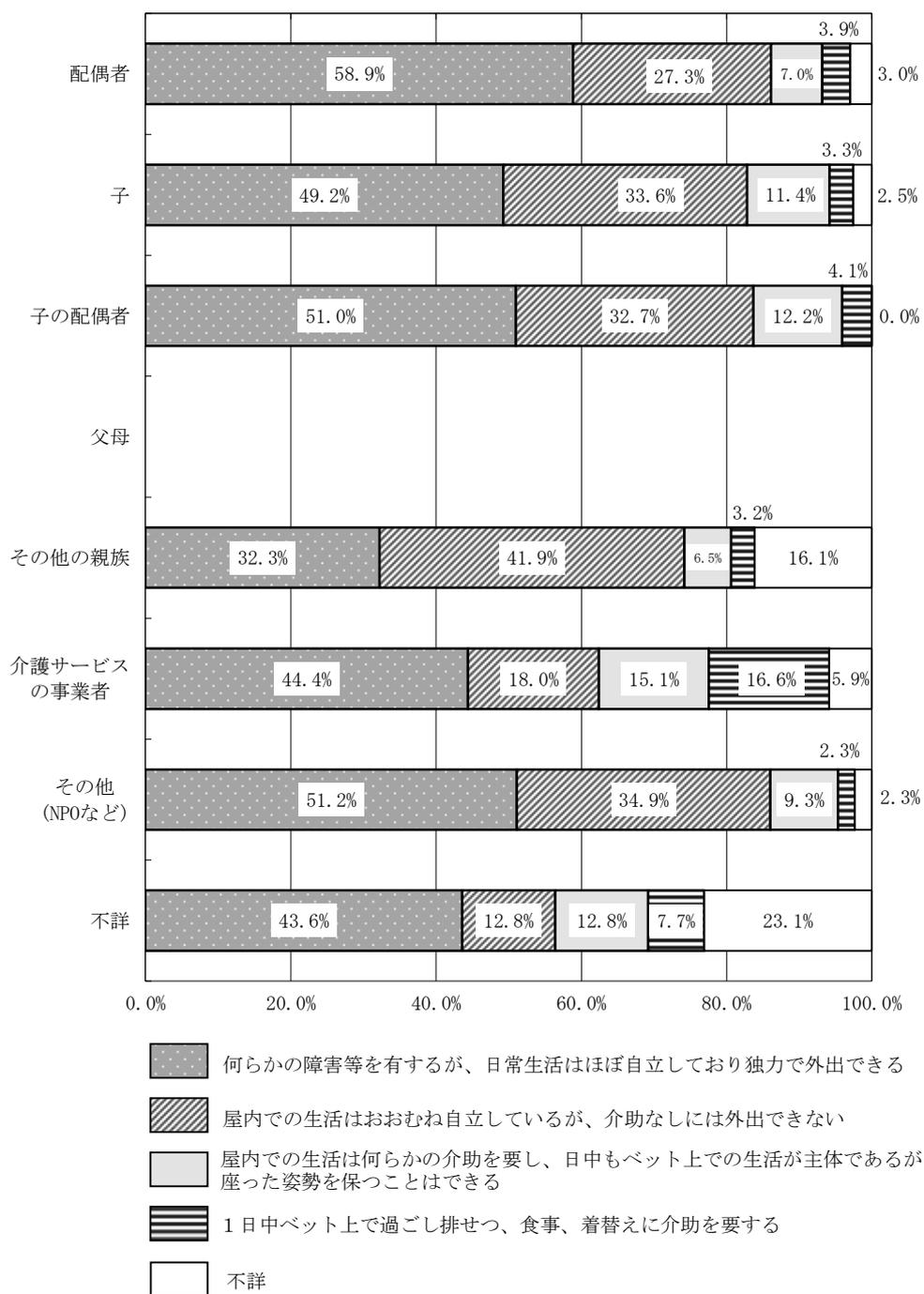


図3-9-11 主に手助けや見守りを行う者の状況（70歳以上）

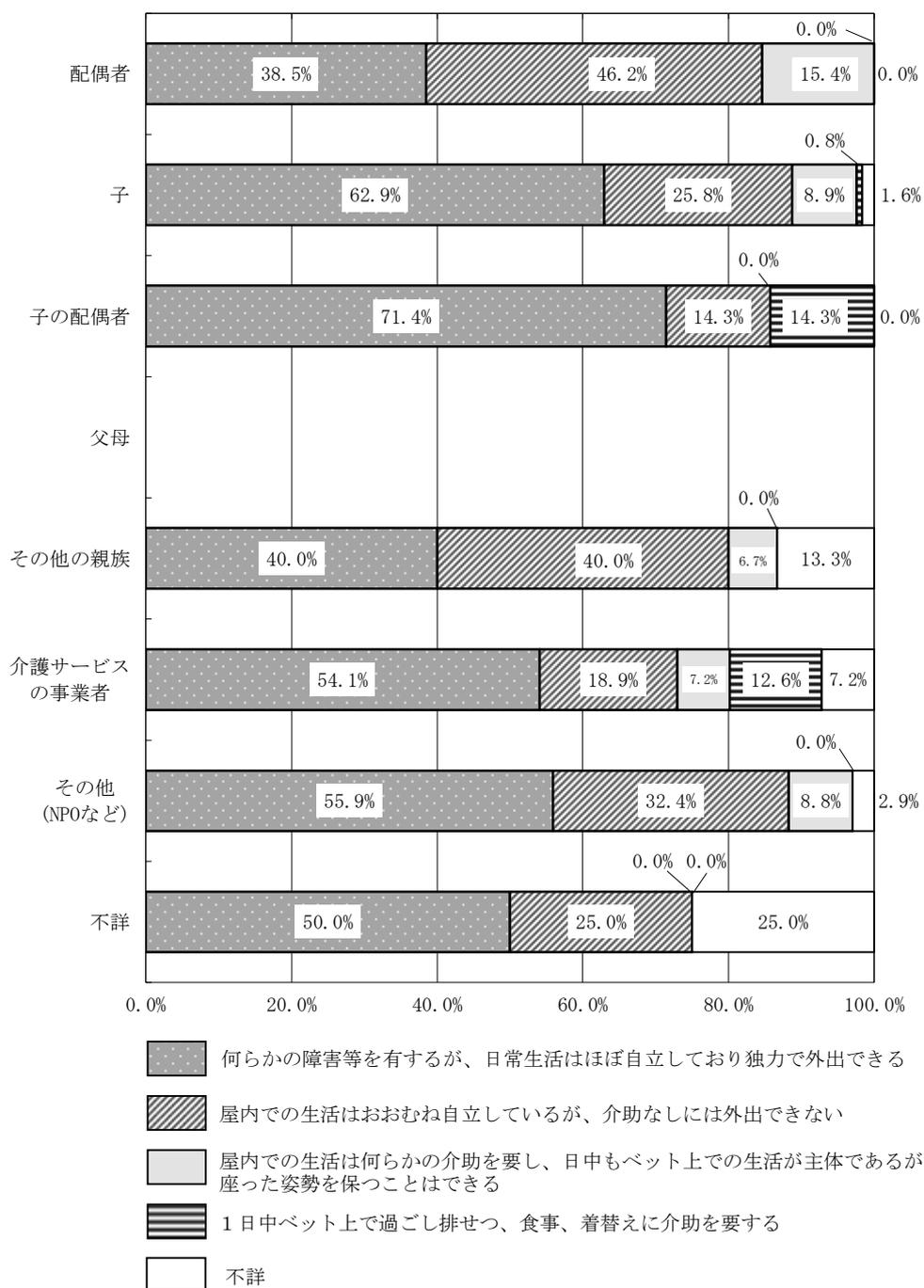
主に手助けや見守りを行う者別に、日常生活の自立の状況についてみると、図3-9-12のとおりである。



※「父母」は該当する回答が無かった。

図3-9-12 主に手助けや見守りを行う者別、日常生活の自立の状況

1人世帯の者について、主に手助けや見守りを行う者別に、日常生活の自立の状況をみると、図3-9-13のとおりである。



※「父母」は該当する回答が無かった。

図3-9-13 主に手助けや見守りを行う者別、日常生活の自立の状況（1人世帯）

日常生活の自立の状況別に、主に手助けや見守りを行う者の状況を見ると、図3-9-14のとおりである。

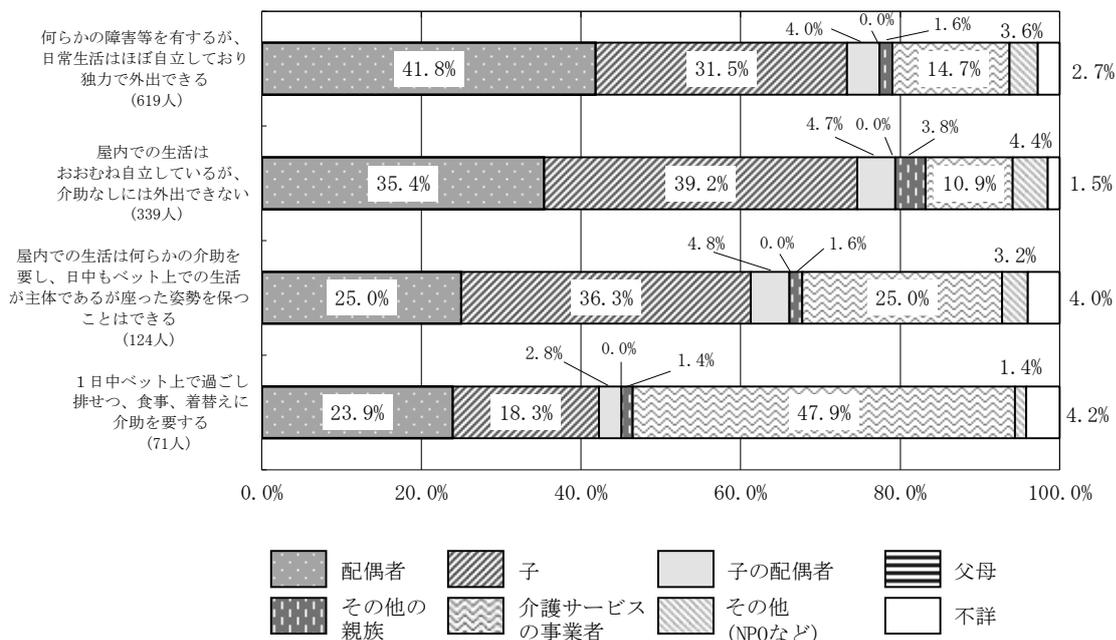


図3-9-14 日常生活の自立の状況別、主に手助けや見守りを行う者の状況

1人世帯の者について、日常生活の自立の状況別に主に手助けや見守りを行う者の状況を見ると、図3-9-15のとおりである。

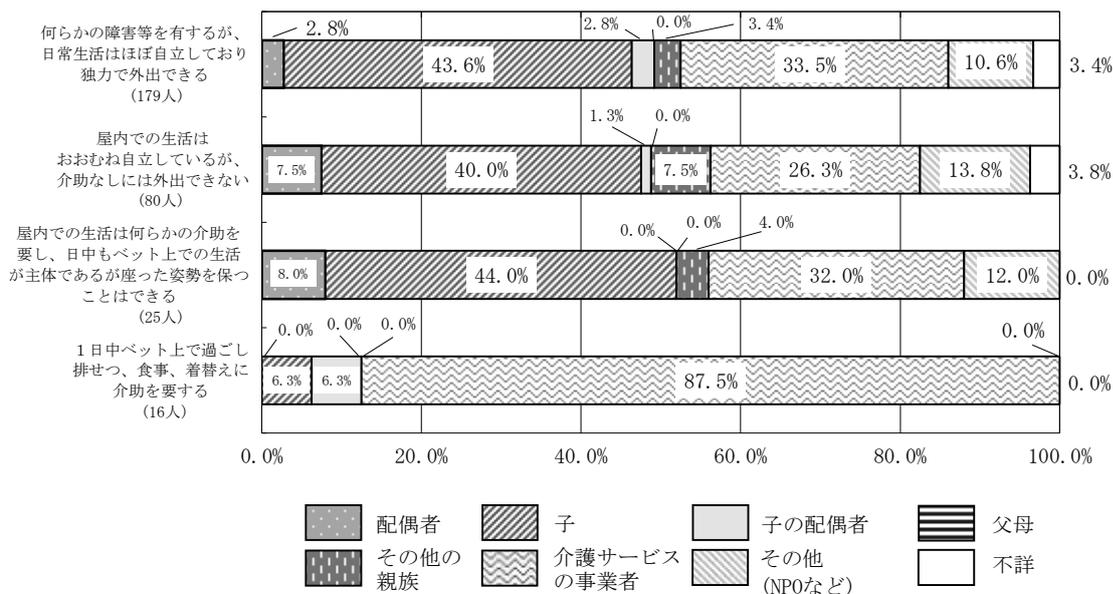


図3-9-15 日常生活の自立の状況別、主に手助けや見守りを行う者の状況 (1人世帯)

主に手助けや見守りを行う者が親族である場合の同居の状況についてみると、75.3%が回答した被爆者と同居している（図3-9-16）。

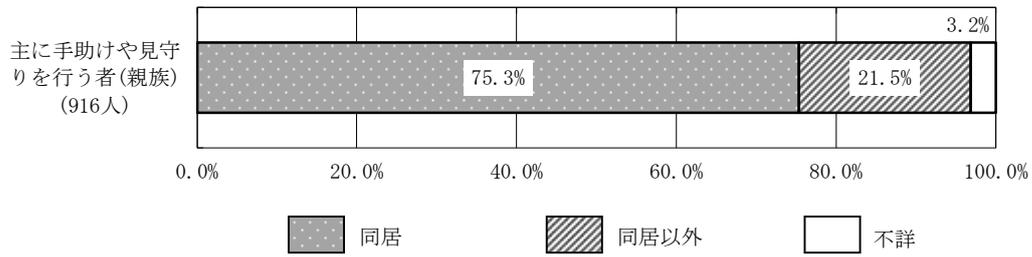


図3-9-16 主に手助けや見守りを行う者（親族）の同居の状況

今後、手助けや見守りが必要になったときに特に介護をお願いしたい者 1,423 人の内訳をみると、配偶者が最も多く 35.8%を占め、次いで介護サービスの事業者 30.3%の順となっている。年齢階級別にみると、80歳未満では配偶者の割合が高く、80歳以上では子供の割合が高くなる（図3-9-17）。

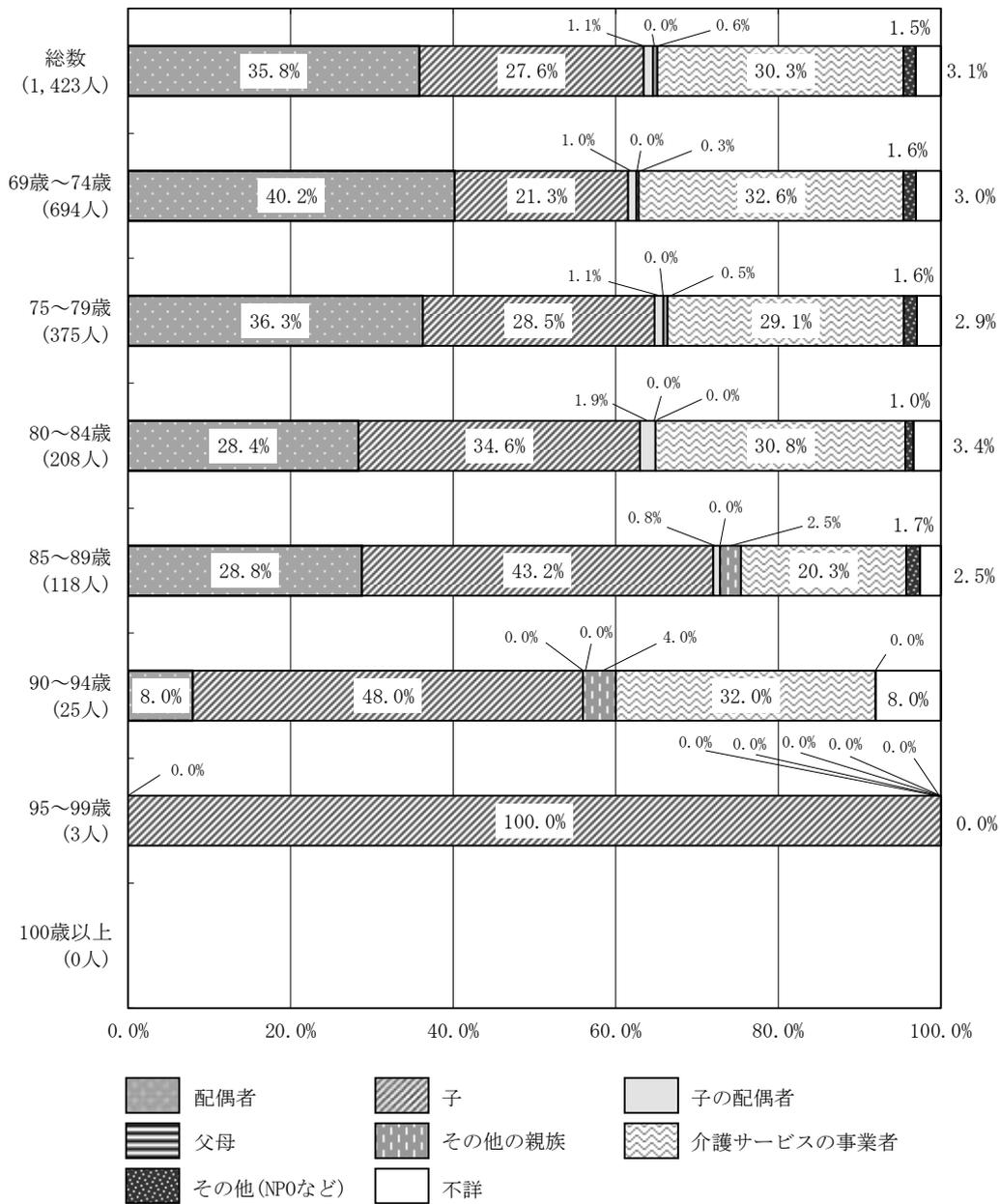


図3-9-17 年齢階級別、今後、手助けや見守りが必要になったときに特に介護をお願いしたい者の状況

今後、手助けや見守りが必要になったときに特に介護をお願いしたい者が親族である場合の同居の状況についてみると、これらの者の72.1%が回答した被爆者と同居している（図3-9-18）。

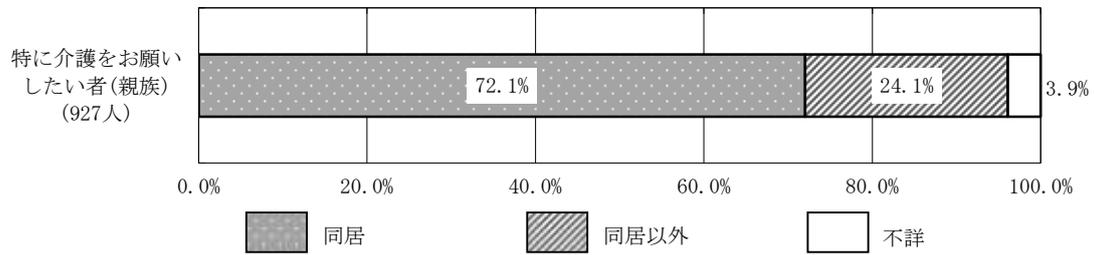
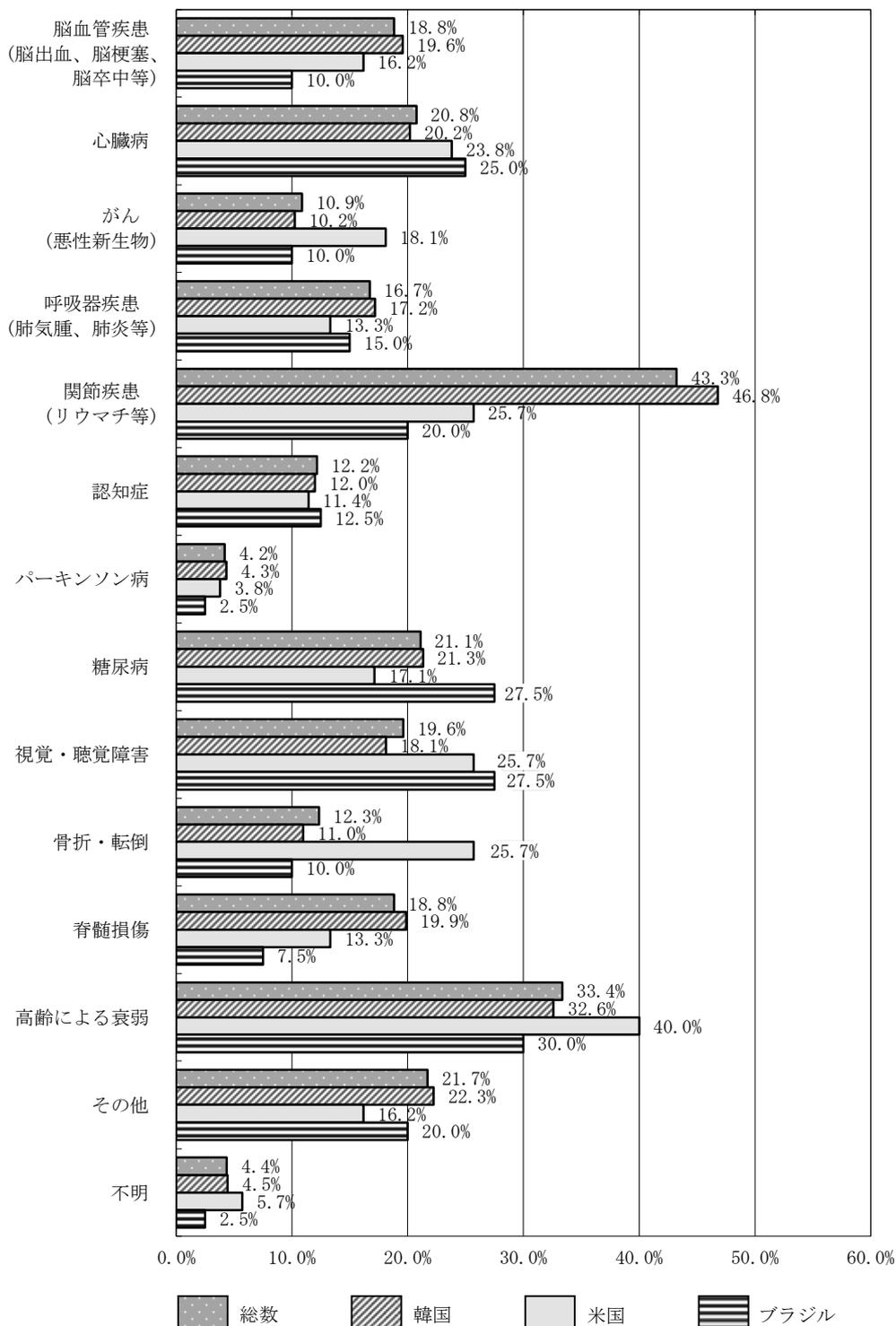


図3-9-18 今後、手助けや見守りが必要になったときに特に介護をお願いしたい者（親族）の同居の状況

(4) 入院・入居、手助け・見守りが必要となった原因

現在、病院に入院中の方や、老人ホームなどの介護施設に入居中の方、及び在宅で手助けや見守りを必要とする者が、現在のような状況となった原因（回答者数は 1,142 人）は図3-9-19のとおりである。なお、「その他」を選択した者の原因の記述には、高血圧、消化器疾患、甲状腺疾患、などがあつた。



※複数回答あり。

図3-9-19 居住国別、入院・入居や手助け・見守りが必要となった原因

さらに、現在のような状況となった、主たる原因の割合は、図3-9-20のとおりである。

(総数：平成17年度1,107人、平成27年度1,142人)

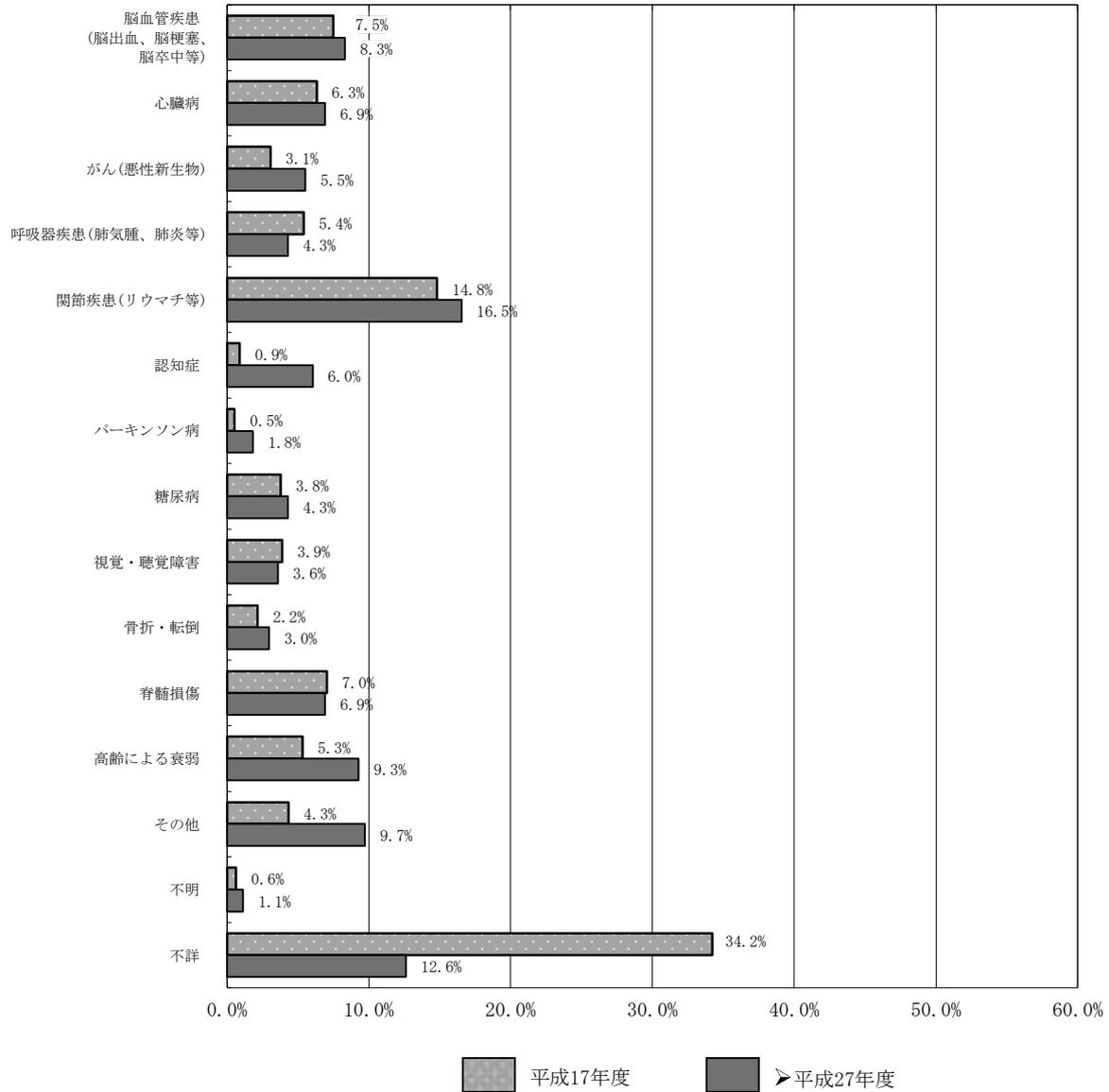
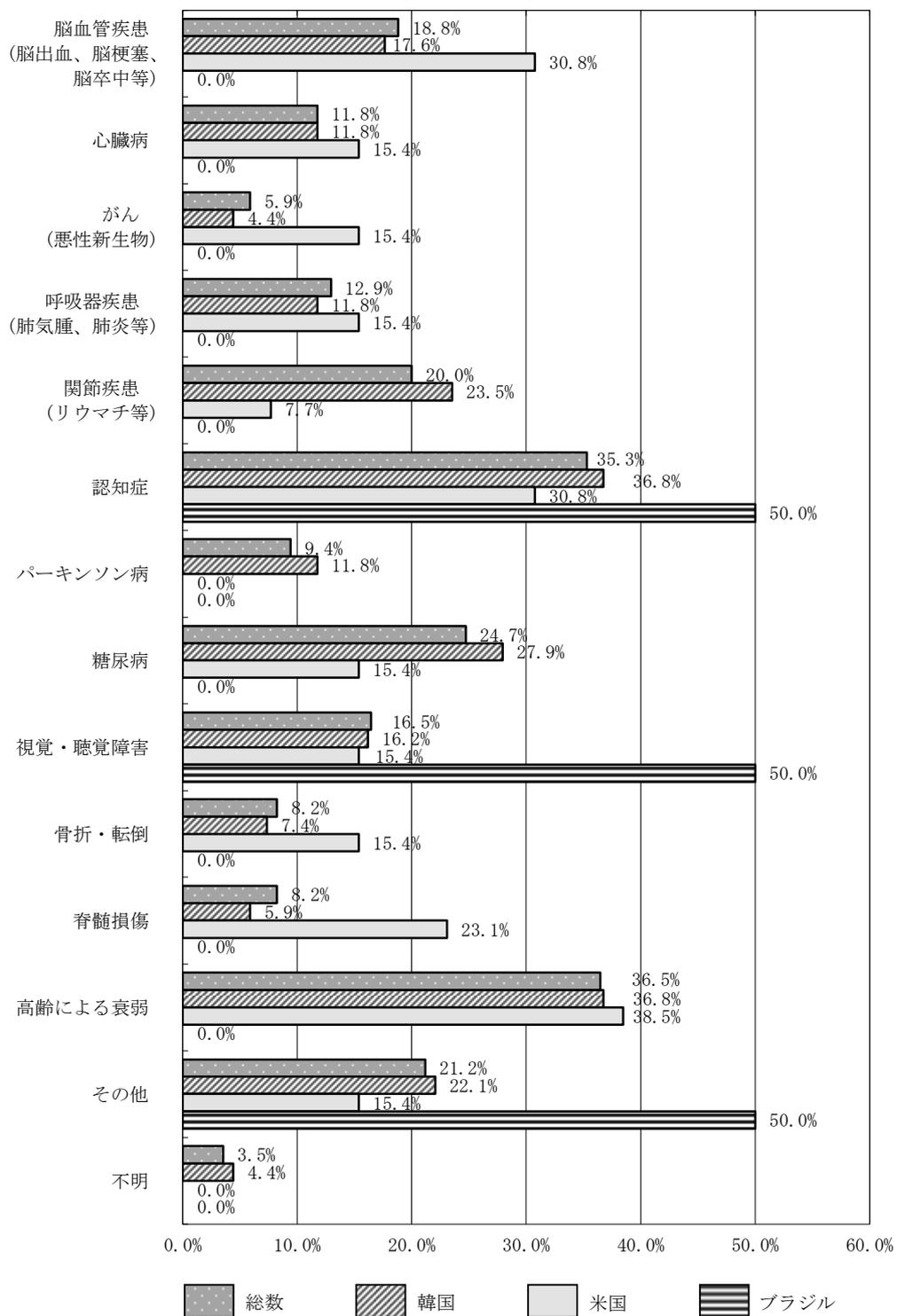


図3-9-20 入院・入居、手助け・見守りが必要となった主たる原因

また、入院や入居中の者85人の、現在のような状況となった原因、及び主たる原因は、図3-9-21、図3-9-22のとおりである。



※複数回答あり。

図3-9-21 入院・入居が必要となった原因

(総数：平成17年度85人、平成27年度85人)

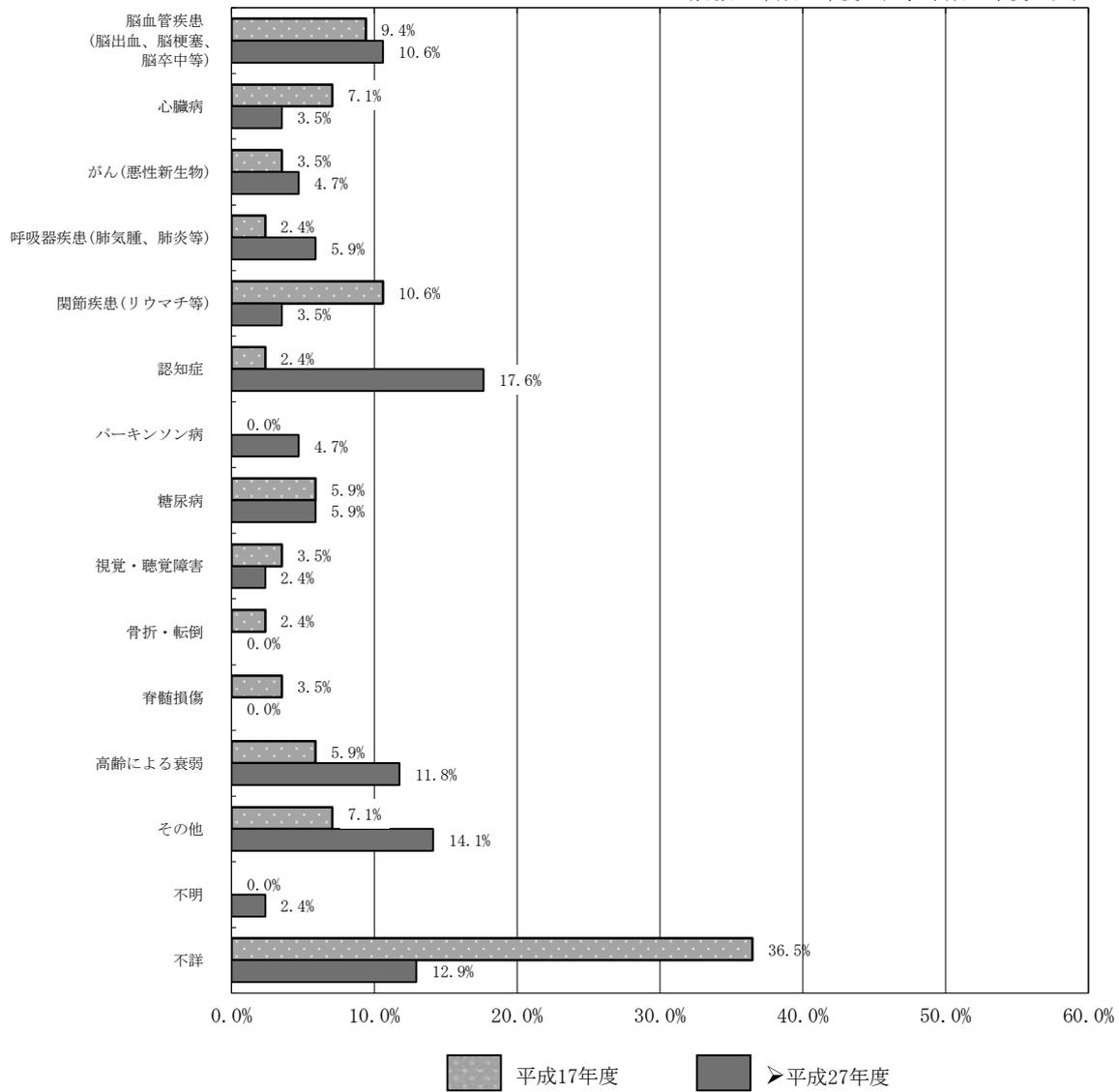
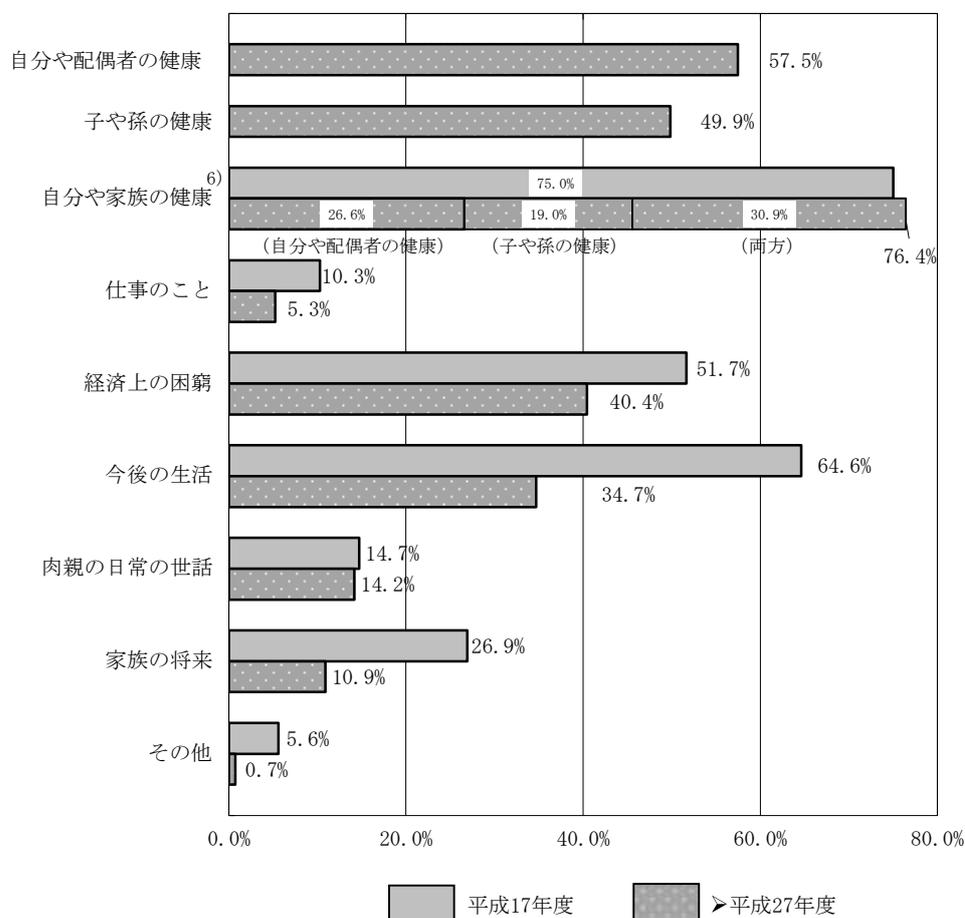


図3-9-22 入院・入居が必要となった主たる原因

10. 苦勞、心配していることの状態

被爆者であることから苦勞したり、心配していることがあると回答した者は2,406人で、その割合は87.2%（男性1,006人、女性1,400人）であり、平成17年度調査の2,223人で、その割合89.0%（男性927人、女性1,296人）と比べ、割合は減少している。

事項別にみると、「自分や配偶者の健康」を挙げる者が、1,585人（57.5%）と最も多く、次いで「子や孫の健康」1,375人（49.9%）、「経済上の困窮」1,115人（40.4%）、「今後の生活」957人（34.7%）の順となっている。なお、「その他」を選択した者の苦勞・心配の記述には、自分の死後のこと、独居生活について、他人とのトラブル、などがあつた（図3-10-1）。また、居住国別にみると、図3-10-2のとおりとなっている。

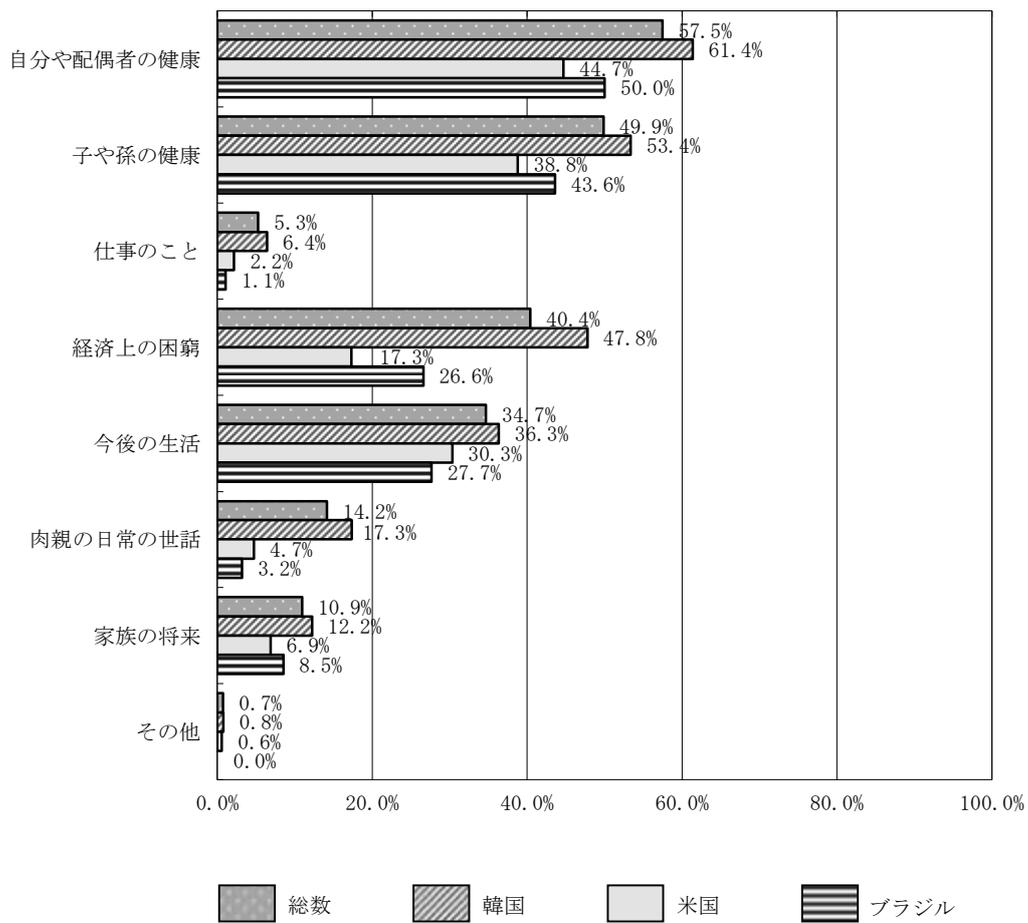


※上の図はそれぞれ、平成17年度は2,499人、平成27年度は2,758人に対する割合。

※複数回答あり。

図3-10-1 苦勞・心配の状況

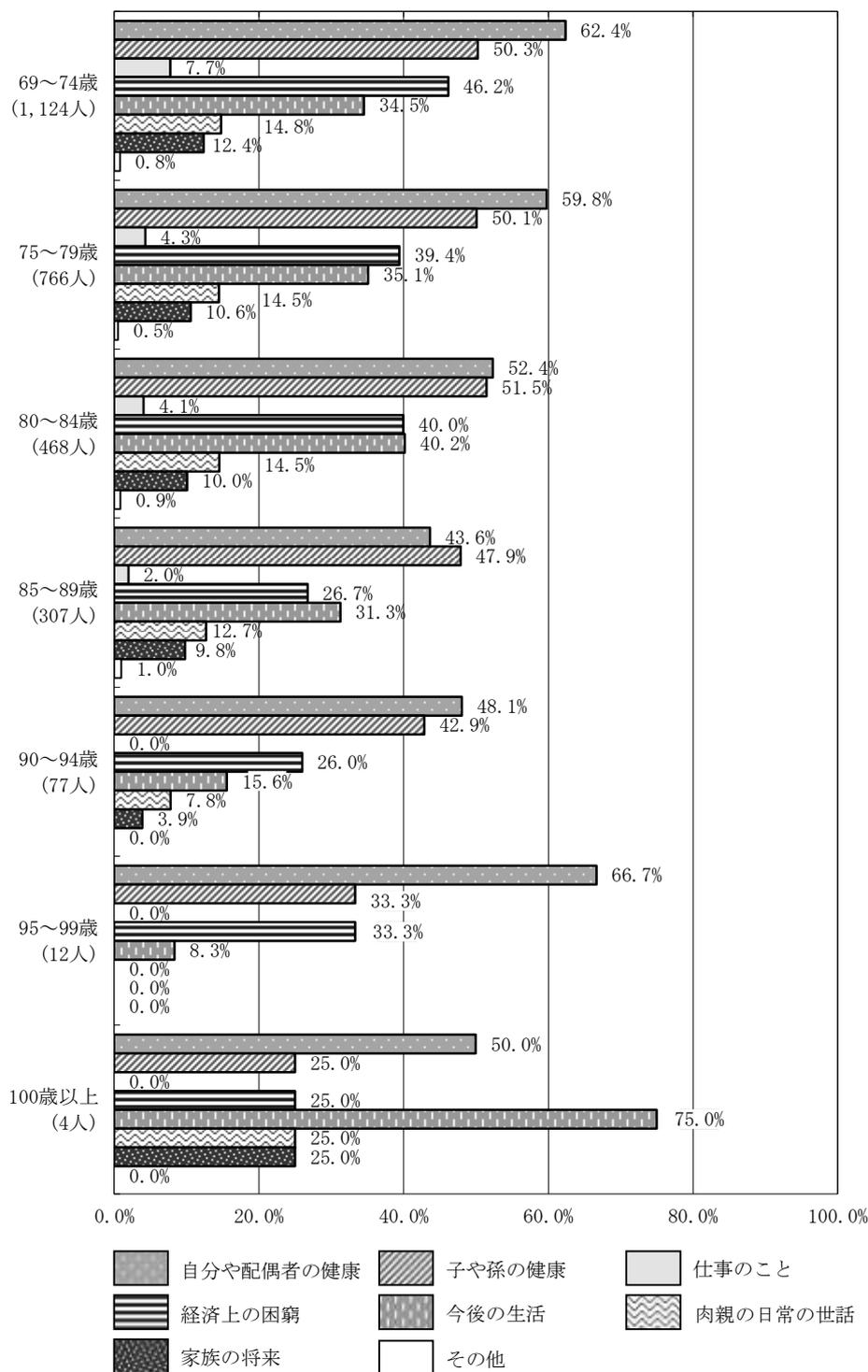
注6) 平成17年度調査の「自分や家族の健康」という選択肢を平成27年度調査では「自分や配偶者の健康」と「子や孫の健康」に分けたため、単純な比較はできない。



※複数回答あり。

図3-10-2 居住国別、苦勞・心配の状況

苦勞・心配があると回答した2,406人の事項を年齢階級別にみると、図3-10-3のとおりであり、「自分や配偶者の健康」、「子や孫の健康」を挙げる者が多い。



※複数回答あり。

図3-10-3 年齢階級別、苦勞・心配の状況

第4章 参考資料

1. 平成27年度原爆被爆者対策の概要

(1) 基本的な考え方

原爆被爆者対策については、被爆者が受けた放射線による健康被害という他の戦争犠牲者にはみられない「特別の犠牲」に着目して、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、医療の給付、諸手当の支給等の施策を講じている。

(2) 「被爆者」の定義

- ① 1号被爆者；当時の広島・長崎市内又は一定の隣接地域内において直接被爆した人
- ② 2号被爆者；2週間以内に爆心地から概ね2kmの区域内に立ち入った人
- ③ 3号被爆者；被爆者の救護等に従事した人等
- ④ 4号被爆者；①～③に該当する者の、被爆時胎児であった人

以上に該当する者に対して「被爆者健康手帳」を交付し、医療の給付等及び諸手当の支給を行っている。

(3) 被爆者援護対策の概要

① 医療の給付等

ア 医療の給付等

- ・ 認定疾病医療；原爆放射線に起因する疾病について、医療費を全額国費で負担
(別途、厚生労働大臣による認定を受ける必要がある)
- ・ 一般疾病医療；認定疾病以外について、医療保険等の自己負担分を国費で支給

イ 被爆者健康診断；全額国費で年2回一般健診を実施(さらに2回実施可能(うち1回はがん検診可能))

※なお、施行令に定める一定区域内に被爆時にいた者(胎児含む)に対しては、被爆者健康診断受診証を交付し、これにより被爆者健康診断を行っている。

② 諸手当の支給

(支給月額)は平成27年度)

諸 手 当		支 給 要 件	金額 (円) (月額)	
ア	医療特別手当	原爆放射線に起因する疾病について、現在その状態にある人に支給	138,380	
イ	特別手当	アの状態が治った場合に支給	51,100	
ウ	原子爆弾小頭症手当	原子爆弾の放射線が原因で、小頭症の状態にある人に支給 ※上記ア又はイとの併給が可能である	47,630	
エ	健康管理手当	造血機能障害等厚生労働省令に定める疾病にかかっている人に支給	34,030	
オ	保健手当	2km 以内で直接被爆した人等に支給	17,070	
		ただし、原爆の障害作用の影響による身体上の障害(省令で定める)のある人、又は70歳以上の老人で配偶者や子供のいない一人暮らしの者は手当が増額される	34,030	
カ	介護手当	費用介護手当	障害のため身の回りの世話をする人を雇った場合に支給 ・重度障害者の場合	104,570
			・中度障害者の場合	69,710
※上記ア～オと併給が可能である				
キ		家族介護手当	重度障害者で、家族が身の回りの世話をしている場合に支給 ※上記ア～オと併給が可能である	21,720
ク	葬祭料	被爆者が死亡した場合、葬祭を行う人に支給	206,000	

③ その他

- ・被爆者対策関係施設(原爆病院、原爆養護ホーム)への補助
- ・在宅被爆者に対する福祉サービスの実施
- ・放射線影響研究所に対する補助など、調査研究等の実施
- ・原爆死没者追悼平和祈念館の整備など、原爆死没者追悼事業の実施

(4) 在外被爆者対策の概要

① 被爆者援護法に基づく事業

国外に居住する被爆者についても、被爆者援護法に基づき被爆者健康手帳、原爆症認定、各種手当の申請及び医療費の申請を行うことができる。

② 在外被爆者渡航支援等事業

平成14年度より、予算事業として実施している。

【事業例】

ア 手帳交付のための渡日支援

被爆者健康手帳等の交付を希望する者のうち経済的事情などにより渡日が困難な者に対して、渡日旅費の支給を行っている。

イ 治療のための渡日支援事業

日本での治療が必要な在外被爆者に対して、渡日旅費の支給や、病院への受け入れの手配等を行っている。

ウ 現地における健康相談等

在外被爆者が住んでいる国に専門医等を派遣し、現地において健康相談などを行っている。

エ 医療費に対する助成

在外被爆者が住んでいる国で医療機関にかかったときの医療費について、助成を行っている。

オ 医師等の研修受入、派遣

在外被爆者が住んでいる国の医師等を受け入れて研修を行っている。また、日本の専門家を在外被爆者が住んでいる国に派遣して、現地の医師等に対して講習を行っている。

2. 他の主要統計調査の実施概要

(1) 国勢調査（平成27年調査分）

① 調査の対象及び客体

調査時において、本邦内に常住している者（当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者）を対象に行った。

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- ・外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- ・外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

② 調査の実施日

平成27年10月1日 午前零時

③ 調査事項

- ・世帯員に関する事項：氏名、男女の別、出生の年月、世帯主との続き柄、配偶の関係、国籍、現住居での居住期間、5年前の住居の所在地、就業状態、所属の事業所の名称及び事業の種類、仕事の種類、従業上の地位、従業地又は通学地
- ・世帯に関する事項：世帯の種類、世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方

④ 調査の方法

調査は、調査員又は調査員事務を受託した事業者（以下「調査員等」という。）が、下記の方法により行った。

- ・調査員等は、担当する地域の全ての世帯にインターネット回答の利用案内を配布する。世帯は、9月10日～20日の期間にインターネット回答を行う。
- ・その後、調査員等はインターネット回答のなかった世帯に調査票等を配布する。世帯は、記入した調査票をそのまま調査員等に提出するか、又は郵送により提出することにより回答を行う。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、調査員等が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査した。

⑤ 調査の流れ

総務省統計局 — 都道府県 — 市区町村 — 国勢調査指導員 — 国勢調査員 — 世帯

ただし、マンション等の共同住宅や社会施設等において、調査票の配布・回収等の調査員事務を特定の事業者業務委託した方が効率的に調査ができる調査区においては、調査員事務を市町村が当該事業者業務委託して実施することができるものとした。

⑥ 結果の集計及び集計客体

結果の集計は、独立行政法人統計センターにて実施した。

(2) 国民生活基礎調査

① 平成27年調査分

ア 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票については、平成22年国勢調査区のうち後置番号1及び8から層化無作為抽出した1,106地区内のすべての世帯（約5万9千世帯）及び世帯員（約14万8千人）を、所得票については、前記の1,106地区に設定された単位区のうち後置番号1から層化無作為抽出した500単位区内のすべての世帯（約9千世帯）及び世帯員（約2万3千人）を調査客体とした。

ただし、以下については調査の対象から除外した。

○世帯票

次に掲げる、世帯に不在の者

単身赴任者、出稼ぎ者、長期出張者（おおむね3か月以上）、遊学中の者、社会福祉施設の入所者、長期入院者（住民登録を病院に移している者）、預けた里子、収監中の者、その他の別居中の者

○所得票

上記「世帯票」で掲げる不在の者、世帯票調査日以降に転出入した世帯及び世帯員、住み込み又はまかない付きの寮・寄宿舎に居住する単身世帯

注：1 「後置番号」とは、国勢調査区の種類を表す番号であり、「1」は一般調査区、「8」はおおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舎・寮等のある区域をいう。

2 「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。

イ 調査の実施日

世帯票 …………… 平成27年6月4日（木）

所得票 …………… 平成27年7月16日（木）

ウ 調査の事項

世帯票；単身世帯の状況、5月中の家計支出総額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、公的年金・恩給の受給状況、公的年金の加入状況、就業状況等

所得票；前年1年間の所得の種類別金額・課税等の状況、生活意識の状況等

エ 調査の方法

あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯員が自ら記入し、後日、調査員が回収する方法により行った。ただし、所得票については、やむを得ない場合のみ密封回収を行った。

オ 調査の系統

世帯票；厚生労働省—都道府県—（保健所設置市・特別区）—保健所—指導員—調査員—世帯
所得票；厚生労働省—都道府県—（市・特別区及び福祉事務所を設置する町村）—福祉事務所—指導員—調査員—世帯

カ 結果の集計及び集計客体

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）において行った。

なお、調査客体数、回収客体数及び集計客体数は次のとおりであった。

	調査客体数 (A)	回収客体数 (B)	回収率 (C)=B/A	集計客体数 (集計不能のものを除いた数)
世帯票	59,425世帯	46,651世帯	78.5%	46,634世帯
所得票	9,036世帯	6,880世帯	76.1%	6,706世帯

② 平成25年調査分（第10回目の大規模調査を実施）

ア 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票及び健康票については、平成22年国勢調査区のうち後置番号1及び8から層化無作為抽出した5,530地区内のすべての世帯（約30万世帯）及び世帯員（約74万人）を、介護票については、前記の5,530地区内から層化無作為抽出した2,500地区内の介護保険法の要介護者及び要支援者（約7千人）を、所得票・貯蓄票については、前記の5,530地区に設定された単位区のうち後置番号1から層化無作為抽出した2,000単位区内のすべての世帯（約4万世帯）及び世帯員（約9万人）を調査客体とした。

ただし、以下については調査の対象から除外した。

a) 世帯票・健康票・介護票

次に掲げる、世帯に不在の者

単身赴任者、出稼ぎ者、長期出張者（おおむね3か月以上）、遊学中の者、社会福祉施設の入所者、長期入院者（住民登録を病院に移している者）、預けた里子、収監中の者、その他の別居中の者

b) 所得票・貯蓄票

上記「世帯票」で掲げる不在の者、世帯票調査日以降に転出入した世帯及び世帯員、住み込み又はまかない付きの寮・寄宿舎に居住する単独世帯

注：1 「後置番号」とは、国勢調査区の種類を表す番号であり、「1」は一般調査区、「8」はおおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舎・寮等のある区域をいう。

2 「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。

イ 調査の実施日

世帯票・健康票・介護票……………平成25年6月6日(木)

所得票・貯蓄票……………平成25年7月11日(木)

ウ 調査の事項

世帯票；単独世帯の状況、5月中の家計支出総額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、公的年金・恩給の受給状況、公的年金の加入状況、就業状況等

健康票；自覚症状、通院、日常生活への影響、健康意識、悩みやストレスの状況、こころの状態、健康診断等の受診状況等

介護票；介護が必要な者の性別と出生年月、要介護度の状況、介護が必要となった原因、介護サービスの利用状況、主に介護する者の介護時間、家族等と事業者による主な介護内容等

所得票；前年1年間の所得の種類別金額・課税等の状況、生活意識の状況等

貯蓄票；貯蓄現在高、借入金残高等

エ 調査の方法

あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯員が自ら記入し、後日、調査員が回収する方法により行った。ただし、貯蓄票については、密封回収する方法により行い、健康票・所得票については、やむを得ない場合のみ密封回収を行った。

オ 調査の系統

世帯票・健康票・介護票；厚生労働省—都道府県—(保健所設置市・特別区)—保健所—指導員—調査員—世帯

所得票・貯蓄票；厚生労働省—都道府県—(市・特別区及び福祉事務所を設置する町村)—福祉事務所—指導員—調査員—世帯

カ 結果の集計及び集計客体

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

なお、調査客体数、回収客体数及び集計客体数は次のとおりであった。

	調査客体数 (A)	回収客体数 (B)	回収率 (C)=B/A	集計客体数 (集計不能のものを除いた数)
世帯票・健康票	295,367世帯	235,012世帯	79.6%	234,383世帯
所得票・貯蓄票	36,419世帯	27,081世帯	74.4%	26,387世帯
介護票	7,270人	6,463人	88.9%	6,342人

3. 用語解説

(1) 「世帯」 住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。

(2) 「要介護度」 「要介護認定等にかかる介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 32 号）」に定められている「要介護認定等基準時間」により分類されたものをいう。

要介護認定等基準時間の分類

- ・直接生活介助—入浴、排せつ、食事等の介護
- ・間接生活介助—洗濯、掃除等の家事援助等
- ・BPSD 関連行為—徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等
- ・機能訓練関連行為—歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
- ・医療関連行為—輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等

要支援 1	上記 5 分野の要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態又はこれに相当する状態
要支援 2	要支援状態の継続見込期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、上記 5 分野の要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当する状態
要介護 1	上記 5 分野の要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当する状態
要介護 2	上記 5 分野の要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態又はこれに相当する状態
要介護 3	上記 5 分野の要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態又はこれに相当する状態
要介護 4	上記 5 分野の要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態又はこれに相当する状態
要介護 5	上記 5 分野の要介護認定等基準時間が110分以上である状態又はこれに相当する状態

※平成 25 年国民生活基礎調査「用語の解説」より抜粋

4. 平成27年度原子爆弾被爆者実態調査調査票

(1) 国内用

整理番号



政府統計

平成27年度 原子爆弾被爆者実態調査

調査票（国内用）

平成27年11月1日（日）現在

この調査は統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期しますので、ありのままを記入してください。

【記入上の注意】

- 黒または青のボールペンまたはインクを用いて、はっきり記入してください。
- 番号を選ぶ質問については、当てはまる番号を○で囲んでください。
- 文字を記入する場合は、かい書で、数字を記入する場合は1・2・3・・・のように算用数字を用いて、ていねいに記入してください。
- ご自分で記入できない方は、ご家族などに手伝ってもらって記入してください。なお、その場合は、あなたからみた記入者の続柄について**当てはまる番号ひとつ**を○で囲んでください。

1 配偶者 2 子 3 兄弟姉妹 4 その他()

【あなたの生年月日、電話番号を記入してください。また、性別、元号については○で囲んでください。】

男 ・ 女	明治 大正 昭和	年 月 日生	電話番号
-------------	----------------	------------------	------

- この調査票に記入していただいた内容について確認をさせていただくことがあります。

厚生労働省

質問1 あなたは、広島、長崎のどちらで被爆しましたか。当てはまる番号すべてを○で囲んでください。

1 広島	2 長崎
------	------

【被爆者健康手帳を見て記入してください。】

質問2 あなたは、被爆者健康手帳の「法第1条による区分」の欄で第何号になっていますか。当てはまる番号すべてを○で囲んでください。
(平成7年以前に被爆者健康手帳を取得された場合は「法第2条による区分」と記載されていることがあります。)

1 第1号	あなたは、爆心地から何キロメートルの場所で被爆しましたか。(被爆者健康手帳の「被爆の場所」の欄を参考にしてください。)
2 第2号	
3 第3号	
4 第4号	

1 0.0～0.5キロメートル	5 2.1～2.5キロメートル
2 0.6～1.0キロメートル	6 2.6～3.0キロメートル
3 1.1～1.5キロメートル	7 3.1～3.5キロメートル
4 1.6～2.0キロメートル	8 3.6キロメートル以上

質問3 あなたは、現在どんな住居に住んでいますか。当てはまる番号ひとつを○で囲んでください。

1 持ち家
2 民間賃貸住宅
3 公営・公団・公社の賃貸住宅または社宅等
4 老人ホーム(原爆養護ホームを含む。)
5 借間・その他

質問4 あなたの世帯には、あなたを含めて何人の世帯員が同居されていますか。

また、その世帯員について、あなたとの続柄を教えてください。当てはまる番号すべてを○で囲んでください。

世帯員数 人
(あなたを含めた)

01 配偶者	05 孫の配偶者	09 祖父母
02 子	06 ひ孫	10 兄弟姉妹
03 子の配偶者	07 父母	11 その他の親族
04 孫	08 配偶者の父母	12 その他

(注)「世帯」とは、平成27年11月1日現在、同じ住居に住んでおり、かつ、生計を共にしている人々の集まりとします。

同じ住居に住んでいても、あなたとは別に独立の生計を維持している場合は、別の世帯になります。

質問5 あなたの世帯には、あなたを含めて何人の方が被爆者健康手帳の交付を受けていますか。当てはまる番号ひとつを○で囲んでください。

1 1人	3 3人	5 5人以上
2 2人	4 4人	

質問6 あなたは、平成27年10月中に収入を伴う仕事をしましたか。当てはまる番号を○で囲んでください。

1 した	右のうち、当てはまる番号すべてを○で囲んでください。	1 自営業主として仕事をした (自営業の手伝いを含む。)
2 しなかった		2 常雇者として仕事をした
		3 臨時的な仕事をした

(注1) 自営業主とは、商店主、工場主、農業主など一定の店舗、工場、事務所などにおいて、事業を行っている者をいいます。

(注2) 常雇者とは、雇用契約期間が1年以上の者または雇用契約期間に定めのない者(役員を含みます。なお、正社員・パートなどの形態は問いません。)をいいます。

(注3) 臨時的な仕事とは、雇用契約期間が1年未満のものや内職などをいいます。

質問7 あなたの世帯の世帯員全員の平成26年の税込み所得額（総収入額）の合計はどのくらいですか。当てはまる番号ひとつを○で囲んでください。

- | | |
|---|------------------|
| 1 | 100万円未満 |
| 2 | 100万円以上300万円未満 |
| 3 | 300万円以上500万円未満 |
| 4 | 500万円以上1,000万円未満 |
| 5 | 1,000万円以上 |

質問8 あなたは、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」による手当を平成27年10月現在受けていますか。当てはまる番号を○で囲んでください。

- | | | |
|----------|-----------------------------|-------------|
| 1 受けている | → 右のうち、当てはまる番号すべてを○で囲んでください | 1 医療特別手当 |
| 2 受けていない | | 2 特別手当 |
| | | 3 原子爆弾小頭症手当 |
| | | 4 健康管理手当 |
| | | 5 保健手当（一般分） |
| | | 6 保健手当（増額分） |
| | | 7 家族介護手当 |
| | | 8 介護手当 |

質問9 あなたの世帯は、生活保護を受けていますか。当てはまる番号を○で囲んでください。

- | | |
|---------|----------|
| 1 受けている | 2 受けていない |
|---------|----------|

質問10 あなたは、公的な年金・恩給を受給していますか。当てはまる番号を○で囲んでください。

<p>1 受けている</p>	<p>→</p>	<p>1 基礎年金 2 基礎年金と厚生年金 3 基礎年金と共済年金 4 国民年金 5 福祉年金 6 厚生年金 7 共済年金 8 恩給 9 その他</p>
<p>右のうち、当てはまる番号すべてを○で囲んでください。</p>		
<p>2 受けていない</p>		

質問11 あなたは、「身体障害者手帳」、「戦傷病者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちですか。各手帳すべてについて、当てはまる番号を○で囲んでください。

身体障害者手帳

<p>1 持っている</p>	<p>→</p>	<p>1 一級 2 二級 3 三級 4 四級 5 五級 6 六級</p>
<p>右のうち、当てはまる番号ひとつを○で囲んでください。</p>		
<p>2 持っていない</p>		

戦傷病者手帳

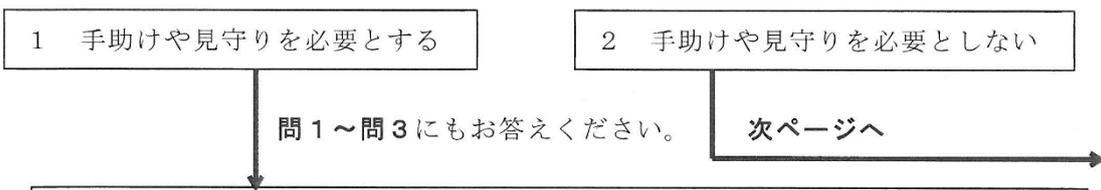
<p>1 持っている</p>
<p>2 持っていない</p>

精神障害者保健福祉手帳

<p>1 持っている</p>	<p>→</p>	<p>1 一級 2 二級 3 三級</p>
<p>右のうち、当てはまる番号ひとつを○で囲んでください。</p>		
<p>2 持っていない</p>		

質問12は、現在、自宅にお住まいの方にお聞きします。病院に入院中の方や、特別養護老人ホームなどの介護施設、サービス付高齢者向け住宅などに入居中の方は質問13へ進んでください。

質問12 あなたは、日常生活を送る上で、だれかの手助けや見守りが必要ですか。当てはまる番号を○で囲んでください。



問1 日常生活はどのような状況・状態ですか。また、そのような状況・状態になってからどのくらいになりますか。それぞれ当てはまる番号ひとつを○で囲んでください。

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる 2 屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない 3 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座った姿勢を保つことはできる 4 1日中ベッド上で過ごし排せつ、食事、着替えに介助を要する | 左の1～4のうち
○をつけた状況・
状態になってから
の期間 | <ul style="list-style-type: none"> 1 1か月未満 2 1か月～3か月未満 3 3か月～6か月未満 4 6か月～1年未満 5 1年～3年未満 6 3年～5年未満 7 5年～10年未満 8 10年～20年未満 9 20年以上 |
|--|---|---|

問2 主に手助けや見守りをしてくれるのはだれですか。当てはまる番号ひとつを○で囲んでください。
2人以上いる場合には、中心になっている方、おひとりについてお答えください。

- | | | |
|---------|----------|------------------|
| 1 配偶者 | 4 父母 | 6 介護サービスの事業者 |
| 2 子 | 5 その他の親族 | 7 その他（町内会、NPOなど） |
| 3 子の配偶者 | | |

↓ 問2で1～5を選んだ場合、問3にもお答えください。

問3 その方は、同居されていますか。当てはまる番号ひとつを○で囲んでください。

- | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----|------|----|------|----|------|----|--------|----|--------|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 同居者 2 同居者以外 <p style="text-align: center;">右のうち、当てはまる番号ひとつを○で囲んでください。</p> | <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20px;">01</td> <td>同一家屋</td> </tr> <tr> <td>02</td> <td>同一敷地</td> </tr> <tr> <td>03</td> <td>近隣地域</td> </tr> <tr> <td>04</td> <td>同一市区町村</td> </tr> <tr> <td>05</td> <td>その他の地域</td> </tr> </table> | 01 | 同一家屋 | 02 | 同一敷地 | 03 | 近隣地域 | 04 | 同一市区町村 | 05 | その他の地域 |
| 01 | 同一家屋 | | | | | | | | | | |
| 02 | 同一敷地 | | | | | | | | | | |
| 03 | 近隣地域 | | | | | | | | | | |
| 04 | 同一市区町村 | | | | | | | | | | |
| 05 | その他の地域 | | | | | | | | | | |

→ 質問13へ

問1～問2にもお答えください。

問1 あなたは、今後、手助けや見守りが必要になったときに、誰から介護を受けたいと思っていますか。当てはまる番号ひとつを○で囲んでください。
2人以上いる場合には、特に介護をお願いしたい、おひとりについてお答えください。

- | | | |
|---------|----------|------------------|
| 1 配偶者 | 4 父母 | 6 介護サービスの事業者 |
| 2 子 | 5 その他の親族 | 7 その他（町内会、NPOなど） |
| 3 子の配偶者 | | |

問1で1～5を選んだ場合、問2にもお答えください。

問2 その方は、同居されていますか。当てはまる番号ひとつを○で囲んでください。

- | | |
|----------------------------|---------------|
| 1 同居者 | |
| 2 同居者以外 | → |
| 右のうち、当てはまる番号ひとつを○で囲んでください。 | |
| | (01 同一家屋) |
| | (02 同一敷地) |
| | (03 近隣地域) |
| | (04 同一市区町村) |
| | (05 その他の地域) |

→ 質問14へ

質問15は、質問14で「4 要支援または要介護の認定を受けている」と回答された方にお聞きします。

質問15 あなたは、平成27年10月中に介護保険制度によるサービスを利用しましたか。当てはまる番号を○で囲んでください。

1 利用した

右のうち、当てはまる番号すべてを○で囲んでください。

2 利用しなかった

1 訪問系サービス

〔訪問介護（ホームヘルプサービス）
訪問入浴介護
訪問看護
訪問リハビリテーション 等〕

2 通所系サービス

〔通所介護（デイサービス）
通所リハビリテーション（デイケア）等〕

3 短期入所サービス（ショートステイ）

〔短期入所生活介護（特別養護老人ホーム等でのショートステイ）
短期入所療養介護（介護老人保健施設等でのショートステイ） 等〕

4 入所・入院サービス

〔介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
介護老人保健施設
介護療養型医療施設 等〕

5 居住系サービス

〔認知症高齢者グループホーム
介護付有料老人ホーム 等〕

6 その他（ ）

質問17 あなたは、平成27年10月中に病院・診療所（医院）に入院または通院していませんか。あるいは、在宅医療（往診を含む。）を受けましたか。当てはまる番号すべてを○で囲んでください。

- 1 入院していた
- 2 在宅医療を受けていた（在宅酸素療法、経管栄養等）
- 3 病院（歯科以外）・診療所（医院）へ通院した
- 4 歯科診療所・病院の歯科へ通院した
- 5 入院も通院もしなかった。また、在宅医療も受けなかった。

質問18 被爆者であることから、現在苦勞していたり、心配していることはありますか。当てはまる番号を○で囲んでください。

1 ある

右のうち、当てはまる番号すべてを○で囲んでください。

2 ない

- 1 自分や配偶者の健康
- 2 子や孫の健康
- 3 仕事のこと
- 4 経済上の困窮
- 5 今後の生活
- 6 肉親の日常の世話
- 7 家族の将来（就職、結婚など）
- 8 その他（ ）

質問はこれで終わりです。
ご協力ありがとうございました。

整理番号



政府統計

平成27年度 原子爆弾被爆者実態調査

調査票（国外用）

2015年11月1日（日）現在

この調査は統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期しますので、ありのままを記入してください。

【記入上の注意】

- 黒または青のボールペンまたはインクを用いて、はっきり記入してください。
- 番号を選ぶ質問については、当てはまる番号を○で囲んでください。
- 文字を記入する場合は、かい書で、数字を記入する場合は1・2・3・・・のように算用数字を用いて、ていねいに記入してください。
- ご自分で記入できない方は、ご家族などに手伝ってもらって記入してください。なお、その場合は、あなたからみた記入者の続柄について**当てはまる番号ひとつ**を○で囲んでください。

1 配偶者 2 子 3 兄弟姉妹 4 その他()

【あなたの生年月日、電話番号、居住国、国籍を記入してください。また、性別、元号については○で囲んでください。】

男 ・ 女	西暦 明治 大正 昭和	年	月	日生	電話番号
居住国					
国籍					

- この調査票に記入していただいた内容について確認をさせていただくことがあります。

厚生労働省

質問1 あなたは、広島、長崎のどちらで被爆しましたか。当てはまる番号すべてを○で囲んでください。

1 広島	2 長崎
------	------

【被爆者健康手帳を持っている方は、その被爆者健康手帳を見て記入してください。】

質問2 被爆者健康手帳を持っている方で、「法第1条による区分」の欄は何号になっていますか。当てはまる番号すべてを○で囲んでください。
(1995年以前に被爆者健康手帳を取得された場合は「法第2条による区分」と記載されていることがあります。)

1 第1号	あなたは、爆心地から何キロメートルの場所で被爆しましたか。(被爆者健康手帳の「被爆の場所」の欄を参考にしてください。)
2 第2号	
3 第3号	
4 第4号	

1 0.0～0.5キロメートル	5 2.1～2.5キロメートル
2 0.6～1.0キロメートル	6 2.6～3.0キロメートル
3 1.1～1.5キロメートル	7 3.1～3.5キロメートル
4 1.6～2.0キロメートル	8 3.6キロメートル以上

【被爆時状況確認証を持っている方は、その被爆時状況確認証を見て記入してください。】

質問3 被爆時状況確認証を持っている方で、被爆の状況はどれに該当しますか。当てはまる番号すべてを○で囲んでください。

1 直接被爆	あなたは、爆心地から何キロメートルの場所で被爆しましたか。(被爆時状況確認証の「被爆の状況」の欄を参考にしてください。)
2 入市被爆	
3 その他の被爆	

1 0.0～0.5キロメートル	5 2.1～2.5キロメートル
2 0.6～1.0キロメートル	6 2.6～3.0キロメートル
3 1.1～1.5キロメートル	7 3.1～3.5キロメートル
4 1.6～2.0キロメートル	8 3.6キロメートル以上

質問4 あなたの世帯には、あなたを含めて何人の世帯員が同居されていますか。

また、その世帯員について、あなたとの続柄を教えてください。当てはまる番号すべてを○で囲んでください。

世帯員数 人
(あなたを含めた)

- | | |
|----------|-----------|
| 01 配偶者 | 08 配偶者の父母 |
| 02 子 | 09 祖父母 |
| 03 子の配偶者 | 10 兄弟姉妹 |
| 04 孫 | 11 その他の親族 |
| 05 孫の配偶者 | 12 その他 |
| 06 ひ孫 | |
| 07 父母 | |

(注)「世帯」とは、2015年11月1日現在、同じ住居に住んでおり、かつ、生計を共にしている人々の集まりとします。

同じ住居に住んでいても、あなたとは別に独立の生計を維持している場合は、別の世帯になります。

質問5 あなたの世帯には、あなたを含めて何人の方が被爆者健康手帳または被爆時状況確認証の交付を受けていますか。当てはまる番号ひとつを○で囲んでください。

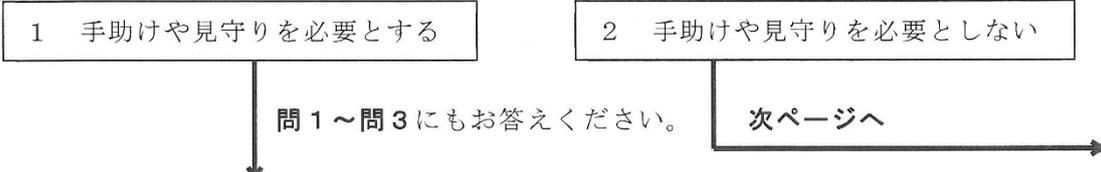
- | | | |
|------|------|--------|
| 1 1人 | 3 3人 | 5 5人以上 |
| 2 2人 | 4 4人 | |

質問6 あなたは、ふだん、収入を伴う仕事をしていますか。当てはまる番号を○で囲んでください。

- | | |
|--------|---------|
| 1 している | 2 していない |
|--------|---------|

質問7は、現在、自宅にお住まいの方にお聞きします。病院に入院中の方や、老人ホームなどの介護施設に入居中の方は質問8へ進んでください。

質問7 あなたは、日常生活を送る上で、だれかの手助けや見守りが必要ですか。当てはまる番号を○で囲んでください。



問1 日常生活はどのような状況・状態ですか。また、そのような状況・状態になってからどのくらいになりますか。それぞれ当てはまる番号ひとつを○で囲んでください。

- | | | |
|---|-----------------------------|--|
| <p>1 何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる</p> <p>2 屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない</p> <p>3 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座った姿勢を保つことはできる</p> <p>4 1日中ベッド上で過ごし排せつ、食事、着替えに介助を要する</p> | 左の1～4のうち○をつけた状況・状態になってからの期間 | <p>1 1か月未満</p> <p>2 1か月～3か月未満</p> <p>3 3か月～6か月未満</p> <p>4 6か月～1年未満</p> <p>5 1年～3年未満</p> <p>6 3年～5年未満</p> <p>7 5年～10年未満</p> <p>8 10年～20年未満</p> <p>9 20年以上</p> |
|---|-----------------------------|--|

問2 主に手助けや見守りをしてくれるのはだれですか。当てはまる番号ひとつを○で囲んでください。
2人以上いる場合には、中心になっている方、おひとりについてお答えください。

- | | | |
|---------|----------|--------------|
| 1 配偶者 | 4 父母 | 6 介護サービスの事業者 |
| 2 子 | 5 その他の親族 | 7 その他（NPOなど） |
| 3 子の配偶者 | | |

問2で1～5を選んだ場合、問3にもお答えください。

問3 その方は、同居されていますか。当てはまる番号ひとつを○で囲んでください。

- | |
|---------|
| 1 同居者 |
| 2 同居者以外 |

→ 質問8へ

問1～問2にもお答えください。

問1 あなたは、今後、手助けや見守りが必要になったときに、誰から介護を受けたいと思っていますか。当てはまる番号ひとつを○で囲んでください。
2人以上いる場合には、特に介護をお願いしたい、おひとりについてお答えください。

- | | | |
|---------|----------|--------------|
| 1 配偶者 | 4 父母 | 6 介護サービスの事業者 |
| 2 子 | 5 その他の親族 | 7 その他（NPOなど） |
| 3 子の配偶者 | | |

問1で1～5を選んだ場合、問2にもお答えください。

問2 その方は、同居されていますか。当てはまる番号ひとつを○で囲んでください。

- | |
|---------|
| 1 同居者 |
| 2 同居者以外 |

→ 質問9へ

質問8は、現在、病院に入院中の方や、老人ホームなどの介護施設に入居中の方と、質問7で「1 手助けや見守りを必要とする」と回答された方にお聞きします。

質問8 入院や入居、手助けや見守りが必要となった原因は何ですか。当てはまる番号すべてを○で囲み、ふたつ以上ある場合には、主たる原因の番号をひとつだけ に記入してください。

- 01 脳血管疾患（脳出血、脳梗塞、脳卒中等）
- 02 心臓病
- 03 がん（悪性新生物）
- 04 呼吸器疾患（肺気腫、肺炎等）
- 05 関節疾患（リウマチ等）
- 06 認知症
- 07 パーキンソン病
- 08 糖尿病
- 09 視覚・聴覚障害
- 10 骨折・転倒
- 11 脊髄損傷
- 12 高齢による衰弱
- 13 その他（ ）
- 14 不明

主たる原因

質問9 あなたは、2015年10月中に病院・診療所（医院）に入院または通院していましたか。あるいは、在宅医療（往診を含む。）を受けましたか。当てはまる番号すべてを○で囲んでください。

- 1 入院していた
- 2 在宅医療を受けていた（在宅酸素療法、経管栄養等）
- 3 病院（歯科以外）・診療所（医院）へ通院した
- 4 歯科診療所・病院の歯科へ通院した
- 5 入院も通院もしなかった。また、在宅医療も受けなかった。

質問10 あなたは、「在外被爆者が住んでいる国の日本大使館・日本総領事館等を通じて被爆者健康手帳、健康管理手当、健康診断受診者証等の申請を行うことができること」を知っていますか。当てはまる番号を○で囲んでください。

1 知っている

何によって知りましたか。右のうち、当てはまる番号すべてを○で囲んでください。

2 知らない

- 1 住んでいる国にいる親族や友人・知人
- 2 住んでいる国にある関係団体（被爆者協会等）
- 3 住んでいる国にある日本大使館・日本総領事館等
- 4 日本にいる親族や友人・知人
- 5 日本の役所からのお知らせ
- 6 その他（ ）

質問11 あなたは、「渡日して治療を受けることを支援する事業（渡日旅費等を支給する事業）」を知っていますか。当てはまる番号を○で囲んでください。

1 知っている

何によって知りましたか。右のうち、当てはまる番号すべてを○で囲んでください。

2 知らない

- 1 住んでいる国にいる親族や友人・知人
- 2 住んでいる国にある関係団体（被爆者協会等）
- 3 住んでいる国にある日本大使館・日本総領事館等
- 4 日本にいる親族や友人・知人
- 5 日本の役所からのお知らせ
- 6 その他（ ）

→ 質問13へ

→ 質問12へ

質問12は、質問11で「1 知っている」と回答された方にお聞きします。

質問12 あなたは、これまでに「**渡日して治療を受けることを支援する事業（渡日旅費等を支給する事業）**」を利用したことがありますか。当てはまる番号を○で囲んでください。

1 利用したことがある

2 利用したことはない

問1、問2にもお答え
ください。

問1 これまでに利用した回数は何回ですか。当てはまる番号を○で囲んでください。

- 1 一回
- 2 二回
- 3 三回
- 4 四回
- 5 五回以上

問2 渡日して治療を受けた理由を記入してください。

[]

質問15 あなたは、「在外被爆者が住んでいる国で健康診断を実施する事業」を知っていますか。当てはまる番号を○で囲んでください。

1 知っている

何によって知りましたか。右のうち、当てはまる番号すべてを○で囲んでください。

2 知らない

- 1 住んでいる国にいる親族や友人・知人
- 2 住んでいる国にある関係団体（被爆者協会等）
- 3 住んでいる国にある日本大使館・日本総領事館等
- 4 日本にいる親族や友人・知人
- 5 日本の役所や医師会等からのお知らせ
- 6 その他（ ）

質問16 あなたは、「在外被爆者が住んでいる国の医療機関で治療を受けた場合に、その負担した医療費等に対して助成を行う事業」を知っていますか。当てはまる番号を○で囲んでください。

1 知っている

何によって知りましたか。右のうち、当てはまる番号すべてを○で囲んでください。

2 知らない

- 1 住んでいる国にいる親族や友人・知人
- 2 住んでいる国にある関係団体（被爆者協会等）
- 3 住んでいる国にある日本大使館・日本総領事館等
- 4 日本にいる親族や友人・知人
- 5 日本の役所からのお知らせ
- 6 その他（ ）

→ 質問18へ

→ 質問17へ

質問17は、質問16で「1 知っている」と回答された方にお聞きします。

質問17 あなたは、「在外被爆者が住んでいる国の医療機関で治療を受けた場合に、その負担した医療費等に対して助成を行う事業」を利用したことがありますか。当てはまる番号を○で囲んでください。

1 利用したことがある	→	1 今後も利用したい 2 今後は利用しない 利用しない理由 ()
-------------	---	--

右のうち、当てはまる番号ひとつを○で囲んでください。

2 利用したことはない	→	利用しない理由 ()
-------------	---	----------------

利用しない理由を記入してください。

質問18 被爆者であることから、現在苦勞していたり、心配していることはありますか。当てはまる番号を○で囲んでください。

1 ある	→	1 自分や配偶者の健康 2 子や孫の健康 3 仕事のこと 4 経済上の困窮 5 今後の生活 6 肉親の日常の世話 7 家族の将来（就職、結婚など） 8 その他 ()
------	---	--

右のうち、当てはまる番号すべてを○で囲んでください。

2 ない

質問はこれで終わりです。
ご協力ありがとうございました。



政府統計

整理番号

平成27年度 原子爆弾被爆者実態調査

調査票（南米用）

2015年11月1日（日）現在

この調査は統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期しますので、ありのままを記入してください。

【記入上の注意】

- 黒または青のボールペンまたはインクを用いて、はっきり記入してください。
- 番号を選ぶ質問については、当てはまる番号を○で囲んでください。
- 文字を記入する場合は、かい書で、数字を記入する場合は1・2・3・・・のように算用数字を用いて、ていねいに記入してください。
- ご自分で記入できない方は、ご家族などに手伝ってもらって記入してください。なお、その場合は、あなたからみた記入者の続柄について**当てはまる番号ひとつ**を○で囲んでください。

1 配偶者 2 子 3 兄弟姉妹 4 その他()

【あなたの生年月日、電話番号、居住国、国籍を記入してください。また、性別、元号については○で囲んでください。】

男 ・ 女	西暦 明治 大正 年 月 日生 昭和	電話番号
居住国		
国 籍		

- この調査票に記入していただいた内容について確認をさせていただくことがあります。

厚生労働省

質問1 あなたは、広島、長崎のどちらで被爆しましたか。当てはまる番号すべてを○で囲んでください。

1 広島	2 長崎
------	------

【被爆者健康手帳を持っている方は、その被爆者健康手帳を見て記入してください。】

質問2 被爆者健康手帳を持っている方で、「法第1条による区分」の欄は何号になっていますか。当てはまる番号すべてを○で囲んでください。
(1995年以前に被爆者健康手帳を取得された場合は「法第2条による区分」と記載されていることがあります。)

1 第1号	あなたは、爆心地から何キロメートルの場所で被爆しましたか。(被爆者健康手帳の「被爆の場所」の欄を参考にしてください。)
2 第2号	
3 第3号	
4 第4号	

1 0.0～0.5キロメートル	5 2.1～2.5キロメートル
2 0.6～1.0キロメートル	6 2.6～3.0キロメートル
3 1.1～1.5キロメートル	7 3.1～3.5キロメートル
4 1.6～2.0キロメートル	8 3.6キロメートル以上

【被爆時状況確認証を持っている方は、その被爆時状況確認証を見て記入してください。】

質問3 被爆時状況確認証を持っている方で、被爆の状況はどれに該当しますか。当てはまる番号すべてを○で囲んでください。

1 直接被爆	あなたは、爆心地から何キロメートルの場所で被爆しましたか。(被爆時状況確認証の「被爆の状況」の欄を参考にしてください。)
2 入市被爆	
3 その他の被爆	

1 0.0～0.5キロメートル	5 2.1～2.5キロメートル
2 0.6～1.0キロメートル	6 2.6～3.0キロメートル
3 1.1～1.5キロメートル	7 3.1～3.5キロメートル
4 1.6～2.0キロメートル	8 3.6キロメートル以上

質問4 あなたの世帯には、あなたを含めて何人の世帯員が同居されていますか。

また、その世帯員について、あなたとの続柄を教えてください。当てはまる番号すべてを○で囲んでください。

世帯員数 人
(あなたを含めた)

- | | |
|----------|-----------|
| 01 配偶者 | 08 配偶者の父母 |
| 02 子 | 09 祖父母 |
| 03 子の配偶者 | 10 兄弟姉妹 |
| 04 孫 | 11 その他の親族 |
| 05 孫の配偶者 | 12 その他 |
| 06 ひ孫 | |
| 07 父母 | |

(注)「世帯」とは、2015年11月1日現在、同じ住居に住んでおり、かつ、生計を共にしている人々の集まりとします。

同じ住居に住んでいても、あなたとは別に独立の生計を維持している場合は、別の世帯になります。

質問5 あなたの世帯には、あなたを含めて何人の方が被爆者健康手帳または被爆時状況確認証の交付を受けていますか。当てはまる番号ひとつを○で囲んでください。

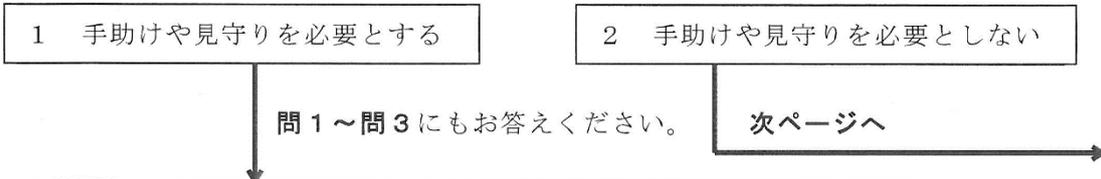
- | | | |
|------|------|--------|
| 1 1人 | 3 3人 | 5 5人以上 |
| 2 2人 | 4 4人 | |

質問6 あなたは、ふだん、収入を伴う仕事をしていますか。当てはまる番号を○で囲んでください。

- | | |
|--------|---------|
| 1 している | 2 していない |
|--------|---------|

質問7は、現在、自宅にお住まいの方にお聞きします。病院に入院中の方や、老人ホームなどの介護施設に入居中の方は質問8へ進んでください。

質問7 あなたは、日常生活を送る上で、だれかの手助けや見守りが必要ですか。当てはまる番号を○で囲んでください。



問1 日常生活はどのような状況・状態ですか。また、そのような状況・状態になってからどのくらいになりますか。それぞれ当てはまる番号ひとつを○で囲んでください。

- | | | |
|---|-----------------------------|---|
| <ul style="list-style-type: none">1 何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる2 屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない3 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座った姿勢を保つことはできる4 1日中ベッド上で過ごし排せつ、食事、着替えに介助を要する | 左の1～4のうち○をつけた状況・状態になってからの期間 | <ul style="list-style-type: none">1 1か月未満2 1か月～3か月未満3 3か月～6か月未満4 6か月～1年未満5 1年～3年未満6 3年～5年未満7 5年～10年未満8 10年～20年未満9 20年以上 |
|---|-----------------------------|---|

問2 主に手助けや見守りをしてくれるのはだれですか。当てはまる番号ひとつを○で囲んでください。
2人以上いる場合には、中心になっている方、おひとりについてお答えください。

- | | | |
|---------|----------|--------------|
| 1 配偶者 | 4 父母 | 6 介護サービスの事業者 |
| 2 子 | 5 その他の親族 | 7 その他（NPOなど） |
| 3 子の配偶者 | | |

問2で1～5を選んだ場合、問3にもお答えください。

問3 その方は、同居されていますか。当てはまる番号ひとつを○で囲んでください。

- | |
|---------|
| 1 同居者 |
| 2 同居者以外 |

→ 質問8へ

問1～問2にもお答えください。

問1 あなたは、今後、手助けや見守りが必要になったときに、誰から介護を受けたいと思っていますか。当てはまる番号ひとつを○で囲んでください。
2人以上いる場合には、特に介護をお願いしたい、おひとりについてお答えください。

- | | | |
|---------|----------|--------------|
| 1 配偶者 | 4 父母 | 6 介護サービスの事業者 |
| 2 子 | 5 その他の親族 | 7 その他（NPOなど） |
| 3 子の配偶者 | | |

問1で1～5を選んだ場合、問2にもお答えください。

問2 その方は、同居されていますか。当てはまる番号ひとつを○で囲んでください。

- | |
|---------|
| 1 同居者 |
| 2 同居者以外 |

→ 質問9へ

質問12は、質問11で「1 知っている」と回答された方にお聞きします。

質問12 あなたは、これまでに「**渡日して治療を受けることを支援する事業（渡日旅費等を支給する事業）**」を利用したことがありますか。当てはまる番号を○で囲んでください。

1 利用したことがある

2 利用したことはない

問1、問2にもお答えください。

問1 これまでに利用した回数は何回ですか。当てはまる番号を○で囲んでください。

- 1 一回
- 2 二回
- 3 三回
- 4 四回
- 5 五回以上

問2 渡日して治療を受けた理由を記入してください。

[]

質問17は、質問16で「1 知っている」と回答された方にお聞きします。

質問17 あなたは、「在外被爆者が住んでいる国の医療機関で治療を受けた場合に、その負担した医療費等に対して助成を行う事業」を利用したことがありますか。当てはまる番号を○で囲んでください。

1 利用したことがある	→	1 今後も利用したい 2 今後は利用しない 利用しない理由 ()
-------------	---	--

右のうち、当てはまる番号ひとつを○で囲んでください。

2 利用したことはない	→	利用しない理由 ()
-------------	---	----------------

利用しない理由を記入してください。

質問18 被爆者であることから、現在苦勞していたり、心配していることはありますか。当てはまる番号を○で囲んでください。

1 ある	→	1 自分や配偶者の健康 2 子や孫の健康 3 仕事のこと 4 経済上の困窮 5 今後の生活 6 肉親の日常の世話 7 家族の将来（就職、結婚など） 8 その他（)
------	---	---

右のうち、当てはまる番号すべてを○で囲んでください。

2 ない

質問19 あなたは、民間保険会社の医療保険に加入していますか。当てはまる番号を○で囲んでください。

1 加入している

問1、問2にもお答えください。

2 加入していない

問1 1年間の保険料の額は、おおむねいくらぐらいですか

ぐらい

(注) 住んでいる国の通貨単位で記入してください。

問2 その保険で何名の方が医療を受けられるようになっていますか

名

質問はこれで終わりです。
ご協力ありがとうございました。